

# 千葉県地域防災計画

## 第3編 風水害等編

# 第1章 総 則

## 第1節 県土の保全

- |      |         |
|------|---------|
| 1 治水 | (風-1-3) |
| 2 治山 | (風-1-5) |
| 3 海岸 | (風-1-5) |

本編は、第1編総則で示された目的や基本的な考え方に基づき、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、県民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、災害時における災害応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期するものとする。

## 第1節 県土の保全

本県の位置する房総半島は、四方を海と河川に囲まれ、南部には山間部が広がっており、降雨・暴風等により被害を受けやすい地形的条件にはあるが、治水事業、治山事業等が計画的に推進されてきたため、近年は、風水害による被害は最小限にとどめられているところである。

しかしながら、都市化の進展、県民の生活様式の変化による上下水道、電気、ガス等ライフラインへの生活の依存度の高まり、高齢化の進展などによる要配慮者の増加や、住民の相互扶助意識の低下など、防災面に関する様々な課題が指摘されている。

台風や集中豪雨、竜巻などの発生を防ぐことはできないが、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、「命を守る」ことを最優先とした対策を講じていくものとする。

## 1 治水

河川の流水が人類に与える利益には、計り知れないものがある反面、豪雨の際には、市街地の宅地の浸水被害や、耕地を押し流し、農作物に被害を与えるなど大災害を発生する原因となっている。

特に狭い国土に多数の人口を擁しているわが国では、高度の土地利用が要求され、河川流域の利用度が著しく高いため、ひとたび河川が氾濫すると、被害は多大なものとなる。そこで災害発生の可能性を軽減し、又は発生した災害を最小限度にするために、築堤や河道掘削等の河川改修を推進するとともに、これらの河川管理者等が主体となって行う治水対策に加え、流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」の推進が重要である。

県の境界線を通る江戸川、利根川は、直轄河川として国が直接改修工事を行っており、この改修は、本県にとって治水上大きな影響があることから、これらの推進も重要である。

<資料編8-3 河川法一・二級河川一覧表>

県下各河川の特徴（利根川・江戸川を除く）

河川の地域区分	主要河川名	特徴
利根川・江戸川支川	坂川、座生川、亀成川、長門川、根木名川、小野川、黒部川、清水川 等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 北部は利根川、西部は江戸川に接した軟弱地盤の低地を形成しているが、流域の大部分は下総台地からなる。</li> <li>2 下総台地を水源とした河川は、北部又は西部の低地に流れ利根川・江戸川に注ぐ内水河川となっており、出水時には本川の水位上昇が長期におよぶため排水に苦しむ地域である。</li> <li>3 利根川沿川地域を中心に農地の面的整備が進んでおり、台地部では西から都市化が進行してきている。</li> <li>4 台地部の都市化の進展により流出増を招き、下流河川への負担を大きくしている。</li> <li>5 洪水時には、水防活動が重要な地域である。</li> </ol>
東京湾沿岸河川	真間川、海老川、都川、村田川、養老川、小櫃川、小糸川 等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 北部は下総台地、南部は東京湾沿岸平野の低地を形成している。</li> <li>2 下総台地を水源とする河川は東京湾沿岸平野を流れ、東京湾に注いでおり、下流部は潮位の影響を受けやすい。</li> <li>3 都市化が最も進んでいる地域であり、河川の水環境は悪化し、緑地等も減少している。</li> <li>4 河口部は干潟を形成していたが、現在ではそのほとんどが埋め立て地になっている。</li> <li>5 全域において都市化が進み、水害の発生頻度が高い状況にある。</li> </ol>

河川の地域区分	主要河川名	特 徴
九十九里河川	新川、栗山川、木戸川、作田川、真亀川、南白亀川、一宮川 等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 西部は下総台地、東部は太平洋に面した九十九里平野を形成している。</li> <li>2 河川は下総台地を水源とし、低平地である九十九里平野を緩やかに流れ、太平洋に注いでおり、河口部付近では河口閉塞がみられる。</li> <li>3 中・上流部の水田の排水路整備により流出形態が変化し下流部に影響を与えている。</li> <li>4 中流部の市街地では、河川の流下能力不足による浸水被害が度々発生している。</li> <li>5 氾濫原であった河川沿いの低地部が市街化されたことにより浸水被害が拡大した。</li> </ol>
上総丘陵河川	養老川、小櫃川、小糸川、湊川、夷隅川 等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 豊かな自然環境に恵まれた水源かん養地域で流域の大きな河川が多く、県下で最大の多雨地帯となっている。</li> <li>2 上流部は谷が深く急峻で中流部にかけて蛇行が激しく、一部河川では河口閉塞が発生している。</li> <li>3 上流部は砂防河川に指定されている区域が多い。</li> <li>4 洪水調節や農業、水道用の水源となるダムが数多く建設されている。</li> </ol>
安房河川	佐久間川、岩井川、平久里川、長尾川、加茂川、丸山川、大風沢川 等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 急峻な地形が大部分を占め、平地が少なく、地すべり地帯を形成している。</li> <li>2 小河川が多く、丘陵部の上流は砂防河川として改修を行っている。</li> <li>3 急流河川のため局所的な河床変動が生じている。</li> <li>4 観光開発に伴う流出増が懸念される。</li> </ol>
湖 沼	印旛沼、手賀沼	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 排水が不良の低湿地地帯にあり、出水時には機械排水を行っている。</li> </ol>

## 2 治 山

本県の山岳地帯は、安房郡市一帯と君津地域の一部に限られるが、地形が錯そうし、急流が多く、地質が軟弱なため崩壊、崩落及び侵食が激しく、洪水氾濫、土砂流出等が見られるのみならず、小規模の地すべりも各所に起きて、道路、護岸等の公共施設や農宅地被害をしばしばもたらしている。

このため、治山事業等の推進により森林を維持・造成し、山地からの土砂流出等を防ぎ、災害の軽減・防止を図ることが重要である。

## 3 海 岸

本県の海岸線の総延長は河川の河口部を含め約534kmで、このうち海岸保全施設を整備する必要があるものは、約302kmである。

本県の海岸の特性として、被害の様相は、内湾地域はおもに高潮による被害、外洋いわゆる外房一帯は、波浪による侵食とに分けられる。従って、保全施設の構造についてもこの特性に応じて、内湾地帯は緩傾斜護岸、外房地帯には緩傾斜護岸とヘッドランド（人工岬）、養浜との組合せ等を行って、高潮による災害防止と波浪による海岸侵食防止を図っている。

昭和25年度から海岸事業に国庫補助の途がひらかれて以来、本県の海岸保全施設事業も着々とその成果をあげているが、海岸保全施設の公共的重要性が増大してきている。

また、幕張新都心、京葉臨海工業地帯などの後背地保全のためにも、高潮対策が特に重要視されている。

<資料編8-6 海岸法 海岸保全区域一覧表>

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 防災意識の向上

- 1 防災教育 (風-2-3)
- 2 過去の災害教訓の伝承 (風-2-3)
- 3 防災広報の充実 (風-2-3)
- 4 自主防災体制の強化 (風-2-5)
- 5 防災訓練の充実 (風-2-6)

### 第2節 水害予防対策

- 1 水害予防計画 (風-2-8)
- 2 高潮予防計画 (風-2-12)

### 第3節 土砂災害予防対策

- 1 土砂災害防止法に基づく対策の推進 (風-2-15)
- 2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備 (風-2-16)
- 3 防災知識の普及啓発 (風-2-17)
- 4 県土保全事業の推進 (風-2-17)
- 5 孤立集落対策 (風-2-19)
- 6 災害に強いまちづくりの推進 (風-2-20)

### 第4節 風害予防対策

- 1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発 (風-2-21)
- 2 農作物等の風害防止対策 (風-2-22)
- 3 電力施設風害防止対策 (風-2-22)
- 4 通信施設風害防止対策 (風-2-23)
- 5 水道施設の風害による停電対策 (風-2-24)
- 6 共同溝・電線共同溝等の整備 (風-2-24)

### 第5節 雪害予防対策

- 1 道路雪害防止対策 (風-2-25)
- 2 農作物等の雪害防止対策 (風-2-25)
- 3 電力施設雪害防止対策 (風-2-27)
- 4 通信施設雪害防止対策 (風-2-27)

### 第6節 火災予防対策

- 1 火災予防に係る立入検査 (風-2-28)
- 2 住宅防火対策 (風-2-28)
- 3 火災予防についての啓発 (風-2-28)

### 第7節 消防計画

- 1 消防体制・施設の強化 (風-2-30)
- 2 消防職員、団員等の教育訓練 (風-2-30)
- 3 市町村相互の応援体制 (風-2-30)
- 4 広域航空消防応援体制 (風-2-31)
- 5 消防思想の普及 (風-2-31)
- 6 市町村の消防計画及びその推進 (風-2-31)

## 第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

- 1 避難行動要支援者への対応 (風-2-33)
- 2 要配慮者全般への対応 (風-2-36)
- 3 社会福祉施設等における防災対策 (風-2-37)
- 4 外国人への対応 (風-2-37)

## 第9節 情報連絡体制の整備

- 1 県における災害情報通信施設の整備 (風-2-38)
- 2 市町村における災害通信施設の整備 (風-2-41)
- 3 警察における災害通信網の整備 (風-2-41)
- 4 東京電力パワーグリッド(株)における被害情報伝達体制の整備 (風-2-41)
- 5 NTT東日本(株)千葉事業部における災害通信施設の整備 (風-2-41)
- 6 (株)NTTドコモ千葉支店における災害通信施設の整備 (風-2-42)
- 7 KDDI(株)における電気通信サービス施設の整備 (風-2-42)
- 8 ソフトバンク(株)における災害通信施設等の整備 (風-2-42)
- 9 楽天モバイル(株)における災害通信施設等の整備 (風-2-42)
- 10 非常通信体制の充実強化 (風-2-42)
- 11 アマチュア無線の活用 (風-2-42)
- 12 その他通信網の整備 (風-2-42)

## 第10節 備蓄・物流計画

- 1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備 (風-2-43)
- 2 医薬品及び応急医療資機材等の整備 (風-2-44)
- 3 水防用資機材の整備 (風-2-45)

## 第11節 防災施設の整備

- 1 防災危機管理センターの整備 (風-2-46)
- 2 防災センターの整備 (風-2-46)
- 3 県消防学校における防災教育機能 (風-2-46)
- 4 避難施設の整備 (風-2-46)
- 5 道の駅の防災機能強化 (風-2-49)

## 第12節 帰宅困難者等対策

- 1 一斉帰宅の抑制 (風-2-50)
- 2 情報連絡体制の整備 (風-2-50)
- 3 帰宅困難者等への情報提供 (風-2-50)
- 4 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み (風-2-50)

## 第13節 防災体制の整備

- 1 県の防災体制の整備 (風-2-51)

## 第1節 防災意識の向上

災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、県民の生命、身体、財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進にあわせて、県民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら、災害についての正しい認識をもち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが最も重要なことである。

このため、県、市町村、防災関係機関は、防災教育の推進に努めるとともに、特に台風シーズン到来前などの時期をねらい、可能な限り多様な媒体を用いて防災及び減災思想の普及、啓発活動を行い、県民の防災及び減災意識の向上を図るとともに、各地域の自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図る。

さらに、これら組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、防災知識の普及に当たっては、気候変動の影響も踏まえつつ、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだわかりやすい広報資料の作成に努める。

### 1 防災教育（全庁、市町村）

県、市町村、防災関係機関は、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及促進を図り、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

特に幼少期からの防災教育が有効であることから、児童生徒等が災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断の元に適切に対応し避難する力を養うため、教育機関においては、家庭や地域の消防団員等と連携し、防災に関する教育の充実に努める。

また、防災教育の推進に当たっては、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行うとともに、自らの安全確保はもとより、他者や地域の防災に貢献しようとする態度を身につけるなど、防災意識の向上を図り、より具体的で継続的な指導を展開するものとする。

### 2 過去の災害教訓の伝承（全庁、市町村）

県及び市町村は、過去に起こった大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、県民に閲覧できるよう公開に努めるものとする。

また、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

県民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加し、防災意識の向上を図る。

### 3 防災広報の充実（全庁、市町村）

平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、県、市町村をはじめとする様々な防災関係機関が、あらゆる広報媒体や気象防災アドバイザー等の専門家の知見を活用し防災広報の充実に努める。

#### (1) 広報すべき内容

防災知識の普及に当たっては、特に、県民及び災害関係職員に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及するものとする。なお、普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。

##### ア 災害時の心得

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときにおいて、あらかじめ各世帯が承知しておくべき次の事項の周知に努めるものとする。

(ア) 避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報や5段階の警戒レベル等の関係性の意味と

内容及び地域の洪水・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動についての説明

- (イ) 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備
- (ウ) 避難所での感染症対策として、マスク、消毒液、体温計等の携行
- (エ) 医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、要配慮者に特に必要な物資の備蓄
- (オ) 「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得
- (カ) 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
- (キ) 通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
- (ク) 自動車へのこまめな満タン給油
- (ケ) 被災世帯の心得ておくべき事項
- (コ) 防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む）
- (サ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (シ) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所等での飼養についての準備
- (ス) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

#### イ 災害危険箇所等

洪水、土砂災害等の災害危険箇所の公表を行うとともに、市町村によるハザードマップの作成を促進する。

また、水防活動や避難行動の参考情報として県内の雨量や河川水位情報等を逐次公表する。

#### ウ 災害予防の概要

災害による被害が、各世帯における防災知識の徹底によって防止される事項、例えば台風時における家屋の保全方法等については、それぞれ予想される災害シーズン前に各世帯へ周知徹底するよう努めるものとする。

#### エ 県地域防災計画の概要

災害対策基本法第40条第4項に基づく「千葉県地域防災計画」の要旨の公表は、千葉県防災会議が千葉県地域防災計画を作成し、または修正した時に、その概要について行う。

### (2) 実施方法

#### ア 新聞の利用

各新聞社の協力を得て防災知識の普及を図る。

#### イ ラジオ、テレビの利用

防災知識の普及啓発は常時行うことが必要である。なお、季節的に発生が予想される災害については、その季節の到来前に重点的に行う。

#### ウ 防災行政無線、有線放送の利用

防災行政無線、市町村有線放送を利用して、防災知識、災害に関する資料放送、録音テープ又は放送台本等の放送を随時行う。

#### エ 広報紙

防災に関する知識を深めるため、ちば県民だより及び市町村等の広報紙に、防災知識に関する事項を掲載する。

#### オ 防災に関する講演会、説明会、座談会等の開催

地震、台風、洪水、火災等に関する講演会、説明会、座談会を開催して防災意識の向上を図るとともに、災害の予防対策に役立たせるため、随時県民及び市町村職員その他関係者を対象として実施する。

#### カ 学校教育

児童生徒等の防災知識の普及と防災意識の向上を図るため、教材となる資料を提供する。

学校においては、地域の災害リスクやとるべき避難行動等を含めた、児童生徒への防災教育の充実を図る。

#### キ 西部防災センターの活用

センターの体験施設等を通じて、地震、台風、洪水、火災等の災害に関する知識の啓発を図る。

ク 消防学校

県民や自主防災組織、企業などを対象に実践的な訓練・研修を行い、防災力の向上を図る。

ケ インターネットの活用

ホームページ等に防災意識高揚のための動画を掲載するなど、防災知識の普及啓発を図る。

(3) 報道機関との協力

報道機関から防災に関する報道に当たり、資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

災害広報を行うに当たり、必要と認める場合は、報道機関に対し協力を依頼する。

4 自主防災体制の強化（防災危機管理部、商工労働部、市町村）

発災直後の自助の取組みに加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織などの共助や事業所防災体制を強化するなど、地域コミュニティにおける防災体制を充実させることも重要である。

(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

災害による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

このため、市町村は地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図ることとし、日頃から大災害が発生した場合を想定した訓練の実施などを推進する。また、市町村は、避難行動要支援者の救出救護体制の整備として、避難支援等関係者と連携して避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画の作成を進めることとする。

県は、自主防災組織の機能強化を図るため、市町村及び気象防災アドバイザー等の専門家との連携のもと、大規模災害時において各組織を取りまとめ、行政との連絡調整役を担う災害対策コーディネーターの養成や、消防学校において、地域防災力の中核を担う自主防災組織や企業の自衛防災組織などを対象に実践的な訓練・研修を実施するなど、共助の中核となる人材育成を促進する。

自主防災組織は、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備の充実に努める。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、県と市町村は協力してこれを促進する。

なお、自主防災組織の活動形態は次のとおりである。

自主防災組織の活動形態

平時	1 防災知識の広報・啓発（地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策） 2 災害危険度の把握（土砂災害警戒区域、地域の災害履歴、ハザードマップ） 3 防災訓練（個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練） 4 家庭の安全点検（家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検） 5 防災資機材等の整備（応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備） 6 要配慮者対策（要配慮者の把握、支援方法の整理など） 7 他団体と連携した訓練活動の実施（近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練）
----	--

災 害 時	1 情報の収集及び伝達（被害の状況、気象警報及び注意報、ライフラインの状況、避難指示など）
	2 出火防止、初期消火
	3 救出・救護（救出活動・救護活動）
	4 避難（避難誘導、避難所の運営等）
	5 給食・給水（避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど）

## （2）事業所防災体制の強化

### ア 防災・防火管理体制の強化

学校、病院、百貨店等多数の人が出入りする施設について、管理権原者は防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行うので、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

高層建築物、雑居ビル、地下街等で管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防火管理者を協議して選任し、当該建築物全体の消防計画の作成、各種訓練の実施、廊下、階段等避難上必要な施設の管理を行うので、消防機関は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、百貨店・ホテル・オフィスビル等多数の人が利用する大規模・高層の建築物等について、管理権原者は、自衛消防組織の設置とともに、防災対策として、防災管理者を選任し、防災に係る消防計画の作成、避難訓練の実施を行うので、消防機関は事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

なお、管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防災管理者を協議して選任し、防災に係る当該建築物全体の消防計画の作成、避難訓練の実施を行うので、消防機関は事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

### イ 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また、高圧ガスには爆発性、毒性等の性質があり、地震によって高圧ガス施設等に被害が生じた場合には防災機関のみでは十分な対応を図ることができないことが考えられる。

このため、消防本部は危険物施設等管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。

また、高圧ガス関係業界が地域的な防災組織を設立し、相互に効果的な応援活動を行うことができる体制の確立を図る必要があることから、県及び千葉市は高圧ガス関係保安団体に対し防災活動に関する技術の向上、連携体制の確立、保安教育及び防災訓練の実施等に関し指導・助言を与え、その育成強化を図る。

### ウ 中小企業の事業継続

震災等の危機管理対策の取組が遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について、普及啓発と取組の促進を図る。

また、中小企業者等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を図るため、商工会及び商工会議所が市町村と共同して作成する事業継続力強化支援計画の策定の促進を図る。

## 5 防災訓練の充実（防災危機管理部、県土整備部、市町村）

災害時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災関係機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点を置いた総合訓練や各個別訓練を次のとおり実施する。

実施に当たっては、風水害及び被害の想定を明らかにするとともに通信や交通の途絶、停電、感染症が拡大している状況等、様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

(1) 水防訓練

水防管理団体は、その地域の水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ広域洪水等を予想して水防管理団体が連合し、又は県が近県と連合する等、関係団体が合同して実施するものとする。

ア 実施の時期

洪水が予想される時期前の最も訓練効果の上がる時期を選んで実施する。

イ 実施地域

河川危険箇所等、洪水のおそれがある地域において実施する。

ウ 方法

実施に当たり、関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じ他の関連する訓練と併せて実施する。

(2) 消防訓練

市町村は、市町村の消防に関する計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施する。

(3) 避難等救助訓練

市町村その他関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施するものとする。なお、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所、百貨店等にあつては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施するものとする。また、地域の自主防災組織や住民の参加を得て、地域の実情に即した避難訓練を行うことも必要である。

(4) 災害対策本部訓練

県は、大規模地震と同様に、台風や大雨等の風水害を想定した災害対策本部運営に係る図上訓練を実施し、災害対策本部設置前の活動や災害対策本部の設置（及び災害即応体制からの移行）運営、国・近隣自治体・防災関係機関等との連携及び広域応援等に係る図上訓練を実施する。

(5) 総合防災訓練

県、市町村及び関係機関は合同して、各種の総合防災訓練を実施する。

## 第2節 水害予防対策

台風や集中豪雨などに起因して発生する水害から、県民の生命、身体、財産を守るため、河川改修等の治水事業を実施し防災対策の推進を図るほか、高潮対策を推進する。

### 1 水害予防計画（環境生活部、農林水産部、県土整備部）

#### (1) 森林の水源かん養機能等による流出抑制対策

県下の森林は、一部海岸沿いを除いては、中央部に集中している。

森林は、緑のダム、天然のダムといわれるほど多量の雨水を貯溜し、流量を調節するとともに、山崩れを防止する機能をもっている。

このため、森林を保安林に指定し、立木の伐採制限、植栽義務を課する等により、水源かん養機能を高め、洪水等を未然に防止するほか、治山事業の実施により、山地崩壊の防止及び復旧、森林の造成等を行い、水源かん養のほか土砂流出防止等の機能を高めるよう努めることとしている。

また、地下水かん養機能の低下が一因とされる都市型水害予防のため、都市化地域の地下水かん養機能を高める対策を進める。

#### (2) 溪流・山林等の治山・砂防に関する事業

森林は、山崩れ、表面侵食、土砂の下流部への流出の防止機能を持っている。

治山事業は、森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全するとともに、水源のかん養等を図る重要な国土政策のひとつであり、水害の予防にも貢献するものである。

本県の治山・砂防事業は、地質が脆弱で、崩壊や崩落が各所に見られる県南部地区で実施されており、えん堤工、溪流保全工、山腹工等が主要な事業内容となっている。

#### (3) 農作物等の水害予防対策

水害とは、地表水の過剰によって受ける直接又は間接の被害をいうが、大雨によって河川が氾濫して田畑を浸したり、洪水によって田畑を流失したり、山崩れによって田畑を埋没したりする農地に対する被害もあれば、冠水によって農作物が腐敗したり、病虫害を発生するなど間接のものもある。

また、被害を与える水の方から考えると、大別して二つとなる。第1は流水による直接破壊、第2は流水の運搬性である。

##### ア 水害の気象的条件

雨による災害の発生は総雨量もさることながら、どれだけの時間内に降ったかが大きな要因となる。同じ50mmの雨でも、1日を通して降った場合は災害に結びつくことは少ないが、それが1時間で降った場合は大きな被害を引き起こすことが多い。

大雨の降り方と水害の規模には次の3つのタイプがある。

##### (ア) 短時間強雨

雷雨など、短時間に降る強い雨によって、低地の浸水、中小河川や水路の急な増水などが発生する。

##### (イ) 短時間強雨を含む大雨（集中豪雨）

台風、低気圧、前線活動による大雨（強雨を伴う）で、低地の浸水、土石流、山・がけ崩れ、河川の洪水・氾濫など大きな災害に結びつくことが多い。

##### (ウ) 一様な降り方の大雨

前線活動などによる大雨が持続することにより河川が次第に増水し、低地の浸水や洪水などの災害に結びつく。また、土石流、山・がけ崩れが発生することもある。ただし、雨が降り始めてから災害発生までには時間的余裕がある。

## イ 水害に対する恒久的な防ぎ方

### (ア) 農林業経営の立場からの対策

豪雨や長雨の時期をはずして栽培することや、水害に対して抵抗力のある作物を栽培するなど、農業経営（価格差等）及び水害に対する危険度を考えに入れたうえで、利益の期待値を大きくするなどの方法がとられている。農業の多角経営もこの部類に入れることができる。要するに、時間と空間と対象を考慮して、水害による被害を最小限にしようとするものである。

### (イ) 農林土木からの対策

農産物の被害や農地、農林用施設の被害を未然に防止するため、防災事業を行う。

## ウ 水害に対する応急的な防ぎ方

水害に対する応急的な対策は、大別して二つとすることができる。第1は、水害直前の対策、第2は、水害発生中ないし直後の対策である。

### (ア) 水害直前の対策

水害が予想されるときは、河川堤防の補強、土俵の配置、あるいは臨時の堤防を築くなどするほか、ポンプ排水やダムของ放流などを行ない、洪水の調節に努める。また、被災物を外に移動することも行われる。しかし、農林災害の対象となるものの多くは移動が不可能である。

水害の予想されるときは、溝を補修して水はけをよくしておくこと、排水のための準備、避難の準備をしておくことなども重要である。

### (イ) 水害直後の対策

水害をうけた農作物に対する応急処置は、作物によっても異なるが、一般的なものとしては、水路の障害物を除去したり、排水ポンプ等により、耕地の停滞水をなるべく早く除去すること、浸水のため根元が現れたときは、他から土をもってきて株元を固定すること、収穫期にある農作物は水が引いたならば、なるべく早く収穫してよく乾燥させること、病虫害防除の対策をとること、回復の見込みのないものは取りかたづける、弱っている作物に生育を促す肥料をやる、といったことが必要である。また逆に窒素肥料は、水稻の水害を大きくするから、控えるといった注意も必要である。

## エ 水害等に対する事前対策

基幹的な排水施設を事前に運転するなど、気象条件等から必要な対策を的確に実施する。

## (4) 河川改修等の治水事業

千葉県の河川は、県管理の一級河川として根木名川ほか80河川、二級河川として養老川ほか136河川があり、国の交付金を受けて広域河川改修事業、住宅市街地基盤整備事業、総合治水対策特定河川事業、都市基盤河川改修事業等を実施してきた。

これまでの河川改修によって、治水安全度は着実に向上しているが、局所的集中豪雨や都市化の進展などに起因する水害の発生がまだまだ多く見られ、最近では、河川から越水する外水氾濫よりは、雨水が河川に十分排水されないことに起因する内水氾濫が多くなっている。これは、河川流下断面の不足により河川の水位が高くなってしまふことや主として市町村が行う都市下水等の内水排除施設の能力不足に起因しており、引き続き治水安全度を高めるための施策の実施が必要である。

### ア 河川の整備

時間雨量50mm（年超過確率おおむね1/10の降雨）に対して安全な河川整備を進める。

河川法により、河川管理者は水系ごとに河川整備基本方針を定め、また、計画的に河川の整備を実施すべき区間について河川整備計画を定めることとなっている。

### イ 雨水排水の流出抑制

県では、宅地開発による雨水の流出量の増大に対処するため、従来、調整池を設置し流出量の増加を抑制してきたが、地下水のかん養、平時における河川流量の保全、ヒートアイランド現象の緩和等、水循環の保全・再生を目的に貯留浸透施設の導入を考慮した「千葉県における宅地開発等に伴う雨水排水・貯留浸透計画策定の手引」を平成15年に策定した。同手引に基づき、雨水排水の流出抑制対策を推進する。

## (5) 浸水想定区域等の作成及び公表

### ア 浸水想定区域の調査

県及び市町村は河川周辺地域での外水及び内水の氾濫の影響により、家屋の浸水が予想される浸水想定区域をあらかじめ調査し、水害による被害の軽減に努めるものとする。

#### (ア) 洪水浸水想定区域等の作成及び公表

県は水害リスク情報を住民に分かりやすく伝え、住民の適切な避難行動を促すため、県管理の一・二級河川、湖沼のうち、水防法の規定により作成が必要な河川において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図を作成・公表し、水災による被害の軽減に努めるものとする。

＜資料編 8-5 洪水浸水想定区域一覧表＞

#### (イ) 浸水想定区域等に基づいた洪水ハザードマップ作成

洪水ハザードマップは、水害時の人的被害の防止、啓発活動などを目的として各市町村が作成、公表し、地域住民への周知を図るものである。

県は、洪水ハザードマップ作成の基礎資料となる浸水想定区域図等を市町村に情報提供するとともに、インターネット等を通じて浸水想定区域図等の公表に努めるものとする。

#### (ウ) 要配慮者利用施設の避難確保計画等について

市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な訓練、その他の措置に関する計画の作成が義務付けられる。その際、県は計画作成を指導する市町村に対し、技術的助言を行うものとする。

#### (エ) 地盤沈下の調査

著しい地盤沈下が進行すると、海岸の近くでは高潮、津波に対し、河川沿いの土地では洪水の危険度が高まると同時に、自然排水機能が低下し、標高が満潮水位以下の土地ではわずかの降雨に対しても、日常的な排水に支障をきたすこととなる。

高潮、津波、洪水等の危険は、これらに対する施設設備の状況によって評価されるべきであるから、この項では、内水による危険区域という面で評価する。

もちろんこの危険は、外的条件との相対的関連によって決定されるべきであるが、ここでは累積沈下量200mm若しくは平均満潮面以下の区域として決定し、毎年の水準測量調査結果により見直す。

a 葛南地区（市川市、船橋市、習志野市の一部、浦安市）

b 千葉、市原地区（千葉市、市原市の一部）

c 九十九里地区（一宮町、長生村、白子町、大網白里市、茂原市、睦沢町の一部）

### イ 浸水想定区域等の周知

市町村は、水害の危険性を正しく認識してもらうために、各種ハザードマップや広報紙等により、一般住民に対し浸水想定区域や避難所等の周知に必要な措置を講ずるものとする。

また、県は、市町村が各種ハザードマップを作成するにあたり必要に応じ、浸水実績図や浸水想定区域図等を提供し、支援するものとする。

### ウ 災害危険区域の指定

県及び市町村は、洪水等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。

なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や浸水想定区域等を踏まえて、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

## (6) 道路災害による事故防止

### ア 道路防災施設等の整備

台風や集中豪雨等により落石、法面崩落、道路冠水等のおそれがある箇所について防災施設等の整備を進めることにより、災害に強い道路づくりに努める。

### イ パトロールの実施

道路交通の危険防止と交通安全の確保のため、「千葉県道路パトロール実施要領」により、パトロールの実施の徹底を図る。

#### ウ 異常気象時における交通規制

異常気象時において、道路災害による事故を未然に防止するため、降雨出水等により道路状態が悪く、がけ崩れ、道路損壊等が予想され、交通の安全が確保できない場合は、道路法第46条の規定による通行の禁止又は制限を行う。また、雨量が規制基準値に達したときは、「異常気象時における道路通行規制要領」に基づく交通止めの措置をとる。なお、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を公表するものとする。

### (7) 気象（降水量）、河川水位等の観測

#### ア 利根川（国管理）

利根川は、国土交通大臣と気象庁長官が共同で行う洪水予報及び国土交通大臣が行う水防警報の指定河川となっており、関東地方整備局がその基準観測地点に水位計を設置している。本県関係の主なものは、千葉県水防計画本編第3章第3節及び千葉県水防計画資料編第1章第2節を参照のこと。

#### イ 県管理河川

##### (ア) 雨量観測所

千葉県水防テレメータ雨量観測所は、県庁局ほか99か所に設置している。

千葉県水防計画資料編第2章「観測通報」を参照のこと。

##### (イ) 水位観測所

千葉県水防テレメータ水位観測所は矢作局ほか108か所に設置している。

千葉県水防計画資料編第2章「観測通報」、第7章第3節「防災行政無線系統」、4節「水位及び雨量観測所(水防テレメーター一覧表)」を参照のこと。

このほか、よりきめ細かな河川の監視体制の構築のため、危機管理型水位計を114箇所、河川監視カメラを91箇所設置している。

#### ウ 気象情報の観測

第3章災害応急対策計画「情報収集・伝達体制」に基づき、気象情報の観測を行う。

＜資料編3-3 千葉県水防テレメータ観測所一覧表＞

### (8) 電力施設洪水対策

洪水対策は次のとおりであるが、これは洪水によりひきおこされる浸水に対するもので、堤防決壊などによる水の流勢については、特に配慮されていない。

#### ア 災害予防計画目標

各河川の流域を特定区域とし、浸水災害を想定する。特定区域外も四囲の状況から浸水災害を想定する。

#### イ 防災施設の現況

##### (ア) 送電設備

高潮対策に準じる。

##### (イ) 変電設備

既往の浸水実績を考慮して浸水に対処する。

##### (ウ) 配電設備

高潮対策に準じる。

##### (エ) 通信設備

既往の浸水実績を考慮して浸水に対処する。

#### ウ 防災事業計画

全般計画、実施計画とも上記イに準じ実施するよう努める。

### (9) 通信施設水害防止対策

#### ア 局外設備

過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため設備の2ルート化及び地下化を推進する。

#### イ 局舎設備

洪水による局舎及び局内通信設備の浸水被害予防のため、局舎浸水防止措置を計画的に実施

する。

ウ 無線設備

鉄塔、パンザマスト等の基礎を流水の洗掘から防護する措置を講ずるとともに、通信機の設置場所もできるだけ2階以上にするよう配慮する。

また、停電に対処するため、予備電源装置の設置及び整備を図る。

<資料編3-3 千葉県水防テレメータ観測所一覧表>

<資料編8-4 県管理河川等重要水防区域一覧表>

<資料編8-13 国有林内事業計画>

<資料編8-14 溪流又は山林等の砂防に関する事業計画表>

<資料編8-15 河川改修に関する治水事業計画表>

<資料編8-16 道路、橋梁等の維持管理及び道路災害の事故防止関係表>

2 高潮予防計画（環境生活部、農林水産部、県土整備部）

(1) 海岸高潮対策

本県海岸総延長約534kmのうち、浦安から洲崎までの東京湾沿岸については、気候変動の影響を踏まえた伊勢湾台風規模の台風を計画気象としてこれによる計算潮位を計画高潮位とし、洲崎から銚子市の利根川河口部までは既往最高潮位により計画高潮位を算出し、さらに、波浪の影響がある箇所については、波の打ちあげ高等を考慮して防潮堤の天端高を決定している。

(2) 地盤沈下対策

本県の地盤沈下は、産業の発展や人口の増加とともに昭和30年頃から発生している。その後、昭和40年代中頃には、年間20cmを超える沈下が千葉市、市川市、船橋市及び浦安市にみられたが、地下水及び天然ガスかん水の汲上げ規制を行った結果、昭和48年以降は沈静化の傾向にある。

地盤沈下が生じると、回復はほとんど不可能であり、地盤沈下により低くなった地域においては、高潮対策並びに洪水対策及び常時排水不良対策のため、海岸高潮対策事業や地盤沈下対策事業により排水機場を設置している。

(3) 海岸侵食対策

国土交通省、農林水産省の侵食対策事業は、<資料編8-19 侵食対策事業関係表>のとおりである。

(4) 避難港

ア 県内漁港のうち、避難港（第4種漁港）は乙浜漁港、片貝漁港である。

イ 県内港湾において、名洗港、興津港は避難港の指定を受けている。

(5) 干拓堤防等の改修事業

長浦海岸のうち、国営干拓建設事業で実施した干拓堤防は次のとおりであり、県は、国から施設の管理委託を受け維持管理を行っている。

なお、印旛沼については、昭和38年度から水資源開発公団（現：独立行政法人水資源機構）により総合開発が実施され、干拓部分を含め全体で堤防38,978mが施工された。

(T. P：東京湾平均海面)

地区名	堤防延長	堤防高	堤防構造
長浦干拓第3工区	2,593 m	T. P+4.5 m	コンクリート被覆式
〃 第4工区	3,532 m	T. P+4.5 m	〃

(6) 保安林整備事業（海岸防災林造成工事、保安林緊急改良工事）

森林によって潮風害を防止するとともに、高潮、津波等の被害を防止するため、保安林整備事業（海岸防災林造成工事、保安林緊急改良工事）を実施する。

なお、実施に当たっては、直接波浪による侵食を防止するために設置した防潮堤の後方に森林を

造成して、それぞれのもつ防災機能効果の促進を期する。

(7) 高潮の防止対策

昭和31年の海岸法制定以来、海岸保全区域を指定し、高潮等について防止対策を実施することになったが、その概要は次表のとおりである。

ア 海岸保全区域 (令和3年7月1日現在)

区 域	延 長 (m)
保 全 区 域 指 定 済 延 長	303,784
内 水管理・国土保全局 (国土交通省) 所管	182,326
〃 港湾局 (国土交通省) 所管	76,652
〃 農村振興局所管	13,048
〃 水産庁所管	32,668

イ 海岸保全区域の指定を要する区域 (令和3年7月1日現在)

区 域	延 長 (m)
保 全 区 域 要 指 定 延 長	6,091
内 水管理・国土保全局 (国土交通省) 所管	0
〃 港湾局 (国土交通省) 所管	1,325
〃 農村振興局所管	0
〃 水産庁所管	4,766

ウ 高潮等により被害をうける危険のある区域

水管理・国土保全局 (国土交通省) 所管海岸、港湾局 (国土交通省) 所管海岸及び農林水産省所管海岸の危険区域は<資料編8-6 海岸法 海岸保全区域一覧表>のとおりである。

(8) 電力施設高潮対策

高潮対策は次のとおりであるが、これは高潮によりひきおこされる浸水に対するもので、堤防決壊等による水の流勢については特に配慮されていない。

ア 災害予防計画目標 (A. P : 荒川工事基準面)

- (ア) 火力発電設備 A. P + 4.0m (参考、護岸の高さA. P + 4.0m)
- (イ) 送電設備 A. P + 4.7m
- (ウ) 変電設備 A. P + 4.7m
- (エ) 配電設備 A. P + 4.0m

イ 防災施設の現況

- (ア) 火力発電設備
  - 護岸の築造
  - a 千葉火力発電所 A. P + 5.0m (護岸)
  - b 五井火力発電所 A. P + 5.5m (護岸)
  - c 姉崎火力発電所 (a) A. P + 5.5m (護岸) (b) A. P + 4.5m (護岸)
  - d 袖ヶ浦火力発電所 A. P + 5.0m (護岸)
  - e 袖ヶ浦火力発電所隣接地区 (a) A. P + 3.6m (護岸) (b) A. P + 4.6m (護岸)
  - f 富津火力発電所 A. P + 4.3m (護岸)

(イ) 送電設備

最高潮位A. P + 5.0mを目途として重要性及び有効度等を考慮して、重点的に諸対策を実施している。

(ウ) 配電設備

A. P + 4. 0 m以上の高潮に対して重要負荷に送電する架空配電線は、水面上の高さが充分とれるよう考慮して実施している。

ウ 防災事業計画

(ア) 火力発電設備

新設火力発電所については、基準高潮位に対し、十分な地盤高又は床高を考慮する。既設火力発電所については、本館への海水侵入を防止することを第一の目的とし、特に必要のある発電所については、防潮堤の築造も考慮する。

(イ) 送電設備

低地区に新設する架空送電線については、地表上の高さを十分確保するよう努める。

(ウ) 変電設備

原則として計画高水位以上に設置し、やむをえない場合は浸水しても影響のない構造とするか、防護施設を設ける。あわせて、排水設備を設ける等の対策を行う。

(エ) 配電設備

A. P + 4. 0 m以上の高潮に対して重要負荷に送電する架空配電線は、水面上の高さが充分とれるよう電柱の高さを定めて建柱する。

(オ) 通信設備

既往の浸水実績を考慮して浸水に対処する。

(9) 通信設備高潮災害予防対策

水害、風害、雪害防止対策に準じて、局外設備、局内設備、局舎設備等の対策を実施するとともに、移動無線の強化を図り、非常災害時における連絡、情報収集、復旧に対処する。

<資料編 3-4 海象観測所一覧表>

<資料編 8-6 海岸法 海岸保全区域一覧表>

<資料編 8-13 国有林内事業計画>

<資料編 8-17 高潮対策事業表>

<資料編 8-18 地盤沈下対策事業関係表>

<資料編 8-19 侵食対策事業関係表>

<資料編 8-20 海岸防災林造成事業計画>

(10) 高潮浸水想定区域の指定等

県は、水防法に基づき、高潮浸水想定区域の指定等の必要な措置をとるものとする。

市町村は、高潮浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための事項を定めるなど、必要な措置をとるものとする。

<資料編 8-7 高潮浸水想定区域一覧表>

## 第3節 土砂災害予防対策

台風や集中豪雨などに起因して発生する土砂災害から、県民の生命、身体を守るため、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、土砂災害防止対策の推進を図る。

土砂災害の防止に関しては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（以下「急傾斜地法」という。）、「砂防法」及び「地すべり等防止法」等に基づいた対策に努めるものとする。

### 1 土砂災害防止法に基づく対策の推進（県土整備部、市町村）

土砂災害（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）から住民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限を行うことを趣旨とする「土砂災害防止法」が平成13年4月に施行された。この法律の趣旨に則り以下の手続を推進する。

#### (1) 土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は、「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

また、土砂災害警戒区域等を県のホームページで公表し、広く周知する。

##### ア 土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものを知事が市町村の長の意見を聴いた上で指定する。

##### イ 土砂災害特別警戒区域

警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制すべき土地の区域として、政令で定める基準に該当するものを知事が市町村の長の意見を聴いた上で指定する。

##### ウ 基礎調査予定箇所

土砂災害防止対策基本指針に基づく高精度な地形情報等を用いた危険箇所の抽出結果と、市町村からの情報提供箇所を基礎調査予定箇所として選定し、令和3年5月に公表した。

基礎調査予定箇所の調査は、市町村と連携して計画的に実施している。

<資料編8-10 土砂災害警戒区域一覧表>

#### (2) 土砂災害警戒区域等における危険回避のためのソフト対策

ア 市町村は、土砂災害から住民等の生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるよう警戒避難体制の整備を図る。

イ 土砂災害特別警戒区域内において、居室を有する建築物は、想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全かどうか建築確認を行う。

ウ 土砂災害特別警戒区域内において、住宅宅地分譲や、要配慮者利用施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って許可する。

エ 土砂災害特別警戒区域内において、著しい損壊が生じるおそれがある建築物の所有者等に対して、移転等の勧告をすることができる。

また、勧告を受けた者に対し、土地の取得についてのあっせんその他の必要な措置を講ずるよう努める。

#### (3) 緊急調査及び土砂災害緊急情報

県は、土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況となった場合、緊急調査を実施し、その結果に基づき重大な土砂災害が想定され

る土地の区域及び時期を明らかにする。

緊急調査の結果、自然現象の発生により一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認めるとき、または当該土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときは、当該緊急調査により得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を関係する市町村の長に通知するとともに、一般に周知させるために必要な措置を講じる。

## 2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備（防災危機管理部、県土整備部、警察本部、市町村）

### (1) 土砂災害に関する情報の収集

県及び市町村は、平時から土砂災害警戒区域等や砂防施設等を巡視することにより、危険箇所や施設等の状況把握に努めるとともに、台風及び豪雨等により大雨が予測されるときは、住民、警察、消防団等から土砂災害発生の前兆現象や災害発生等の情報を収集する。

### (2) 警戒避難体制の整備等

市町村は、主として以下の項目に留意して土砂災害に対する警戒避難体制を整備するものとし、県は、これらについて市町村に対し、必要な支援を行なうものとする。

ア 市町村は、土砂災害警戒区域等ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を地域防災計画に定めるとともに、要配慮者利用施設を利用している者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。

また、土砂災害が発生するおそれがある箇所についても、土砂災害警戒区域等に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。

さらに、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布やインターネットを利用するなどの必要な措置を講じるものとする。

イ 市町村は、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報の発表など土砂災害発生の危険が予想されたときは、体制の強化を図り、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）などの土砂災害発生の切迫性や危険度の推移がわかる補足情報、前兆現象を参考にして、土砂災害発生のおそれがある地域を特定した上で、的確に、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を発令する。

特に高齢者等避難は要配慮者等が避難を開始するための情報であることから、市町村は、当該要配慮者の避難に要する時間を的確に把握するよう努める。

また、市町村は、これらについて、必要に応じて气象台、県等に助言を求めるものとし、県は災害発生の危険性が高まった場合、市町村に対して避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、必要な情報を提供するとともに、平時から、气象台等の関係機関と連携して情報の利活用について助言・周知を図る。

ウ 市町村は、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、市町村は市町村地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難指示等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在宅の要配慮者に対する避難支援体制の確立に努めるものとする。

エ 県及び市町村は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるものとする。

また、市町村は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

オ 市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するもの

とする。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市町村をいくつかの市域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

カ 市町村は、避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

キ 市町村は、土砂災害警戒区域等の指定がされていない土砂災害が発生するおそれがある箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努めるものとする。

### (3) 土砂災害警戒情報の発表

県及び銚子地方気象台は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律、気象業務法及び災害対策基本法に基づき、迅速かつ確かな土砂災害警戒情報の発表のための体制整備に努める。

## 3 防災知識の普及啓発（防災危機管理部、県土整備部）

(1) 県及び市町村は、住民に対しインターネット、広報紙、パンフレット等多様な手段により、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の向上を図るものとする。

また、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、土砂災害から身を守るため、住民を交えた情報伝達及び避難訓練等を実施する。

(2) 県は、土砂災害警戒区域等の指定箇所及び土砂災害が発生するおそれがある箇所の基礎調査結果を公表する。

また、市町村は、上記箇所が土砂災害発生のおそれがある箇所であることを対象地域の住民等に対し周知することにより、住民の防災知識の普及啓発に努める。

## 4 県土保全事業の推進（環境生活部・商工労働部・農林水産部・県土整備部）

土砂災害は、地形・地質等を素因とし、大雨等を誘因として発生するもので、その防止については、科学的調査により地形・地質・気象・地下構造・地下水の状況等を十分把握し、地すべり等の発生メカニズムを解明して効果的な防止工事を進める必要がある。

### (1) 急傾斜地崩壊対策

本県の土砂災害（がけ崩れ）が発生するおそれがある箇所は、県南部の丘陵地から県北部の下総台地まで県下全域に分布している。特に、近年都市部では、首都近郊の都市化現象によって「がけ地」周辺まで住宅地の進出が見られる。

#### ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定

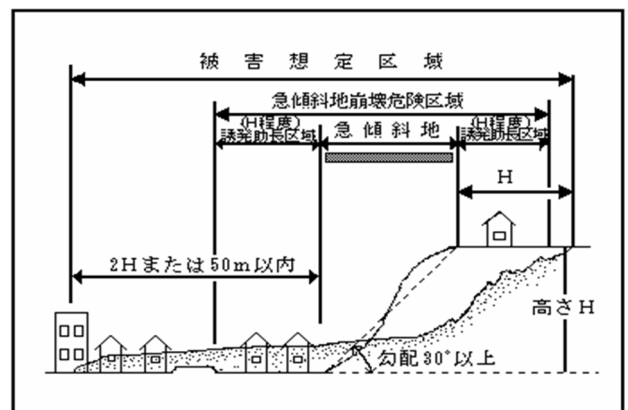
県は、急傾斜地法第3条の規定により、市町村と協議のうえ急傾斜地崩壊危険区域を指定している。

現在の急傾斜地崩壊危険区域は〈資料編8-9 急傾斜地崩壊危険区域一覧表〉のとおりであるが、区域に含まれていない土砂災害が発生するおそれがある箇所についても、地域の状況に応じ、区域指定の促進を図る。

#### 〈急傾斜地崩壊危険区域指定基準〉

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

- (ア) 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- (イ) 急傾斜地の高さが5m以上のがけ
- (ウ) 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれがある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれがあるもの。



## イ 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内における居室を有する建築物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限を行う。

現在、災害危険区域に指定されている区域は、急傾斜地崩壊危険区域として指定されている区域のとおりである。

## ウ 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれがある者等が防止工事を施工することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次法面防護工、排水工等の防止工事を実施している。

また、県単緊急急傾斜地崩壊対策事業及び市町村が行う防止工事に対し、県費助成を行い災害の未然防止に努めている。

## エ 施設整備の向上

土砂災害（がけ崩れ）が発生するおそれがある箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、①要配慮者利用施設に係る箇所、②避難所や避難路を有する箇所、③崖の状態が悪く緊急性の高い箇所について重点的に施設整備を実施する。

## (2) 土石流対策

土石流が発生するおそれがある区域について、砂防法第2条により土石流の発生を助長する行為を制限するため砂防指定地の指定を進め、土石流が発生するおそれの高い箇所や保全対象が多い箇所から防止工事を実施している。

## (3) 地すべり対策

本県の地すべり防止区域は、房総半島南部の嶺岡山系を中心とした東南東から西北西の方向に走る著しい破砕帯に沿ってみられる。この区域を農林水産部耕地課（農林水産省所管）、農林水産部森林課（林野庁所管）、県土整備部河川整備課（国土交通省所管）の三課で分担して調査・計画を行っている。

### ア 地すべり防止区域の指定

県は、市町村と協議のうえ地すべり等防止法第3条の規定により、地すべり防止区域の指定を主務大臣に申請する。

現在、防止区域に指定されている区域は<資料編8-8 地すべり防止区域等>表2~4のとおりであり、今後の調査により、区域指定の促進を図るものとする。

## イ 行為の制限

県は、地すべりによる災害を防止するため、地すべり等防止法第18条の規定により、地すべり防止区域内において、地すべりの防止を阻害し、又は、地すべりを助長し、若しくは誘発する行為の制限を行う。

## ウ 防止工事の実施

県は、地すべり防止区域の指定を受けたときは、関係市町村と協議し、地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、これに基づき緊急度の高い区域から順次防止工事を実施する。

## (4) 山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所で、人家又は、公共施設に被害を及ぼすおそれがある地区をいう。

県においては、調査により、山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区と判定した箇所を公表するとともに、その危険度や保全対象など、地区の状況を考慮し、計画的に治山事業を実施する。

## (5) 宅地造成地災害対策

宅地造成工事の施工に当たっては、関係法令等の基準に基づき、防災等の措置を講ずることとするが、特に丘陵地、急傾斜地においては、地形、地質、気象、周辺構造物、地下水の地域の実情等を考慮し、安全性の一層の確保を図る。また、大規模盛土造成地の安全性の把握及び耐震化を実施できるように市町村に対し技術支援をしていく。

### ア 規制区域の指定等

宅地開発事業等を行おうとする者は、都市計画法又は宅地開発事業の基準に関する条例の規定により県の許可又は確認を必要とする。

また、県は、宅地造成工事に伴う災害の未然防止を図るため、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき宅地造成等工事規制区域の指定を行い、同区域内において、宅地造成に関する工事を実施しようとする者は県の許可を必要とする。

### イ 宅地造成工事の指導

県は、工事の許可及び確認に際し、次の事項に留意するものとする。

(ア) 災害危険区域（建築基準法第39条）、地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条）、土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第9条）及び急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法第3条）については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。

(イ) 宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ擁壁の設置その他の保護措置を講ずる。

(ウ) 宅地造成の工事区域内の地盤が軟弱である場合は、地盤改良の措置を講ずる。

## (6) 盛土の崩落を防ぐ安全対策

県は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、県及び市町村は、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うものとする。さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。

## (7) 土・石・砂利採取場災害対策

県は、土・石・砂利採取場における災害の発生を未然に防止するため、土採取条例・採石法・砂利採取法に基づく認可に際しては、周辺地域の状況等に十分留意するものとする。

また、一旦廃止された採取場は、土・石・砂利の採取法令の適用外となることから、廃止に際しては各採取業者及び関係組合に対し、指導の徹底を図ることとする。

## (8) ため池等防災事業

県は、老朽化、降雨、地震等によりため池が決壊した場合に影響が大きい農業用ため池について、「ため池データベース」を整備し、改修を必要とするものから計画的に改修を行うものとする。

また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれがあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を促進する。

## 5 孤立集落対策（農林水産部・県土整備部）

県は、孤立するおそれがある地区を把握し、予防措置等の市町村の孤立集落対策を支援する。

<資料編8-8 地すべり防止区域等>

<資料編8-9 急傾斜地崩壊危険区域一覧表>

<資料編8-10 土砂災害警戒区域一覧表>

<資料編8-11 山地災害危険地区市町村一覧表>

<資料編8-12 宅地造成等工事規制区域>

<資料編8-14 溪流又は山地等の砂防に関する事業計画表>

- <資料編8-16 道路、橋梁等の維持管理及び道路災害の事故防止関係表>
- <資料編8-21 地すべり防止事業等の概要>
- <資料編8-22 ため池等防災事業>

#### 6 災害に強いまちづくりの推進（県土整備部、市町村）

市町村は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

また、県及び市町村は土砂災害の発生のおそれのある土地の区域について、土砂災害に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、土砂災害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

## 第4節 風害予防対策

台風や、冬期の季節風、その他局地的な暴風が発生した場合、風害による人的被害、住家等建物被害及び農作物被害が発生する。

過去の台風や竜巻等における人的被害、建物被害を踏まえ、これらに関する知識の普及啓発を図る。

また、農作物等の風害を防止又は軽減し、併せて電力施設や通信施設における風害被害の予防対策を推進する。

### 1 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発（防災危機管理部）

県及び市町村は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、県民や事業者等に対して、以下について普及啓発を図る。

#### (1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けること。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」がある。「予告的な気象情報」と「雷注意報」は各地の気象台から、「竜巻注意情報」は気象庁から発表される。各気象情報の内容は次表のとおりである。

気象情報	内 容
予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日から1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する千葉県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が千葉県北西部、北東部、南部の区域に分けて発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。
竜巻発生確度ナウキャスト	気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風が今にも発生する（発生している）可能性のある地域分布図（10 km格子単位）で表し、その1時間後までを予測する。 平常時を含めて常時10分毎に発表される。 発生確度は「竜巻が現在発生している（または今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。

## (2) 身を守るための知識

台風などによる気象災害から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。

また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めること。

### ア 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

- (ア) 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
- (イ) 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする
- (ウ) ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
- (エ) 大粒の雨やひょうが降り出す

### イ 発生時に屋内にいる場合

- (ア) 窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く
- (イ) 雨戸・シャッターを閉める
- (ウ) 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する
- (エ) 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る

### ウ 発生時に屋外にいる場合

- (ア) 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない
- (イ) 橋や陸橋の下に行かない
- (ウ) 近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る
- (エ) 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない

## 2 農作物等の風害防止対策（農林水産部）

台風、冬期の季節風、その他局地的な強風等による農作物等への被害を防止するため、以下の予防対策を推進する。

### (1) 多目的防災網の設置

多目的防災網は、風だけでなく、降雹、害虫、鳥など多目的な効果が得られる。強風害及び降雹を伴う強風害を防ぐために、適期に多目的防災網を設置する必要がある。

### (2) 防風林の設置

防風林は、風害を起こす風向きに対して直角に、またできるだけ長く連続して設置する必要がある。林帯の幅は樹高の5倍程度、実距離で30m程度が望ましいが、農業地では10m程度までが一般的である。

防風林用の樹種としては、土地の気候風土に適応し、成長が早く旺盛で、樹高が高く、幹・枝が強く折れにくい樹種が望ましい。一般的な防風林用の樹種としては、クロマツ、スギ、ヒノキのほか、カシ類、シイ類、ヤブツバキ、マサキ、などがある。

### (3) 防風垣及び防風ネットの設置

ア 果樹園の周囲に設置するが、風向、風質、風速等により園を細分して囲う必要がある。なお、栽植果樹に接近するので、防風垣の場合は養水分の競合を起こさせない樹種を選ぶこと。

#### イ 幅員及び高さ

一列植とし1～1.5m幅で高さは一定しないが3～9m位とする。なお、下葉の枯上りを防ぐため栽植距離その他管理に万全をつくすこと。

## 3 電力施設風害防止対策

### (1) 強風対策

#### ア 災害予防計画目標

建物に対する風圧力は建築基準法による。

送電、配電、通信の各設備に対する風圧荷重は、電気設備技術基準の各該当項目による。なお、変電設備の屋外鉄構については風速40m/Sとしている。

#### イ 防災施設の現況

各設備とも、災害予防計画目標に基づき次により設置している。

##### (ア) 送電設備

計画設計時に電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。

災害時における倒木等による停電被害を未然に防止するため、県と連携し、平時から計画的な樹木の伐採に努める。

電線路に接近して倒壊し易い工作物（例えばテレビアンテナ等）を設置しないよう、平時からPRして一般の協力を求めるが、やむを得ない場合は、倒壊する事がないように施設の強化を依頼する。

##### (イ) 変電設備

最近の標準設計では、屋外鉄構の強度は風速40m/Sの風圧に耐え得るものになっている。

##### (ウ) 配電設備

電柱および電線の強度は、風速40m/Sの風圧に耐え得るように設計し、その他については送電設備に準じている。

##### (エ) 通信設備

無線のアンテナ支持物に対する強度は、前記のとおり電気設備技術基準によっている。

#### ウ 防災事業計画

全般計画及び実施計画は、各設備とも「防災施設の現況」に準じ実施するよう努める。

### (2) 塩害対策

#### ア 災害予防計画目標

本県は塩害の多発地帯であり、特に台風の場合は、ほとんど、塩害が発生するので、対策を講ずる。

#### イ 防災設備の現況

##### (ア) 送電設備

がいし増結または耐塩がいし使用による絶縁強化を主体とする対策を、汚損区分に応じ実施している。また塩汚損の測定・がいし洗浄などの保守体制にも万全を期している。

##### (イ) 変電設備

主に耐塩用がいしの使用と固定式がいし洗浄装置の設置による対策を実施している。また、必要により移動式洗浄ポンプを適宜配置し、がいし洗浄ができるようにしている。

なお、塩分付着量は、パイロットがいしを設置して、定期または臨時に測定監視を実施している。

##### (ウ) 配電設備

送電設備に準じる。

#### ウ 防災事業計画

全般計画及び実施計画は、各設備とも上記イに準じ実施するよう努める。

## 4 通信施設風害防止対策

### (1) 強風対策

#### ア 局外設備

過去の発生地域の調査検討により、重複災害の発生を防ぐため、設備の2ルート化及び地下化を推進する。

#### イ 局内設備

風害時の停電による通信機器用電源の確保対策を計画的に推進する。このため、大局における予備エンジンの整備、小局の可搬型電源の配備の重点的实施と移動電源車の配備を実施する。

#### ウ 空中線

無線のアンテナ支持物に対する強度は、電気設備技術基準又は鋼構造物設計基準によっている。

## エ 予防保全等のための連携

県及び電気通信事業者は、倒木等により通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、平時における計画的な樹木伐採による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。

### (2) 塩害対策

#### 空中線

本県は、塩害を被り易い地勢にあるので、海岸線付近に設置する空中線は、塩害防止対策を施している。

## 5 水道施設の風害による停電対策

台風などの強風による水道施設の停電被害を防止するため、以下の予防対策を推進する。

### (1) 非常用発電設備の整備

- ・各水道事業体は、水道施設の非常用発電設備や連絡管を計画的に整備する。
- ・整備に当たっては、様々な状況への対応を想定して、複数燃料を使用できる発電機や可搬式発電機を含めた多様な方式の非常用発電設備の導入、近隣水道事業体間を含めた連絡管の整備について検討する。

### (2) 非常用発電設備の燃料の確保

- ・平成30年度に新設された国の補助制度では、燃料の貯蔵量は72時間分を限度とされたことから、各水道事業体においては補助制度を活用することなどにより、燃料備蓄量の増量を図る。
- ・燃料調達に関する協定について、近隣地域の事業者との協定の締結や、燃料調達に係る契約書に、優先供給に係る事項を盛り込むことを検討する。

### (3) 代替水源の確保

- ・市町村は、地域住民や企業が所有する井戸や湧水を災害用井戸・湧水として活用するための登録制度や、防災拠点施設・指定避難所等における公共井戸の整備等により、代替水源の確保に努めるものとする。

## 6 共同溝・電線共同溝等の整備

災害時の緊急輸送等に資する緊急輸送道路を中心にライフラインの共同収容施設である共同溝や無電柱化推進計画に基づき、電線共同溝等の整備を進める。

### (1) 共同溝について、国が管理する国道等において整備を進める。

### (2) 電線共同溝等については、災害時における電柱倒壊、電線切断の危険を回避するとともに、電力の安定供給、通信の信頼性の向上等、電線類の無電柱化を図るため整備を進める。

## 第5節 雪害予防対策

本県は豪雪地帯ではないため、家屋が倒壊するような大規模な被害は想定されないが、降雪に慣れていないことから、道路の凍結などの社会機能の低下が危ぶまれるほか、特に農作物に被害が出ることを鑑み、これらの被害を防止又は軽減するための対策を行う。

### 1 道路雪害防止対策（県土整備部・防災危機管理部）

#### （1）事前対策

道路雪害対策に向け、次の各号に掲げる事項について事前に行っておくものとする。

- ア 職員の配備体制及び連絡系統の確立
- イ 除雪委託業者との連絡系統の確立
- ウ 路面凍結防止剤の備蓄
- エ 除雪委託業者が所有する除雪活動に使用可能な車両、器具の把握
- オ 道路パトロール車等の滑り止め装置の確保
- カ 道路通行規制に使用する標識及び資材の確保

#### （2）除雪作業等

除雪作業等は次の各号により実施するものとする。

##### ア 除雪作業

土木事務所等の機材やトラック類等を使用するとともに除雪委託業者の協力を得て除雪を実施するものとする。

また、除雪の実施に当たっては、隣接する土木事務所等や他の道路管理者と連携を図った上で実施するものとする。

##### イ 路面凍結の防止

路面凍結に対して凍結防止剤を準備するとともに、山地部、坂道等に散布砂等を用意し、路面凍結又は圧雪による走行困難に備えるものとする。

また、路面凍結が予想される時は気象状況、道路路面状況及び凍結防止剤の種類を勘案し、最適な実施時間、量の凍結防止剤を散布するものとする。

##### ウ 除雪及び路面凍結対策の詳細事項

除雪及び路面凍結対策の詳細な事項については、「道路維持修繕要綱（日本道路協会）」等を参考にして実施するものとする。

#### （3）道路通行規制の実施

県及び市町村は、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行うよう努めるものとする。

#### （4）滞留車両における乗員保護活動の実施

県は、国や関係機関などと連携して、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合に、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

#### （5）防災知識の普及

県及び市町村は、集中的な大雪が予測される場合において、計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。

### 2 農作物等の雪害防止対策（農林水産部）

農作物が雪害を被る場合はいろいろあるが、これを分類すると、積雪の重さによるもの、積雪の沈降によるもの、積雪の移動によるもの、長期積雪によるもの、積雪の崩壊によるものの五つに分け

ることができる。なお、このほかにも間接的には、雪解けによる洪水又は積雪による冷水のかん養によって生ずる冷水害などがあげられる。

#### (1) 野菜について

##### ア 事前対策

(ア) ビニールハウスは、構造が簡単であるため強度が弱く、中でも連棟ハウスや年数を経過したものはさらに弱いので、金属パイプによる筋交いや中柱等で各部を十分補強し、倒壊の防止に努める。

(イ) ビニールハウスは、積雪20cm以上になると倒壊の危険があるので、屋根の除雪に努めると同時に、暖房器具を設置してあるものは、事故に留意して加温調節を行い、トンネル栽培についてもハウスと同様に除雪に努める。

##### イ 事後対策

(ア) 降雪後は急激に気温が低下することが多いので、ビニールハウスやトンネルに定植したものは寒害を予防するため、夜間の保温に注意を要するが、この際、暖房器具の故障、調整等に注意しなければならない。

(イ) 露地野菜も降雪による凍害を受け易いので、できる限り除雪及び融雪の促進、融雪水の排水に努める。融雪後は追肥、薬剤散布等による病害予防によって生育の回復を早めるようにする。

#### (2) 果樹について

##### ア 事前対策

(ア) 降雪荷重による枝折れ、裂傷及び倒伏を避けるために支柱を立てること。降雪中に竹竿等を利用して枝をゆさぶり、雪を落とすことが必要で、特に結果樹の除雪は大切である。

(イ) 降雪後の寒風害を防止するため、防風林、防風網の設置、整備を行うこと。(防風対策の項参照)

(ウ) 多目的防災網は、施設及び樹体の被害を回避するため、小さくまとめるか、あらかじめ支柱から外しておく。

##### イ 事後対策

(ア) 融雪が遅れると、枝折れ、裂傷のほか生理障害を起こすことがあるので、雪の上に黒土、くん炭等をまいて融雪を促進する。ただし、雪で埋った幼木や下枝の除雪は、気温が低い場合に行うとかえって凍害をうけるので注意する。

(イ) 融雪期間が長くなると、湿害が起こり易いので溝を掘って排水をよくする。

(ウ) 裂傷樹は、折れた部分で切り取り、剪定時に切りもどし、切口を削って保護剤を塗るか裂傷した樹を結束し、保護剤を塗り支柱を立てる。

#### (3) 花きについて

##### ア 事前対策

(ア) ハウス等の施設については、積雪荷重による被害を防ぐため、金属パイプによる筋交い等で各部を十分補強する。特に、パイプハウスは、屋根部が弱いので中柱を立て補強する。

(イ) ハウス屋根の積雪は20cmを超えると倒壊の危険があるので、除雪に努める。

(ウ) 暖房器具を設置してあるものは、事故に留意して加温調整を行う。

(エ) 露地ものについては、支柱を四隅に建て、マイカー線などで周囲を押さえるなど倒伏から守る。

##### イ 事後対策

(ア) 降雪後は、直ちに除雪や融雪につとめ、施設付近に堆積しておかないこと。

融雪の際は湿害に注意し、二次的な病害から守る。

(イ) 露地ものについては、湿害を防ぐため、明きょを掘るなどの排水対策を行う。

### 3 電力施設雪害防止対策

#### (1) 送電設備

経過地の状況に応じ、着雪量、脱落条件を綿密な調査検討により想定する。これにより想定される着雪荷重に対処して、電線及び支持物の強度を適切に定め、また、不均一着雪、スリートジャンプ及びギャロッピングによる短地絡事故防止のため、電線配列の適正化や難着雪対策等必要な措置を講ずる。

#### (2) 配電設備

難着雪対策を施した電線を全体的に適用している。

### 4 通信施設雪害防止対策

水害、風害防止対策に準じ、局外設備、局内設備対策を実施するとともに、通信施設途絶時の対策として、可搬型無線機を配備している。

## 第6節 火災予防対策

火災を予防し、その被害の軽減を図るための対策を推進する。

なお、多数の死傷者等が発生するような大規模な火災を想定した対策については、第4編大規模事故編の大規模火災に関する計画に、林野火災を想定した対策については、同編の林野火災に関する計画によるものとする。

### 1 火災予防に係る立入検査（防災危機管理部、市町村）

3月1日から7日間の春季、及び11月9日から7日間の秋季の火災予防運動期間中を重点的に、各市町村消防機関が、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

立入検査の主眼点

- (1) 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。
- (2) 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下同じ。）火災予防条例で定める基準どおり確保されているかどうか。
- (3) こんろ・火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれがある器具の取扱状況が、市町村火災予防条例どおり確保されているかどうか。
- (4) 劇場・映画館・百貨店等公衆集合場所での裸火の使用等について、市町村火災予防条例に違反していないかどうか。
- (5) 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、市町村火災予防条例に違反していないかどうか。
- (6) その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

### 2 住宅防火対策（防災危機管理部）

県内の火災による死者（放火自殺者を除く）の約8割を占める住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、県は、千葉県住宅防火対策推進協議会と連携し、住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。

特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、県内全ての住宅に設置されるよう努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時等における電気に起因する火災を防止するため、関係機関と連携し、自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発する等、出火防止対策を推進する。

- (1) 住宅用防災機器等の展示
- (2) 啓発用パンフレットの作成
- (3) 講演会の開催

### 3 火災予防についての啓発（防災危機管理部、市町村）

火災予防運動

春季及び秋季火災予防運動において、火災予防思想の普及のため県内各地で次のような啓発活動を実施する。

- (1) 火災予防運動を県民に周知させるため、火災予防運動初日の3月1日、11月9日に消防本部、署及び分団等のサイレンの吹鳴、警鐘の打鐘の実施
- (2) 防災・防火管理者講習会、防火座談会、防火映画会の開催
- (3) 危険物施設、建築物、車両、雑草地等の査察

(4) 商店街、小学校、保育所、デパート、病院等の消火・避難訓練

## 第7節 消 防 計 画

大規模災害・特殊災害などの各種災害の発生に対処するため、高度な技術・資機材など消防体制及び消防施設の整備拡充に努めるほか、消防職員及び団員に対する教育訓練、消防思想の普及及び市町村相互間の応援体制等の推進を図る。

### 1 消防体制・施設の強化（防災危機管理部、市町村）

#### （1）常備消防の強化

市町村は、消防力を最大限有効に活用するため、訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、緊急消防援助隊を含め、消防力の増強を図っていく。

また、県は、大規模災害の発生に対処するために市町村が整備する高度な技術・資機材など消防体制及び消防施設の整備を拡充するため財政支援を行っていくものとする。

#### （2）消防団の充実・強化

市町村は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした幅広い層への入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、消防団の活動に関する普及・啓発活動を実施する。

県は、市町村と連携して消防団の活性化を推進し、消防団活動に関する普及・啓発活動を実施するとともに、消防団の施設・設備に対し、必要に応じ支援する。

### 2 消防職員、団員等の教育訓練（防災危機管理部）

消防大学校及び県消防学校において、おおむね次のとおり教育訓練を行う。

#### （1）消防大学校での教育訓練

幹部として必要な教育訓練を行う。

#### （2）県消防学校での教育訓練（「消防学校の教育訓練の基準」（総務省消防庁）に基づく教育訓練）

##### ア 消防職員

（ア）初任教育

（イ）専科教育

（ウ）幹部教育

（エ）特別教育（訓練指導科、はしご自動車等講習会、救急救命士処置範囲拡大2行為追加講習、水難救助科、高度救助科）

##### イ 消防団員

（ア）基礎教育（新任科）

（イ）専科教育（警防科）

（ウ）幹部教育（指揮幹部科現場指揮課程、指揮幹部科分団指揮課程）

（エ）特別教育（訓練指導科、女性消防団員科、小型無人航空機（ドローン）基礎研修、オフロードバイク研修、一日入校及び現地教育）

##### ウ 自衛消防隊

企業等の自衛消防隊員に対し、要請により教育訓練を実施する。

##### エ 災害救援ボランティア

災害時に災害救援活動を行うボランティアに必要な消防分野に係る知識・技能の習得について、講師の派遣等の協力を行う。

### 3 市町村相互の応援体制（防災危機管理部）

消防組織法第39条の規定により、千葉県広域消防相互応援協定が締結されているので、運営の推進を図るとともに、市町村においては、相互の連絡調整を密にして各種災害に対応する。

また、平成8年度に策定した「千葉県消防広域応援基本計画」に基づいた迅速かつ的確な広域応援

が市町村間で実施できるよう情報受伝達訓練等の各種訓練及び、応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

併せて、県内の消防力の向上及び市町村間の相互応援能力の向上のため、千葉県消防広域相互応援協定に基づく災害対応に際し出動する消防車両等の整備に対し、市町村の財政事情その他必要に応じ支援を行う。

＜資料編 1-12 千葉県広域消防相互応援協定書＞

#### 4 広域航空消防応援体制（防災危機管理部）

大規模特殊災害時に、消防組織法第44条の3の規定により、他の都道府県の市町村等のヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する場合は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱及び同実施細目、並びに県及び当該市町村の事前計画に定める手続等により、当該応援が円滑かつ迅速に実施されるよう的確な対応を図る。

#### 5 消防思想の普及（防災危機管理部）

- (1) 各種の行事を行い消防思想の普及徹底を図る。
- (2) 春秋2回の火災予防運動を実施する。(各1週間)
- (3) 県消防大会及び全国消防操法大会千葉県代表選考会を開催する。
- (4) 各種講習会等を開催する。
- (5) 下記関係団体と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。

(公財) 千葉県消防協会

(一社) 千葉県危険物安全協会連合会

千葉県少年女性防火委員会

(一社) 千葉県消防設備協会

また、その他火災予防については、同章前節「火災予防対策」による。

なお、住宅火災の延焼防止のため、住宅用火災警報器の設置普及を図る。

#### 6 市町村の消防計画及びその推進（防災危機管理部、市町村）

特に次の項目について推進を図る。

- (1) 消防組織の整備強化  
家屋の密集度を十分検討の上、必要に応じ常備消防体制の強化を図る。
- (2) 消防施設整備計画
- (3) 火災等の予警報計画
- (4) 消防職員、団員招集計画
- (5) 出動計画
- (6) 応援部隊受入誘導計画
- (7) 特殊地域の消防計画
  - ア 特殊建物、施設の多い地域の計画
    - (ア) 密集地域の計画
    - (イ) 重要文化財の計画
    - (ウ) バラック建物等の地域の計画
    - (エ) 重要建物、施設の計画
    - (オ) 高層建物の計画
    - (カ) 地下構造物及び施設の計画
    - (キ) その他
  - イ 危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所が多い地域の計画
  - ウ 港湾等沿岸地域の計画
  - エ 急傾斜地域の計画
  - オ その他

- (8) 異常時の消防計画
  - ア 強風時の計画
  - イ 乾燥時の計画
  - ウ 飛火警戒の計画
  - エ 断水又は減水時の水利計画
- (9) その他の消防計画
  - ア 林野火災の計画
  - イ 車両火災の計画
  - ウ 船舶火災の計画
  - エ 航空機火災の計画
- (10) 消防訓練計画
  - ア 機械器具操法訓練
  - イ 機関運用及び放水演習
  - ウ 自動車操縦訓練
  - エ 非常招集訓練
  - オ 飛火警戒訓練
  - カ 通信連絡訓練
  - キ 破壊消防訓練
  - ク 林野火災防ぎょ訓練
  - ケ 車両火災防ぎょ訓練
  - コ 船舶火災防ぎょ訓練
  - サ 航空機火災防ぎょ訓練
  - シ 危険物火災等特殊火災防ぎょ訓練
  - ス 災害応急対策訓練
  - セ 自衛消防隊の指導
- (11) 火災予防計画
  - ア 防火思想普及計画
  - イ 予防査察計画

＜資料編 1－12 千葉県広域消防相互応援協定書＞

## 第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占め、また、障害者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察されるなど、高齢者や障害者など災害時に支援を要する人々の犠牲が多かったことや、避難生活において特別な配慮が必要となったこと等については、水害・土砂災害などの風水害を想定した対策を講じる上でも共通した課題であり、県及び市町村等は、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の安全確保体制の整備を図る。

国では、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（以下、この節において「取組指針」という。）」を策定し、県では「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者避難の支援の手引き（以下、この節において「手引き」という。）」を作成している。

### 1 避難行動要支援者への対応（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）

市町村は、災害対策基本法の規定により、取組指針や手引きを参考に、要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難で特に支援を要する「避難行動要支援者」の名簿及び避難行動要支援者ごとに避難支援等を実施するための計画である個別避難計画を作成し、これを活用した実効性のある避難支援を行い、県は、市町村の取組みを支援する。

#### (1) 地域防災計画の策定

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成に当たり、市町村は地域における災害特性等を踏まえつつ、避難支援についての全体的な考え方を整理し、市町村地域防災計画に重要事項を定める。

#### (2) 避難行動要支援者名簿の作成等

##### ア 要配慮者の把握

市町村は、避難行動要支援者名簿の作成に当たり、災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者、乳幼児その他のいわゆる「要配慮者」の把握に努め、災害時に迅速な対応がとれるよう備えるものとし、県は、これを支援する。

(ア) 市町村は、日常業務の中で、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのか取りまとめ、所在情報とする。また、平時から要配慮者と接している市町村の福祉部局、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。

(イ) 在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要配慮者に関しても可能な限り把握しておく必要がある。

(ウ) 所在把握には、自治会や町内会など、従来からある地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による取組みも必要である。

(エ) 県は、市町村から避難行動要支援者名簿の作成のための要配慮者に関する情報の提供を求められたときは、市町村への情報提供に努める。

##### イ 避難行動要支援者名簿の作成

市町村は、把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成する。

また、避難行動要支援者名簿の作成にあたって、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

#### (ア) 避難行動要支援者の範囲の設定

a 市町村は、市町村地域防災計画において、要配慮者のうち避難行動要支援者の範囲について要件を設定する。

b 高齢者や障害者等の要配慮者の避難能力の有無は、次の点に着目し判断することが想定される。

① 警戒や避難指示等の災害関係情報の取得能力

- ② 避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力
- ③ 避難行動を取る上で必要な身体能力
- c 要件の設定に当たっては、要介護状態区分、障害支援区分等の要件に加え、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者が支援対象から漏れないようにするため、きめ細かく要件を設ける。

(イ) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿に記載する事項は次のとおりである。

- a 氏名
- b 生年月日
- c 性別
- d 住所又は居所
- e 電話番号その他の連絡先
- f 避難支援等を必要とする事由
- g 前各項目に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

ウ 避難行動要支援者名簿情報の管理

市町村は、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

(ア) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

市町村は、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を築いておく。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管する。

(イ) 情報セキュリティ対策

市町村は、避難行動要支援者名簿の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市町村は、避難行動要支援者の同意等を得た上で（市町村の条例に特別の定めのある場合を除く）、市町村地域防災計画で定める避難支援等関係者（消防機関、警察署、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織等）に平時から名簿情報を提供し共有する。

また、名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市町村において適切な措置を講ずるよう努める。

オ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

(ア) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市町村は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。また、避難行動要支援者名簿の更新にあたって、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(イ) 避難行動要支援者情報の共有

避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じた時は、その情報を市町村及び避難支援等関係者間で共有する。

また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。

(3) 個別避難計画の作成等

ア 個別避難計画の作成

(ア) 作成に係る方針及び体制等

市町村は、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平時から、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、避難支援等関係者と連携し、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画の作成に努めるものとし、県は、市町村の個別避難計画に係る取組を支援する。

作成に当たっては、地域の実情や避難行動要支援者本人の状況を踏まえ、ハザードマップ上、危険な場所に居住する者等、特に優先して作成すべき避難行動要支援者から、市町村や避難支援等関係者と避難行動要支援者本人とが具体的に打合せを行いながら作成する。

また、上記の計画作成と並行して、早期に避難行動要支援者全体に計画が策定されるようにするため、本人や本人の状況によっては、家族や地域において防災活動を行う自主防災組織等が記入をする形態での個別避難計画の作成も進める。

併せて、個別避難計画の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(イ) 個別避難計画の記載事項

個別避難計画は、名簿情報に加え、次の事項を記載する。

- a 避難支援等実施者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- b 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- c 前各項目に掲げるもののほか避難支援の実施に関し市町村長が必要と認める事項（自宅で想定されるハザードの状況、移動の際の持出品、移動時に必要な配慮の内容等）

(ウ) 個別避難計画のバックアップ

市町村は、庁舎の被災等の事態等により、災害規模等によっては機能が著しく低下することを考え、県との連携などにより個別避難計画のバックアップ体制を築いておく。

また、個別避難計画情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、市町村において適切な措置を講ずるよう努める。

(エ) 市町村における情報の適正管理

市町村は、個別避難計画の適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、国が策定した『地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン』に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的に定めた「情報セキュリティポリシー」の遵守を徹底する。

イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

市町村は、避難行動要支援者の同意等を得た上で（市町村の条例に特別の定めのある場合を除く）、市町村地域防災計画で定める避難支援等関係者に平時から個別避難計画を提供し共有する。

また、個別避難計画を提供された避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報の漏えい防止について必要な措置を講ずる。

ウ 個別避難計画の更新

市町村は、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて個別避難計画を更新する。

また、個別避難計画の更新にあたって、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

エ 市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など必要な配慮をする。

オ 市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

カ 県及び市町村は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。

キ 県は、市町村における個別避難計画等の作成策定状況を把握し、必要に応じて助言を行う。

## 2 要配慮者全般への対応（防災危機管理部、健康福祉部、市町村）

### （1）支援体制の整備

県及び市町村は、自主防災組織の育成及び指導並びに社会福祉施設等への依頼により、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、自治会や町内会などの地域社会全体で要配慮者を支援するための体制づくりを行う。

県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、福祉関係団体等の参画を得て設置した「千葉県災害福祉支援ネットワーク協議会」を中心に、千葉県災害福祉支援チーム（DWA T）の整備に努めるものとする。

市町村は、ガイドラインや手引きを参考とし、要配慮者への各種支援体制の整備に努める。

なお、体制づくりに当たっては、女性の意見を取り入れ、救助体制の中に女性を位置付けるものとする。

### （2）避難指示等の情報伝達

市町村は、避難行動要支援者について、その状態や特性に応じ、防災行政無線の戸別受信機や緊急速報メールを活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、災害時には、速やかに巡回等による避難指示等の周知を図る。

### （3）防災設備等の整備

県及び市町村は、ひとり暮らしの高齢者や障害者、ねたきりの高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システムや聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備に努めるものとする。

なお、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

さらに、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

### （4）避難施設等の整備及び周知

市町村は、避難所内への要配慮者用スペースの確保について考慮するとともに、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備及び社会福祉施設等を福祉避難所としての指定を実施するとともに、平時から要配慮者及びその支援者等に対し積極的な周知に努める。また、県及び市町村は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市町村の域を越えて受け入れる拠点の整備に努める。

要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の高齢者用備品や障害特性に応じた障害者用備品、やミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備、食物アレルギー対応食品などは、あらかじめ避難施設等への配備に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、要配慮者の家族等で備えることとする。

市町村は、手引きや関係団体の意見などを参考とし、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

### （5）防災知識の普及、防災訓練の充実

県及び市町村は、要配慮者やその家族並びに社会福祉施設等に対し、パンフレットの配布など、広報を充実し災害に対する基礎知識等の理解を高めるとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼び掛けるよう努める。

### （6）在宅避難者等への支援

県及び市町村は、在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支

援のため、共助の取組みや保健所（健康福祉センター）、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

#### (7) 広域避難者への対応

県及び市町村は、広域的に避難した被災者が、受入先において継続的に福祉サービスを受けられるよう配慮する。

### 3 社会福祉施設等における防災対策（健康福祉部、教育庁、市町村）

県及び市町村は、社会福祉施設等において、次の防災対策が講じられるよう、施設等に対する指導に努める。

#### (1) 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、入所者及び児童生徒等が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等の治療等に必要の非常用自家発電機等の防災設備の整備を行う。

#### (2) 組織体制・計画の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、県へのライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的計画を作成しておく。

また、市町村との連携のもとに、施設相互間並びに他の施設、近隣住民及び自主防災組織等との日常の連携が密になるよう努め、入所者及び児童生徒等の実態等に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

#### (3) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設や老人保健施設の管理者及び特別支援学校の校長は、施設の職員や入所者及び児童生徒等が災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について、理解や関心を高めるための防災学習を定期的実施する。

また、施設職員や入所者及び児童生徒等が、災害時の切迫した状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者及び児童生徒等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的実施する。

### 4 外国人への対応（総合企画部、防災危機管理部、市町村）

#### (1) 防災知識の普及・防災訓練の充実

県及び市町村は、言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「要配慮者」として位置付け、災害時に迅速かつ確かな対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

ア 多言語による広報の充実

イ 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化

ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

#### (2) 外国人への対応

県は、災害時における日本語の理解が十分でない外国人向けの語学ボランティアの派遣制度について、各市町村からの迅速な派遣要請が可能となるよう、平時から各市町村に対し、派遣制度の周知を図るとともに、語学ボランティア及び災害時外国人サポーターの養成に努める。

また、日本語理解が十分でない外国人と、コミュニケーションをとるため、翻訳機器の配置やアプリの活用などを検討していく。

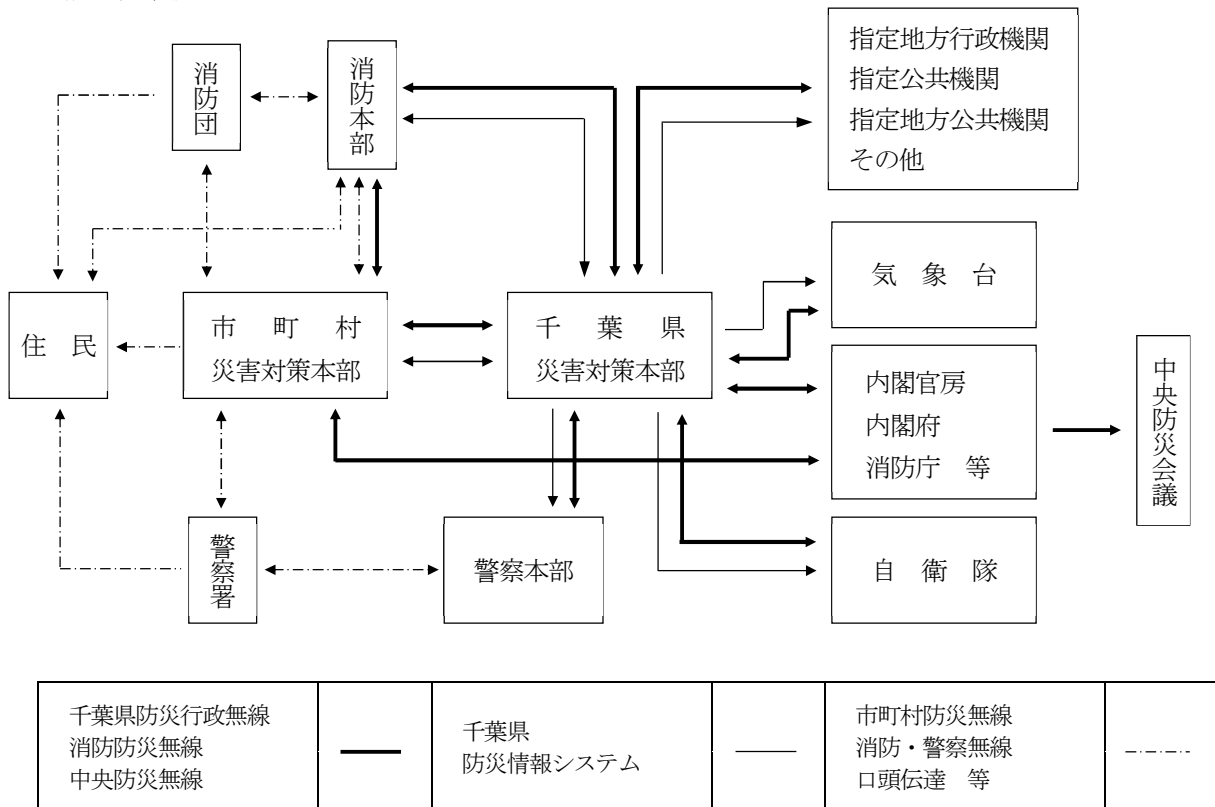
## 第9節 情報連絡体制の整備

大規模災害時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、県、市町村及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、防災通信網の整備充実を図り、応急対策における情報伝達を迅速に進めるとともに、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

また、電気通信事業者にあつては、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組みを推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。

なお、災害時の通信連絡系統は以下のとおりである。

通信連絡系統



### 1 県における災害情報通信施設の整備 (防災危機管理部)

#### (1) 県防災行政無線の整備

県は、防災情報の迅速・確実な受伝達と通信の高度化を図るため、防災行政無線を整備し、運用している。

##### ア 整備概要

##### (ア) 無線設備設置機関

県庁と地域振興事務所、土木事務所、農業事務所、保健所（健康福祉センター）、教育事務所等の県出先機関及び市町村、消防本部、銚子地方气象台、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関267機関に無線設備を設置している。

##### (イ) 通信回線

##### a 地上系通信回線

県庁、地域振興事務所、土木事務所等の県出先機関、市町村及び消防本部、銚子地方气象台の間を光専用線回線又は多重マイクロ無線で結んでいる。

b 衛星系通信回線

県庁、地域振興事務所、土木事務所、農業事務所、保健所（健康福祉センター）、教育事務所等の県出先機関、市町村、消防本部、銚子地方气象台、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関との間を衛星系通信回線で結んでいる。

c 移動系通信回線

県内に整備した9箇所の基地局を通じて、県庁と県内全エリア内の移動局との通信が可能で、可能な全県移動系回線を整備し運用している。

(ウ) 通信機能の概要

a 個別通信機能

防災無線設備設置機関は、相互に一般加入電話が輻輳した場合でも利用可能な専用回線による電話、ファクシミリ、データ伝送による通信が行える。また、消防庁や地域衛星通信ネットワークを整備した他都道府県等とも同様に、相互に通信が可能である。

b 一斉通報機能

一斉受令端末が設置されている機関には、県庁からファクシミリ、音声及びデータ伝送による一斉通報が行える。

c 映像伝送機能

県庁及び衛星通信車から衛星系通信回線を利用して、衛星系通信回線による無線設備を設置した県内の機関及び地域衛星通信ネットワークを整備した他都道府県に対し災害現場の映像等を伝送することができる。

(エ) 災害時等に対する設備対策

a 回線帯域制御機能

災害時等における通信の輻輳に対処するため、地上系光ファイバー回線に回線帯域制御機能を備えており、重要な通信を優先して伝送することができる。

b 機器監視制御

県庁防災行政無線統制室において、全局の運用状態を常時コンピュータで集中監視・制御している。

c 通信回線の2ルート化

県庁と地域振興事務所、土木事務所等の県出先機関、市町村及び消防本部等の間は、衛星系通信回線と地上系通信回線により通信回線を2ルート化しており、情報伝達の確実性を図っている。

d 予備電源の配備

停電に備えて、全局に予備電源装置（発動発電機、無停電電源装置、直流電源装置等）を配備している。

e 衛星通信車（ちば衛星号）の配備

衛星系通信回線を利用した映像送信機能のほか、電話、ファクシミリによる個別通信機能を有した衛星通信車を配備しており、災害現場における情報収集や通信機能が停止した機関の代替無線局として活用できる。

f 可搬型地球局の配備

災害現場や通信設備が停止した機関に搬送して、衛星系通信回線による電話及びファクシミリによる通信ができる可搬型地球局を県庁に配備している。

g その他の設備の配備

災害時、既設通信回線が使用できなくなった場合の代替手段として、災害対策本部の支部となる地域振興事務所等に衛星携帯電話等を配備する。

h 通信訓練の実施

県防災行政無線が設置されている機関において、機器等の熟知及び災害時における円滑な操作を図るため、定期的に通信訓練を実施する。

(オ) 運用体制

- a 県防災行政無線統制室は、災害時における迅速、的確な情報の受伝達と全局の機器の運用状態の監視・制御のため、職員等による24時間体制をとっている。
- b 県は通信機器等を、大雨等による水害に対処できるよう地域の状況を勘案のうえ設置し、また、災害時の通信確保を図るため通信運用マニュアル等を作成し、各局を指導している。

(カ) 機器の保守体制

県は通信機器の定期的な保守点検を行い、性能の維持及び障害の未然防止を図っている。  
なお、機器に障害が発生した場合は、速やかに復旧処理にあたる体制をとっている。

<資料編3-5 千葉県防災行政無線通信施設>

(2) 国が整備する通信設備

- ア 気象庁は、確実な警報事項の通知のため、その体制及び施設、設備の充実を図るものとする。
- イ 県は、国の関係機関との連絡のため、国が整備する下記の通信設備も利用する。

(ア) 災害対策基本法、消防組織法及び水防法等に基づき、災害時等において県と総務省消防庁及び国土交通省との間における情報受伝達に必要な通信を確保するために整備された、国土交通省都道府県間水防連絡用多重無線電話（国土交通省）及び消防防災無線（総務省消防庁）。

(イ) 内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と県災害対策本部との間における情報伝達に必要な通信を確保するために整備された、中央防災無線網（緊急連絡用回線）。

(3) 防災相互通信用無線の整備

災害現場等において、消防本部、警察及びその他防災関係機関と協力して円滑な防災活動を実施するため、これらの機関と相互に通信が可能な防災相互通信用の無線装置を県庁に整備している。

(4) 防災情報システムの整備

県は、災害時における県庁と県出先機関、市町村等との被害情報、措置情報の収集、処理の迅速化・共有化を図るとともに、気象情報等の防災に関する各種情報を関係機関や県民に提供して、的確な防災対策に資するため、「千葉県防災情報システム」（以下「防災情報システム」という。）を整備し、運用している。

ア 防災情報システムの概要

防災情報システムは、災害に係わる情報の収集、処理、分析を迅速かつ的確に行い、災害時における防災関係機関との調整、意思決定等を支援するシステムである。

県庁、地域振興事務所、土木事務所等の県出先機関及び市町村等の防災関係129機関に情報の入力・検索・表示機能を備えた専用端末を設置し、電気通信事業者の光回線を利用してオンラインによる被害情報等報告及びこれらの情報の共有を行っている。併せて、防災ポータルサイトを通じて県民に対する防災に関する情報発信を行っている。

<資料編3-14 千葉県防災情報システム端末装置設置機関>

イ 防災情報システムの機能概要

(ア) 被害情報処理機能

専用端末を設置した各機関で把握した被害情報等を、各機関の担当者が専用端末により直接システムに登録することで、県災害対策本部への被害情報報告と専用端末を設置した各機関との情報共有を同時に行う。

(イ) 実況監視処理機能

気象ASPサービスから提供される気象情報を専用端末装置等に表示する。

また、緊急を有する情報についてはポップアップにより通知を行う。

(ウ) 地図情報

電子化された基本地図上に各防災関係機関が入力した災害危険箇所・区域、避難場所及び公共施設等の各種防災情報や被害情報等を表示し、それらの情報を共有する。

(エ) 職員参集機能

気象情報の種類や規模等に応じてメールを自動配信し、関係職員の自動参集を支援する。

(オ) 県民への情報発信機能

多言語に対応した防災ポータルサイトを通じて気象情報、被害情報、避難所に関する情報等を提供する。

また、「ちば防災メール」の登録者に対し、防災に関する各種情報を発信する。

(カ) 報道機関への緊急情報発信機能

各防災機関が入力した避難情報、避難所情報、災害対策本部設置情報を、「Lアラート（災害情報共有システム）」を通じて各報道機関へ発信する。

<資料編 3-13 千葉県防災情報システム構成概念図>

(5) 情報基盤の整備・充実

県は、災害時の応急対策における情報伝達手段を確保するため、職員全員に業務用として配付しているパソコン及び全庁情報ネットワーク等、情報基盤の整備・充実を図る。

2 市町村における災害通信施設の整備（防災危機管理部、市町村）

市町村は、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの災害関連情報等の収集や住民等への情報発信を図るため、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、市町村防災行政無線等の多様な通信手段の整備拡充に努めるものとする。特に、災害時に孤立するおそれがある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と市町村との双方向の情報連絡体制を確保すること等に留意するものとする。

また、市町村は、上記通信施設や非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等を図るものとする。

【市町村防災行政無線等の整備状況】

(平成31年3月31日現在)

種 別	区 分	整 備 済	未 整 備	整 備 率(%)
		同報系	54	0
防災行政無線	移動系	46	8	85.2

3 警察における災害通信網の整備（警察本部）

(1) 警察災害通信施設は、災害の発生に備え、又は災害時における災害救助、災害復旧等に使用することを考慮して整備に努める。

(2) 知事、市町村長及び指定（地方）行政機関の長は、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により警察通信施設を使用できる。

<資料編 3-7 警察通信施設>

4 東京電力パワーグリッド(株)における被害情報伝達体制の整備

東京電力パワーグリッド(株)は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

5 NTT東日本(株)千葉事業部における災害通信施設の整備

NTT東日本(株)千葉事業部では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、ポータブル衛星通信地球局（衛星系）等を整備している。

また、千葉事業部災害対策実施細則を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

#### 6 株式会社NTTドコモ千葉支店における災害通信施設の整備

株式会社NTTドコモ千葉支店では、県内の防災関係機関等の通信確保のため、可搬型無線基地局装置、移動基地局車及び移動電源車を整備している。

また、千葉支店災害対策実施要領を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

#### 7 KDDI株式会社における電気通信サービス施設の整備

KDDI株式会社では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう通信設備の分散化、伝送路の多ルート化等を進め、通信局舎及び通信設備の防災設計を行っている。

なお、主要設備については予備電源を設置している。

#### 8 ソフトバンク株式会社における災害通信施設等の整備

ソフトバンク株式会社では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう、主要伝送路の多ルート化や主要電気通信設備の分散化および予備電源の設置等を進め、通信局舎や通信設備の防災設計を行っている。

また平時より関係機関との連携に努め、住民等からの問合せ等についても対応する体制を準備している。

#### 9 楽天モバイル株式会社における災害通信施設等の整備

楽天モバイル株式会社では、電気通信サービスへの被害の防止・軽減を図るため、電気通信設備と建物を含む附帯設備については、耐震、耐火、耐水、耐雪等を備えた防災設計としており、それら設備は、複数拠点化され、設備間をつなぐ通信網についても冗長性を高める等、ネットワーク強靱化に継続的に取り組んでいる。

#### 10 非常通信体制の充実強化（防災危機管理部、市町村）

県、市町村及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の充実強化に努める。

#### 11 アマチュア無線の活用（防災危機管理部）

アマチュア無線による通信は、災害時に一般加入電話等が使用できない場合の代替通信手段として効果があることから、県は、ボランティアによるものであることを配慮の上、必要に応じて、アマチュア無線関係団体に災害情報の収集伝達について協力を要請する。

このため、県とアマチュア無線関係団体は共同して非常通信訓練を行うなど、平時から連携強化に努めるものとする。

＜資料編1-12 アマチュア無線による災害時応援協定書＞

#### 12 その他通信網の整備（総務部、総合企画部、防災危機管理部、市町村）

CATV、インターネット等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における多様な通信連絡網の整備充実に努める。

## 第10節 備蓄・物流計画

県及び市町村は、県民や自主防災組織、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平時から、災害時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかけるとともに、県民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄・調達並びに物流に係る体制の整備を図る。

併せて、大規模災害時における医療救護などの救援活動を実施するために必要な資機材・物資等の計画的な整備を図る。

### 1 食料・生活必需物資等の供給体制の整備（防災危機管理部、市町村）

平成24年8月に策定した「災害時の緊急物資等に係る備蓄・物流の基本指針」に基づき、自助・共助・公助による備蓄の取組みを推進する。

#### (1) 備蓄意識の高揚

県及び市町村は、備蓄する食料や飲料水が「最低3日、推奨1週間」分であることなど、各家庭や事業所等において最低減備えるべき備蓄の品目・量や、普段使用しているものを災害時にそのまま使用する備蓄に対する考え方など、備蓄に関するノウハウを普及・啓発するとともに、自主防災組織等への炊き出し用機材や救助用機材などの整備を促進する。

#### (2) 市町村における備蓄・調達体制の整備

市町村における備蓄及び調達は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであるが、市町村は、基礎的な地方公共団体として一義的に被災者への食料・生活必需物資等の供給を行う責務を有していることから、様々な事態に的確に対応できるよう、物資の備蓄・調達体制の整備に努める。

ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・簡易トイレ・携帯トイレ・常備薬・マスク・消毒液・段ボールベッド・パーティション・炊き出し用具・毛布・その他生活必需物資や感染症対策を含む避難所運営に必要な資機材、家庭動物の飼養に関する資材等を中心とした備蓄に努めるものとする。なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、地域特性や要配慮者・女性、子供（特に乳幼児）の避難生活や食物アレルギー等に配慮する。

イ 被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築などに努める。

ウ 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、物資供給事業者等との協定締結の推進に努める。

エ 必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、新物資システム（B-PLo）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況の把握に努めるものとする。

オ 市町村における備蓄状況について、年に1回、広く住民に対し公表するものとする。

#### (3) 県における備蓄・調達体制の整備

県は、市町村が甚大な被害を受け、備蓄した物資の提供や調達が困難になった場合などに備え、広域地方公共団体として市町村を補完する立場から、「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」により、物資の備蓄・調達体制の整備等に努める。

<資料編6-13 県の備蓄品目（防災危機管理部）>

ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・その他生活必需物資・資機材を中心とした備蓄に努める。備蓄目標の設定に際しては、民間からの調達を組み合わせる上で、市町村を補完する立場から、備蓄量等を算定することにより、計画的な備蓄物資の整備を図るものとする。なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、要配慮者、女性、子供（特に乳幼児）の避難生活や食物アレルギー等に配慮する。

イ 備蓄品目の選定等に際しては、情報の寸断等により、ニーズの把握が困難な状況となる被災市町村に対して、要請を待たずに物資の供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援を想定し、物資の備蓄状況や集積拠点等について、県・市町村間の情報共有を図る。

ウ 被災地に物資を迅速に提供するため、平時からの備蓄物資に係る県・市町村間の情報共有や、県内13か所に備蓄拠点を分散し、相互補完による効果的な物資の支援体制を図るとともに、民間物流事業者との連携による輸送体制の構築に努める。

エ 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保に努めるものとし、関係事業者等との協定締結のさらなる推進に努める。

オ 必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、新物資システム（B-PLo）を活用し、施設（備蓄倉庫）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況の把握に努めるものとする。

カ 県における備蓄状況について、年に1回、広く住民に対し公表するものとする。

#### (4) 帰宅困難者支援に係る備蓄

県及び市町村は、帰宅困難者等を一定期間受け入れるため、一時滞在施設を指定するとともに、受け入れた者に可能な範囲で食料や飲料水等を提供するための備蓄に努める。

#### (5) 県及び市町村における災害時の物流体制の整備

民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、県及び市町村は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

##### ア 県における物流体制

大規模災害時において、県は、市町村の要請等に基づき、又は災害の状況に応じ要請を待たずに、備蓄、民間からの調達又は国や他都道府県への要請等（国からの「プッシュ型」支援を含む）により必要な物資を確保し、市町村の指定する拠点まで物資を輸送する役割を果たす必要がある。

このため、「災害時における物流計画」に基づき、千葉県倉庫協会、千葉県トラック協会等民間物流事業者などと連携し、在庫管理及び払出し体制、輸送車両・機材・ノウハウの提供等、速やかに支援物資の管理供給体制を構築の上、「千葉県大規模災害時応援受援計画」により選定する広域物資拠点（一次物資拠点）において支援物資を円滑に受入れ、市町村物資拠点（二次物資拠点）へ迅速に輸送するものとする。

##### イ 市町村における物流体制

市町村は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者、NPO、住民団体等と連携して人員や資器材を確保する等の体制を整備するものとする。

また、市町村は、選定した集積拠点を県へ報告するものとする。

なお、物資の集積拠点を選定するに当たっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討する。

## 2 医薬品及び応急医療資機材等の整備（健康福祉部）

### (1) 災害用医薬品等の備蓄

災害時の医薬品及び衛生材料の供給を円滑に行うため、保健所（健康福祉センター）等に災害用医薬品等を備蓄し、迅速に対処できる体制を整備しているところである。

備蓄数量	備蓄場所
3 セット	習志野及び松戸の各保健所（健康福祉センター）
2 セット	県庁薬務課、山武保健所（健康福祉センター）

1 セット	市川、野田、印旛、香取、海匝、長生、夷隅、安房、君津及び市原の各保健所（健康福祉センター）、八日市場及び鴨川の各地域保健センター
-------	--

1セット：500人分（県全体数量：22セット・11,000人分）

(2) 応急医療資機材の備蓄

大規模災害時の円滑な医療救護活動の実施を図るため医療救護活動に必要な応急医療資機材を保健所（健康福祉センター）等に整備しているところである。

整備状況	応急医療資機材の内容
県医療整備課(4セット)、習志野保健所(13セット)、市川保健所(16セット)、松戸保健所(23セット)、野田保健所(5セット)、印旛保健所(14セット)、印旛保健所成田支所(10セット)、香取保健所(5セット)、海匝保健所(5セット)、八日市場地域保健センター(5セット)、山武保健所(10セット)、長生保健所(5セット)、夷隅保健所(6セット)、安房保健所(10セット)、鴨川地域保健センター(5セット)、君津保健所(10セット)、市原保健所(10セット)	識別連絡表、蘇生・吸引・酸素吸入器、包帯、注射、輸液

<資料編4-3 医薬品等>

3 水防用資機材の整備（県土整備部）

洪水、溢水等の緊急事態に対処するため、次のように水防用資機材を整備している。これらの水防用資機材は、堤防損壊、浸水対策をはじめ、道路復旧、がけ崩れ等にも対応できるよう整備に努める。

(1) 水防用資機材

水防管理団体は、おおむね担当堤防延長2kmについて1箇所の割合で、水防倉庫（木造33.3平方メートル程度）、その他資材そなえ付け場を設け（なるべく水防活動に便利な箇所を選ぶ）、資機材を備蓄するよう努める。

(参考) 指定水防管理団体整備基準

品名	数量	品名	数量
土のう	3,000 俵	のこぎり	4 丁
なわ	550 kg	かま	10 丁
シート	100 枚	おの	5 丁
杉丸太 末口 3寸2.5間	10 本	ベンチ	3 丁
〃 2.0間	30 本	鉄線 (#8)	100 kg
〃 1.0間	200 本	〃 (#10)	100 kg
竹	15 本	かすがい	50 本
蛇籠	20 本	大型照明灯	3 台
スコップ	30 丁	予備土砂	若干
掛矢	10 丁		

(2) 水防施設等

県（現地指導班）及び水防倉庫の数は次のとおり

ア 県倉庫31か所（各土木事務所、その他）

イ 水防管理団体水防倉庫 122棟

## 第11節 防災施設の整備

災害から県民の生命や財産を守るためには、災害応急対応を円滑に行うための防災センターや避難所等の各種防災施設等の整備が重要である。

### 1 防災危機管理センターの整備（防災危機管理部）

県は、災害対策本部が迅速かつ円滑に機能するよう本部事務局室を常設し、最大約4日間の発電が可能な独自の自家発電設備を備えた防災危機管理センターを整備し、平成25年4月に運用を開始した。

### 2 防災センターの整備（防災危機管理部）

県は、平時における県民の防災知識の普及啓発を図るとともに、大規模災害時における防災用資機材や食料の備蓄、搬送拠点として、西部防災センターの整備を図った。

なお、西部防災センターの概要は次のとおりである。

名 称	西部防災センター
所在地	松戸市松戸558-3
敷地面積	10,000㎡
開館年度	平成10年度
延床面積等	鉄骨鉄筋コンクリート造2階建 3,189㎡
展示施設等	地震体験装置、暴風雨体験装置、初期消火体験装置、消防署への通報訓練装置、応急救護訓練装置、煙内避難体験装置、総合シミュレーション、災害（地震、風水害）、防災（火災）及び避難（煙災害）をテーマにした映像等
備蓄倉庫	260㎡

### 3 県消防学校における防災教育機能（防災危機管理部）

県は、地域防災力の中核を担う自主防災組織や企業の自衛防災組織などを対象に、実践的な訓練・研修を実施する防災研修センターを、新たな消防学校に整備し、平成31年4月に開設した。

なお、防災研修センターの概要は次のとおりである。

施設 (防災研修施設)	研修室 (100 人用) 屋外研修場 (約1,475 ㎡) 防災資料室 (111.43 ㎡) 事務室、更衣室、託児スペース、駐車場 他
主な備品	消火訓練用資機材、がれき救助訓練用資機材、水防訓練用資機材、煙体験ハウス 他
主な研修対象者	県民、自主防災組織等、企業・自衛防災組織、市町村等

### 4 避難施設の整備（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、企業局、教育庁、市町村）

災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設の整備を行う。

また、県及び市町村は、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

市町村は、災害対策基本法、政令及び府令、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、令和6年12月改定）、「災害時における避難所運営等の手引き」により避難所等の選定を行い、県もその確保に協力することとする。

## (1) 指定緊急避難場所の指定等

### ア 指定緊急避難場所の指定

市町村は、災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものを指定する。

また、市町村は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣の市町村に設けるものとする。

市町村は、指定緊急避難場所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

指定緊急避難場所の指定を終えていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努めるものとする。

### イ 指定緊急避難場所の周知

県及び市町村は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれがある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

### ウ 誘導標識の設置

市町村は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとする。

県及び市町村は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努めるものとする。

## (2) 指定避難所の指定等

### ア 指定避難所の指定

市町村は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

市町村は、指定避難所を指定又は取消したときは、県に通知するとともに公示する。

県は、市町村から指定の通知を受けたときは、内閣総理大臣に報告する。

指定避難所の指定を終えていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努めるものとする。

＜資料編5-7 各市町村における避難場所・施設の指定状況＞

### イ 指定避難所等の整備等

避難所の整備等については、次の点に留意するものとする。

(ア) 施設の選定に当たっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努め、平時から指定避難所等の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。

また、災害時に指定避難所等の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

- (イ) 避難所となる建物については、必要に応じ、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、洋式トイレ、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、空調、照明、テレビ・ラジオ等の避難生活の環境を良好に保ち、要配慮者にも配慮した整備に努める。
- なお、トイレ環境の整備に当たっては、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。
- (ウ) 上記(イ)の設備を稼働させるために必要な電源や燃料の確保を図る。また、その際、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大や再生可能エネルギーの活用を含めたエネルギーの多様化に努める。
- (エ) 避難所における救護所の施設整備に努める。
- (オ) 避難所における公衆無線LAN等の整備に努める。
- (カ) あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するものとする。
- (キ) 避難所に食料(アレルギー対応食品等を含む)、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、簡易ベッド、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、エルピーガスなどの非常用燃料の確保等に努める。
- (ク) 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した資機材等の整備及び生活相談職員(おおむね10人の要配慮者に1人)等の配置等に努める。
- 特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。
- また、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示し、平時からその周知に努める。
- (ケ) 福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。
- (コ) 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。
- (サ) 市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。
- (シ) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。
- (ス) 市町村は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- (セ) 感染症対策について、避難所で感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合は、ホテルや旅館の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所を確保するよう努める。
- (ソ) 県及び市町村は、災害発生後に、避難所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図るものとする。
- (タ) 市町村及び各指定避難所等の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。
- (チ) 県及び市町村は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。
- (ツ) 市町村は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況

把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

(テ) 県及び市町村は、指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

(ト) 市町村は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

### (3) 避難路の整備

市町村は、避難場所に安全に避難できるよう日頃から住民への周知徹底に努めるとともに、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等、適切な措置を講じておく。

### (4) ヘリコプター臨時離発着場等の確保

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送、高層建築物等における消防活動等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するためには、緊急時の離発着場の確保が重要であり、市町村は地域防災計画に位置付けその確保に努める。

特に、使用の際に混乱が予想される避難場所等の臨時離発着場については、避難住民の安全性等を考慮し避難場所等と臨時離発着場の区別等、所要の措置を講じる。

## 5 道の駅の防災機能強化（防災危機管理部、県土整備部、市町村）

県及び市町村は、災害時において地域住民や道路利用者、観光客へ安全・安心な場や災害情報の提供の場となり得る道の駅について、必要に応じて防災機能強化に努めるものとする。

## 第12節 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等対策は、東日本大震災において、県内で多くの帰宅困難者が発生したことや、首都直下地震により東京を中心とした首都圏で広域的な被害が発生した場合に、大規模地震発生当初の混乱防止や人命救助活動等の円滑化を図ることから、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本方針の周知徹底や、帰宅困難者等の安全確保などの対策を図るものであるが、台風等の風水害発生時においても、鉄道を中心とした交通機関の停止による帰宅困難者等の発生が見込まれる。

地震・津波災害の場合に比して、風水害については、一定の予測が可能なことから事前の対策を講じることができるなど、対策にも違いがあるが、暴風や出水又は土砂崩れ等により鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止することが想定されるため、地震発生時に準じた体制整備を図るものとする。

### 1 一斉帰宅の抑制

被害状況や公共交通機関の復旧見通し、家族などの安否等が確認できないことにより心理的な動揺が発生し、職場や外出先などから居住地に向け一斉に帰宅行動を開始することが予想される。

台風等の暴風雨が続けている場合は、移動行動そのもの困難な状況が想定されることから、鉄道の駅舎等に大量の帰宅困難者等が滞留する可能性がある。

帰宅困難者等対策においては、まず、帰宅困難者等の発生を抑制することが重要であり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底が不可欠である。この基本原則を実効性のあるものとするため、具体的な取組を実施していく。

### 2 情報連絡体制の整備

台風等、ある程度の予測が可能な風水害の場合には、的確な気象情報の収集等により早めに行動するなど、帰宅困難となる状況を回避することが可能である。また、暴風雨が続けている状況下では、屋外での行動が制約されることから、交通機関などの関係機関との情報連絡体制の確立が重要である。

このため、主に地震災害を想定した対策を検討・実施している千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会や、駅周辺ごとに市町村が事務局となり設立される駅周辺帰宅困難者等対策協議会の活用など、関係機関における情報収集連絡体制を整備していく。

### 3 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校など関係機関において従業員や児童生徒等を待機させる判断をすることや、個人が望ましい行動を取るためには、気象情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、県及び市町村は、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、地震に関する情報、被害情報、一時滞り施設の開設状況などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用して主体的に提供していく。

また、駅周辺ごとに設立される、駅周辺帰宅困難者等対策協議会においても、情報連絡体制及び提供方法を検討し、情報提供していく。

さらに、市町村や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、SNS、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサイネージ※などを活用した情報提供についても検討・実施していく。

※ デジタルサイネージ：屋外、店頭、公共空間、交通機関、コンビニエンスストアなど、一般家庭以外の場所において、ネットワークに接続したディスプレイなどの電子的な表示機器を使って情報を発信するもの。

### 4 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、平時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、風水害等により交通機関が一定期間機能停止した場合における施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。

## 第13節 防災体制の整備

県は、大規模災害の発生時における迅速な初動体制や、国・他県等からの広域応援体制を構築するため、平時から県内市町村、国、他都道府県や県内外の防災関係機関との連携を密にするとともに、災害対応業務のデジタル化や災害対策本部事務局機能の強化など、体制整備を行う。

### 1 県の防災体制の整備（全庁）

#### (1) 日ごろからの危機管理意識の醸成

県は、災害時にプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」「空振りには許されるが見逃しは許されない」）に則り迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修について見直しを行うとともに、日ごろから、国や防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組むものとする。

#### (2) 県、市町村及び防災関係機関の連携の強化

県、市町村及び防災関係機関は、日ごろから、情報連絡員の役割について理解の共有を図るなど、情報共有や連携の強化を行う。

#### (3) 災害対策本部の活動体制の整備

県は、大規模災害に迅速かつ円滑に対応した体制を整備するため、災害対策本部事務局体制を整備し、災害対策本部訓練等を行うことにより、習熟に努めるとともに、検証の結果、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を図るものとする。

#### (4) 情報連絡員やシステムを活用した活動体制の整備

県は、土砂災害警戒情報や氾濫危険情報が発表されるなど、大きな被害の発生が予想される段階から、あらかじめ対象市町村ごとに選定し派遣する情報連絡員や、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの技術を活用し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集するための体制を講じておくものとする。

また、災害対策本部支部や現地災害対策本部の円滑かつ効果的な運用方法等について、検討しておくものとする。

#### (5) 災害対応経験者の活用

県は、災害対応が長期化した場合の災害対策本部事務局職員の交代要員や、被災市町村への応援派遣職員を確保するため、防災に関する知識・経験を有する職員をあらかじめ掲載した「県内被災市町村応援要員等名簿」を整備する。

#### (6) 応援受援計画の策定

大規模災害が発生した場合には、自衛隊、消防、警察の救援部隊や医療救護活動、救援物資、ボランティアが全国から支援に入ってくることから、これらの支援を円滑に受け入れるための広域防災拠点をおおきかじめ確保し、災害時に速やかに運用できる体制を整えておくために、県は「千葉県大規模災害時応援受援計画」を策定した。

県は、関係機関に対し、計画の周知を図るとともに、防災訓練等により検証を行い、実効性の確保に努めるものとする。

#### (7) ヘリコプターを活用した情報収集体制の整備

県は、情報収集の強化を図るため、県警や千葉市消防局など、関係機関と協議を行い、災害時の映像提供等の依頼手順などについて迅速な運用ができるようルールを明確化する。

#### (8) 都道府県をまたがる広域応援体制の整備

県では、全国知事会による全都道府県を対象とした災害時の広域応援協定や、関東地方知事会による関東1都9県を対象とした協定、九都県市首脳会議による九都県市を対象とした協定、九都県市首脳会議と関西広域連合との協定を締結しているが、これらの協定が大規模災害時に有効に機能するよう、運用方法の改善等をはたらきかけるとともに、平時からの連携を緊密にするよう努めるものとする。

また、県は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度の活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(9) 広域避難者の受入体制の整備

県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫に関する減災協議会など既存の枠組みを活用することにより、国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

(10) 事業者との連携

県は、円滑な応急対策の実施、災害復旧・復興のため、事業者との協定の締結等連携強化に努めるとともに、訓練等を通じて災害時の連絡先、要請手続等の確保を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

また、県は、地域社会の迅速な復旧を図るため、県内のライフライン事業者と県とで構成する千葉県ライフライン対策連絡協議会において、災害時の連携体制の確認等を行うものとする。

(11) 非常用電源の設置状況等の収集・整理

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行う。

(12) 燃料の供給体制の整備

県及び市町村は、あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

(13) 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備

県及び市町村は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化するよう努める。

## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 災害対策本部活動

- 1 県の活動体制 (風-3-4)
- 2 市町村の活動体制 (風-3-15)
- 3 指定行政機関等の活動体制 (風-3-15)
- 4 県災害対策本部等と国、市町村及び防災関係機関との連携 (風-3-15)
- 5 市町村支援 (風-3-16)
- 6 災害救助法の適用手続等 (風-3-16)

### 第2節 情報収集・伝達体制

- 1 通信体制 (風-3-21)
- 2 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備 (風-3-24)
- 3 被害情報等収集・報告 (風-3-36)
- 4 災害時の広報 (風-3-41)

### 第3節 水防計画

- 1 水防の目的 (風-3-43)
- 2 水防の責任 (風-3-43)
- 3 津波における留意事項 (風-3-43)
- 4 安全配慮 (風-3-43)
- 5 水防本部の組織 (風-3-44)
- 6 水防本部の配備体制と活動内容 (風-3-46)
- 7 水防配備指令伝達系統 (風-3-49)
- 8 水防配備の解除 (風-3-50)

### 第4節 避難計画

- 1 計画方針 (風-3-51)
- 2 実施機関 (風-3-51)
- 3 避難の指示等 (風-3-51)
- 4 避難誘導等 (風-3-53)
- 5 避難所の開設・運営 (風-3-54)
- 6 安否情報の提供 (風-3-55)

### 第5節 要配慮者等の安全確保対策

- 1 避難誘導等 (風-3-56)
- 2 避難所の設置、要配慮者への対応 (風-3-56)
- 3 福祉避難所の設置 (風-3-57)
- 4 避難所から福祉避難所への移送 (風-3-57)
- 5 被災した要配慮者等の生活の確保 (風-3-57)

### 第6節 消防・救助救急・医療救護活動

- 1 救助・救急 (風-3-58)
- 2 水防活動 (風-3-59)
- 3 危険物等の対策 (風-3-59)
- 4 医療救護 (風-3-62)
- 5 航空機の運用調整等 (風-3-70)

## 第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

- 1 災害警備計画 (風-3-71)
- 2 交通対策計画 (風-3-72)
- 3 在港船舶対策計画 (風-3-77)
- 4 緊急輸送 (風-3-78)

## 第8節 救援物資供給活動

- 1 応急給水 (風-3-80)
- 2 食料・生活必需物資等の供給体制 (風-3-82)
- 3 燃料の調達 (風-3-84)
- 4 電源車の配備 (風-3-85)

## 第9節 広域応援の要請及び県外支援

- 1 国等に対する応援要請 (風-3-86)
- 2 他都道府県等に対する応援要請 (風-3-86)
- 3 千葉県大規模災害時応援受援計画 (風-3-87)
- 4 県の市町村への応援 (風-3-90)
- 5 県による応急措置の代行 (風-3-90)
- 6 市町村間の相互応援 (風-3-90)
- 7 市町村の受援体制の整備 (風-3-91)
- 8 消防機関の応援 (風-3-91)
- 9 国土交通省所管の公共施設に係る相互応援 (風-3-91)
- 10 水道事業者等の相互応援 (風-3-91)
- 11 下水道施設に係る災害時支援 (風-3-92)
- 12 資料の提供及び交換 (風-3-92)
- 13 経費の負担 (風-3-92)
- 14 民間団体等との協定等の活用 (風-3-92)
- 15 海外からの支援助入れ (風-3-92)
- 16 県外被災県等への支援 (風-3-92)
- 17 広域避難 (風-3-93)
- 18 広域一時滞在 (風-3-94)

## 第10節 自衛隊への災害派遣要請

- 1 災害派遣の要請 (風-3-95)
- 2 災害派遣の方法 (風-3-95)
- 3 災害派遣要請の手續等 (風-3-96)
- 4 知事への災害派遣の要請の要求 (風-3-97)
- 5 自衛隊との連絡 (風-3-97)
- 6 災害派遣部隊の受入体制 (風-3-98)
- 7 災害派遣部隊の撤収要請 (風-3-99)
- 8 経費負担区分 (風-3-99)
- 9 自衛隊の即応態勢 (風-3-99)

## 第11節 学校等の安全対策・文化財の保護

- 1 防災体制の確立 (風-3-100)
- 2 学用品の調達及び支給 (風-3-101)
- 3 授業料等の減免・育英補助の措置 (風-3-102)
- 4 学校給食の実施 (風-3-102)
- 5 文化財の応急対策 (風-3-102)

## 第12節 帰宅困難者等対策

- 1 一斉帰宅抑制の呼びかけ (風-3-103)
- 2 企業、学校など関係機関における施設内待機 (風-3-103)
- 3 大規模集客施設や駅等における利用者保護 (風-3-103)
- 4 帰宅困難者等への情報提供 (風-3-103)
- 5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導 (風-3-103)

## 第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

- 1 保健活動 (風-3-104)
- 2 飲料水の安全確保 (風-3-104)
- 3 防疫 (風-3-104)
- 4 死体の捜索処理等 (風-3-106)
- 5 動物対策 (風-3-108)
- 6 清掃及び障害物の除去 (風-3-108)

## 第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理

- 1 応急仮設住宅の供与等 (風-3-111)
- 2 被災宅地危険度判定支援体制の整備 (風-3-112)
- 3 罹災証明書の交付体制の確立 (風-3-113)

## 第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧

- 1 水道施設 (風-3-114)
- 2 電気施設 (風-3-115)
- 3 下水道施設 (風-3-118)
- 4 ガス施設 (風-3-119)
- 5 通信施設 (風-3-125)
- 6 放送機関 (風-3-127)
- 7 工業用水道 (風-3-128)

## 第16節 ボランティアの協力

- 1 災害ボランティアセンターの設置 (風-3-129)
- 2 ボランティアの活動分野 (風-3-130)
- 3 ボランティアとして協力を求める個人、団体 (風-3-130)
- 4 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ (風-3-131)
- 5 災害時におけるボランティアの登録、派遣 (風-3-132)
- 6 ボランティア受入体制 (風-3-133)
- 7 災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等 (風-3-133)
- 8 日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画 (風-3-134)

## 第1節 災害対策本部活動

災害が発生した場合、人的被害にとどまらず、家屋の倒壊や流失、火災、がけ崩れの発生、道路・橋梁の破損、さらには生活関連施設の機能障害などの被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力を挙げて対処するため、県、市町村及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期すことを目的とする。

### 1 県の活動体制（防災危機管理部）

県は、風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は本計画の定めるところにより、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する災害応急対策の実施を助け、かつ総合調整を行う。

その際、全職員は、以下のプロアクティブ原則を基本理念とし、危機意識を共有して、行動するものとする。

- ・疑わしいときは行動せよ
- ・最悪事態を想定して行動せよ
- ・空振りは許されるが見逃しは許されない

上記の責務を遂行するため必要がある場合は、千葉県災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

また、国において緊急災害対策本部等を設置したときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進めるものとする。

県本部の組織及び運営は、「災害対策基本法」、「千葉県災害対策本部条例」及び「千葉県災害対策本部要綱」の定めるところによる。

なお、災害に対して迅速かつ円滑な対応を図ることができるよう作成した「千葉県災害発生時の応急対応マニュアル」により、各職員がその内容を熟知するとともに、訓練等により検証し改善を行っていくこととする。

#### (1) 災害対策本部設置前の初動対応

##### ア 情報収集体制

気象庁が大雨・暴風・高潮・洪水・大雪・暴風雪警報の1以上を県内に発表したとき、又は、深夜から明け方に前記の警報の発表が予想され、防災危機管理部長が必要と認めたとき、その他、被害の発生が予想される場合で、防災危機管理部長が必要と認めたときは、防災対策課、関係部局及び発表市町村を所管する地域振興事務所は、次の措置を講ずる。

(ア) 気象に関する情報の収集及び伝達

(イ) 被害情報の把握及び報告

##### イ 災害即応体制

(ア) 県内に土砂災害警戒情報又は氾濫危険情報、若しくは「特別警報に至る可能性への言及」に係る気象情報が発表されたとき、又は、気象警報（波浪を除く。）が発表され、かつ、県が台風の暴風域に入ることが見込まれる（暴風域に入る確率が70%以上）とき、又は、深夜から明け方に前記の情報の発表が予想され、防災危機管理部長が必要と認めたとき、その他、大きな被害の発生が予想される場合で、防災危機管理部長が必要と認めたときは、関係部局及び関係出先機関は、情報収集体制を強化する。

(イ) あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。

(ウ) 防災対策課長は、被害状況の把握のため、防災関係機関から連絡員の派遣を得て、ヘリコプターによる上空からの確認等について調整する。

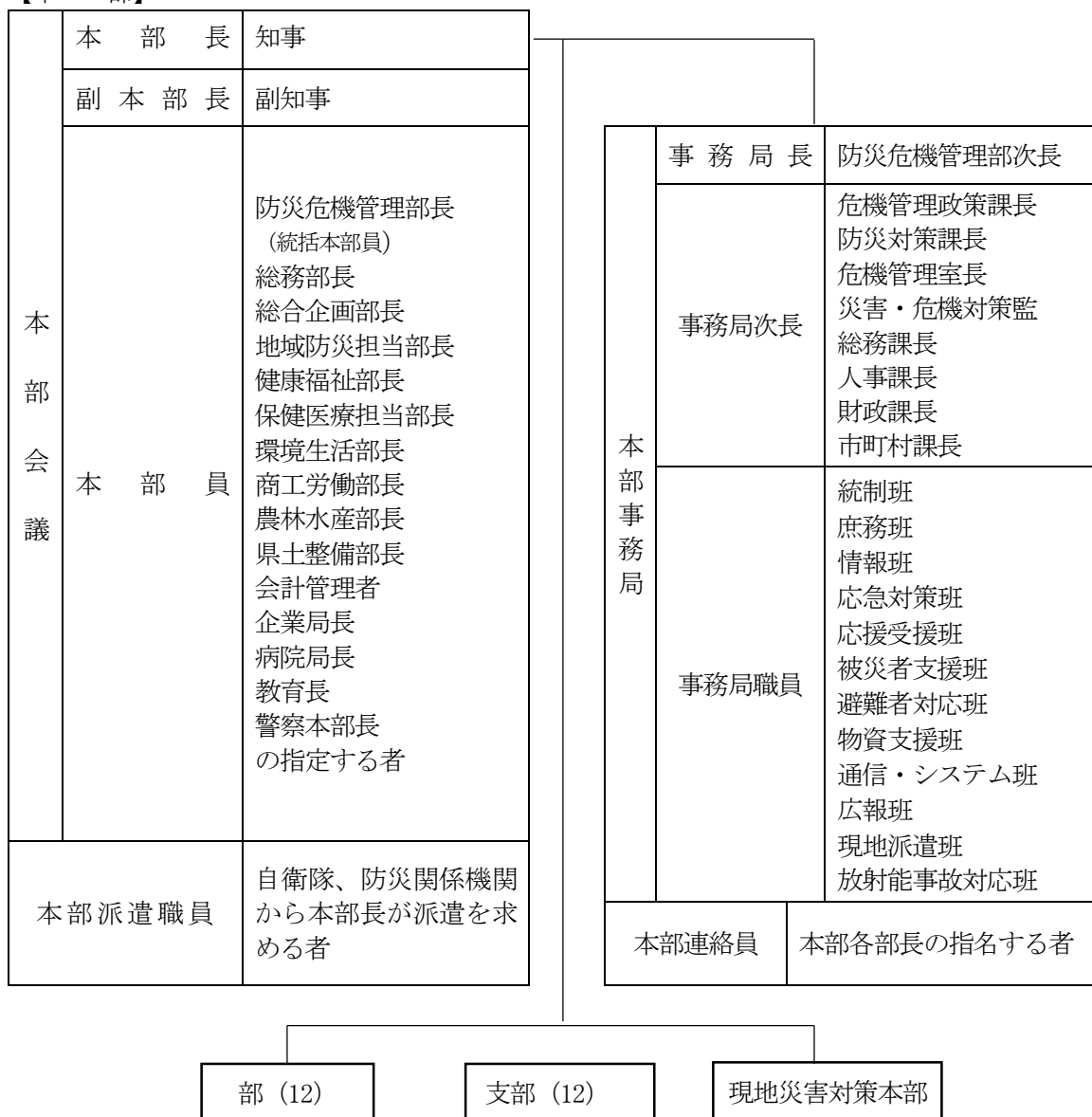
- ウ 防災対策課長は、被害状況を取りまとめ、速やかに防災危機管理部長を経由して知事に報告する。また、必要に応じ、国の機関、その他防災関係機関に同様の報告又は通報を行う。
- エ 上記アからウについては、夜間、休日等の時間外においても同様とする。

(2) 県災害対策本部

千葉県災害対策本部の組織及び編成は「千葉県災害対策本部条例」及び「千葉県災害対策本部要綱」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

ア 組織編成

【本部】



【部及び支部の構成】

部	支 部
総 務 部	千 葉 支 部
総 合 企 画 部	東 京 支 部
健 康 福 祉 部 (千葉県保健医療福祉調整本部)	葛 南 支 部
環 境 生 活 部	東 葛 飾 支 部
商 工 労 働 部	印 旛 支 部
農 林 水 産 部	香 取 支 部
県 土 整 備 部	海 匝 支 部
出 納 部	山 武 支 部
企 業 部	長 生 支 部
病 院 部	夷 隅 支 部
教 育 部	安 房 支 部
警 察 部	君 津 支 部

<資料編1-8 千葉県災害対策本部条例>

<資料編1-9 千葉県災害対策本部要綱>

(ア) 本部会議

- a 本部長は、県の災害対策を推進するため、本部室において、本部長、副本部長、本部員で構成する本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策等に関する重要事項について審議決定する。
- b 本部長は、上記 a の審議決定にあたり、必要に応じて防災関係機関に対して本部派遣職員の派遣を要請し、意見等を求めるものとする。

(イ) 本部事務局

- a 事務局長は、防災危機管理部次長をもって充てる。
- b 事務局次長は、危機管理政策課長、防災対策課長、危機管理室長、災害・危機対策監、総務課長、人事課長、財政課長及び市町村課長をもって充てる。
- c 本部連絡員及び事務局職員は、各部長が指名し、本部事務局に勤務する。
- d 事務局の事務分掌等

事務局の事務を統制班、庶務班、情報班、応急対策班、応援受援班、被災者支援班、避難者対応班、物資支援班、通信・システム班、広報班、現地派遣班、放射能事故対応班の12班に分け、各班の班長は、事務局長が指名する。班員は、石油コンビナート災害などの複合災害に対応するため、石油コンビナート等防災本部事務局等との兼務をできるだけ避け、いかなる災害が同時多発的に発生した場合でも、迅速かつ機動的な応急対応が実行できるよう体制の強化を図る。

本部事務局の分掌事務は、「千葉県災害対策本部要綱」の別表第四のとおりとする。

なお、災害対策本部事務局の運営に当たっては、「千葉県災害発生時の応急対応マニュアル」によるものとする。

(ウ) 本部派遣職員

本部派遣職員は、本部会議及び本部事務局との連絡調整にあたる。

(エ) 部

- a 部は、部長、副本部長、班長及び班員をもって構成し、部が所掌する分掌事務を遂行する。
- b 部及び班の分掌事務は、「千葉県災害対策本部要綱」の別表第三のとおりとする。

(オ) 災害対策本部支部

- a 支部は、支部長、副支部長、班長、支部連絡員、情報連絡員、各班連絡員及び班員をもって構成し、支部が所掌する分掌事務を遂行する。

b 支部長は、地域振興事務所長及び東京事務所長をもって充てる。

c 支部の分掌事務は、「千葉県災害対策本部要綱」の別表第六を基準とし、また運営については本部の運営方法を基準とし、かつ地域の実情等を勘案してあらかじめ支部長が定めておくものとする。

(カ) 現地災害対策本部

現地災害対策本部は、現地災害対策本部長、現地災害対策副本部長及び現地災害対策本部職員をもって構成し、災害の現地において、本部との連絡を保ちつつ、支部からの情報に基づいて急を要する対策を実施する。

現地災害対策本部長は、本部の副本部長、本部員、支部長又はその他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

イ 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

現地本部は、災害の現地を所管する県災害対策本部支部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

現地本部の組織編成、所掌事務及び設置場所は次のとおりとする。

(ア) 組織編成

a 現地本部長は、県災害対策本部の副本部長、本部員、支部長又はその他の職員のうちから県災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

b 現地本部員は、県災害対策本部員の本部員、支部長又はその他の職員のうちから県災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

(イ) 所掌事務

- a 被害状況、応急対策実施状況の情報収集及び分析
- b 市町村、関係機関との連絡調整
- c 自衛隊の災害派遣について意見具申
- d 本部長の指示による応急対策の推進
- e その他緊急を要する応急対策の実施

(ウ) 設置場所

現地本部の設置場所は、災害現地又は市町村庁舎等とする。

ウ 県災害対策本部の設置又は廃止とその基準

知事は、災害応急対策を推進するため、次の基準により災害対策本部を設置する。

また、県災害対策本部を設置した後において、県の地域について災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したため、県災害対策本部を設置しておく必要がないと認めたときは、県災害対策本部を廃止する。

1 県内で以下の気象等の特別警報が発表されたとき（波浪を除く。）（自動設置）。

- (1) 大雨特別警報
- (2) 暴風特別警報
- (3) 暴風雪特別警報
- (4) 大雪特別警報
- (5) 高潮特別警報

2 以下の（1）から（3）のいずれかに該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、知事が必要と認めたとき。

- (1) 本県の一部が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき
- (2) 特に大きな被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
- (3) 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき

3 本県の全域が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき。（※）

※本県の区域が暴風域に入るまでに設置するものとする。

エ 県災害対策本部設置又は廃止の通報及び発表

知事は、県災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を国（総務省消防庁長官）及び市町村長に通報するほか、次に掲げる者のうち必要と認める者に通報する。

また、知事は、県災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。

(ア) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(イ) 防災担当大臣（防災担当大臣がおかれていない場合に合っては、内閣官房長官）、厚生労働大臣及び国土交通大臣

(ウ) 隣接都県知事

(エ) 「九都県市災害時相互応援等に関する協定」に基づく「応援調整都県市」等

(オ) 「震災時等の相互応援に関する協定」に基づく「応援拠点都県」及び「関東地方知事会」等

(カ) 「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」に基づく「幹事都県・副幹事都県」及び「全国知事会」等

オ 各組織の連絡方法

(ア) 本部長の命令あるいは本部会議で決定した事項は、本部事務局長が本部連絡員を通じて各部及び各班に連絡するものとする。

(イ) 各部及び各班で収集した情報又は、実施した対策等のうち、本部長あるいは他の各部及び各班が承知しておく必要がある事項は、本部連絡員を通じて速やかに本部事務局長に報告するものとする。

(ウ) 上記（イ）により報告を受けた本部事務局長は、速やかにこれを本部長に報告するとともに、本部連絡員を通じて各部及び各班に伝達するものとする。

(エ) 上記（ア）～（ウ）の規定は支部において準用する。

カ 関係機関に対する要請等

本部長は、災害の状況に応じ、関係機関に対して必要な措置を講ずるよう協力を要請し、又は本部と当該機関との連絡のための職員の派遣を要請するものとする。

キ 県本部の設置場所

県本部は、原則として県中庁舎6階防災危機管理センターに、被災状況によりその機能が維持できない場合は本庁舎5階大会議室に設置する。

また、政府現地対策本部等が設置される場合、本庁舎5階大会議室に設置する。

なお、県庁舎及び周辺地域の被災状況によりその機能が維持できない場合は、次に掲げる順位により地域振興事務所を設置場所として選定するが、知事の判断により、状況に応じて、その他の県有施設等に変更することができる。

第1位 印旛地域振興事務所

第2位 長生地域振興事務所

第3位 東葛飾地域振興事務所

(3) 災害対策本部廃止後の対応

災害復旧支援体制

防災危機管理部長は、災害対策本部廃止後、復旧に係る支援等が継続して行われている場合等、全庁的な連携が引き続き必要と認めるときは、災害復旧支援体制を配備し、以下の業務を所掌する。

(ア) 被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズ等の情報収集

(イ) 各種災害対応や支援状況等に関する連絡調整

(ウ) その他必要な業務に関する情報共有

(エ) 上記（ア）、（イ）及び（ウ）を実施するための会議の開催

(4) 県応急対策本部

ア 設置又は廃止とその基準

防災危機管理部長は、災害対策本部設置基準を満たさない場合で、応急対策を実施する上で必要と認めるときは、応急対策本部を設置する。

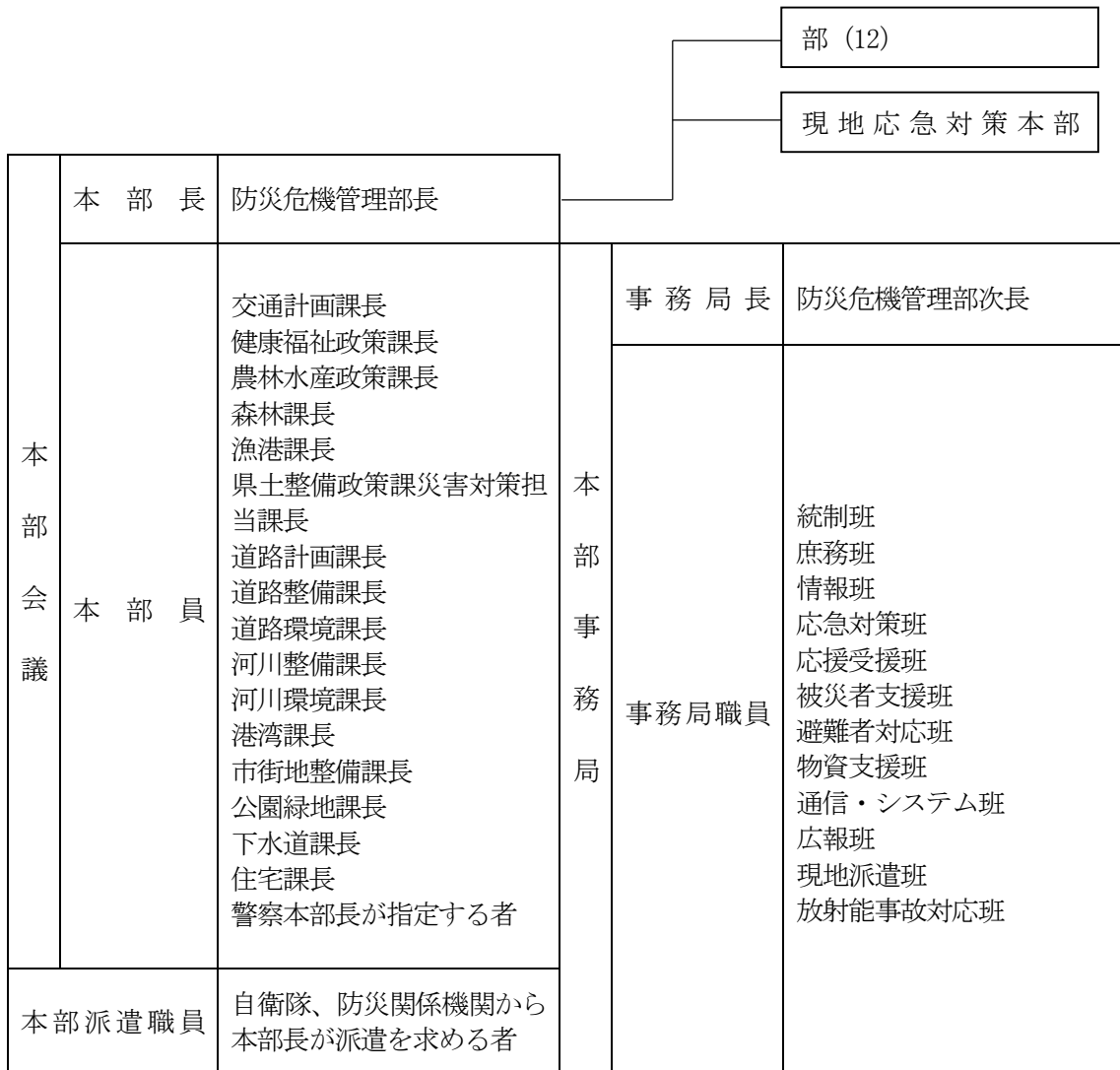
なお、応急対策本部設置後、災害対策本部設置基準を満たす場合には、「災害対策本部（本部長 知事：災害対策本部第1配備から第3配備）」に移行する。

また、防災危機管理部長は、応急対策本部を設置した後において、県内において災害の発生するおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したため、応急対策本部を設置する必要がないと認めるときは廃止する。

イ 組織及び編成は、「千葉県応急対策本部設置要綱」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

<資料編 1-10 千葉県応急対策本部設置要綱>

【千葉県応急対策本部組織（風水害等）】



(5) 職員の配備

ア 初動体制の確立

本庁各部局（各課）及び出先機関の長は、常に気象状況等に注意し、災害の発生するおそれがあることを察知した場合、又は災害が発生した場合は、迅速に対処できるよう準備を整えておくものとする。

配備体制の基準は次のとおりとし、本庁各部局（各課）及び出先機関の長は、年度当初に職員の配備計画を立てて所属職員に徹底しておくものとする。また、発生直後の災害情報の収集や災害対策の調整を行うため、県庁及びその周辺に常時防災担当者が待機し、迅速な初動体制の

確立に努める。

イ 配備基準

風水害に対処する県本部設置前の配備は、災害の状況等により次のとおりとする。

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
情報収集体制	<p>1 県内で以下の気象等の警報が発表されたとき（自動配備）。</p> <p>(1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 暴風警報 (4) 暴風雪警報 (5) 大雪警報 (6) 高潮警報</p> <p>2 深夜から明け方に上記の警報の発表が予想され、防災危機管理部長が必要と認めたとき。</p> <p>3 その他、被害の発生が予想され、防災危機管理部長が必要と認めたとき。</p>	<p>災害関係課等の職員で情報収集活動が円滑に行いうる体制とし、その要員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。</p>	<p>【本 庁】 防災対策課（※4）</p> <p>【出先機関】 発表市町村を所管する地域振興事務所</p>
災害即応体制	<p>1 県内に土砂災害警戒情報、氾濫危険情報又は「特別警報に至る可能性への言及」に係る気象情報が発表されたとき（自動配備）。</p> <p>2 気象警報（波浪を除く。）が発表され、かつ、県が台風の暴風域に入ることが見込まれる（暴風域に入る確率が70%以上）とき（自動配備）。</p> <p>3 深夜から明け方に1又は2の情報の発表が予想され、防災危機管理部長が必要と認めたとき。</p> <p>4 その他、大きな被害の発生が予想され、防災危機管理部長が必要と認めたとき。</p>	<p>情報収集体制を強化し、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とし、その所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各課等において定める。</p> <p>なお、部局間の情報交換を行うため、「災害即応連絡会議」を開催する。</p> <p>この場合、地域振興事務所等から対象市町村に対して情報連絡員を派遣する。</p> <p>この際、必要に応じて本庁から情報連絡員を追加派遣する。</p>	<p>情報収集体制に加え</p> <p>【本 庁】（※3） 危機管理政策課 消防課 産業保安課 秘書課 総務課 管財課 学事課 政策企画課 報道広報課 水政課 交通計画課 健康福祉政策課 健康福祉指導課 疾病対策課 児童家庭課 高齢者福祉課 障害福祉事業課 医療整備課 環境政策課 循環型社会推進課 廃棄物指導課 ヤード・残土対策課 経済政策課 農林水産政策課 団体指導課 耕地課 担い手支援課 森林課 水産課 漁港課 県土整備政策課 道路計画課 道路整備課 道路環境課 河川整備課 河川環境課 宅地安全課 港湾課 市街地整備課 公園緑地課 下水道課 住宅課 企業局のうち局長が指定する課 病院局経営管理課 教育庁のうち教育長が指定する課</p> <p>【出先機関】（※3） 地域振興事務所 保健所（健康福祉センター） 農業事務所 林業事務所 水産事務所 水産情報通信センター 漁港事務所 土木事務所 港湾事務所 北千葉道路建設事務所 一宮川改修事務所 ダム管理事務所 区画整理事務所 下水道事務所 企業局のうち局長が指定する出先機関 教育庁のうち教育長が指定する出先機関 そのほかの機関は、地域の実情に応じて地域振興事務所長が定める。</p>

※配備の特例措置

- 1 配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。
- 2 知事は、災害の発生が局地的である場合で、かつ、一部の地域において出先機関の活動の必要が認められないとき、又は活動の必要がなくなったと認められるときは、出先機関の長の意見を聴いて当該出先機関の配備を指令しないこと、又は配備を解くことができる。
- 3 本庁の一部の課及び出先機関においては、土砂災害警戒情報又は氾濫危険情報が発表された場合は、発表市町村を所管する出先機関のみ配備する。
- 4 その他、各部局の基準と判断で必要な災害対応業務を実施するものとし、その詳細は資料編「震度4、気象警報等における災害対応機関一覧」に掲げるとおり。

※議会事務局には、連絡のみ行う。

- (注) 1 企業局、病院局、教育庁の配備を要する課等の把握は、それぞれ次の主務課において行う。  
企業局：管理部総務企画課、病院局：経営管理課、教育庁：教育振興部保健体育課
- 2 各出先機関について、知事は被害状況に応じて近接の地域振興事務所管内に応援のための配備を求めることができる。

ウ 災害対策本部設置後の配備

風水害に対処する県本部設置後の配備は、災害の状況等により次のとおりとする。

配備種別	配備基準	配備内容	配備を要する課等
<p>災害対策本部 第1配備</p>	<p>1 県内で以下の気象等の特別警報が発表されたとき（波浪を除く。）（自動配備）。</p> <p>(1) 大雨特別警報 (2) 暴風特別警報 (3) 暴風雪特別警報 (4) 大雪特別警報 (5) 高潮特別警報</p> <p>2 以下の(1)から(3)のいずれかに該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、本部長が必要と認めたとき。</p> <p>(1) 本県の一部が台風の暴風域に入ることが確実と予測される時 (2) 特に大きな被害が発生し、又は発生するおそれがあるとき (3) 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき</p> <p>3 本県の全域が台風の暴風域に入ることが確実と予測される時。</p> <p>(※) ※本県の区域が暴風域に入るまでに配備するものとする。</p>	<p>情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行いえる体制とし、その要員は所掌業務等を勘案してあらかじめ、各部長又は支部長が定める。</p> <p>この場合、支部等から対象市町村に対して情報連絡員を派遣する。</p>	<p>本部及び支部を構成するすべての県の機関</p>
<p>災害対策本部 第2配備</p>	<p>以下の(1)から(3)のいずれかに該当する場合で、本部長が必要と認めたとき。</p> <p>(1) 県下広範囲にわたる災害が発生したとき (2) 局地的災害であっても被害が甚大であるとき (3) 大規模の災害発生を免れないと予想される時</p>	<p>災害対策本部第1配備体制を強化し対処する体制としその所要人員は所掌業務等を勘案して、あらかじめ各部長又は支部長が定める。</p> <p>この場合、支部等から対象市町村に対して情報連絡員を派遣する。</p>	<p>本部及び支部を構成するすべての県の機関</p>

災害対策本部 第3配備	以下の(1)から(3)のいずれかに該当する場合で、本部長が、県の全組織を挙げて災害対応が必要と認めたとき。 (1) 県下広範囲にわたる災害が発生したとき (2) 局地的災害であっても被害が特に甚大であるとき (3) 大規模の災害発生を免れないと予想されるとき	県の組織及び機能のすべてをあげて対処する体制とし、その所要人員は各所属職員全員とする。 この場合、支部等から対象市町村に対して情報連絡員を派遣する。	本部及び支部を構成するすべての県の機関
----------------	--	---	---------------------

※配備の特例措置

- 1 配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。
- 2 知事は、災害の発生が局地的である場合で、かつ、一部の地域において出先機関の活動の必要が認められないとき、又は活動の必要がなくなったと認められるときは、出先機関の長の意見を聴いて当該出先機関の配備を指令しないこと、又は配備を解くことができる。
- 3 部長又は支部長は、災害の態様等により、その所掌する災害応急対策を講ずる上で支障がないと認められるときは、本部事務局長と協議の上、本部長の承認を得て、当該部又は支部の配備内容を変更し、又は配備を解くことができる。

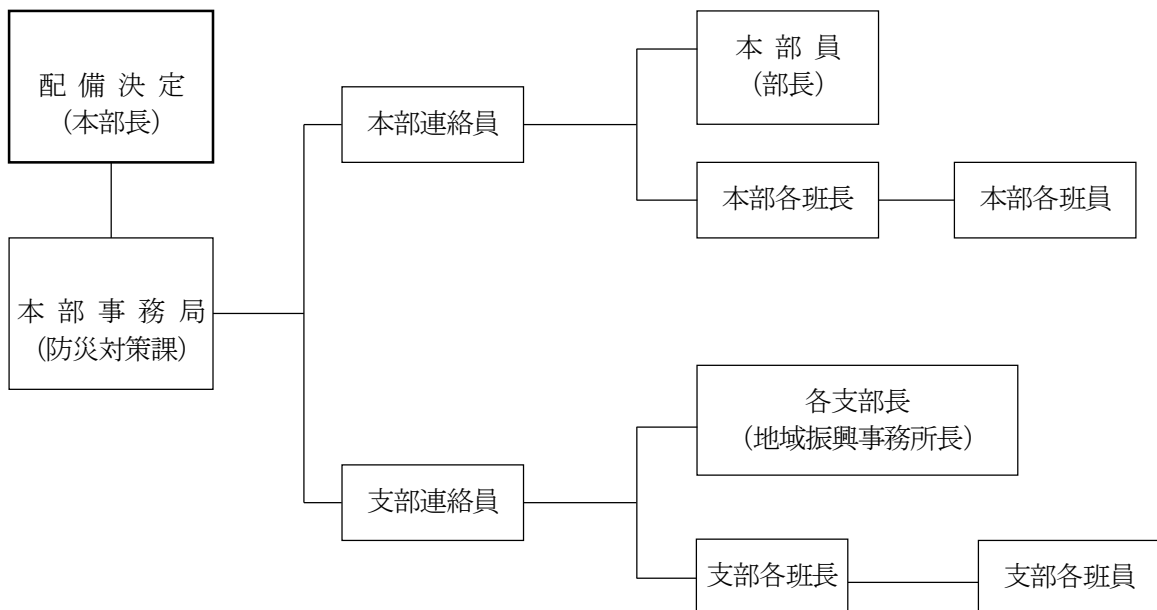
(6) 職員の動員

ア 動員体制の確立

部長及び支部長は、それぞれの部又は支部内各班の動員系統、連絡の方法等をあらかじめ実状に即した方法により具体的に定めておくものとする。

イ 動員の系統

職員の動員は、次の系統で伝達する。



## ウ 動員の伝達方法

知事（本部長）の配備決定に基づく本部事務局（防災対策課）からの職員の配備指令の伝達は、原則として次の方法によるものとする。

### （ア）勤務時間内

庁内放送、防災行政無線電話、職員参集メール

### （イ）勤務時間外

電話又は職員参集メール

### （ウ）配備指令の伝達結果の報告

配備に係る職員への連絡を担当する職員は、配備体制連絡の結果を防災対策課長に、災害対策本部設置後は、事務局長に行うこととする。

## エ 職員参集等

### （ア）初動対応職員

休日夜間等勤務時間外において災害対策本部を設置するような災害時に初動体制等を早期に確立するため、所属長は年度当初に勤務地又は指定された所属に必ず登庁する職員を指定するものとする。

初動対応職員は以下のとおりとする。

災害対策本部：本部長、部長、副部长、本部連絡員

災害対策本部支部：支部長、副支部長、班長又は所属長、支部連絡員、情報連絡員、各班連絡員

災害対策本部事務局：災害対策本部事務局職員

その他：災害即応体制に指定されている職員

注1）本部事務局職員、本部連絡員は本部の活動体制を早期に確立するため、原則として県庁から4 km圏内、特に事情がある場合には8 km圏内に居住する職員をもって充てる。

注2）支部連絡員及び情報連絡員は、支部の活動体制を早期に確立するため、可能な限り勤務地から4 km圏内に居住する職員をもって充てるよう配慮する。

### （イ）臨時参集職員

原則として勤務地へ登庁するものとするが、道路の損壊や交通手段の途絶により、勤務地に速やかに登庁することが困難である場合は、県庁又は最寄りの地域振興事務所に参集するものとし、年度当初において所属長へ当該参集機関を申告する。

なお、勤務地以外に参集した職員は、本庁においては本部事務局長、出先機関においては参集先の機関の長の指揮命令のもとで災害対応を行う。

### （ウ）自主登庁又は自主参集

本部及び支部を構成するすべての機関の職員は、災害の発生により電話等による伝達が不可能な場合、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から被害が著しく本部設置（災害対策本部第1配備以上）の参集基準に該当すると判断される場合は、自主登庁及び自主参集するものとする。

### （エ）各部局の措置

県各部局は、災害時の活動体制の充実を図るため特に必要がある場合は、独自の参集方法を別途定めることができる。

## オ 対応長期化に備えた体制

災害対応の長期化に備えて、災害対応従事者の健康を確保するため、ローテーション管理や物資・資機材の確保に努める。

## 2 市町村の活動体制（市町村）

### （1）責務

市町村は、災害時において、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、災害応急対策を実施する。

### （2）活動体制

#### ア 組織、配備体制

市町村は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておく。

その際、県、市町村一体となった体制がとれるよう、県地域防災計画に定める配備基準、配備内容等と十分整合を図る。

#### イ 災害救助法が適用された場合の体制

災害救助法が適用された場合は、救助実施市は、災害救助法に基づく救助事務を実施し、救助実施市以外の市町村は、知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助事務を実施又は知事が行う救助を補助する。

#### ウ 市町村間での応援体制

県下全市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、迅速・円滑に応援が行えるよう、体制を整備する。

＜資料編1-12 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定＞

## 3 指定行政機関等の活動体制

### （1）責務

#### ア 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、県、市町村及び他の防災関係機関の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な施策を講じる。

#### イ 防災上重要な施設の管理者

県の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者及びその他法令の規定による防災に関する責任を有する者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、法令、防災業務計画及び県地域防災計画の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施するとともに、指定地方行政機関、県及び市町村の実施する応急対策が的確かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

### （2）活動体制

#### ア 組織等の整備

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者等はそれぞれの責務を遂行するため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配備及びサービスの規準を定めておく。

#### イ 職員派遣

県災害対策本部長は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要があると認めるときは、指定地方公共機関等の長に対して、その所属職員を必要な場所に派遣するよう要請する。

## 4 県災害対策本部等と国、市町村及び防災関係機関との連携（防災危機管理部）

### （1）政府現地対策本部

県は国が本県に現地対策本部を設置することを決定した場合は、県庁に受け入れる。その際、受入場所は本庁舎5階大会議室とする。

## (2) 内閣府等リエゾン

県は、(1)によらず、内閣府等からリエゾンが派遣された場合は県庁に受け入れる。その際、受入場所は中庁舎6階防災危機管理センターとする。

## (3) 災害対策本部会議等における情報共有

県は、災害の状況に応じ、県災害対策本部会議に指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び関係市町村の職員の出席を求め、災害状況、災害対策実施状況等情報の交換を行う。

また、実務者レベルでの関係機関連絡会議等を開催し、情報共有や対応方針の調整等を行う。

## (4) 現地関係機関に係る連絡調整

県又は市町村は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

## (5) その他

国において緊急災害対策本部等を設置したときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進めるものとする。

## 5 市町村支援（防災危機管理部）

### (1) 情報連絡員の派遣について

県は、災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。

その他、必要な事項については、千葉県情報連絡員運用要綱の定めによるものとする。

＜資料編1-22 千葉県情報連絡員運用要綱＞

### (2) 人的支援について

県は、市町村から職員派遣の要請があった場合、又は、情報連絡員が、市町村と協議し、その支援ニーズを把握した場合において、県職員等の迅速な派遣に努めるものとする。

### (3) 物的支援について

県は、市町村が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市町村からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づき、食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めることを原則とするが、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行う。

## 6 災害救助法の適用手続等（防災危機管理部）

### (1) 災害救助法の目的

災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）は災害時において、応急的に必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

### (2) 適用基準・条件等

#### ア 災害が発生した場合の適用基準

災害が発生した場合の適用基準は、災害救助法施行令第1条に定めるところによるが、県における具体的適用基準は次のとおりである。

(ア) 住家が滅失した世帯の数が、当該市町村の区域内の人口に応じ、別表の基準1号以上であること。（法施行令第1条第1項第1号）

(イ) 住家が滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で2,500世帯以上であって、当該市町村の区域内の人口に応じ、別表の基準第2号以上であること。（法施行令第1条第1項第2号）

(ウ) 住家で滅失した世帯の数が、県内市町村の合計で12,000世帯以上であること、又は、災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ多数の世帯の住家が滅失したものであること。（法施行令第1条第1項第3号）

(エ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたものであり、次の基準に該当すること。(法施行令第1条第1項第4号)

- a 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- b 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

イ 災害が発生するおそれがある場合の適用条件等

災害が発生するおそれがある場合の適用条件等は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置し、その所管区域になった場合で、現に救助を必要とするときに、市町村の区域（千葉市については、市又は区のいずれの地域も単位とすることができる。）を単位に行うものである。

<資料編1-13 災害救助法の適用基準>

(別表) 市町村別災害救助法適用基準表 (令和2年10月1日)

市町村名			人 口	被害世帯数		市町村名			人 口	被害世帯数	
				1号	2号					1号	2号
千葉市	中央区		211,736	100	50	印旛郡	酒々井町	20,745	50	25	
	花見川区		177,328	100	50		栄町	20,127	50	25	
	稲毛区		160,582	100	50	香取郡	神崎町	5,816	40	20	
	若葉区		146,940	100	50		多古町	13,735	40	20	
	緑区		129,421	100	50		東庄町	13,228	40	20	
	美浜区		148,944	100	50						
	計		974,951	150	75						
市	銚子市		58,431	80	40	山武郡	九十九里町	14,639	40	20	
	市川市		496,676	150	75		芝山町	7,033	40	20	
	船橋市		642,907	150	75		横芝光町	22,075	50	25	
	館山市		45,153	60	30						
	木更津市		136,166	100	50	長生郡	一宮町	11,897	40	20	
	松戸市		498,232	150	75		睦沢町	6,760	40	20	
	野田市		152,638	100	50		長生村	13,803	40	20	
	茂原市		86,782	80	40		白子町	10,305	40	20	
	成田市		132,906	100	50		長柄町	6,721	40	20	
	佐倉市		168,743	100	50		長南町	7,198	40	20	
	東金市		58,219	80	40	夷隅郡	大多喜町	8,885	40	20	
	旭市		63,745	80	40		御宿町	6,874	40	20	
	習志野市		176,197	100	50	安房郡	鋸南町	6,993	40	20	
	柏市		426,468	150	75						
	勝浦市		16,927	50	25						
	市原市		269,524	100	50						
	流山市		199,849	100	50						
	八千代市		199,498	100	50						
	我孫子市		130,510	100	50						
	鴨川市		32,116	60	30						
	鎌ヶ谷市		109,932	100	50						
	君津市		82,206	80	40						
	部	富津市		42,465	60	30					
		浦安市		171,362	100	50					
		四街道市		93,576	80	40					
		袖ヶ浦市		63,883	80	40					
		八街市		67,455	80	40					
		印西市		102,609	100	50					
		白井市		62,441	80	40					
		富里市		49,735	60	30					
		南房総市		35,831	60	30					
		匝瑳市		35,040	60	30					
		香取市		72,356	80	40					
山武市			48,444	60	30						
いすみ市			35,544	60	30						
大網白里市		48,129	60	30							
合 計							6,284,480				

- 注) 1 1号とは災害救助法施行令第1条第1項第1号の災害(当該市町村の被災世帯数のみで判断)をいい、2号とは同令同条同項第2号の災害(都道府県一本県は2,500世帯と市町村の被災世帯数で判断)をいう。
- 2 被害世帯数は全壊世帯数をいい、半壊(焼)世帯、床上浸水世帯は、それぞれ2世帯、3世帯をもって、全壊世帯1世帯と換算する。
- 3 人口は令和2年国勢調査(総務省)による。

### (3) 救助の実施機関

- ア 知事は、災害時において、県内（救助実施市を除く。）に災害救助法を適用する場合は、国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会秩序の保全を図る。
- イ 知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。
- ウ 市町村長（救助実施市の長を除く。）は、上記イにより行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする。
- エ 救助実施市（千葉市）は、その区域内に災害救助法を適用する場合は、救助の実施主体としてアの事務を行い、救助実施市を含む複数の県内市町村に災害救助法が適用された場合、知事は救助において必要となる物資の供給又は役務の提供が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市の長その他の関係者との連絡調整を行う。

### (4) 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助を行う。

- ア 災害が発生した場合の救助
  - (ア) 避難所及び応急仮設住宅の供与
  - (イ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
  - (ウ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
  - (エ) 医療及び助産
  - (オ) 被災者の救出
  - (カ) 福祉サービスの提供
  - (キ) 被災した住宅の応急修理
  - (ク) 学用品の給与
  - (ケ) 埋葬
  - (コ) 死体の捜索及び処理
  - (サ) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- イ 災害が発生するおそれがある場合の救助
  - (ア) 避難所の供与

### (5) 被災世帯の算定基準

- ア 被災世帯の算定
  - 住家の滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。
- イ 住家の滅失等の認定
  - (ア) 住家が滅失したもの
    - 居住のための基本的機能を喪失したもので住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の50%以上に達した程度のもの
  - (イ) 住家が半壊、半焼する等著しく損傷したもの
    - 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の割合が住家全体の20%以上50%未満のもの
  - (ウ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもので、
    - (ア)、(イ)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

ウ 世帯及び住家の単位

(ア) 世帯

生計を一にしている実際の生活の単位をいう。

(イ) 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

(6) 災害救助法の適用手続

ア 市町村（救助実施市を除く）

(ア) 災害に対し、市町村における災害が、(2)アの災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、当該市町村長は、直ちにその旨を知事（本部事務局）に報告する。

(イ) 災害状況の把握及び報告については、「災害救助の手引き」に基づき行うこととする。

(ウ) 災害救助法施行細則（昭和23年千葉県規則第19号）第5条の規定により、災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないとき、市町村長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告する。

イ 県

(ア) 知事は、市町村長からの報告又は要請、国からの連絡、その他県が把握した被害状況等に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに適用を決定し、災害救助法に基づく救助の実施について、当該市町村長及び県各部署に指示するとともに、内閣総理大臣に通知又は報告するものとする。

(イ) 災害救助法を適用したとき及び適用を終了したときは、速やかに告示するとともに、県ホームページ等により広報を行うものとする。

(7) 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法が適用された場合の応急救助の程度、方法及び期間等については、災害救助法施行細則別表第一によるものとする。

なお、災害救助法施行細則別表第一により救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

<資料編1-14 災害救助法による救助の程度、方法及び期間一覧表>

## 第2節 情報収集・伝達体制

災害時において、被害を最小限にとどめるため気象情報等の防災情報及び被害情報を一刻も早く地域住民等へ伝達することが必要である。特に避難行動要支援者への伝達に万全を期する必要がある。また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整える必要がある。

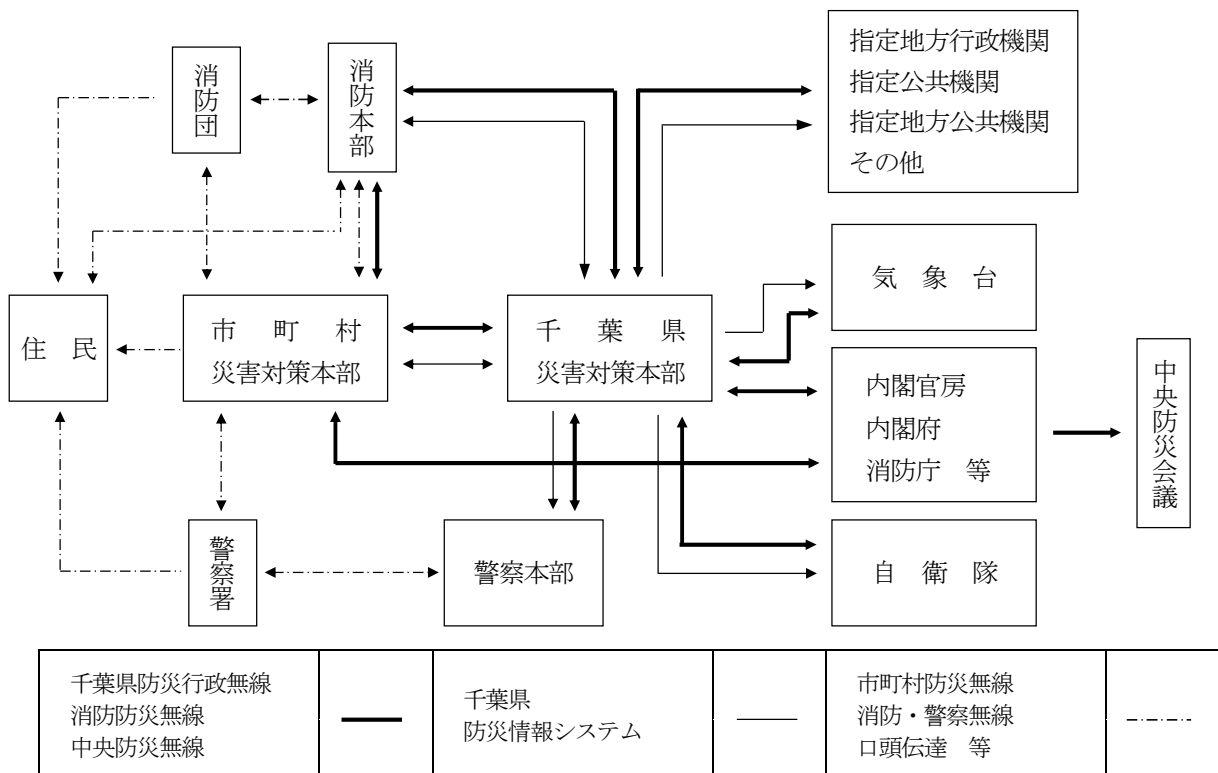
### 1 通信体制（全庁）

災害時における気象注意報・警報等防災情報の伝達、及び被害状況等の収集その他災害応急措置等についての通信は、次により行うものとする。

#### (1) 通信連絡系統図

災害時の情報連絡の流れは次のとおりである。

通信連絡系統



<資料編3-5 千葉県防災行政無線通信施設>

<資料編3-14 千葉県防災情報システム端末装置設置機関>

#### (2) 通信連絡手段

##### ア 気象警報、予報、情報及び通報の伝達

2の(1)「気象注意報・警報等の伝達」に基づき、警報等を県関係課長から県の出先機関の長、県の出先機関の長から市町村長その他関係機関の長に緊急に伝達する場合は、下記によるものとする。

##### (ア) 県（本庁）

- a 防災対策課長が本庁関係課長、地域振興事務所長、市町村長及び消防（局）長に伝達する場合

千葉県防災行政無線

一般加入電話

- b 河川環境課長が各土木事務所、その他関係機関に緊急伝達する場合

千葉県防災行政無線

一般加入電話

- (イ) 市町村

市町村長は、伝達された警報等を下記の方法など、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせ、住民に周知徹底する。

市町村防災行政無線（戸別受信機を含む）

有線放送

広報車

サイレン又は警鐘

X（旧：ツイッター）等のSNS

電話、FAX、登録制メール

ラジオ放送（コミュニティFMを含む）

その他速やかに住民に周知できる方法

- イ 被害報告及び災害情報

3「被害情報等収集・報告」に基づき、被害報告等を市町村から県の出先機関に、県の出先機関から県（本庁）に、県から関係省庁へ報告する場合は、下記によるものとし、報告系統は当該計画に定めるところによる。

- (ア) 市町村から県の出先機関に報告する場合

千葉県防災情報システム

千葉県防災行政無線

一般加入電話・ファクシミリ

電報

- (イ) 県の出先機関から県（本庁）に報告する場合

千葉県防災情報システム

千葉県防災行政無線

一般加入電話・ファクシミリ

電報

<資料編3-5 千葉県防災行政無線通信施設>

<資料編3-13 千葉県防災情報システム構成概念図>

- (ウ) 県から関係省庁に報告する場合

消防庁消防防災無線

中央防災無線網（緊急連絡用回線）

地域衛星通信ネットワーク

一般加入電話

- ウ その他応急対策に係る指示、報告、又は要請等の場合

前記ア又はイの要領により実施するものとする。

- (3) 災害時における千葉県防災行政無線の取扱い及び利用の調整

- ア 通信回線の監視

県庁統制室では、通信回線の使用状況を常に監視し、輻輳状況を把握するものとする。

- イ 通信の統制

通信が輻輳し、情報及び指示指令の受伝達に支障を及ぼすと判断された場合は、千葉県防災行政無線運用規程の定めるところにより、統制管理者は通信の統制を行うものとする。

- ウ 災害用通信の優先

統制中の通信は、災害用通信を最優先するものとし、その他の通信は、これを阻害しない範囲内で取扱うものとする。

- エ 災害現地等との通信  
 災害現地等との通信が困難な場合は、状況に応じ、衛星通信車、可搬型地球局及び全県移動局等を現地に搬入し、通信確保に努めるものとする。
- (4) NTT「災害時優先電話」及び「非常・緊急電報」  
 ア 災害時優先電話  
 災害時における迅速な通信連絡を確保するため、県及び市町村等は、あらかじめNTT東日本(株)に対し、電話番号を指定し届出て災害時優先電話としての承認を受けておくものとする。  
 イ 非常・緊急電報  
 非常電報又は緊急電報を発信するときは、NTT東日本(株)に依頼することとし、非常扱い電報(緊急扱い電報)である旨を告げるものとする。
- (5) 災害時における一般加入電話の調整  
 災害時における一般加入電話の円滑な運用を期するため、災害対策本部長は、出先機関の長と協議して通信系統の調整を図るものとする。
- (6) 通信施設が使用不能の場合における他の通信施設の利用(防災危機管理部)  
 非常災害時において各防災関係機関は、それぞれの通信系が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、次に掲げる機関所属の無線局を利用し災害に関する通信の確保を図る(災害対策基本法第57条、災害救助法第11条、水防法第27条、電波法第52条)。  
 ア 県の無線通信施設(千葉県防災行政無線を除く)  
 <資料編3-6 千葉県の無線通信施設(防災行政無線を除く)>  
 イ 関東地方非常通信協議会の構成機関である次の機関の通信施設  
 (ア) 警察通信施設 <資料編3-7 警察通信施設>  
 (イ) 国土交通省関係通信施設 <資料編3-8 国土交通省関係通信施設>  
 (ウ) 海上保安部通信施設 <資料編3-9 海上保安部通信施設>  
 (エ) 日本赤十字社通信施設 <資料編3-10 日本赤十字社通信施設>  
 (オ) NTT東日本(株)通信施設  
 (カ) 東京電力グループ通信施設 <資料編3-11 東京電力グループ通信施設>  
 (キ) 日本放送協会千葉放送局通信施設  
 (ク) 東京ガス(株)／東京ガスネットワーク(株)通信施設  
 <資料編3-12 NHK千葉放送局・東京ガス(株)／東京ガスネットワーク(株)通信施設>  
 ウ 上記以外の機関又は個人の無線通信施設
- (7) すべての通信施設が途絶した場合における措置  
 すべての通信施設が途絶した場合は、当該施設が直ちに復旧できる見込みである場合を除き、使用者をもって連絡するものとする。
- (8) 被災通信施設の応急対策  
 ア 通信施設の所有者又は管理者は、通信施設の応急対策について計画を立てておくものとする。  
 イ 通信施設に被害を受けたときは、速やかに復旧に努めるとともに、他の通信施設の所有者又は管理者は、当該被災通信施設の機関の業務の通信について積極的に協力するよう努めるものとする。
- (9) 非常通信の利用方法  
 ア 取扱対象用件  
 (ア) 人命の救助に関するもの。  
 (イ) 天災の予報(主要河川の水位を含む)及び天災その他の災害の状況に関するもの。  
 (ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。  
 (エ) 電波法第74条第1項の規定に基づく実施の指令に関するもの。  
 (オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。  
 (カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。  
 (キ) 非常災害時における緊急措置に関するもの。

- (ク) 遭難者救護に関するもの。
- (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
- (コ) 鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。

- (サ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に受発する災害救援その他緊急措置に関すること。
- (シ) 災害救助法第7条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

#### イ 非常通報の発信資格

非常通報は無線局の免許人が自ら発受するほか、次に掲げる者からの依頼に応じて発受するものとし、この場合は「非常」の旨を表示して差し出すものとする。

- (ア) 官公庁（公共企業体を含む）
- (イ) 中央防災会議及び同事務局並びに非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部
- (ウ) 日本赤十字社
- (エ) 消防長会及び消防協会
- (オ) 電力会社
- (カ) 地方鉄道会社

#### ウ 取扱費用

非常通報はなるべく無料として取扱う。

#### エ 非常通信文

電報頼信紙その他適宜の用紙に、下記の順序で電報形式又は文書形式（通常の文書体で記載するもの）で書き、次の事項を記載すること。

- (ア) あて先の住所氏名（又は名称、職名）及び電話番号
- (イ) 種類（文書形式のものは「非常」電報形式のものは「ヒゼウ」と記載すること。）
- (ウ) 本文

一通の本文の字数は、200字以内、通常の文書体の場合は、カタカナに換算してなるべく200字以内であること。ただし、通数には制限はないものとする。

- (エ) 通報文の余白に発信者の住所、氏名及び電話番号を記載すること。

#### オ 依頼方法

最寄りの無線局（国、県、警察及び民間等の無線局）に非常通報を持参して依頼すること。ただし、急を要する場合は電話で依頼することもできる。なお、非常災害発生のおそれがある場合はあらかじめ無線局と緊密な連絡をとっておくこと。

#### (10) 関東地方非常通信協議会

非常災害時の有線電話途絶時等において、災害情報の収集・伝達等に係る非常通信の円滑な運営を期することを目的として、県内の無線施設を有する県内の官公民機関及びこれを利用する地方公共団体等で組織されている。（事務局：関東総合通信局無線通信部陸上第二課）

協議会においては平素から、非常通信の運用の計画及び実施、非常通信の訓練の計画及び実施、また非常通信に関する研究等に努めており、災害時の通信確保に万全を期している。

## 2 気象注意報・警報等の伝達及び気象業務の整備

### (1) 気象注意報・警報等の伝達

#### ア 知事の伝達

知事に通報された注意報・警報等は、防災対策課長が受領し、必要とする本庁関係課長、地域振興事務所長、市町村長及び消防（局）長等に連絡する。

#### イ 警察本部長の伝達

津波を始めとした気象警報等の通報を受けた警察本部長は、知事から要請があった場合、警察署長を通じて市町村長に伝達する。

ウ 市町村長の伝達

市町村長は、受領した注意報・警報等を市町村地域防災計画の定めるところにより住民に周知を図る。

エ その他機関の伝達

気象業務法第15条の規定により通報される機関は、それぞれの業務計画に定められたところにより通報する。

オ 気象通報関係機関の相互協力

通報伝達の関係機関は相互に協力し、通報目的の達成を期する。

カ 異常現象発見の際の手続

(ア) 災害対策基本法第54条の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を市町村長又は警察官もしくは海上保安官に通報する。

(イ) 通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市町村長に通報する。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)により通報を受けた市町村長は、直ちに下記の機関に通報する。

a 銚子地方気象台

b その災害に関係のある近隣市町村

c 最寄りの県出先機関(地域振興事務所、土木事務所)及び警察署

キ 警察本部の伝達計画

(ア) 警察本部長又は警察署長は、注意報・警報の緊急性、市町村の体制等を勘案して、必要に応じ、市町村長の行う地域住民に対する注意報・警報の周知徹底に協力する。

(イ) 警察本部長又は警察署長は、銚子地方気象台長、知事及び市町村長等と平素から連絡をとり、注意報・警報の伝達に関して連絡体制を確立しておく。

(ウ) 警察本部長又は警察署長は、所属職員のうちから、災害に関する注意報・警報の伝達する体制を確立しておく。

(エ) 警察官は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した旨の通報を受けた場合は、前記カの(イ)により市町村長に通報するほか、警察署長に報告する。

前項の報告を受けた警察署長は、当該災害の発生するおそれのある他の市町村長に通報する。

(2) 気象通報組織の整備

ア 警戒レベル

避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報について、住民の自発的な避難判断等を促すため、参考となる5段階の警戒レベルも併せて提供される。

イ 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称(千葉中央、印旛、東葛飾、香取・海匝、山武・長生、君津、夷隅・安房)を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報

注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
-----	---

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。千葉県では晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表される。	

※ 土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

ウ キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル （大雨警報（土砂災害） の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル （大雨警報（浸水害）の 危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル （洪水警報の危険度分 布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりを、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している

エ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県北西部、千葉県北東部、千葉県南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県）で発表される。大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

オ 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、千葉県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

#### カ 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まったとき、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村（土砂災害警戒区域のない浦安市、九十九里町、白子町、長生村は除く）を特定して警戒を呼びかける情報で、千葉県と銚子地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報である「土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）」で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

#### キ 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）し、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、キキクル（危険度分布）で確認する必要がある。

#### ク 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに銚子地方気象台長が千葉県知事に対して通報し、千葉県を通じて市町村や消防本部に伝達される。火災気象通報の基準は、「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一である。ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わないことがある。

#### ケ 鉄道気象通報

この通報は、気象庁総務部長と、鉄道気象連絡会会長との間で交わされた鉄道気象通報に関する基本協定（昭和63年3月1日）に基づき、銚子地方気象台長と鉄道気象連絡会部会長との間で交わされた地方協定（昭和63年3月17日）により、銚子地方気象台から千葉地方部会の機関へ次の事項を通報する。

（ア）気象警報 （イ）気象注意報 （ウ）気象情報 （エ）台風情報

また、千葉県地方部会の機関から銚子地方気象台へ次の事項を通報する。

（ア）鉄道気象観測報 （イ）鉄道災害報

#### コ 電力気象通報

この通報は、気象庁長官と電力気象連絡会会長との間に取り交わされた電力気象通報の取扱いに関する申し合せ（昭和46年3月25日）に基づき、適合する通報業務等の協同実施に関する覚書により、電気事業施設の気象災害防止、水力資源の保全及び電力需給の調整に資するため、気象庁から電力関係機関に対し、

（ア）雷雨に関する情報

（イ）台風、大雨等気象現象に関する情報

（ウ）雨及び雪に関する情報

（エ）その他必要とする事項

を通報するものである。

千葉県の通報担当官署は気象庁本庁である。

#### サ 漁業気象通報

この通報は、銚子地方気象台長と千葉県知事との間に取り交わされた千葉県漁業無線気象通報に関する協定により、気象官署が県水産情報通信センターに対し、同センターと交信している漁船が行動する海域に関して、次に掲げる事項を通報している。

（ア）気象、波浪、高潮の注意報及び警報

（イ）地方海上警報

（ウ）気象概況及び気象実況

（エ）気象情報及び台風情報

(オ) 津波予報及び情報

(カ) 漁船からの気象照会に対する応答

シ 関東地方整備局と気象庁が共同で行う洪水予報

この通報は、水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定に基づき国土交通大臣が指定し、水位流量を示して洪水の予報をおこなう。本県に関係ある河川は以下のとおりであり、氾濫後の水位情報等についても同様である。

なお、関東地方整備局と気象庁が共同して行う洪水予報は、河川の水位流量を示して行う。

(ア) 利根川

(イ) 江戸川

(ウ) 小貝川

(エ) 常陸利根川

(オ) 霞ヶ浦

(カ) 北浦

(キ) 鰯川

※1 小貝川については洪水予報のみ関東地方整備局下館河川事務所と水戸地方気象台及び宇都宮地方気象台が共同で行う。

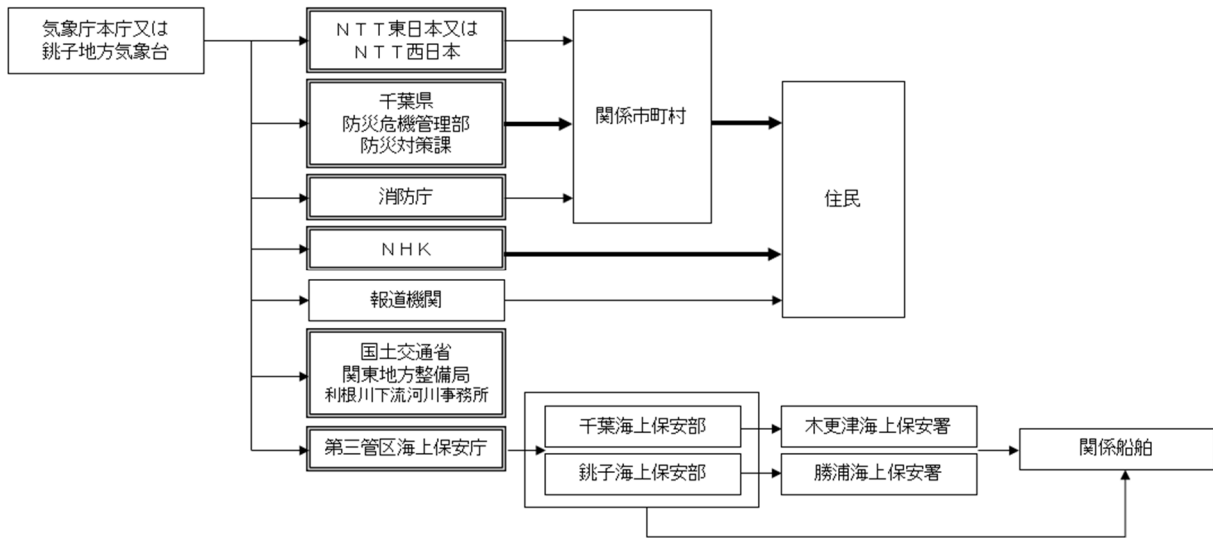
※2 霞ヶ浦・北浦については、関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所と水戸地方気象台及び銚子地方気象台が共同で行う。

ス 線状降水帯に関する各種情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている場合、「線状降水帯」というキーワードを用いて、「顕著な大雨に関する気象情報」（府県気象情報の一種）が発表される。この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報で、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。

また、この線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合には、半日程度前から府県気象情報で発表される。

セ 特別警報・警報・注意報等の伝達系統図



- 1 二重枠で囲まれている機関は気象業務法施行令第8条第1号並びに第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。
- 2 太線矢印の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
- 3 銚子地方気象台から千葉県庁への伝達は、「気象情報伝送処理システム（アデス）」等により行う。
- 4 障害等により上記3の通信経路が途絶した場合には、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT公衆回線等で行う。

(3) 気象観測網の整備

ア 気象庁観測所

県内には、銚子地方気象台、成田航空地方気象台の気象官署がある。また、特別地域気象観測所として千葉、館山、勝浦、地域気象観測所として香取、横芝光、茂原、牛久、我孫子、船橋、佐倉、木更津、鴨川、坂畑が、地域雨量観測所として鋸南、大多喜、東庄がある。

イ 防災関係機関の観測所

東日本旅客鉄道(株)千葉支社は、雨量観測箇所及び表示装置を整備している。

県では、雨量テレメータ観測所及び河川の水位テレメータ観測所を整備している。

(4) 気象観測機器の保守・点検

災害を防止するために必要な観測機器は、平時、異常気象時においても必要な観測を継続するため、気象官署においては上級官署と緊密な連携のもとに保守点検を行い、その機能維持に努める。

(5) 注意報・警報・特別警報実施基準

昭和62年6月1日から注意報・警報の地域細分発表を実施した。

平成14年3月1日から注意報・警報発表区域の二次細分化を実施した。

平成14年6月1日から大雨及び洪水注意報・警報基準値を改正した。

平成16年4月1日から注意報・警報二次細分区域を変更した。

平成20年5月28日から大雨、洪水及び高潮注意報・警報基準値を改正した。

平成21年6月2日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。

平成22年5月27日から、県内各市町村を対象とした気象警報・注意報の発表を実施した。

平成25年8月30日から特別警報の運用を開始した。

平成26年3月13日から大雨注意報・警報基準値を改正した。

平成28年1月17日から大雪注意報・警報基準値を改正した。

平成29年7月7日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。  
平成30年5月30日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。  
令和元年5月29日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。  
令和2年8月6日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。  
令和3年6月8日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。  
令和4年11月24日から霜注意報の発表期間を改正した。  
令和5年6月8日から大雨、洪水注意報・警報基準値を改正した。  
令和6年5月23日から洪水注意報・警報基準値を改正した。  
令和7年5月29日から洪水注意報・警報基準値を改正した。

ア 気象官署が発表する注意報の基準

発表官署	銚子地方気象台		
発表区域 注意報名	北西部 (千葉中央、印旛、東葛飾)	北東部 (香取・海匝、山武・長生)	南部 (君津、夷隅・安房)
強風	強風によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上及び東京湾 13m/s <sup>※1</sup> 以上 そのほかの海上 15m/s 以上		
風雪	風雪によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上及び東京湾 13m/s <sup>※1</sup> 以上 そのほかの海上 15m/s 以上 雪を伴う		
波浪	風浪、うねりなどによって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。 有義波高が、東京湾1.5m以上 有義波高が、太平洋沿岸2.5m以上 印旛を除く。		
高潮 (潮位：TP <sup>※2</sup> 上)	台風等による海面の上昇について、一般の注意を喚起する必要がある場合。 基準は高潮警報・注意報基準表。 <資料編3-15 高潮警報・注意報基準表>		
大雨	大雨によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。基準は大雨注意報基準表。 <資料編3-15 大雨・洪水注意報及び警報基準表>		
洪水	洪水によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。基準は洪水注意報基準表。 <資料編3-15 大雨・洪水注意報及び警報基準表>		
大雪	大雪によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。 12時間の降雪の深さが、5cm以上		
雷	落雷等により被害が予想される場合。		
乾燥	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 気象官署(銚子)特別地域気象観測所(千葉、館山、勝浦)の最小湿度が30%以下で、 実効湿度60%以下		
濃霧	濃霧によって、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれがあると予想される場合。 視程が、陸上100m、又は海上500m以下		
霜	晩霜により農作物に著しい被害が予想される場合		
	晩霜期に最低気温4度以下		晩霜期に最低気温3度以下
低温	低温によって、農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合。 夏季の最低気温が、銚子で16度以下が2日以上連続した場合。 冬季の最低気温が、銚子で-3度以下 冬季の最低気温が、千葉で-5度以下		夏季に低温によって、農作物等に著しい被害が起こると予想される場合。
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合。		

※1 銚子地方気象台は15m/s を目安とする。

※2 東京湾平均海面を示す。

注 「海上」は海岸線から概ね20海里(約37km)以内の海域とする。対象となる注意報は強風、風雪、波浪注意報

イ 気象官署が発表する警報の基準

発表官署	銚子地方気象台		
発表区域 警報名	北西部 (千葉中央、印旛、東葛飾)	北東部 (香取・海浜、山武・長生)	南部 (君津、夷隅・安房)
暴風	暴風によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上20m/s <sup>※1</sup> 以上 海上25m/s 以上		
暴風雪	暴風雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 平均風速が、陸上 20m/s <sup>※1</sup> 以上 海上 25m/s 以上 雪を伴う。		
波浪	風浪、うねりなどによって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 有義波高が、東京湾3.0m以上 有義波高が、太平洋沿岸6.0m以上 印旛を除く。		
高潮 (潮位：TP <sup>※2</sup> 上)	台風等による海面の上昇によって、重大な被害が起こるおそれがある場合。 基準は高潮警報・注意報基準表。 <資料編 3-15 高潮警報・注意報基準表>		
大雨	大雨によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。大雨警報基準表。 <資料編 3-15 大雨、洪水注意報及び警報基準表>		
洪水	洪水によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。洪水警報基準表。 <資料編 3-15 大雨・洪水注意報及び警報基準表>		
大雪	大雪によって、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 12時間の降雪の深さが、10cm以上		

※1 銚子地方気象台は25m/s を目安とする。

※2 東京湾平均海面を示す。

注 「海上」は海岸線から概ね20海里(約37km)以内の海域とする。対象となる警報は暴風、暴風雪、波浪警報。

ウ 気象官署が発表する特別警報の基準

発表官署 特別警報名	銚子地方気象台	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

注 発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断する。

エ 記録的短時間大雨情報

数年に一度しか起こらないような、1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測又は解析し、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合、記録的短時間大雨情報を発表する。

(6) 他機関観測施設の利活用

防災気象業務に直接使用できる他機関の観測施設は、できるだけ活用する。

ア 鉄道気象通報に関する地方協定により、観測所<資料編3-1 気象庁観測所一覧表>で観測した雨、雪及び霧等の観測成果を、東日本旅客鉄道(株)千葉支社モビリティ・サービスユニット経由で、銚子地方気象台に通報している。

イ 「銚子地方気象台と千葉県との情報交換に関する協定書」に基づき、千葉県水防活動用観測データを受信している。観測通報箇所は、<資料編3-3 千葉県水防テレメータ観測所一覧表>のとおり。

(7) 気象観測施設の届出

気象庁以外のもので行う気象観測に技術上の基準を設け、観測方法を統一し、その観測成果を総合的に役立てるため、気象庁以外のもので行う気象観測については、気象業務法第6条の規定により、国土交通省令で定める技術上の基準に従って観測を行い、かつ、気象観測施設設置届出書を設置の日から30日以内に、銚子地方気象台へ提出する。

(8) 気象等の観測

ア 気象観測所及び観測の種類

(ア) 気象官署（2箇所）

銚子地方気象台：気象観測、潮汐観測、津波観測、震度観測

成田航空地方気象台：気象観測、震度観測

(イ) 特別地域気象観測所（3箇所）

勝浦、館山、千葉：気象観測、震度観測

(ウ) 地域気象観測所（10箇所）・地域雨量観測所（3箇所）

地域気象観測所：降水量、気温、風向、風速、湿度（一部観測所を除く）

地域雨量観測所：降水量

※アメダスでの日照時間は、推計気象分布（日照時間）から得る推計値を提供。

イ 気象観測の観測種目

- |              |             |               |                |
|--------------|-------------|---------------|----------------|
| (ア) 視程       | (サ) 積雪の深さ   | (ナ) 同風向       | (マ) 同起時        |
| (イ) 現在天気     | (シ) 降雪の深さ   | (ニ) 同起時       | (ミ) 日最大10分間降水量 |
| (ウ) 気圧（現地海面） | (ス) 日最低海面気圧 | (ヌ) 日最大瞬間風速   | (ム) 同起時        |
| (エ) 気温       | (セ) 日最高気温   | (ネ) 同風向       | (メ) 日照時間       |
| (オ) 蒸気圧      | (ソ) 同起時     | (ノ) 同起時       | (モ) 全天日射量大気現象  |
| (カ) 露点温度     | (タ) 日最低気温   | (ハ) 日平均風速     |                |
| (キ) 相対湿度     | (チ) 同起時     | (ヒ) 同起時       |                |
| (ク) 風向       | (ツ) 日最小相対湿度 | (フ) 日最大1時間    |                |
| (ケ) 風速       | (テ) 同起時     | (ヘ) 降水量日平均風速  |                |
| (コ) 降水量      | (ト) 日最大風速   | (ホ) 日最大1時間降水量 |                |

注 各気象官署及び特別地域気象観測所により観測種目が異なる。

ウ 潮汐観測・津波観測

検潮所及び津波観測施設 銚子漁港、布良、勝浦市興津

(ア) 毎時潮位

(イ) 潮位の偏差

(ウ) 月中の最高（最高潮位・最低潮位及び最大偏差）

(エ) 月中の朔及び望の最高潮位・最低潮位

エ 解析雨量

レーダーで観測した雨量の分布とアメダスや部外機関の降水量分布も1kmの格子毎で解析したもの。

これにより、雨量計の観測網にかからないような局地的な強雨を把握することができ、気象情報の発表などに利用している。なお、これについては、解析の過程で場所や雨量に若干の誤差を伴うため、発表する場合には、「〇〇市付近」、雨量は「約何十ミリ」のような表現を用いる。

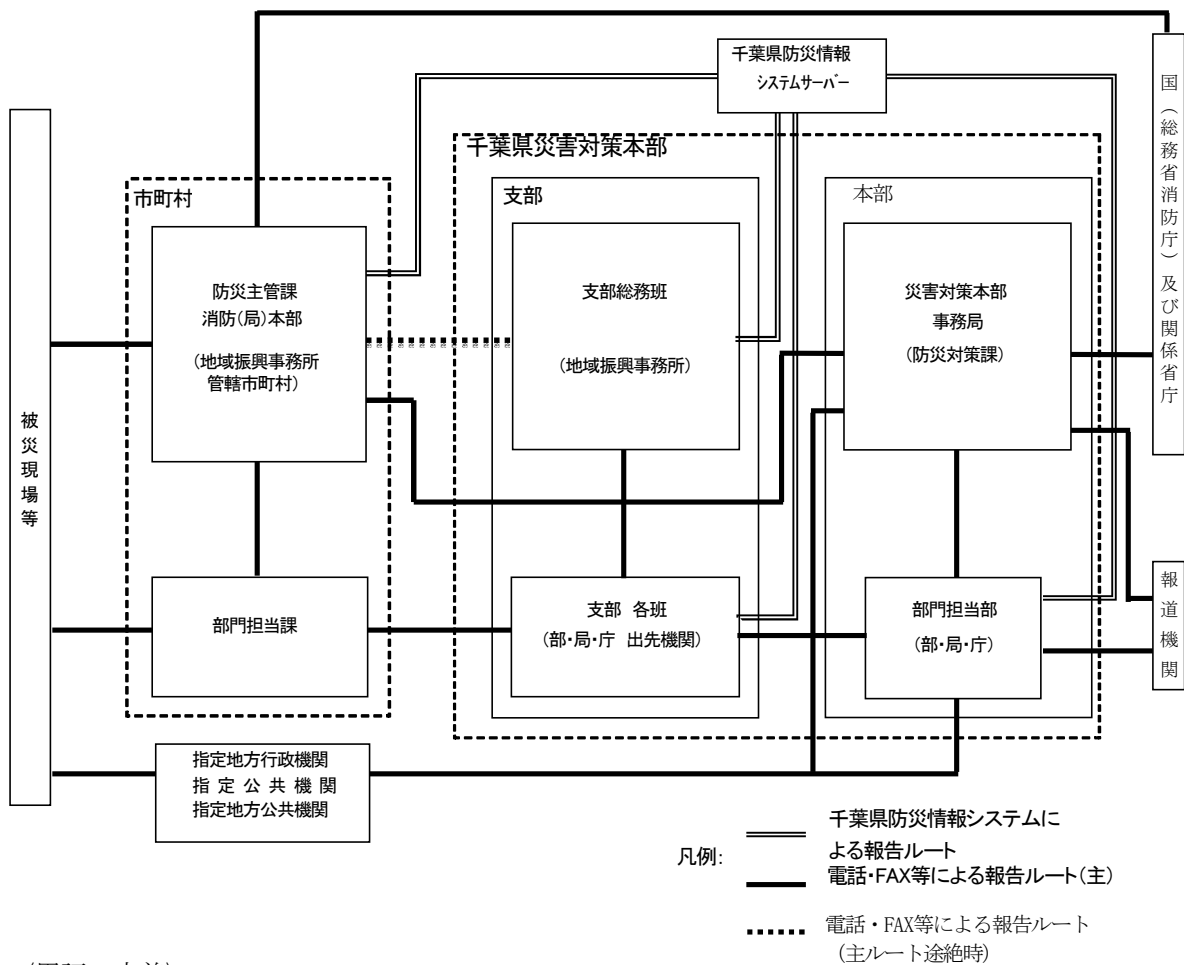
3 被害情報等収集・報告（防災危機管理部、警察本部、市町村）

被害情報等の迅速・的確な把握は、あらゆる応急対策活動の基本となるものである。

このため、県、市町村及び防災関係機関は、災害が発生した場合又は発生が予想される場合は、相互に緊密に連携して迅速かつ的確な情報収集・報告活動を行うものとする。

(1) 被害情報等の収集報告系統

被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。



(用語の定義)

本部事務局：災害対策本部事務局（災害対策本部未設置の場合は、防災対策課）

本部各部：災害対策本部の部（災害対策本部未設置の場合は、部・局・庁）

支部総務班：災害対策本部支部総務班（災害対策本部未設置の場合は、地域振興事務所地域防災課）

## (2) 報告手続

### ア 報告基準

以下の(ア)から(キ)の基準に該当する災害の場合、本部事務局(防災対策課)へ報告する。

- (ア) 県内で震度5弱以上の地震が発生した場合
- (イ) 県内で気象警報(波浪を除く)が発表された場合
- (ウ) 県内で津波に関する注意報、警報が発表された場合
- (エ) 市町村に災害対策本部が設置された場合
- (オ) 災害等の発生が予想され、あらかじめ必要であると本部事務局が認めた場合
- (カ) 上記以外であって、災害等による被害を覚知した場合
- (キ) 上記以外であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる事案が発生した場合

### イ 報告の種別等

本部事務局(防災対策課)への報告の種別、時期及び方法は、「千葉県危機管理情報共有要綱」に定める。

ウ 市町村が報告すべき事項は、下記のとおりとする。

- (ア) 災害の原因
- (イ) 災害が発生した日時
- (ウ) 災害が発生した場所又は地域
- (エ) 被害の状況(被害の程度は「千葉県危機管理情報共有要綱」に基づき判定する。)
- (オ) 災害に対して既にとった措置及び今後とろうとする措置
  - a 災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況
  - b 主な応急措置の実施状況
  - c その他必要事項
- (カ) 災害による住民等の避難の状況
- (キ) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類
- (ク) その他必要な事項

## (3) 各機関が実施する情報収集・報告

### ア 市町村

当該市町村の地域に災害が発生したとき、又は発生が予想されるときは、速やかに被害情報等を収集し、千葉県防災情報システム及び、電話・ファクシミリ又は防災行政無線により県本部事務局(防災対策課)に報告する。

ただし、県に報告できない場合にあっては、国(総務省消防庁)に報告するものとし、事後速やかに県に報告する。

なお、一定規模以上の火災・災害等については、「火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第267号)」により、第1報等について県と併せて国(総務省消防庁)に報告する。

また、大規模な災害により消防機関へ通報が殺到したときは、その通報件数を国(総務省消防庁)及び県に報告する。

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、市町村は、道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。また、市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

＜資料編1-15 火災・災害等即報要領＞

### イ 県

#### (ア) 本庁

##### a 本部事務局

- (a) 全般的な被害情報及び措置情報等を市町村単位で取りまとめる。
- (b) 本部各部、県警察本部及び防災関係機関から報告又は通報のあった情報について、項目別に取りまとめる。

- (c) 把握した被害状況等を「火災・災害等即報要領」及び「災害報告取扱要領」に基づき速やかに総務省消防庁に報告するとともに、防災情報システムや新総合防災情報システム(SOBO-WEB)を通じて防災関係機関に提供することにより、情報の共有化を図る。
- (d) 特に、人的被害の数(死者・行方不明者数をいう。)については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに総務省消防庁へ報告するものとする。
- (e) 避難所の開設状況等、市町村等から収集した情報は、必要に応じて内閣府等に共有し、関係機関等による支援が円滑に行われるよう努める。
- (f) 把握した被害状況等を別に定めるところにより報道機関に発表する。

b 本部各部

所管業務に関する被害状況及び措置状況等を、原則として市町村単位に取りまとめ、本部事務局及び関係行政機関(省庁)に報告するとともに、関係課及びその他関係機関に通報する。

c 災害対策本部

- (a) 本部は支部(地域振興事務所)と協力し、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として、派遣する。
- (b) 大規模な災害が発生し、被災地全般の被害状況や孤立地区等の状況を緊急に把握する必要がある場合には、次の機関の所有する航空機による情報収集活動を行う。
  - ① 陸上自衛隊
  - ② 海上自衛隊
  - ③ 千葉県警察本部
  - ④ 千葉市消防局(緊急消防援助隊活動時は消防応援活動調整本部)
  - ⑤ 海上保安庁
  - ⑥ その他

ヘリテレ搭載回転翼

- ・ 県警察本部 かとり1号、2号、3号
- ・ 千葉市 おおとり1号、2号

<資料編1-12 千葉市消防局防災映像情報システムによる映像情報の提供に関する覚書>

- ・ 陸上自衛隊東部方面總監部

<資料編1-12 災害時映像共有に関する協定>

- (c) 被災地の被害状況や孤立地区等の状況を把握する上で、航空機では、情報収集活動が困難な状況下においては、必要に応じ、本部及び関係機関が連携し、無人航空機等も活用した情報収集活動を行う。

(イ) 出先機関

a 支部総務班

- (a) 災害の発生を覚知したときは、支部の被害状況(庁舎等)及び周囲の状況について、本部事務局に報告する。
- (b) 災害即応体制時から、情報連絡員を対象市町村へ派遣して、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズ等の情報収集活動を行う。  
また、市町村に防災情報システム入力余力がない場合には、代行入力を行う。
- (c) 管内の被害状況について、防災情報システムに報告される報告内容や、本部から送られてくる情報等をもとに、逐一把握する。
- (d) 管内の職員参集状況を調査する。
- (e) 現地災害対策本部設置時には、被害情報等の収集を本部事務局員とともに行う。

b 各部出先機関

その管理に属する施設の被害状況や住民の健康情報等について、必要に応じ市町村から情報聴取し取りまとめの上、本部各部に報告する。また、随時支部総務班及び関係機関に通報する。

(ウ) 県警察の情報収集・報告要領

a 警察本部長及び警察署長は、前記(3)イ(ア)c(b)に規定する場合のほか、知事又は市町村長その他関係機関と緊密に連絡して、災害警備活動上必要な災害情報を収集する。

警察の情報収集は、おおむね次の事項について行う。

- (a) 災害の種別、発生日時及び場所
- (b) 被害概要(火災、人命、建物、道路、交通機関)
- (c) 避難者の状況
- (d) 交通規制及び緊急交通路の要否
- (e) 気象等の状況
- (f) ライフラインの状況
- (g) 治安状況及び警察関係被害
- (h) その他災害警備活動上必要な事項

b 警察本部長及び警察署長は、必要に応じて知事、市町村長、その他関係機関に通報する。

c 警察本部長及び警察署長は、災害情報の収集及び通報を迅速に行うため、体制を確立する。

ウ 防災関係機関

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより被害状況等を収集し、随時、県、関係市町村及び防災関係機関に報告又は通報する。

また、各種情報の収集に当たっては、関係機関と十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

(4) 収集報告に当たって留意すべき事項

ア 人的被害、住家被害、住民避難、火災の発生・延焼の状況等、災害応急対策を実施する上で重要かつ緊急性の高い情報は、他の情報に優先して収集・報告すること。

イ 被害等の調査・報告に当たっては、関係機関及び内部の連絡を密にし、調査漏れや重複等のないよう十分留意するとともに、被害数値等の調整を図ること。

ウ 市町村は、情報収集の迅速・正確を期するため、情報の収集・連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図っておくこと。

特に発災初期の情報は、住民組織を通じて直ちに通報されるよう体制を整えておくこと。

エ 市町村は、被害が甚大なため被害状況の収集及び報告が困難なとき、又は被害等の調査に専門的な知識や技術を必要とするときは、県等に応援を求めて実施すること。

オ 市町村は、り災世帯・り災人員等の把握に当たっては、現地調査のほか住民基本台帳等と照合し、正確を期すること。

カ 市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても積極的に情報収集し、都道府県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めること。

キ 県および市町村は、防災情報システムや新総合防災情報システム(SOBO-WEB)により共有された情報により、国や他自治体、防災関係機関の状況を把握したうえで、効率的・効果的な災害対応を行うよう努めること。

(5) 報告責任部局の選定

県、市町村及び防災関係機関は、被害情報等の報告に係る担当部局を定めておく。

(6) 千葉県危機管理情報共有要綱

この計画に定めるほか、被害情報等の収集報告活動に関する具体的な運用は、別に定める「千葉県危機管理情報共有要綱」による。

(7) 勤務時間内における国及び県への連絡方法

ア 総務省消防庁

(ア) 消防防災無線（県防災行政無線を使用。地上系は県庁のみ使用可能。）

電 話 120-90-49013（地上系） 048-500-90-49013（衛星系）（消防庁応急対策室）  
F A X 120-90-49033（地上系） 048-500-90-49033（衛星系）（ " ）

(イ) 一般加入電話

電 話 03-5253-7527（消防庁応急対策室）  
F A X 03-5253-7537（ " ）

イ 千葉県

(ア) 県防災行政無線

電話 500-7320（地上系） 012-500-7320（衛星系）（防災対策課）  
FAX 500-7298（地上系） 012-500-7298（衛星系）（ " ）

(イ) 一般加入電話

電話 043-223-2175（防災対策課）  
FAX 043-222-1127（ " ）

(8) 勤務時間外における国及び県への連絡方法

休日・夜間等の勤務時間外において、国（総務省消防庁）又は県（防災対策課）へ災害緊急報告を行う場合は、次の通信手段及び連絡先により行う。

ア 総務省消防庁

(ア) 消防防災無線（県防災行政無線を使用。地上系は県庁のみ使用可能。）

電 話 120-90-49102（地上系） 048-500-90-49102（衛星系）（消防庁宿直室）  
F A X 120-90-49036（地上系） 048-500-90-49036（衛星系）（ " ）

(イ) 一般加入電話

電 話 03-5253-7777（消防庁宿直室）  
F A X 03-5253-7553（ " ）

イ 千葉県

(ア) 県防災行政無線

電 話 500-7225（地上系） 012-500-7225（衛星系）（県防災行政無線統制室）  
F A X 500-7110（地上系） 012-500-7110（衛星系）（ " ）

(イ) 一般加入電話

電 話 043-223-2178（県防災行政無線統制室）  
F A X 043-222-5219（ " ）

#### 4 災害時の広報（総合企画部・防災危機管理部、市町村）

##### （1）広報活動要領

県、市町村、防災関係機関は相互に連携して、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するため、正確な情報を迅速に提供することに努める。

なお、県提供のテレビ・ラジオの広報番組、千葉県ホームページ（連動する各種インターネットサービスを含む。）、県公式SNS、県民だより等を活用して県民へ広報する場合は、総合企画部報道広報課を窓口として行う。

##### （2）広報内容

ア 避難方法等に関する情報

イ 交通規制等に関する情報

ウ 被害に関する情報

（ア）人及び家屋関係

（イ）公益事業関係

（ウ）交通施設関係

（エ）土木港湾施設関係

（オ）農林水産関係

（カ）商工業関係

（キ）教育関係

（ク）その他

エ 応急対策活動に関する情報

（ア）水防、警備、救助及び防疫活動

（イ）通信、交通、土木港湾等施設の応急対策活動

（ウ）その他一般県民及び被災者に対する必要な広報事項

オ 県外で発生した災害に係る支援に関する情報

カ 流言飛語の防止に関する情報

##### （3）広報方法

ア 一般広報活動

（ア）市町村防災行政無線、広報車、ヘリコプター等を活用した広報

（イ）広報紙、チラシ、ポスター、掲示板等を活用した広報

（ウ）県提供のテレビ、ラジオの広報番組を活用した広報

（エ）インターネット（千葉県ホームページ、県公式SNSなど）を活用した広報

（オ）千葉県防災ポータルサイトを活用した広報

イ 報道機関への発表

テレビ、新聞等の報道機関に対し、情報及び必要な資料を提供する。

また、報道機関が迅速かつ正確に広報できるようにするため、インターネットやメール等を利用して情報提供を行う。

ウ 放送事業者及びインターネット事業者への要請

県及び市町村が、災害等のため、電気通信設備、有線電気通信設備若しくは無線通信設備により通信ができない場合又は通信が著しく困難な場合において、災害対策基本法第57条の規定による通知、要請、伝達又は警告のため、放送機関に放送を要請する場合は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき要請する。

また、同条の規定によりインターネットを利用した情報提供について、インターネット事業者との連携を検討するものとする。

放送要請協定機関及び窓口

機 関 名 ・ 窓 口	県 防 災 行 政 無 線		一 般 加 入 電 話	
	電 話	F A X	電 話	F A X
日本放送協会千葉放送局 (放送)	500-7393	500-7394	043-203-0507	043-203-0396
千葉テレビ放送(株) 報道局報道部	651-721	651-722	043-231-3111	043-231-4999
(株)ベイエフエム 総務部	500-9711	500-9712	043-351-7878	043-351-7827
(株)ニッポン放送 編成局報道部	—	—	03-3287-1111	03-3287-7696

- <資料編 1-12 災害時における放送要請に関する協定 日本放送協会千葉放送局>
- <資料編 1-12 災害時における放送要請に関する協定締結に関する覚書 〃 >
- <資料編 1-12 緊急警報放送の実施に伴う災害時における放送要請について 〃 >
- <資料編 1-12 災害時における放送要請に関する協定  
(株)ニッポン放送、千葉テレビ放送(株)、(株)ベイエフエム>

エ 報道機関への報道要請

県が地域防災計画に基づき災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる事態が発生した場合において、県が行う災害応急対策についての報道要請は、「災害時における報道要請に関する協定」に基づき行う。

報道要請協定機関

千葉日報社、朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞社、産経新聞社、東京新聞、  
日本経済新聞社、日刊工業新聞社、日本工業新聞社、時事通信社、共同通信社、  
日本テレビ放送網(株)、(株)東京放送、(株)フジテレビジョン、全国朝日放送(株)

- <資料編 1-12 災害時における報道要請に関する協定 (株)千葉日報社 他14社>
- <資料編 1-12 災害時等における外国人県民等への報道要請に関する協定  
(株)インターエフエム897>

## 第3節 水防計画

千葉県内の各河川、海岸並びに港湾等に対し、水防上必要な監視、警戒、予防等を行うとともに水閘門の操作、消防機関や水防管理団体等との協力、水防資材及び設備の運用等を実施し被害の軽減を図る。

なお、水防計画は、県土整備部河川環境課が作成する「千葉県水防計画」によるが、その概要は次のとおりである。

### 1 水防の目的

千葉県水防計画に基づき、洪水、内水、津波、又は高潮等による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減する目的をもって、千葉県管下の各河川、海岸並びに港湾等に対して水防上必要な監視、警戒、予防、警報、通信、連絡、輸送及び水閘門の操作を行う。

また、水防のための消防機関等の活動、水防管理団体間における協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備運用等を実施する。

※水防管理団体：水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合もしくは水害予防組合をいう。

(注) 洪水、津波又は高潮とは、地震による堤防の漏水・沈下等の場合を含んでいる。

### 2 水防の責任（県関係抜粋）

#### (1) 市町村及び水防管理団体

市町村及び水防管理団体たる水害予防組合、水防事務組合は、水防計画並びに各々の水防計画に基づき各々その管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

#### (2) 千葉県（水防本部）

千葉県（水防本部）は、管下の各水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する。

#### (3) 一般県民

常に気象状況、水防状況等に注意し、水防が予想される場合、自らの安全の確保を最優先するとともに、地域で共に助け合い、進んで水防に協力しなければならない。

### 3 津波における留意事項

津波は、発生日点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び水防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な場所への避難場所までの所要時間がかかる場合は、水防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも水防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

### 4 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防団員の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

—水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項—

- ・水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- ・水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。

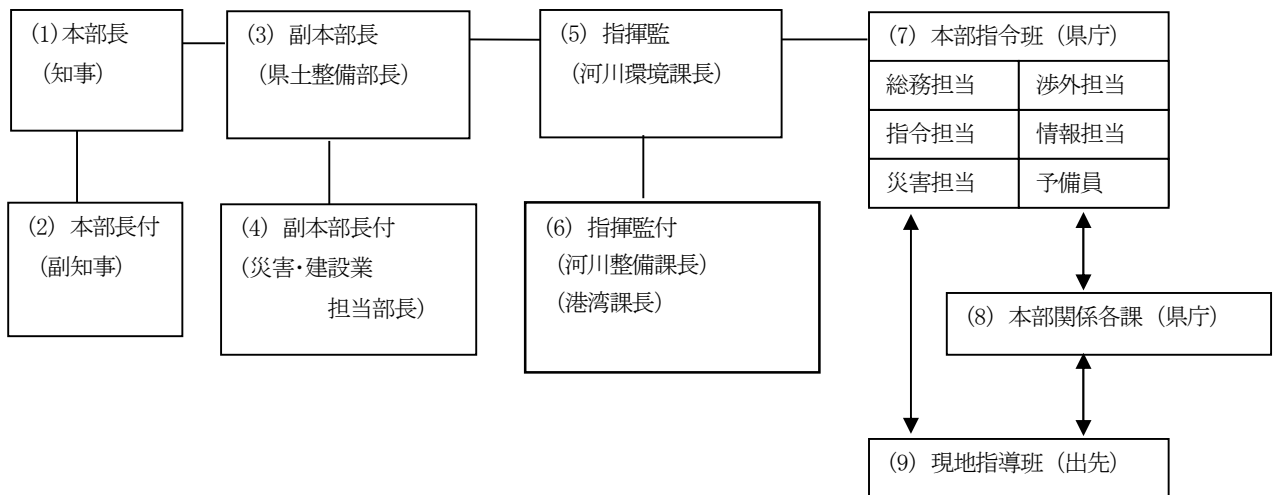
- ・水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- ・水防活動は、原則として複数人で行う。
- ・指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- ・水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- ・指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに避難を含む具体的な指示や注意を行う。
- ・指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- ・指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- ・出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配布し、安全確保のための研修を実施する。
- ・津波浸水想定のある区域内にある水防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能な時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。

## 5 水防本部の組織

千葉県水防本部は管内における水防業務を総括するため本部を県庁内（県土整備部河川環境課）に置く。

### (1) 組織系統

水防本部は次の機構により事務を処理する。



### (2) 水防本部の事務分掌

水防本部構成員の事務分掌は次のとおりとする。

構 成 員 名	事 務 分 掌
本 部 長 (知事)	水防本部の事務を総括する。
本部長付 (副知事)	本部長に事故ある時は本部長の職務を代行する。
副本部長 (県土整備部長)	本部長を補佐し、水防事務の円滑な実施を図る。 なお、本部長、本部長付に事故ある時はその職務を代行する。
副本部長付 (災害・建設業 担当部長)	副本部長に事故ある時は副本部長の職務を代行する。
指 揮 監 (河川環境課長)	水防本部長および副本部長を補佐し、その命をうけて分掌事務を掌理し、水防本部員を指揮監督する。 なお、副本部長、副本部長付に事故ある時はその職務を代行する。
指揮監付 (河川整備課長) (港湾課長)	本部長、副本部長および指揮監を補佐する。 また、指揮監に事故ある時はその職務を記述の順に代行する。

(3) 各班の事務分掌は次のとおりとする。

班 名	事 務 分 掌
<p>本部指令班 (河川環境課)</p> <p>本部指令班は、総務担当、渉外担当、指令担当、情報担当、災害担当、予備員から構成され、迅速かつ的確な水防活動が図られるよう水防体制への移行に向けた気象情報、水位情報等を整理し、指揮監へ報告し、その指示を仰ぐものとする。</p> <p>なお、本部指令班には、本部指令班長を置き、各担当を総括するとともに、現地指導班と連携して水防業務にあたるものとする。</p>	
総務担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 水防本部要員の決定招集に関する事。</li> <li>(2) 水防事務の諸経理に関する事。</li> <li>(3) 緊急自動車の確保、配車に関する事。</li> <li>(4) 水防本部員の給食、寝具の確保に関する事。</li> <li>(5) 水防資器材の確保斡旋に関する事。</li> <li>(6) 他班の所掌に属さない事務に関する事。</li> </ul>
渉外担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 自衛隊の出動要請及び公用負担の指導に関する事。</li> <li>(2) 警察、各関係機関、報道機関との連絡及び広報に関する事。</li> <li>(3) 国への報告及び連絡に関する事。</li> <li>(4) 他部局への応援要請に関する事。</li> </ul>
指令担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 状況の把握及び判定並びに水防指令の立案に関する事。</li> <li>(2) 気象情報、洪水予報、水防警報、水防配備指令等の受信、記録及び伝達に関する事。</li> <li>(3) ダムの洪水調節に関する事。</li> <li>(4) 災害対策本部との連絡に関する事。</li> <li>(5) 各班の連絡調整に関する事。</li> </ul>
情報担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 雨量、水位、流量、潮位、ダム放流等水文資料の収集、整理解析に関する事。</li> <li>(2) テレビ、ラジオ、その他諸情報の収集整理に関する事。</li> <li>(3) 防災行政無線、水防テレメータシステム等の整備・点検に関する事。</li> </ul>
災害担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 水防工法の指導に関する事。</li> <li>(2) 水門、排水ポンプ場等の操作の指導に関する事。</li> <li>(3) 水害、土砂災害等の被害状況の収集、整理に関する事。</li> <li>(4) 災害状況、水防活動状況記録の整理・保存・指導に関する事。</li> </ul>
予備員	<p>水防本部予備員として待機し、必要に応じて各担当を応援する。</p>
<p>本部関係各課 (河川整備課、港湾課)</p> <p>関係機関の情報収集を行うとともに、現地指導班を通じて行われる指令先・報告元となる関係機関の水防活動を支援する。</p> <p>なお、河川整備課職員は本部指令班として、河川環境課に詰めるものとする。</p>	

現地指導班（土木事務所、港湾事務所）

ア 現地指導班の組織

水防管理団体への情報連絡及び現地指導等水防事務の円滑な実施を図るため、各土木事務所、各港湾事務所に現地指導班を設置する。

各現地指導班長には、所長の職にある者もしくは所長が指名した者をあてるものとする。

イ 現地指導班の水防事務

各現地指導班は水防本部の構成組織であり、特に水防活動の最前線で情報収集、現地指導を行うことから、県庁内部に組織される本部指令班と同様、事務分掌及び班員の招集方法を定めておかなければならない。

また、下記事項に関して管内各機関との連絡方法を定めておかなければならない。

- i 気象情報伝達系統
- ii 水防配備指令伝達系統
- iii 利根川洪水予報伝達系統
- iv 利根川水防警報伝達系統
- v 水防警報（知事指定河川）伝達系統
- vi 連絡者一覧表（平日昼間及び休日夜間）

6 水防本部の配備体制と活動内容

(1) 水防配備

ア 水防本部水防配備指令による配備

水防本部の水防配備指令により、配備体制をとることとする。（自動配備を除く）

ただし、状況により緊急の場合は現地指導班長がその管内の配備体制をとることができる。

この場合、速やかに指揮監にその旨を報告し、指揮監は副本部長に報告するものとする。

イ 水防警報発表による配備

水防法第16条に基づき知事が水防警報を行う指定河川において、現地指導班長が水防警報を発令した場合には、その管内の配備体制をとることとする。

この場合、速やかに指揮監にその旨を報告し、指揮監は副本部長に報告するものとする。

ウ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達情報による自動配備

水防法に基づき知事が水位情報の通知及び周知を行う指定河川において、水防本部から氾濫危険情報の通知を受けた際には、水防本部指令班及び該当する現地指導班、水防管理者は確実に迅速に水防警戒体制による自動配備を行うものとする。この場合、速やかに指揮監にその旨を報告し、指揮監は副本部長に報告するものとする。

エ ダム洪水警戒体制発令による配備

ダム管理事務所が洪水警戒体制を執るときは、指揮監及びその管内の現地指導班長に報告し、当該現地指導班及び水防本部は配備体制をとることとする。この場合、現地指導班長は速やかに指揮監に報告し、指揮監は副本部長に報告するものとする。

(2) 水防配備体制

常時勤務から水防体制への切替えを確実迅速に行うとともに、勤務員として適当に交代休養させ長期間にわたる非常勤務活動の完遂を期するため、本部長は次の5つの配備体制による配備を行う。

編成・配備基準 配備体制	編 成	配 備 基 準
水防準備体制	水防配備人員一覧表による	①県下に大雨、高潮、洪水注意報が発表され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。 ②津波注意報が発表され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。ただし、現地指導班においては、管内の予報区で発表されたとき。 ③ダム洪水警戒体制が発令されたとき。 ④土砂災害警戒情報の発表が見込まれるとき。
水防注意体制	水防配備人員一覧表による	①県下に大雨、高潮、洪水警報が発表されたとき。（自動配備） ②深夜から明け方に大雨、高潮、洪水警報の発表が予想され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。 ③津波注意報が発表され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。ただし、現地指導班においては、管内の予報区で発表されたとき。
水防警戒体制	水防配備人員一覧表による	①県下に大雨、高潮、洪水警報が発表され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。 ②津波警報が発表され、副本部長（県土整備部長）が必要と認めたとき。ただし、現地指導班においては、管内の予報区で発表されたとき。 ③水位周知河川において、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき。（自動配備） ④土砂災害警戒情報を発表するとき。（自動配備）
水防非常第1体制	水防配備人員一覧表による	① 県内で気象特別警報（大雨、高潮）が発表されたとき。（自動配備） ②台風等により県下広範囲にわたり相当な被害が発生するおそれがあり、また、一部に相当な被害が発生した場合で本部長（知事）が指示したとき。 ③水防に関して千葉県災害対策本部が設置され、災害対策本部第1配備体制にあるとき。
水防非常第2体制	水防配備人員一覧表による	①台風等により県下全域にわたり甚大な被害が発生するおそれがあり、また、一部に甚大な被害が発生した場合で本部長（知事）が指示したとき。 ②水防に関して千葉県災害対策本部が設置され、災害対策本部第2配備体制以上にあるとき。

水防警報河川・洪水予報河川の配備体制について

利根川、江戸川、霞ヶ浦・北浦に洪水予報・水防警報が発表された、もしくは見込まれる場合には、副本部長が状況を判断し、必要な体制をとるものとする。
県が指定する水防警報河川において、現地指導班長が水防警報を発令した場合は、現地指導班長が状況を判断して必要な体制をとるとともに、水防本部指令班は水防配備体制をとるものとする。(自動配備)ただし、潮の影響、水位計の故障等による異常水位の場合は、水防配備体制をとらない。
県が指定する水防警報河川以外の河川において、水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達した場合は、現地指導班長が状況を判断して必要な水防配備体制をとるとともに、水防本部指令班においても必要な水防配備体制をとる。(自動配備)ただし、潮の影響、水位計の故障等による異常水位の場合は、水防配備体制をとらない。

※ 津波については、津波警報等の種類に応じて自動配備となっているが、水防については水防活動が必要で、かつ活動可能時間が確保できる場合のみ配備するものとする。

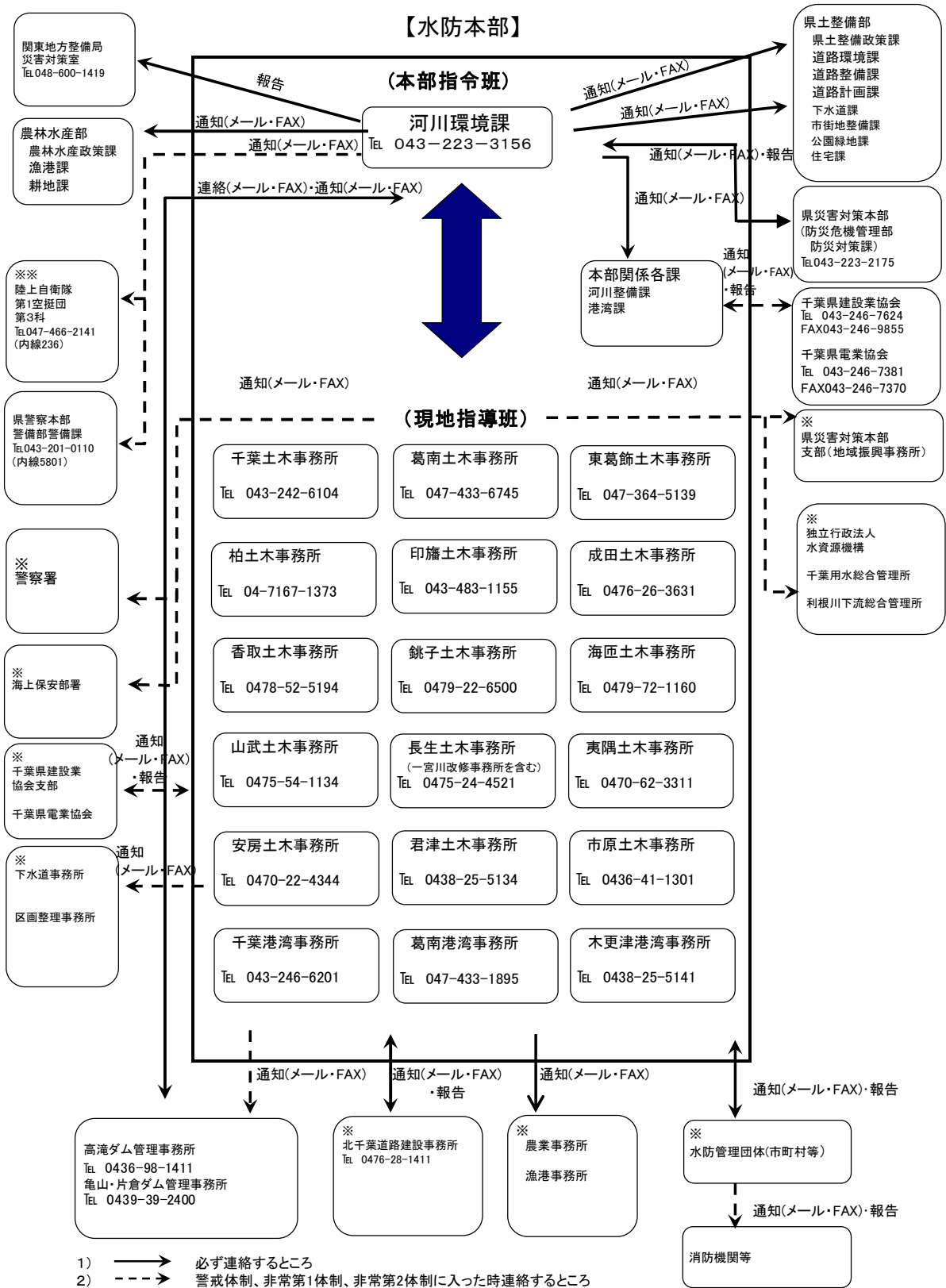
	人員(人)									
	水防本部指令班	現地指導班								
		千葉土木事務所	葛南土木事務所	東葛飾土木事務所	柏土木事務所	印旛土木事務所	成田土木事務所	香取土木事務所	銚子土木事務所	海匠土木事務所
水防準備体制	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2
水防注意体制	5	4	4	5	4	5	3	3	3	3
水防警戒体制	13	6	6	6	5	8	4	5	4	5
水防非常 第一・第二体制	16	6	6	6	5	8	4	5	4	5

	人員(人)									
	現地指導班									備考
	山武土木事務所	長生土木事務所	夷隅土木事務所	安房土木事務所	君津土木事務所	市原土木事務所	千葉港湾事務所	葛南港湾事務所	木更津港湾事務所	
水防準備体制	3	3	2	3	3	2	2	2	2	昼間・夜間 共通
水防注意体制	5	5	3	3	4	4	2	2	2	昼間・夜間 共通
水防警戒体制	6	7	4	4	5	5	2	2	2	昼間・夜間 共通
水防非常 第一・第二体制	6	7	4	4	5	5	2	2	2	昼間・夜間 共通

(留意事項)

- 1 水防本部員は、常に気象状況の変化に注意し、水防配備指令の発令が予測されるときは、情報収集を行い出動準備を心がけるものとする。
- 2 水防配備指令発令後は出来る限り不急の外出はさけ、待機しなければならない。
- 3 非常勤務者は、交代者と引継ぎを完了するまではその勤務場所を離れてはならない。
- 4 その他交代者は、予め自己の勤務すべき時期を確認しておき、水防事務に支障をきたさないようにしなければならない。
- 5 水防配備指令発令後においては、水防業務を一般業務に優先して行わなければならない。
- 6 上記体制人員は目安であり、各水防段階における水防事務を勘案し、事前に必要人員を定め、水防連絡会までに定めておくこととする。

7 水防配備指令伝達系統（令和7年4月現在）



## 8 水防配備の解除

### (1) 県の水防配備の解除

水防本部長は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれがなくなったとき等、配備の必要がなくなったと認めたときは、水防配備体制を解除する。

### (2) 水防管理団体の水防配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、津波又は高潮のおそれがなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防配備体制を解除する。

なお、配備を解除したときは、現地指導班を通じ水防本部指令班（河川環境課）に報告するものとする。

※ 水防管理者：水防管理団体である市町村の長、水防事務組合の管理者又は長、並びに水害予防組合の管理者をいう。

## 第4節 避難計画

風水害等による災害に際し、住民等を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図る。

この際、避難行動要支援者の安全避難について、特に留意する。

なお、避難場所への避難よりも屋内での待避が安全な場合には、屋内に留まることのほか、建物の2階以上や屋上等上階への移動を指示するものとする。

### 1 計画方針（防災危機管理部）

災害に際し、危険地域の住民等を安全な場所に避難させ人的被害の軽減を図るとともに、これらの者と現に被害を受けて避難しなければならない者を、一時的に学校、集会所、公民館等の既存建物又は野外に仮設したテント等に収容し、保護する。

市町村にあっては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」及び「災害時における避難所運営等の手引き」に基づき、適切な避難誘導體制を整えるものとする。

### 2 実施機関（防災危機管理部、県土整備部、警察本部）

#### (1) 避難の指示等

避難の指示等を発すべき権限のある者として第一次的な実施責任者である市町村長が実施する。また、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合は、知事が行うものとする。（災害対策基本法第60条）

避難の指示については、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市町村長を中心として、相互に連携をとり実施するものとする。

ア 市町村長（災害対策基本法第60条）

イ 知事（災害対策基本法第60条5項）

ウ 警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

エ 水防管理者（市町村長、市町村水防事務組合管理者、水害予防組合管理者（水防法第29条））

オ 知事又はその命を受けた県職員（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

カ 災害のため派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官、海上保安官がいない場合に限る。（自衛隊法第94条））

#### (2) 避難所の設置

災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある住民を収容するため、学校や公民館等の避難所を設置する。

ア 避難所の設置は、市町村長が行うものとし、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。イ 当該市町村限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

### 3 避難の指示等（防災危機管理部、県土整備部、警察本部）

(1) 災害時における住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、本節2（1）に掲げる者は、関係法令の規定やガイドラインに基づき、次により避難の指示等を行うものとする。

ア 市町村長の措置

(ア) 市町村長は、火災、崖崩れ、高潮等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための

立ち退きの指示等を行ったときは知事へ報告する。

また、洪水等、土砂災害、高潮については、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にし、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき行動がわかるように伝達するなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

また、避難のための立ち退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、「緊急安全確保」等の安全確保措置を指示することができるものとする。

市町村長は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

市町村長は、避難指示等を行う場合、気象台や河川管理事務所等の国の機関や県に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求めることができる。

知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村が実施すべき立ち退きの指示等に関する措置の全部又は一部を当該市町村長に代わって実施する。

(イ) 市町村長は、避難行動要支援者等、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮するものとし、国が作成した「避難情報に関するガイドライン」に基づき、洪水や内水氾濫、土砂災害、高潮に対しては5段階の警戒レベルを導入する。

また、洪水予報河川・水位周知河川以外の河川について、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、事前に河川管理者と相談の上、一定の水位を設定し、具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

(ウ) 市町村長は、住民に対する避難のための準備情報の提供や指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努めるものとする。

市町村は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への移動や、「緊急安全確保」といった適切な行動を住民がとれるように努めるものとする。

また、人口や面積の規模が大きい市町村においては、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達について、各市町村の地域の実情に応じて、エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。

#### イ 警察官等の措置

警察官及び海上保安官は、災害の発生により、住民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、市町村長が措置をとることができないと認めるとき、又は市町村長から要求があったときは、直ちに当該地域住民に避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。

警察官及び海上保安官は、住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民等に避難のための立ち退きを指示することができる。

なお、立ち退き又は緊急安全確保措置を指示した場合は、直ちに市町村長へ通知する。

また、避難のための立ち退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認められるときは、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避等緊急安全確保措置を指示することができる。

#### ウ 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官及び海上保安官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に当該区域からの退去を命じることができる。

エ 知事等の措置（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）

知事又はその命を受けた水防本部構成員は洪水又は高潮の氾濫及び地すべりにより著しく危険が切迫していると認めるときは危険な区域の住民に対し避難のための立ち退きを指示するものとする。

(2) 高齢者等避難、避難指示等の内容

市町村長等が高齢者等避難の発表や避難の指示等を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行うものとする。

ア 避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難経路

エ 高齢者等避難、避難指示等の理由

オ その他必要な事項

(3) 避難の措置と周知

避難の措置を実施した者又は機関は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡するものとする。

ア 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は報道機関の協力を得るほか、以下の方法などにより、周知徹底を図る。なお、周知に当たっては、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせるよう努めるものとする。

市町村防災行政無線（戸別受信機を含む）

有線放送

広報車

サイレン又は警鐘

X（旧：ツイッター）等のSNS

電話、FAX、登録制のメール

ラジオ放送（コミュニティFMを含む）

その他速やかに住民に周知できる方法

イ 関係機関の相互連絡

県、県警察、市町村、自衛隊及び海上保安部は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡するものとする。

4 避難誘導等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部、市町村）

避難誘導は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、市町村職員、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努める。誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織等ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。

また、市町村は、避難行動要支援者を適切に避難誘導するため、あらかじめ避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するとともに、定期的な更新に努める。作成した名簿及び個別避難計画は、本人の同意等を得た上で（市町村の条例に特別の定めがある場合を除く）、消防、警察、民生委員、児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等の市町村地域防災計画で定める関係者へ提供し、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難支援体制の整備に努める。

- (1) 市町村は、避難指示等が発令された場合の避難行動として、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。

(2) 県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順を定めるよう努めるものとする。

5 避難所等の開設・運営（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、教育庁、市町村）  
避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失する等引き続き救助を要する者及びそのおそれのある者に対して、避難所を開設し受入れ保護する。なお、被災者のプライバシー及び安全の確保並びに衛生管理に努めるとともに、高齢者や障害者をはじめとする要配慮者、女性への配慮、家庭動物対策、感染症対策及び性暴力・DVの発生防止などについても適切に対応するよう努めるものとする。

また、市町村は、避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

(1) 市町村は、避難所を設置する必要があるときは、学校、集会所、公民館その他の公共建物等を避難所として開設するが、これらの施設のみをもっては収容能力に不足が生ずるときは、野外にテント又は応急仮設住宅を設置し、対応する。さらに、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に配慮し、被災地以外にあるものも含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるものとする。なお、避難所の開設が予定される施設については、風水害等に対する安全性を確保するとともに、対象地域の被災住民を収容できる規模をもって適切に配置するよう努める。

また、学校等の避難所については、学校施設の応急復旧マニュアル等の周知を図り、学校職員等が被災時の施設の状況を速やかに把握できるよう努める。

なお、市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

(2) 市町村は、本来の施設管理者の監督のもとで住民の自主防災組織やボランティア組織と協力して避難所の効率的な管理運営がなされるよう、県が策定した「災害時における避難所運営等の手引き」を参考とし避難所ごとの運営マニュアルの策定を促進する。

また、その作成に当たっては、施設管理者と協議するものとする。

(3) 大規模な災害が発生し、多くの住民が長期にわたり避難生活を送る際には、住民の自主防災組織などの避難住民自らが中心となって運営する方法が、混乱回避のためには最も現実的な運営方法であると考えられるが、この方法であっても、当然、市町村職員や施設管理者、ボランティアの支援は必要である。

(4) 市町村は、避難所の運営における女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努めるものとする。

特に、女性専用の相談窓口、物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。

なお、女性相談窓口の開設・運営に当たっては、男女共同参画センターなどを積極的に活用する。

(5) 市町村は、被災者の健康状態の把握、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理に努めるとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握や摂食嚥下機能のアセスメントの実施、食物アレルギーや食形態、栄養バランス等に配慮した食料の確保、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施等に努めるものとする。

(6) 市町村は、在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療福祉サービスの提供、情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。

- (7) 市町村は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。
- (8) 市町村は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。
- (9) 市町村は、「災害時における避難所運営等の手引き」を参考に、避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。また、家庭動物の収容場所を確保するとともに、トラブル等が起きないようにルール作成及び家庭動物との同行避難訓練の実施に努める。
- (10) 市町村は、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置すること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。
- また、季節対策として、寒さ対策や暑さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる環境づくりに努める。
- (11) 市町村は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。
- (12) 市町村は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- また、感染症により自宅療養中の住民が避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。
- (13) 市町村は、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。
- (14) 市町村は、避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。
- (15) 市町村は、必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所等における家庭動物のためのスペース確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

## 6 安否情報の提供（防災危機管理部、市町村）

県及び市町村は、消防、警察等と協力して被災者の安否に関する情報を収集し、親族等関係者へ提供する体制の整備に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報の管理の徹底に努める。

## 第5節 要配慮者等の安全確保対策

風水害により、住民の避難を要する地域が数多く出た際に、住民の安全な場所への避難に必要な可能な限りの措置をとり、被災者の生命、身体の安全の確保に努める。

要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に特に支援を要する避難行動要支援者については、市町村が策定した避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画等に基づき、災害時の避難誘導をはじめ、避難生活についても考慮し、安全確保に努める。

### 1 避難誘導等（防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、警察本部、市町村）

避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別避難計画等により避難支援者による避難誘導、支援を行う。

#### (1) 避難誘導

避難誘導は、次の事項に留意して行うものとする。

- ア 避難経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定すること。なお、この場合、避難者の誘導措置を講ずること。
- イ 危険な場所には、表示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置すること。
- ウ 状況により、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、病弱者又は歩行困難者は適当な場所に集合させ、車両又はボート等による輸送を行うこと。この場合、ロープ等の資材を利用して輸送途中の安全を期すること。
- エ 避難誘導は、収容先での救助物資の配給等を考慮し、できれば町内会等の単位で行うこと。
- オ 高齢者、障害者等の避難行動要支援者については、その状態や特性に応じた適切な避難誘導を行うとともに、市町村職員及び自主防災組織の隊員等による避難確認を行うこと。

#### (2) 避難順位

避難誘導は移動もしくは歩行困難な者を優先して行うものとするが、その優先順位等については、避難行動要支援者の全体計画等に基づき、市町村が定めるものとする。

#### (3) 緊急入所等

市町村は、在宅での生活の継続が困難な要配慮者や指定避難所あるいは福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うものとする。

### 2 避難所の開設、要配慮者への対応（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、市町村）

#### (1) 避難所の開設は、本章第4節「避難計画」による。

県及び市町村は、要配慮者の避難状況を速やかに確認し、避難所内において要配慮者スペースを確保するとともに、健康状態や特性等を把握し、要配慮者に配慮した運営に努めることとする。

また、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めることとする。

さらに、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に配慮した福祉避難所を設置する。

避難所における支援として、具体的には、以下の3点が考えられる。

- ア 避難所における要配慮者用相談窓口の設置
- イ 避難所からの迅速・具体的な支援要請
- ウ 避難所における要配慮者支援への理解促進

また、県は避難所等の高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の生活機能の低下の防止等のため、市町村から派遣要請があった場合等、必要に応じて、協定に基づき、千葉県災害福祉支援チーム（DWAT）や災害支援ナースを避難所等へ派遣する。

#### (2) 外国人への対応

県は、災害の状況に応じ、(公財)ちば国際コンベンションビューローに災害時多言語支援センタ

一を設置し、同財団と連携して多言語での情報提供、外国人相談対応、市町村への翻訳・通訳支援、語学ボランティアの派遣等を行う。

市町村は、多言語による広報に努めるとともに、県の作成した「災害時における避難所運営等の手引き」を活用し外国人に配慮した避難所運営に努める。避難所等で支援活動を行う語学ボランティアが不足する場合は、県災害時多言語支援センターへ派遣を要請する。

県災害時多言語支援センターは、市町村から要請があったときは、(公財)ちば国際コンベンションビューローに登録されている語学ボランティアを派遣する。

### 3 福祉避難所の設置 (防災危機管理部、健康福祉部、市町村)

避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者を収容するため、福祉避難所に指定されている施設を福祉避難所として設置する。

(1) 福祉避難所の設置は、市町村長が発災後に福祉避難所に指定されている施設の管理者と連絡をとり、行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長(救助実施市の長を除く。)は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長(救助実施市の長を除く。)が行うこととすることができる。

(2) 当該市町村限りで対応不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施する。

(3) 福祉避難所開設後は、関係機関及び各避難所に開設済の福祉避難所を周知する。

### 4 避難所から福祉避難所への移送 (防災危機管理部、健康福祉部、市町村)

市町村は、避難所における要配慮者の健康状態等の把握に努め、状況に応じて福祉避難所への移送を行う。

なお、健康状態や特性等に関係なく、その障害などにより通常の避難所生活が困難な場合も福祉避難所への移送を検討する。

市町村は、福祉避難所に指定された施設や関連団体、又は県等と協力して要配慮者の移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努める。市町村や関係機関等が保有する車両等のリストを作成するほか、個々の要配慮者の移動手段の有無等を調査し、自力での移動可否状況を把握する。

また、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要配慮者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかける。

### 5 被災した要配慮者等の生活の確保 (防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、市町村)

応急仮設住宅への入居については、高齢者・障害者等の要配慮者を優先して行うよう努めるとともに、高齢者・障害者に配慮した応急仮設住宅(以下「福祉仮設住宅」という。)の設置等について検討していくものとする。

また、被災した要配慮者等の生活の確保として、県及び市町村は、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、避難所等において社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門家による相談等の事業を行う。

(1) 要介護者等への巡回相談事業及びホームヘルプサービスの実施

(2) 被災児童及びその保護者への相談事業の実施

## 第6節 消防・救助救急・医療救護活動

消防機関、水防機関及び危険物施設管理機関及び救助救急のための関係機関は、災害から住民の生命・財産を守り、被害を最小限にするために、全力を尽くす。

また、災害により多数の傷病者が生じ、また、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき、県は関係機関と緊密に連携をとりながら、有する医療資源を最大限に活用し、必要とされる医療を迅速かつ的確に提供できるよう努める。

### 1 救助・救急（防災危機管理部、警察本部）

#### （1）活動体制

消防本部及び県警本部は、それぞれの消防活動、警備活動方針によるほか、県、県医師会、地区医師会、日赤県支部、自衛隊などの関係機関と密接な連携を図り、傷病者の救助活動から搬送業務完了まで一貫した救助・救急体制をとる。

#### （2）救助・救急活動

機関名	項目	対応措置
消防本部	救助・救急活動	1 活動の原則 救助・救急活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。 2 出動の原則 救助・救急を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助の伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。 (1) 同時に小規模な救助・救急事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。 (2) 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。
	救急搬送	1 傷病者の救急搬送は、救命処置を要する者を優先とする。なお、搬送に際しては、所轄消防本部、医療チーム等の車両のほか、必要に応じ日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリ、国保直営総合病院君津中央病院ドクターヘリ、千葉市消防局、自衛隊等のヘリコプターにより行う。 2 救護所等から後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。
	傷病者多数発生時の活動	1 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療チームと密接な連携を図り、効果的な救護活動を行う。 2 救護能力が不足する場合は、消防団員、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。
県警察		1 救出・救護活動は、倒壊家屋の多発地帯及び病院、学校、興行場、地下街等多人数の集合する場所等を重点に行う。 2 救出した負傷者は、応急処置を施したのち、救護班等に引き継ぐ等、速やかに医療機関へ搬送するために必要な活動を行う。
海上保安部（署）		1 海難船舶が発生した場合は、その捜索・救助を行う。 2 負傷者、医師、その他救助活動に必要な人員及び物資の海上輸送を行う。 3 避難者の海上輸送及び誘導に協力し、避難を援助する。

(3) 救助・救急資機材の調達

- ア 初期における装備資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ保有するものを活用する。
- イ 装備資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者から借入れ等を図り、救助・救急に万全を期する。

2 水防活動（県土整備部）

水害等の発生における水防活動については、「千葉県水防計画」に基づき実施する。

3 危険物等の対策（防災危機管理部、健康福祉部、教育庁、市町村、警察本部）

(1) 高圧ガス等の保管施設の応急措置

機関別対応措置

機 関 名	対 応 措 置
県及び千葉市	1 高圧ガス保管施設の破損に伴う被害の拡大を防止するため、関係機関と連絡を密にし、高圧ガス製造事業者等に必要な指示を行う。 2 関係機関と連絡の上、必要に応じて高圧ガス取扱いの制限等の緊急措置を行う。 3 連絡通報体制の早期確立を図る。
消 防 本 部	1 必要に応じて保安措置等についての指導を行う。 2 関係機関との情報連絡を行う。
関東東北産業 保安監督部	1 正確な情報把握のため、千葉県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。 2 災害発生に伴い千葉県及び関係機関と連絡の上、高圧ガス製造事業者等に対して施設等の緊急保安措置を講じ、被害の拡大防止を図るよう指導する。
ガ ス 事 業 所	1 ガスホルダーの受入れ、送出の停止又は調整を行う。 2 地区整圧器の作動停止又は調整を行う。 3 ホルダー、中圧ラインのガス空中放散を行う。

(2) 石油類等危険物保管施設の応急措置

県及び消防本部は、危険物取扱者等に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

- ア 危険物の流出並びに爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- イ 混触発火等による火災の防止措置、初期消火活動、タンク破壊等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止措置と応急対策
- ウ 危険物による災害時の自主防災組織活動と活動要領の制定
- エ 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措施並びに防災機関との連携活動

(3) 火薬類保管施設の応急措置

機関別対応措置

機 関 名	対 応 措 置
県及び千葉市	<p>延焼等により被害が拡大するおそれのある施設を対象に、緊急時における管理上の措置命令を発する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 関係機関には状況に応じた緊急措置を連絡する。</li> <li>2 事業所には十分な水を確保できるよう指導し、消火施設等の強化を指示する。</li> </ol>
関東東北産業保安監督部	<p>火薬類製造事業所等の施設等が災害の発生により危険な状態となった場合又は危険が予想される場合は、その保安責任者が法令の定めるところにより、危険防止措置を講じるよう十分な監督又は指導を行うものとし、必要があると認めるときは法令の定めるところにより緊急措置命令等を行うものとする。</p>

(4) 毒物、劇物保管施設の応急措置

機関別対応措置

機 関 名	対 応 措 置
県	<p>次の各項の実施について指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 毒物劇物の飛散、漏洩、浸透、火災等による有毒ガスの発生の防止に関する応急措置</li> <li>2 中和剤等による除毒方法と周辺住民の安全措置</li> <li>3 災害時における保健所（健康福祉センター）、警察署又は消防本部に対しての連絡通報</li> </ol>
県教育委員会	<p>災害時の活動について、次の対策を樹立しておき、それに基づき行動するよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の任務分担</li> <li>2 出火防止及び初期消火活動</li> <li>3 危険物等の漏洩、流出等による危険防止</li> <li>4 実験中における薬品容器、実験用容器の転倒、転落防止並びに転倒、転落等による火災等の防止</li> <li>5 児童生徒等に対する、災害時における緊急措置に関する安全教育の徹底</li> <li>6 被害状況の把握、情報収集及び伝達等</li> <li>7 避難場所及び避難方法</li> </ol>

(5) 危険物等輸送車両等の応急対策

機 関 名	対 応 措 置
消防本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事故通報等に基づきその状況を把握の上、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。</li> <li>2 必要に応じ、地域住民への広報活動や警戒区域に対する規制等を行う。</li> <li>3 危険物輸送車両の関係者に対して、必要に応じ一時使用停止又は使用制限の緊急措置命令を発する。</li> </ol>
県警察	<p>輸送中の車両については、周囲の状況により、あらかじめ安全な場所へ移動させる。</p>
関東東北産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 正確な情報把握のため千葉県及び関係機関と密接な情報連絡を行う。</li> <li>2 高圧ガス輸送者に対して、必要に応じ一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置命令を発する。</li> <li>3 災害が拡大するおそれのあるときは、必要に応じ県内又は隣接都県に所在する各都県の高圧ガス地域防災協議会等が指定した防災事業所に対し応援出動を指導する。</li> </ol>
関東運輸局	<p>危険物輸送の実態に応じ、次に掲げる対策を推進する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害時の緊急連絡設備を整備する。</li> <li>2 災害時の危険物輸送列車の停止箇所は、できるだけ橋梁、ずい道等の危険箇所を避けるよう対策を講じる。</li> <li>3 輸送担当者に災害時の連絡、通報、応急措置等に関し指導を行うとともに、訓練を実施する。</li> </ol>
海上保安部(署)	<p>関係事業所の管理者及び船主、代理店等に対して、災害の実態に応じて、次の措置を講じるよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 危険物専用岸壁における荷役の停止、施設の応急点検と出火等の防止措置</li> <li>2 危険物の海上への流出防止措置と応急対策</li> </ol> <p>必要に応じ、危険物積載船舶等の在港船舶に対する移動命令、航行の制限又は禁止</p>
日本貨物鉄道(株)	<p>危険物積載タンク車等が、火災、漏洩等の事故を発生した場合は、事故の拡大、併発事故を防止するため、JR貨物における応急措置要領(危険品貨物異常時応急処理ハンドブック)に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講じるとともに、消防、警察等の関係機関へ通報する。</p>

#### 4 医療救護（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、市町村）

##### （1）関係者とその役割

###### ア 県民

- （ア）災害に対する危機意識を常に持ち、自らの生命と健康を守るための対策を自発的かつ積極的に行うよう努める。
- （イ）災害時に支援を求める必要が生じる場合に備え、自らの健康情報を適確に提供できるよう、日頃より準備に努める。また、自ら健康情報を提供することが困難な者については、その者の保護に責任を有する者が準備に努める。
- （ウ）自らの安全を確保した上で、医療救護を必要としている者に対して、応急処置や搬送等の支援を可能な範囲で行うよう努める。

###### イ 市町村

- （ア）災害時から地域医療の復旧に至るまで、医療救護所の設置をはじめとした住民等に対する医療救護活動を行う。
- （イ）地域防災計画に基づいて医療救護に関する計画等を定め、災害時の医療救護体制の整備を図る。
- （ウ）災害時には救護本部を設置し、保健医療福祉調整本部及び合同救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。
- （エ）千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市は、市内の医療救護活動について助言及び調整を行う地域災害医療コーディネーターを配置する。
- （オ）印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各保健所（健康福祉センター）所管区域の市町村は、前記（ア）（イ）（ウ）の他、県が合同救護本部を設置した場合は、その活動に参加して合同救護本部業務を担うとともに近隣市町村と連携した医療救護活動を実施する。

###### ウ 県

- （ア）市町村による医療救護活動だけでは対応が困難な場合又は活動の強化が必要な場合は、市町村に対し、医療救護活動の応援を行う。
- （イ）県内外の関係機関等と適切な医療救護活動の実施のために必要な調整を行う。
- （ウ）地域防災計画に基づく医療救護に関する計画を作成し、災害時の医療救護体制（災害派遣精神医療チーム（以下「DPAT」という。）の編成、派遣の検討に関することを含む）の整備を図る。
- （エ）災害時には、県庁に保健医療福祉調整本部を設置し、別に設置する合同救護本部、市町村の救護本部、災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。
- （オ）印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各保健所（健康福祉センター）所管区域ごとに、必要に応じ合同救護本部を設置し、地域内の災害拠点病院等の医療機関、関係団体等と緊密な連携のもとに医療救護活動を実施する。
- （カ）県内全域の医療救護活動について助言及び調整を行う災害医療コーディネーター並びに県内全域の薬事・衛生面に関して助言及び支援を行う災害薬事コーディネーターを保健医療福祉調整本部に、地域内の医療救護活動について助言及び調整を行う地域災害医療コーディネーター並びに地域内の薬事・衛生面に関して助言及び支援を行う地域災害薬事コーディネーターを合同救護本部に、それぞれ配置する。また、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市の各市に、地域災害薬事コーディネーターを配置するよう努める。

###### エ 医療機関

- （ア）災害時における患者及び職員の安全確保等を定めた災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努める。
- （イ）独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等に積極的に参加するよう努める。

(ウ) 災害時においては、(ア)に記載するマニュアル及び計画に基づき活動し、また、県、市町村、関係機関等と連携して活動する。

(エ) 災害拠点病院は、災害時に重症患者の受入れや広域搬送への対応、災害派遣医療チーム（以下「DMAT」という。）の受入れ及び派遣を行うなど、災害医療に関して中心的な役割を果たす。

また、災害時の対応をより速やかなものとするため、平時から地域の災害医療体制の整備についても積極的に関与する。

(オ) 災害拠点病院となっていない県立病院においても、これに準じた機能を整備するとともに、職員の動員配備体制を確立し、後方収容機能を果たすものとする。また、全ての県立病院は後方受け入れとともに被災地への救護班の応援派遣を行うなど災害時医療の中核として活動する。

#### オ 関係団体

(ア) 県及び地域における医療救護に関する計画等の作成に参加する等、医療救護体制の整備に協力する。

(イ) 各団体の災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努める。

また、下部機関等を有する場合には、各機関に災害対策マニュアル及び業務継続計画の作成を促す。

(ウ) 独自に訓練を実施するとともに、地域の訓練等に積極的に参加するよう努める。

(エ) 災害時においては、(イ)に記載する計画に基づき活動し、また、県、市町村、関係機関等と連携して活動する。

## (2) 災害時の活動

### ア 指揮と調整

(ア) 県においては保健医療福祉調整本部を、市町村においては救護本部を設置し、医療救護活動の総合的な指揮と調整を行う。また、県は、印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各保健所（健康福祉センター）の所管区域ごとに、必要に応じて合同救護本部を設置し、管内の医療救護活動の指揮と調整を行う。

(イ) 災害医療班長は、災害医療コーディネーターの助言を得て、また、必要に応じ災害薬事コーディネーター及び専門調整員から専門分野に係る助言を得て、災害医療班の活動を統括する。

(ウ) 合同救護本部長は、地域災害医療コーディネーターの助言を得て、また、必要に応じ地域災害薬事コーディネーター及び地域専門調整員から専門分野に係る助言を得て、合同救護本部の活動を統括する。

(エ) 保健医療福祉調整本部にDMAT調整本部を置く。DMAT調整本部長は、千葉県内で活動するDMATの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて災害拠点病院等にDMAT活動拠点本部等を設置してDMATを配置し、指揮及び調整を行わせる。

(オ) 保健医療福祉調整本部にDPAT調整本部を置く。DPAT調整本部長は、千葉県内で活動するDPATの指揮及び調整を行うとともに、必要に応じて、保健所（健康福祉センター）等にDPAT活動拠点本部等を設置してDPATを配置し、指揮及び調整を行わせる。また、必要に応じてDPATや他の医療救護班との調整を図る。

(カ) 県が対応するDMAT以外の医療救護班については、災害医療班の派遣救護部及び合同救護本部で活動の指揮と調整を行う。

(キ) 千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市の救護本部長は、地域災害医療コーディネーターの助言を得て、また、必要に応じ地域災害薬事コーディネーターから専門分野に係る助言を得て、救護本部の活動を統括する。

(ク) 印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の各保健所（健康福祉センター）所管区域の市町村の救護本部長は、必要に応じて、合同救護本部に支援や調整を求められることができる。

### イ 医療救護の対象者

本節における医療救護の対象者（以下「傷病者等」という。）は次のとおりとする。

- (ア) 災害に起因する負傷者
- (イ) 災害又は災害により変化した環境等に起因し、発症または悪化した疾患（精神疾患を含む）を有する者
- (ウ) 災害により地域の医療機能が喪失又は低下したことに伴い、適切な医療の提供を受けられなくなった者
- (エ) 災害により在宅において医療の提供を受けることが困難となった者

#### ウ 情報の収集と提供

市町村及び県は、医療機関、医師会等の関係団体、消防、警察、その他の関係機関との連携し、以下について情報収集を行い、相互に提供するとともに、関係機関へも提供する。

- (ア) 傷病者等の発生状況
- (イ) 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
- (ウ) 避難所及び医療救護所の設置状況
- (エ) 医薬品及び医療資器材の需給状況
- (オ) 医療施設、医療救護所等への交通状況
- (カ) その他医療救護活動に資する事項

#### エ 医療救護活動の実施

- (ア) 市町村及び県は、緊密な連携のもとに協力して医療救護活動を行う。
- (イ) 市町村長は、当該市町村の医療救護に関する計画に基づき、医療救護所の設置等、医療救護活動を行う。市町村による医療救護活動だけでは対応が困難な場合は、県、近隣市町村、その他関係機関の応援を得て実施する。
- (ウ) 知事は、市町村長からの応援要請がない場合であっても、必要と認める場合は当該市町村の傷病者等に対する医療救護活動を行う。
- (エ) 知事は、医療救護に関する計画に基づき、次のとおり医療救護活動を行う。
  - a 災害時の医療救護活動の総合調整に関すること。
  - b 医療機関等の被害状況及び医療ニーズ等の収集、分析に関すること。
  - c 医療チームの編成、派遣に関すること。
  - d 患者の搬送及び受入れの調整に関すること。
  - e 医療機関、医療チームへの支援に関すること。
  - f 関係機関、他都道府県等に対する支援要請及び連絡調整に関すること。
  - g その他の傷病者等の医療救護に関すること。

#### オ 医療機関の役割分担と患者受け入れ先の確保

- (ア) 傷病者等の受け入れについては、重症度と緊急性、所在する医療機関の機能に応じた受け入れ先をあらかじめ各地域で検討し、災害時の速やかな受け入れに努める。
- (イ) 災害拠点病院は、他医療機関の機能維持状況等が不明な場合は、被災地からのとりあえずの搬送先として、重症傷病者を受け入れる。
- (ウ) 医療機関は、転院搬送の必要がある場合に、医療機関での搬送調整が困難な場合は、市町村の救護本部又は合同救護本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた市町村の救護本部又は合同救護本部は搬送先の確保に努める。
- (エ) 搬送先の確保を要請された市町村の救護本部又は合同救護本部において搬送先の確保が困難な場合は、保健医療福祉調整本部に搬送先の確保を要請し、要請を受けた保健医療福祉調整本部は搬送先の確保に努める。

#### カ 傷病者等の搬送

大規模災害時には、多数の傷病者等が短時間に集中して発生するとともに、交通の途絶等が予想されることから、平時と同様の搬送は極めて困難になることを踏まえ、傷病者等の搬送の原則を次のとおりとする。

- (ア) 市町村は、傷病者等を医療救護所又は医療機関へ搬送することに努める。
- (イ) 緊急車両等による搬送は重症者を優先する。

- (ウ) 医療チーム等は、応急処置を実施した上で、さらに医療機関で医療の提供を受ける必要がある者で、自ら移動することが困難な者の搬送を市町村長又は知事に要請する。
- (エ) 自ら移動することが困難な者の搬送は、被災現場から医療救護所へは市町村が、医療救護所から医療機関へは市町村及び県がそれぞれ防災関係機関との連携のもとに実施する。
- (オ) 県民は、自らの安全を確保した上で、救護所等への搬送が必要と思われる傷病者等について、自ら搬送手段を確保して搬送し、又は、搬送できる者を探して搬送を依頼する等可能な範囲で協力する。

#### キ 応援要請

- (ア) 市町村長は、必要に応じて、市町村立病院の医療救護班に出動を命じ、地区医師会等の関係団体の長に医療救護班の出動を要請するほか、知事及び他の市町村長等に医療救護班の派遣その他の応援を要請する等、必要な措置を講ずる。
- (イ) 知事は、必要に応じて、DMA T及びDPATの派遣を要請し、県医療救護班の出動を命じ、県医師会等の関係団体の長及び日本赤十字社千葉県支部長に医療救護班やこころのケア班等の出動を要請する。また、国立病院機構等その他の関係機関に応援を要請するほか、連絡調整その他必要な措置を講ずる。
- (ウ) 知事は、県内の関係機関のみでは被災地における十分な医療救護活動が困難と認めた場合は、「九都県市災害時相互応援等に関する協定」等に基づき、近隣都県市に、医療救護班の派遣や県内からの患者の受け入れ等を要請する。
- (エ) 知事は、前記に定める要請のほか、必要があると認めるときは、災害対策基本法に基づき、他の道府県の道府県知事等に対し、応援を求める。

#### ク 応援の受け入れと活動の指揮及び調整

- (ア) 県は、他の都道府県等からの医療救護班や医療ボランティア（以下「救援者」という。）を受け付け、全県的な活動の調整を行う。
- (イ) 県は、受け付けた救援者に活動の指揮と調整を受ける部署を示し、当該部署の責任者の下で活動するよう要請する。
- (ウ) (イ) の部署は、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市の救護本部、印旛・香取・海匝・山武・長生・夷隅・安房・君津の合同救護本部及び医療機関とする。
- (エ) (ウ) の市救護本部、合同救護本部及び医療機関の長は、救援者を受け入れ、その活動の指揮と調整を行う。

#### ケ 医薬品及び医療資機材（以下「医薬品等」とする。）の確保

災害時における医薬品等の確保については、原則として以下の通りとする。

- (ア) 市町村は、医薬品等を備蓄し、必要に応じて医療救護所等に提供する。医療救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市においては直接、その他の市町村においては合同救護本部を通じて、保健医療福祉調整本部に提供を要請する。
- (イ) 医療機関はあらかじめ医薬品等を備蓄する。使用する医薬品等が不足した場合は卸業者を通じて確保に努める。卸業者からの確保が困難な場合は、千葉市・習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市・船橋市・市川市・浦安市・松戸市・流山市・我孫子市・柏市・野田市・市原市に存する医療機関にあつては保健医療福祉調整本部に、その他の市町村に存する医療機関にあつては合同救護本部を通じて、保健医療福祉調整本部に供給を要請する。
- (ウ) 県は、医薬品等を備蓄し、市町村等の求めに応じて提供する。医療救護所等で使用する医薬品等が不足した場合、卸業者への供給の要請、国・他都道府県への提供の要請等を行う。
- (エ) 卸業者は、業務継続計画を実施し、医薬品等の供給に努める。

#### コ 血液製剤の確保

- (ア) 血液製剤が不足した医療機関は千葉県赤十字血液センターに供給を要請する。
- (イ) 県内での血液製剤の供給が不足する場合、千葉県赤十字血液センターは、日本赤十字社関東甲信越ブロック血液センターに供給を要請する。また、県も厚生労働省を通じて、日本赤十字

社本社に供給を要請する。

サ 地域医療体制への支援

市町村又は県は、地域における診療機能の復旧状況に応じて、市救護本部又は合同救護本部の調整のもとに、巡回診療等を行い、地域の医療体制の復旧を支援する。

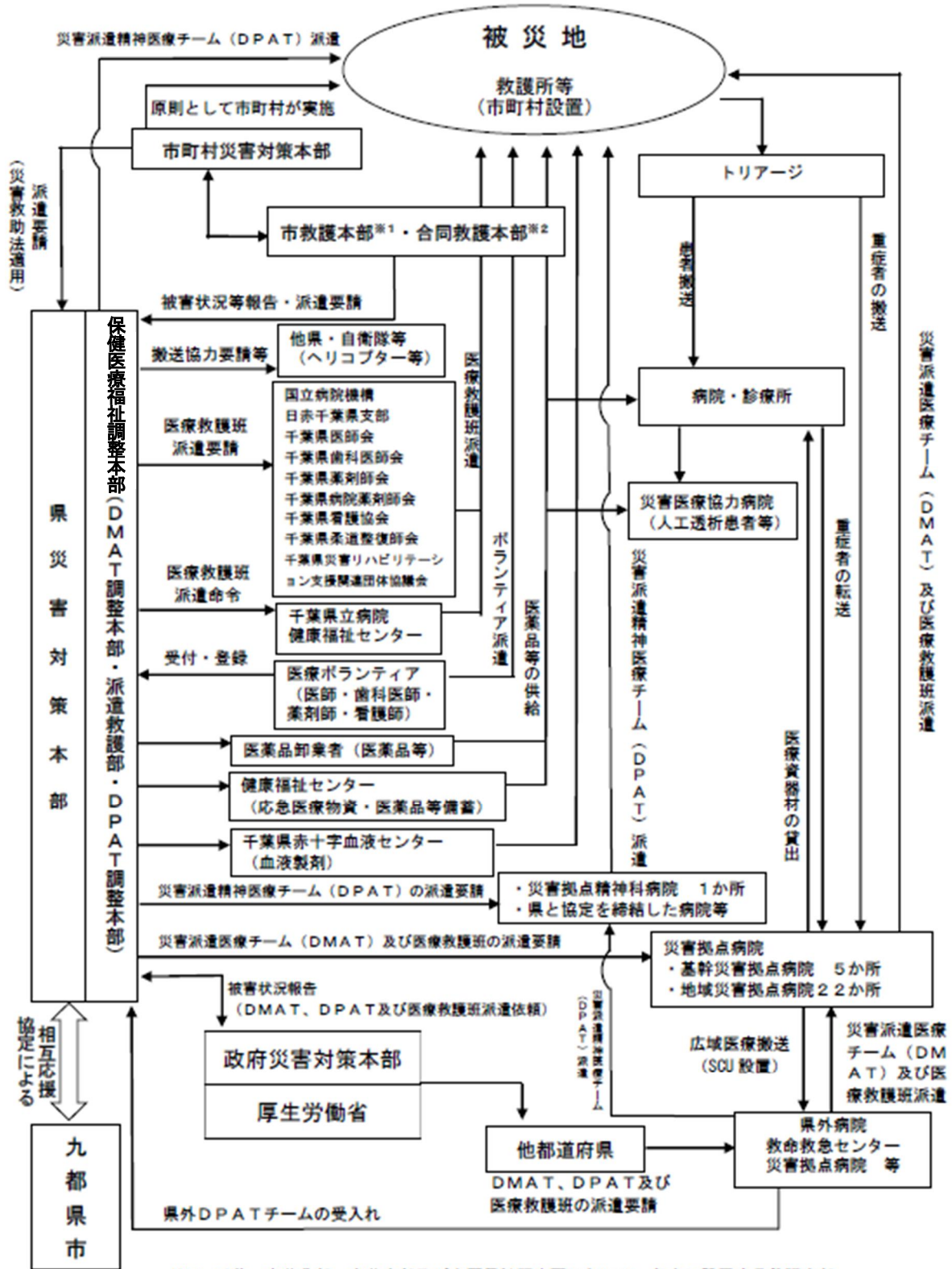
(3) 災害救助法による医療及び助産

災害救助法が適用された場合には、災害救助法に基づく医療及び助産については知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。

また、知事又は救助実施市の長は、日本赤十字社千葉県支部長と締結した委託契約に基づき、救助又はその応援を実施させることができる。

医療救護活動の体系図



※1 千葉、東葛北部、東葛南部及び市原保健医療圏において、各市で設置する救護本部  
 ※2 印旛・香取・海浜・山武・長生・夷隅・安房・君津の各健康福祉センター（保健所）所管区域単位で設置する合同救護本部

# 災害拠点病院一覧図



医療機関隣接ヘリコプター離着陸場一覧

地 域	医 療 機 関	隣接ヘリコプター離着陸場
千葉市中央区	千葉大学医学部附属病院	千葉大学医学部附属病院 専用ヘリポート
千葉市中央区	国立病院機構千葉医療センター	千葉市立椿森中学校
千葉市中央区	千葉市立青葉病院	千葉市青葉看護専門学校
千葉市美浜区	千葉県総合救急災害医療センター	千葉県総合救急災害医療センター 専用ヘリポート
千葉市美浜区	千葉市立海浜病院	印旛沼下水道事務所
習志野市	千葉県済生会習志野病院	屋敷近隣公園
船橋市	船橋市立医療センター	船橋市立運動公園陸上競技場
市川市	東京歯科大学市川総合病院	東京歯科大学市川総合病院 専用ヘリポート
浦安市	東京ベイ・浦安市川医療センター	広尾防災公園（市川市）
浦安市	順天堂大学医学部附属浦安病院	エクセル航空（株）ヘリポート
八千代市	東京女子医科大学附属 八千代医療センター	東京女子医科大学附属 八千代医療センター専用ヘリポート
松戸市	松戸市立総合医療センター	松戸市立総合医療センター 専用ヘリポート
松戸市	千葉西総合病院	千葉西総合病院 専用ヘリポート
柏市	東京慈恵会医科大学附属柏病院	柏市大堀川防災レクリエーション公園
佐倉市	東邦大学医療センター佐倉病院	佐倉市王子台小学校
成田市	成田赤十字病院	成田赤十字病院 専用ヘリポート
成田市	国際医療福祉大学成田病院	国際医療福祉大学成田病院 専用ヘリポート
印西市	日本医科大学千葉北総病院	日本医科大学千葉北総病院 専用ヘリポート
東金市	東千葉メディカルセンター	東千葉メディカルセンター 専用ヘリポート
旭市	総合病院国保旭中央病院	総合病院国保旭中央病院 専用ヘリポート
香取市	千葉県立佐原病院	香取市利根河川敷緑地
鴨川市	亀田総合病院	亀田総合病院 専用ヘリポート

館山市	安房地域医療センター	安房地域医療センター 専用ヘリポート
木更津市	国保直営総合病院君津中央病院	国保直営総合病院君津中央病院 専用ヘリポート
市原市	千葉県循環器病センター	千葉県循環器病センター 専用ヘリポート
市原市	帝京大学ちば総合医療センター	帝京大学ちば総合医療センター 専用ヘリポート
市原市	千葉労災病院	市原市立辰巳台中学校

#### 5 航空機の運用調整等（防災危機管理部、健康福祉部、警察本部）

県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部事務局に航空機の運用を調整する応急対策班を設置し、国の現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。

応急対策班は、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMA T調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。

応急対策班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

## 第7節 警備・交通の確保・緊急輸送対策

災害時には、さまざまな社会的混乱及び交通の混乱が予想されるところである。このため県民の生命、身体、財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期するものとする。

また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。

### 1 災害警備計画

#### (1) 千葉県警察災害警備実施計画（警察本部）

##### ア 基本方針

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における公共の安全と秩序の維持に当たるため、平素から管内の実態を把握するとともに、防災関係機関と緊密な連絡協調を図り、積極的な関係情報の収集と的確な情勢判断により、早期に警備態勢を確立して、災害情報の収集、共有、避難誘導、交通の確保、犯罪の予防検挙、人命の救助、財産の保護等の諸活動を行うことを基本とする。

##### イ 警備体制

###### (ア) 災害警備連絡室

県内に警報（波浪警報を除く。）が発表された場合等

###### (イ) 災害警備対策室

県内で各種警報（波浪を除く。）に加えて土砂災害警戒情報又は氾濫危険情報が発表され、要救助事案が発生し又は発生する可能性がある場合等

###### (ウ) 災害警備本部

県内に特別警報が発表された場合等

##### ウ 災害警備活動要領

###### (ア) 要員の招集及び参集

###### (イ) 気象情報及び災害情報の収集及び伝達

###### (ウ) 装備資機材の運用

###### (エ) 通信の確保

###### (オ) 負傷者の救出及び救護

###### (カ) 避難誘導及び避難地区の警戒

###### (キ) 警戒区域の設定及び被害の拡大防止措置

###### (ク) 災害の拡大防止と二次災害の防止

###### (ケ) 報道発表

###### (コ) 行方不明者の捜索及び迷子等の保護

###### (サ) 死傷者の身元確認、遺体の収容

###### (シ) 交通対策（現場周辺の交通規制及び緊急交通路の確保）

###### (ス) 地域安全対策（犯罪の予防・取締り、相談活動）

###### (セ) 協定に基づく関係機関への協力要請

###### (ソ) その他必要な応急措置

#### (2) 海上保安部（署）非常配備等計画

ア 大規模海難等の発生が予想される場合においては、海上保安庁非常配備規則に基づき、次の段階に分けて発令するとともに、海上における犯罪の予防及び鎮圧、人命及び財産の保護並びに海洋汚染の防止に対処する。

##### イ 警戒配備（注意体制）

管内に大規模海難等に至らない海上における災害の発生が予想されるときに緊急に事前の措置

を実施し、これに備える態勢を確立するため、要員の増強、通信の強化及び巡視船艇・航空機を待機又は出動させる等の措置を実施する。

#### ウ 非常配備

大規模な海難、その他海上における災害であって、社会的に著しく影響の大きい事態の発生が予想される時は、非常配備乙を発令して、緊急に事前の措置を実施し、これに備える態勢を確立するため、要員の増強、対策の検討、通信の強化及び巡視船艇・航空機を待機又は出動させる等の措置を実施する。

#### エ 警備要領

(ア) 海上における治安の確保及び海上における遭難者（陸上から流れ出した漂流者を含む）の救助作業は、所属巡視船艇あるいは他の海上保安部署からの応援派遣巡視船艇、航空機をもって実施し、救護を必要とする者については、対策本部及び医療機関等と連絡を密にして、早急に引渡し、場合によっては医師、看護師等が巡視船艇に直接乗船して救護に当たる。

(イ) 災害時の救助活動を行うに際し、海上自衛隊との任務分担及び情報の交換については、海上自衛隊横須賀地方隊と第三管区海上保安本部との海上における災害派遣に関する地方協定による。

## 2 交通対策計画（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部、警察本部、市町村）

### (1) 災害時における危険箇所

道路の路肩決壊及び法面崩落による危険箇所は、＜資料編5－6 道路の路肩決壊及び法面崩落による危険箇所＞のとおりである。

### (2) 被災施設の応急対策方法

#### ア 交通支障箇所の調査

道路管理者は、その管理する道路について、災害時における危険箇所をあらかじめ調査し、把握しておくとともに、災害が発生した場合に当該道路の被害の状況を調査の上、報告するものとする。

#### イ 調査及び報告

市町村の調査班は、調査の結果支障箇所を発見した場合は、下記の要領により報告するものとする。

(ア) 市町村の調査班は、当該市町村の道路について支障箇所を発見したときは、速やかにその路線名・箇所・拡大の有無・う回路線の有無その他被災の状況等を市町村長に報告するものとする。

(イ) 市町村長は（ア）による報告を受けたときは、その状況を直ちに当該市町村の区域を管轄する関係機関の長に報告するものとする。

### (3) 交通規制

#### ア 道路管理者の通行の禁止又は制限

道路管理者は、その管理する道路について、道路法第46条の規定により、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて通行を禁止し、又は制限するものとする。

#### イ 公安委員会の交通規制

(ア) 公安委員会は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認めるときは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条の規定に基づき、道路における交通の規制を行う。

(イ) 公安委員会は、県内又は隣接・近隣都県の地域に係る災害が発生又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。

(ウ) 公安委員会は、緊急交通路の指定を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について

て要請するものとする。

ウ 警察署長の交通規制

警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図る等必要があると認められるときは、道路交通法第5条又は第114条の3の規定により、道路における交通の規制を行う。

エ 警察官の交通規制等

（ア）警察官は、道路の損壊、交通事故の発生、その他の事情により、道路において交通の危険又は交通の混雑が生じるおそれがあり、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るためやむを得ないと認めるときは、必要な限度で道路交通法第6条又は第75条の3の規定により、交通の規制を行う。この場合、信号機の表示する信号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。

（イ）警察官は、通行禁止区域等（前記イ（イ）により通行を禁止又は制限されている道路の区間又は区域をいう。）において車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の移動、その他必要な措置を命ずることができる。この場合、警察官の命令に従わなかったり、運転者等が現場にいないために命ずることができないときは、警察官が、自らその措置をとり、やむを得ない限度において当該車両その他の物件を破損することができる。

オ 自衛官及び消防吏員の措置命令・措置等

（ア）自衛官及び消防吏員（以下「自衛官等」という。）は、災害対策基本法第76条の3第3項及び第4項に基づき、警察官がその場にはいない場合に限り、前記エ（イ）の職務の執行について行うことができる。

（イ）自衛官等は、前項の命令をし又は措置をとったときは、直ちにその旨を警察署長に通知する。

＜資料編5-3 自衛官及び消防吏員の作成する措置命令・措置通知書＞

カ 海上保安部（署）の海上交通規制

（ア）港内及び航路付近の障害物の状況及び船舶交通の輻輳状況に応じ、必要のある場合には航行制限を実施するものとする。また、東京湾海上交通センターは海上交通情報の提供、航路管制及び巡視船艇により航路航行船舶の交通整理を実施するものとする。

（イ）航行制限の実施及び航路標識の流失、移動、消灯等については、発生の都度、水路通報又は管区航行警報の他、海の安全情報等により周知を図るとともに、航路標識については応急復旧の措置をとるものとする。

（4）道路啓開

道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は、被害を受けた道路について、被災者の救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、特に「緊急輸送道路一次路線」など交通上重要と認められる路線を最優先に（一社）千葉県建設業協会と密接な連携を図りながら路上の障害物除去や応急復旧などの道路啓開活動を行う。

道路啓開活動については、迅速に行えるよう道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行う。

また、管理する道路に放置車両や立ち往生車両が発生した場合に、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、次の事項に留意し、必要な措置を講じるものとする。

なお、道路管理者等は、あらかじめ住民等に対し、災害時において、災害対策基本法第76条の6に基づき、車両の移動等を命じる道路区間の指定が行われた場合は、車両の移動等が行われることがあることを周知するものとする。

ア 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者等は区間を指定して以下を実施する。

- ・緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令

・運転者の不在時等は、道路管理者等自ら車両を移動（その際は、やむを得ない限度での破損を容認）

イ 土地の一時使用

アの措置のため、やむを得ない場合、道路管理者等は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物の処分ができる。（沿道での車両保管場所の確保）

ウ 関係機関、道路管理者間の連携・調整

知事は、道路管理者である市町村（指定都市を除く）に対し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると判断されるときは、必要な措置をとることを指示することができる。

(5) 緊急通行車両の確認等

ア 緊急通行車両の確認

(ア) 車両の使用者は、知事又は公安委員会に対し、当該車両が緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車両）であることの確認を求めることができる。

(イ) 前記（ア）により確認したときは、知事又は公安委員会は、当該車両の使用者に対し、災害対策基本法施行規則第6条に定める標章及び確認証明書を交付する。

(ウ) 前記（イ）により交付を受けた標章は、当該車両内の見やすい箇所に掲出する。

また、警察官等から提示を求められたときは、これを提示する。

(エ) 届出に関する手続は、別に定める。

イ 緊急通行車両の災害発生前の確認

(ア) 公安委員会は、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定行政機関等」という。）が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両に該当するかどうかの審査を行う。

(イ) 公安委員会は、前記（ア）により緊急通行車両に該当すると認められるものについては、標章及び確認証明書を交付する。

(ウ) 標章の交付を受けた車両については、交通検問所で緊急交通路の通行を求めるときは、標章及び確認証明書を提示し、現に災害応急対策を実施するための運転中の車両であることの確認を受ける。

(エ) 災害発生前の確認に関する手続は、別に定める。

<資料編5-1 緊急通行車両等の確認及び規制除外車両の確認事務手続き等>

(6) 規制除外車両の確認等

ア 規制除外車両

緊急通行車両以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）とし、公安委員会の意思決定に基づき通行禁止の対象から除外することとする。

イ 規制除外車両の確認

規制除外車両の確認は、前記（5）アを準用する。

ウ 規制除外車両の事前届出・確認

緊急通行車両とならない車両であって

- ・ 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- ・ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ・ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- ・ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

については、規制除外車両の事前届出制度の対象とする。事前届出・確認は、前記（5）イを準用する。

(7) 交通情報の収集及び提供

ア 交通情報の収集は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、専従の収集班を編成して行う。

なお、警察本部においては、隣接都県警察及び警察庁（管区警察局を含む。）と連携を密にし、交通情報の収集を行う。

イ 交通規制等交通情報の提供は、交通情報提供装置を活用し、日本道路交通情報センター及び報道機関の協力を得て行う。

(8) 東日本高速道路㈱の安全対策

県公安委員会が行う緊急交通路の確保に係る交通規制に協力し、かつ、規制状況等を利用者へ広報する。

また、道路が被災を受け、交通に支障がある場合には、速やかに応急復旧作業の実施に努める。

(9) 首都高速道路㈱の交通対策計画

ア 災害予防計画

(ア) 現況

首都高速道路の、千葉県内における現況は、次のとおりである。

なお、全区間自動車専用道路に指定されており、一般街路とは全て立体交差となっている。

a 道路の現況（千葉県内供用路線）

路線名	区間	供用延長 km	うち 千葉県内 供用延長 km	一般道路との連結施設（出入口）名	
				入口	出口
高速湾岸線	横浜市金沢区並木～市川市高谷	62.1	8.9	舞浜 浦安（2） 千鳥町	浦安（2） 千鳥町

b 管理施設の現況（千葉県内）

平成26年10月1日現在

区分 路線名 種類	交通施設		出入口	避難設備
	交通管制施設		出入口	非常口
高速湾岸線	可変規制標識 24ヶ所 街路可変情報板 1ヶ所 可変情報板 7ヶ所 車両感知器 91ヶ所 交通監視用カメラ 16ヶ所	40ヶ所	出口 3 入口 4	6ヶ所

首都高速道路の構造物は、「橋、高架の道路等の技術基準について」〔建設省（国土交通省）道路局長、都市局長通達〕などに従い、地質、構造などの状況に応じ、関東大震災級の地震に耐え得るよう十分な安全を見込んでいるほか、高架橋については、桁落下防止装置を設置して、より一層の安全性を高めている。また、トンネル、高架橋などには非常口を整備し、災害時の緊急事態においても、利用者などはこれらの非常口から安全に脱出できることとしている。

しかしながら、平成7年兵庫県南部地震の発生により、高架橋等が大きな被害を受けたことから、「橋、高架の道路等の新設及び補強に係る当面の措置について」〔建設省（国土交通省）道路局：平成7年5月〕に準拠した構造としていくほか、利用者の安全対策など、地震防災対策のより一層の強化充実を図ることとする。

(イ) 事業計画

a 概要

- (a) 阪神・淡路大震災における高架橋等の被害状況を踏まえ、「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき、兵庫県南部地震級の地震に対しても落橋や倒壊を生じないように、高架橋の安全性を向上する対策を実施していくほか、利用者の安全対策など、地震防災対策のより一層の強化充実を図ることとする。
- (b) 災害に備え、道路構造物等について常時点検を行う。

b 実施計画の内容

(a) 高架橋の安全性の強化

「橋、高架の道路等の技術基準について」等に基づき、落橋防止システム及び支承部構造の一層の強化を図る。

なお、橋脚の耐震対策（橋脚を鋼板巻き立て等で補強）は平成10年度、地盤流動化対策（鋼管矢板壁工法）は平成11年度をもって完了している。

(b) 地震が発生した時の利用者の安全対策

- ① 利用者への情報伝達の充実
- ② 避難・誘導施設の整備
- ③ 利用者の対処方法についての十分な広報

(c) 首都高速道路の構造物及び道路附属物その他の管理施設等の常時点検

(d) 災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設の常時点検

イ 災害応急対策計画

(ア) 災害時における体制

災害又は交通障害の発生が予想される時、あるいは災害が発生したときは、警戒体制、緊急体制又は非常体制のうち、災害の種類及びその程度に応じた規模及び内容の体制をとり、速やかな役職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な措置を講ずる。

(イ) 災害応急対策

災害が発生したときは、利用者の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路の機能回復を図る。

- a 災害が発生したときは、首都高速道路(株)は県公安委員会が実施する交通規制に協力し、かつ規制状況等を利用者に広報する。
- b 利用者の被災の状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。
- c 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。
- d 工事の箇所については、その被災の状況に応じて必要な措置を講ずる。

(ウ) 災害時の広報

利用者が非常事態に即応して適切な措置がとれるよう、応急対策の措置状況、交通規制状況、避難方法等の情報を、標識、情報板、料金所看板等の各種道路情報提供設備を用いるほか、ラジオ等各種メディアを最大限活用して、正確かつ迅速に利用者に提供する。

(エ) 緊急道路啓開

残置車両や道路上の障害物の状況を調査し、除去対策を樹立し、関係機関等とも協力のうえ、所管する道路上の障害物等の除去を実施する。

(10) 交通マネジメント（県土整備部、警察本部、市町村）

関東地方整備局は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント<sup>\*1</sup>及び交通需要マネジメント<sup>\*2</sup>からなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を組織するものとする。

県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省関東地方整備局に検討会の開催を要請することができるものとする。

検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、

自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行うものとする。

検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議・訓練等を行うものとする。

- ※1 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組
- ※2 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

### 3 在港船舶対策計画（県土整備部、農林水産部）

#### (1) 在港船舶対策計画

##### ア 曳船の隻数及び性能

曳船の状況は、＜資料編6－6 曳船の状況＞のとおりである。

##### イ 災害防止の方法

##### (ア) 一般対策（主として千葉港、木更津港、銚子漁港、勝浦漁港）

- a 気象通報組織を通じて予警報の周知徹底をはかる。
- b 巡視船艇及び海上保安部署による情報周知、保船等の指導
- c 関係機関との情報交換

##### (イ) 台風対策（千葉港、木更津港）

- a 台風等が千葉港及び木更津港に来襲し、災害の発生が予想される場合は、千葉港長及び木更津港長は「千葉港台風・津波等対策委員会」及び「木更津港台風・津波等対策委員会」の審議を踏まえ、在港船舶等に対し必要な勧告を行う。

##### (a) 第一警戒体制（荒天準備）

台風が千葉県内湾（千葉港及び木更津港含む）に接近するおそれがあると判断された場合

- ① 在泊船舶は台風の動向に留意し、必要な荒天準備を整えること。
- ② 荷役中の船舶は、天候の急変に備え荷役を中止できるように準備するとともに、危険物荷役・港内工事作業については、中止基準を遵守すること。
- ③ 岸壁・棧橋等水際線付近にある物件等の高潮、高波、強風による流出防止を強化すること。
- ④ A I S搭載船及びVHF装備船は、A I S・VHFの作動状況を確認すること。
- ⑤ その他必要事項

##### (b) 第二警戒体制（避難勧告）

台風が千葉県内湾（千葉港及び木更津港含む）に接近する公算が極めて大なりと判断された場合、あるいは千葉県内湾が重大な影響を被ると判断した場合

- ① 総トン数500トン以上の船舶は離岸又は離棧して万全の措置をとること。（但し、旅客が乗船中の客船等にあつては、この限りでない。）
- ② 前項但書きの旅客船、静穏度の高い係留施設に停泊する船舶及び耐航性が不足している船舶等が当該係留施設において待機する場合は、係留索の増し取り等の係留強化策を講じること。（木更津港）
- ③ 総トン数500トン未満の船舶は安全な場所に避難すること。
- ④ 木材等流出防止のため厳重な見回り監視体制を強化すること。
- ⑤ 国際VHF（c h 1 6）を常時聴守する等、海上保安庁との連絡手段を確保すること。
- ⑥ A I S搭載船舶はA I S常時作動を維持すること。
- ⑦ 当直員（船橋当直・無線当直等）を配置すること。
- ⑧ その他必要事項

##### b 在港船舶に対する避難勧告

(a) 避難勧告発令時期の基準

避難勧告を発令する基準は、風速15m以上の強風圏が千葉県内湾（千葉港及び木更津港含む）に達する前に船舶の避難が安全に完了するような時期を選定する。

(b) 勧告の周知

- ① 「台風等対策情報連絡系統等による通報」……千葉港長、木更津港長は、電話、FAX等により関係機関へ連絡する。
- ② 「第三管区海上保安本部警備救難部救難課運用司令センターからの放送」  
……超短波無線電話（国際VHF CH16 呼出名称よこはまほあん）により在港船舶に対し放送（CH12）する。
- ③ 「巡視船艇による現場周知」……拡声器等により在港船舶等に周知する。
- ④ 「沿岸域情報提供システム（海の安全情報）への掲載」  
……インターネット

c 流出油対策

石油コンビナート等特別防災区域内の係留施設にある船舶によるものについては「千葉県石油コンビナート等防災計画」により、それ以外については、第5編第4章「油等海上流出災害対策」を適用する。

ウ その他の対策

(ア) 港長権限に基づく港内整理

港則法により特定港（千葉港、木更津港）における船舶交通の安全及び港内の整頓を図る。

(イ) 貯木対策

貯木場管理者に対し、状況により貯木場の網端<sup>あば</sup>の監視の強化又は緊急水切り等を行わせる。

(ウ) 物件等に対する応急措置

五井及び姉ヶ崎地区に大工場、製油所、油槽所が建設され、高潮、波浪が大きく護岸施設を乗り越えて海水が流れ込み、重要施設の浸水による被害が考えられるので、この保安についてその対策を立てる。

(エ) 避難場所等の整備

荒天時においても利用可能な避泊地を創出するため、防波堤の整備及び小型タンカー用の船溜の整備を進める。

4 緊急輸送（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部）

災害時の被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、道路（緊急輸送道路）、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設を指定し、これら陸海空を連携する緊急輸送ネットワークを定めた。

(1) 緊急輸送道路

機能別に1次、2次及び3次路線に分類し、1次路線は、県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路、2次路線は、第1次緊急輸送道路と市区町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路、3次路線は、その他の防災や輸送のための拠点との連絡する道路である。

(2) 港 湾

千葉港（千葉中央地区、葛南東部地区、葛南中央地区）

木更津港（富津地区）

館山港（宮城地区）

(3) 漁 港

銚子漁港、大原漁港、勝浦漁港、鴨川漁港

(4) 飛行場等

ア 空 港

成田国際空港

イ 自衛隊駐屯地及び基地

陸上自衛隊……習志野駐屯地、下志津駐屯地、木更津駐屯地、松戸駐屯地

海上自衛隊……下総航空基地、館山航空基地

航空自衛隊……第4補給処木更津支処

ウ 臨時離発着場

千葉県西部防災センター、千葉市消防ヘリポート、千葉県総合スポーツセンター、幕張海浜公園、青葉の森公園、行田公園、柏の葉公園、印旛沼公園、蓮沼海浜公園、館山運動公園、富津公園、北総花の丘公園、長生の森公園、八千代広域公園

(5) 江戸川緊急用船着場

市川緊急用船着場、松戸緊急用船着場

※ 緊急用船着場とは、大規模災害時に河川管理施設災害の復旧資機材や救援物資等を江戸川等の河川を通じて搬入、荷揚げするための施設であり、緊急用河川敷道路と連携して機能する。

緊急用河川敷道路については完成には至っていないが、一部通行可能である。

<資料編5-8 緊急用船着場位置図及び緊急用河川敷道路計画図>

## 第8節 救援物資供給活動

災害時に被災者の人心の安定を図るため、迅速かつ円滑な飲料水・食料・生活必需物資の供給活動並びに救護物資・要員等の輸送を行うための輸送車両、緊急輸送道路等の確保を行うものとする。

なお、県からの救援物資の供給支援は、市町村からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づいて行うことを原則とするが、通信の途絶や市町村機能の低下等により、要請活動が困難になる場合も想定し、要請を待たずに物資供給を行う、いわゆる「プッシュ型」支援などの積極的な支援も視野に入れた活動体制をとるものとする。

また、県及び市町村は、大規模災害時において国からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。

### 1 応急給水（総合企画部、防災危機管理部、企業局、市町村）

災害により飲料水や炊事のための水の供給を受けることができない住民（ポンプの停止により、水の利用ができなくなった集合住宅の住民や、井戸水利用者なども含む）に対して、浄・給水場等での拠点給水や給水車等による運搬給水を実施する。

#### （1）実施機関

ア 飲料水の供給は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。

イ 市町村長は、当該市町村限りで処理不可能な場合、近接市町村、県、国及びその他関係機関の応援を得て実施する。

ウ 県、企業団及び市町村圏組合の水道事業者は、市町村が行う応急給水に対し、積極的に協力する。

エ 水道事業者等間の応援活動については、「千葉県水道災害相互応援協定」等により実施する。

＜資料編 1-12 千葉県水道災害相互応援協定＞

オ 水道業者への応援要請については「災害時等における水道復旧活動に関する協定」等により実施する。

＜資料編 1-12 災害時等における水道復旧活動に関する協定＞

#### （2）給水基準

飲料水の供給については、基本水量を最少一人1日3リットルとし、水道施設の復旧の進捗により順次増量する。

また、病院等の救援・救護活動に必要な用水は別途確保する。

#### （3）水道事業者（県営水道を除く）による飲料水の供給

ア 飲料水供給方法

応急給水は、拠点給水を原則とし、被害の状況に応じて運搬給水及び仮設給水を実施するものとする。

水道事業者は、断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。

イ 広報

災害時における応急給水方法、給水拠点場所、飲料水調達方法及び水質について、適切な広報活動を実施する。

なお、情報提供を充実させるため、千葉県ホームページ等から各事業者ホームページへ適宜リンクを設定する。

#### (4) 県営水道の応急給水

災害により飲料水の確保が困難な給水区域の住民に対し、給水区域内市と密接に連携して応急給水を実施することとし、必要な対策を定める。

なお、平時から給水区域内市と連絡調整会議等による意見交換や、合同防災訓練を行いながら連携強化を図る。

##### ア 飲料水の確保

一人1日の最低水量を3リットルとし、以後復旧工事の進捗により順次増量する。

応急給水用の用水は、19箇所の浄・給水場の配水池容量79万 $\text{m}^3$ のうち緊急遮断弁の作動により確保する最大46万 $\text{m}^3$ の貯留水を充てるほか、予備水源である県企業局の井戸を活用する。

＜資料編7-4 県営水道配水池一覧表＞

##### イ 給水方法

###### (ア) 浄・給水場等での拠点給水

19箇所の浄・給水場の応急給水設備及び仮設給水栓により給水車への注水及び住民への応急給水を行う。

###### (イ) 給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水

###### a 給水区域市との連携

発災後直ちに給水区域内市と連絡を取り、被災状況の把握に努めるとともに、市の災害対策本部に局職員を派遣し、情報の収集と共有化を図りながら、給水場所及び給水方法について市と綿密に協議する。

###### b 給水車等による給水

市の開設する避難所、病院等の重要施設、その他被害状況に応じて市が要請する地点・地域において、災害時の応援協定を締結している千葉県水道管工事協同組合の応援を得て、給水車及び給水タンクにより応急給水を行う。

また、県営水道による応急給水は市からの要請や各市対策本部に派遣した連絡調整員が把握した支援ニーズを踏まえ、市災害対策本部の指揮の下、行う。

なお、通信の途絶や市機能の低下等により、要請活動が困難になる場合は、「プッシュ型」の応急給水支援を視野にいたした活動体制をとるものとする。

県営水道のみで対応できない場合は「千葉県水道災害相互応援協定」及び東京都水道局等との「災害相互応援に関する協定」等に基づき応援を要請するとともに、退職者から成る「災害時支援協力員制度」を活用し、人員の増強を図る。

###### c 市町村の要請によるボトル水及び非常用飲料水袋による給水

乳幼児や高齢者等を対象としたボトル水の配布や容器を持参しない住民への非常用飲料水袋による給水を行う。

###### (ウ) 仮配管、仮設給水栓等を設置しての応急給水

###### a 消火栓等を活用した給水（可搬型）

配水管の通水状況を調査し、使用可能な消火栓等あるいは応急復旧により使用可能となった消火栓等に仮設給水栓を接続して応急給水を行う。

###### b 仮配管による給水（固定型）

復旧に長時間を要する断水地域に対しては、状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置して応急給水を行う。

##### ウ 広報

発災時の応急給水時間、場所及び給水方法、断水地域と復旧の見込み、停電時に活用できる直結給水栓等のお知らせ等について、県企業局ホームページ等に掲載するとともに、必要に応じ広報車の巡回により情報を提供する。

##### エ 水質の安全対策

応急給水用資機材の清掃・消毒等により飲料水の安全確保を図る。住民の備蓄水については、容器の取扱い等、安全対策を指導する。

(5) 補給水利及び応急給水用資機材の現況

ア 補給水利の現況

県営水道 <資料編7-2 県営水道の補給水利の現況>

市町村水道 <資料編7-3 市町村水道等の補給水利の現況>

イ 応急給水用資機材の保有状況

県営水道 <資料編6-7 県営水道の応急給水・復旧用機材の保有状況>

市町村水道<資料編6-8 市町村(組合、企業団)営水道給水車両及び機材等の保有状況>

2 食料・生活必需物資等の供給体制 (防災危機管理部、環境生活部、商工労働部、農林水産部、市町村)

県は、市町村が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市町村からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づき、食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めるものとする。

県及び市町村は、備蓄物資の供給や物資の調達・輸送に関し、新物資システム(B-PLo)を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努めるものとする。

なお、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下し、物資の支援要請を行う余力がないと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による供給を行う。

(1) 救援物資の確保

ア 備蓄品の活用

必要に応じ、備蓄倉庫の保有物資の活用を図る。

<資料編6-11 県の備蓄品目(防災危機管理部)>

イ 協定企業等からの調達

災害時の物資等の供給等に関する企業・団体との協定に基づき、関係部局と連携して必要な物資を調達する。

<資料編1-12 応援協定等一覧表>

ウ 国・他都道府県からの調達

災害時の九都県市、関東地方知事会との相互応援協定等に基づき、他都道府県等から支援物資を調達する。

備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国に対し、物資の調達を要請する。

<資料編1-12 九都県市災害時相互応援等に関する協定>

<資料編1-12 震災時等の相互応援に関する協定>

<資料編1-12 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定>

エ 義援物資の受付

必要に応じて、企業等からの義援物資を受け付ける。

ただし、過去の災害において、個人等の小口義援物資については、被災地の需要に対応した形で供給することが困難であり、不要物資の滞留等の原因となることが示されたことから受入れを制限する。

(2) 政府所有米の供給計画

政府所有米の調達を要するときは、知事は、農林水産省農産局長に対し、政府所有米穀の緊急の引渡要請を行うものとし、当該米穀を買い受ける場合には、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)の規定に基づき、知事は、農産局長と売買契約を締結したうえで、農産局長と販売等業務委託契約を締結している受託事業者から当該米穀の引き渡しを受ける。ただし、当該米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により売買契約を締結するいとまがないと農産局長が認めるときは、売買契約の締結前であっても、受託事業者から引き渡しを受けることができる。

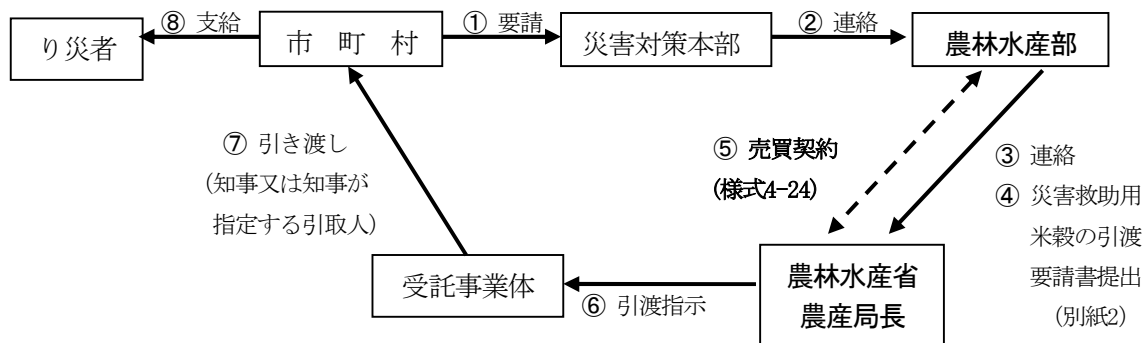
なお、米穀販売事業者から調達する米穀は精米で引渡しを受けるが、政府から直接売却を受けて調達する場合は、玄米引渡しであるから、精米による供給を受けられるよう、受託事業者へとう精を依頼する。

<資料編6-9 災害救助用米穀の引渡要請書等の様式>

図1 政府所有米穀の受渡し系統図

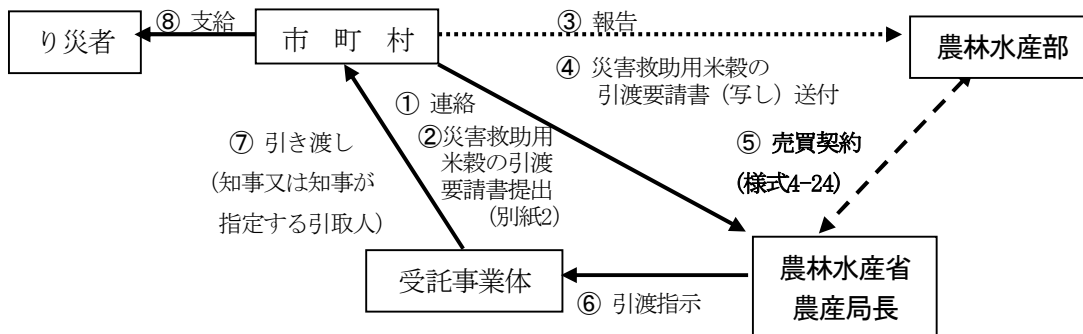
被災市町村から米穀の供給要請を受けた場合は、県から農林水産省農産局長に要請し、売買契約(様式4-24)を締結する。

I 市町村からの要請を受け、県が要請する場合



II 市町村が直接、要請した場合

市町村が直接、農林水産省農産局長に連絡した場合は、必ず県に報告することとし、県はこれを受けて農林水産省農産局長に連絡する。



(3) 救援物資の供給体制の確保

県は、「千葉県大規模災害時応援受援計画」に基づき、大量の支援物資等を被災地へ迅速に供給するため、物流倉庫、在庫管理等の物流ノウハウ、資機材などを有する民間物流事業者と連携し、円滑な「支援物資の管理供給体制」を構築する。

なお、「災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」に基づき、物流倉庫の確保等については千葉県倉庫協会、車両による輸送関係等については一般社団法人千葉県トラック協会と連携して行う。

ア 県災害対策本部における民間物流事業者の活用

災害時においては、県災害対策本部内に支援物資物流に関する専門的な組織として「物資支援班」を編成し、支援物資物流に関する情報の一元的な管理を行う。

また、民間の物流事業者のノウハウを早期に活用できるようにするため、県の災害対策本部及び物資集積拠点における業務に物流専門家(民間物流事業者)が参画する体制とする。

#### イ 拠点等の確保

県物資集積拠点の設定については、「千葉県大規模災害時応援受援計画」に基づき、原則として、民間物流倉庫を拠点として選定し、施設・荷役機械、資器材・人材の全てにおいて民間物流事業者を主力とした体制を構築し、入庫から出庫までの一元管理を行う。

ただし、災害の状況等により、物流倉庫を物資集積拠点として使用することが困難となった場合には、日本コンベンションセンター国際展示場（幕張メッセ）を、日本コンベンションセンター国際展示場が使用できない場合には県総合スポーツセンターを県物資集積拠点とするなど、状況に応じて、実現可能な協力体制を構築する。

#### ウ 県備蓄倉庫への職員の派遣

県は、「プッシュ型」支援を実施する場合、県備蓄倉庫における支援物資積載要員を地域振興事務所等から派遣する。

#### エ 輸送車両等の確保

民間物流事業者との連携により、車両の確保、配車計画の策定を行い、迅速、かつ円滑な輸送体制を構築する。

#### オ その他の輸送手段の選定

道路の被害状況等により通常的手段では陸上輸送が困難な場合等には、自衛隊に応援要請を行う等により、海上輸送・航空機輸送を含めた最も適切な輸送手段を選定する。

また、物資の輸送のみならず、災害時における被災者の避難及び応急対策の実施に必要な人員、資材の迅速かつ円滑な輸送を図る。

##### (ア) 海上輸送

###### a 応急海上輸送

関東運輸局は、災害時に陸上交通機関が途絶し、被災者、救援物資等の海上輸送を必要とする場合において、本部長の要請に基づき、応急海上輸送に従事する船舶の調達及び緊急修理造船所（工場）のあっせん等について協力するものとする。

###### b 配備計画

応急海上輸送体制を確保するための配備計画は、下記によるものとする。

###### (a) 船舶

関東運輸局防災業務計画の定めるところによる。

###### (b) 造船所

平時から関係事業者と連携を保ち、修理能力等の現況を把握しておくものとする。

###### (c) 海上保安部（署）の協力

海上保安部（署）は、陸路による緊急輸送が困難な場合において、県から救護班、応急対策要員又は緊急物資の輸送の要請を受けた場合には、可能な限り所属巡視船艇をもって、緊急輸送に協力するものとする。

##### (イ) 航空機輸送

道路の被害状況等により、陸路による救援物資等の緊急輸送が困難であり、かつ、緊急を要する場合は、自衛隊に対して航空機及び無人航空機等による輸送を要請する。

#### カ 災害ボランティアの活用

県有施設を拠点として物資輸送を行う場合、必要に応じて、荷役作業等についての協力を県災害ボランティアセンターに要請する。

### 3 燃料の調達（防災危機管理部、健康福祉部）

(1) 県は、災害時の応急対策が燃料不足による支障を避けるため、災害時における全庁の自家発電設備や公用車等の燃料について、千葉県石油商業組合及び千葉県石油協同組合と締結した石油類燃料の供給に係る協定に基づき、迅速な調達を行う。

＜資料編 1-12 災害時における石油類燃料の供給に関する協定書＞

(2) 県は、発災後、重要施設の燃料確保が困難な場合、県内の個々の要請案件について「緊急要請対応システム」または「燃料調整シート」により、国に対して優先供給を要請する。

<資料編6-12 燃料調整シート>

- (3) 県は、優先供給を要請し、石油元売会社から直接供給を行う必要が生じた場合の燃料供給を円滑に実施するために、重要な公共施設等に関する設備や搬入経路等の情報を石油連盟と共有し、有効に運用すべく、覚書を締結している。

<資料編1-12 大規模災害時における重要施設への燃料の直接供給を行うための情報共有に係る覚書>

- (4) 県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。
- (5) 県は、所管する社会福祉施設等からの支援要請があった場合、必要に応じ、当該施設等への燃料の供給に係る調整に努める。
- (6) 県は、以上に係る措置に必要な体制や手続等をあらかじめ定めるものとする。

#### 4 電源車の配備（防災危機管理部）

県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努める。

また、県は、作成した電源車等の配備先の候補案を電気事業者等に提供し、電気事業者は電力復旧計画等を考慮のうえ、電源車等の配備先を決定する。なお、複数の都道府県に大規模停電が発生した場合には、国や電気事業者等の調整によるものとする。

## 第9節 広域応援の要請及び県外支援

大規模災害時には、被害が拡大し各防災関係機関が単独でこれに対処することが困難な事態が想定される。

このため、各機関は、あらかじめ関係機関と十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施する。

また、海外からの支援の受け入れについては、国の指導のもと体制整備に努めるものとする。

### 1 国等に対する応援要請（防災危機管理部、警察本部、市町村）

#### (1) 職員の派遣要請又はあっ旋

ア 市町村長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求める。

イ 知事は、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっ旋を求める。

#### (2) 応急措置の実施要請及び応援の要求

ア 知事は、応急措置を実施するため必要があるときは、災害対策基本法第70条第3項により、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応急措置の実施を要請する。

イ 知事は、災害の規模等から都道府県間の応援要請のみでは不十分なときは、災害対策基本法第74条の3第1項により、内閣総理大臣に対し、他都道府県の応援を求める。

また、災害応急対策を実施するため必要があるときは、災害対策基本法第74条の4により、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、応援の求め又は災害応急対策の実施を要請する。

なお、具体的な要請の内容及び体制について検討するものとする。

ウ 市町村は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は関係指定地方行政機関に対する応急措置の実施の要請をするよう求めるものとする。

なお、上記の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域における災害の状況を指定行政機関又は指定地方行政機関に通知するものとする。

#### (3) 知事は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは緊急消防援助隊の応援及び自衛隊の派遣を要請する。

千葉県公安委員会は、広域緊急援助隊の派遣の要求に関し、他の都道府県警察に対して援助の要求をすることができる。

### 2 他都道府県等に対する応援要請（防災危機管理部）

知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、次に掲げる協定に基づき他の都道府県市に応援要請を行う。

#### (1) 九都県市災害時相互応援等に関する協定

九都県市域において災害等が発生し、被災都県市独自では十分な応急措置ができない場合に、相互応援が行われる。本協定の下、「九都県市広域防災プラン」を具体的行動基準とし、「域内応援マニュアル」により広域応援を行う。

#### (2) 関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定

カウンターパート方式により、職員の派遣、食料・飲料水及び生活必需品の提供、資機材の提供、避難者及び傷病者の受入れ、車両等の輸送手段の提供、医療支援等の応援を実施する。

#### (3) 震災時等の相互応援に関する協定

関東地方1都9県間の迅速な災害対応を図るため「1都9県震災時等相互応援協定活動マニュアル」を策定し、災害時における連携を図っている。

(4) 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定

上記協定では対策が十分に実施できない場合に、全国知事会の調整の下広域応援が行われる。

- <資料編1-12 九都県市災害時相互応援等に関する協定>
- <資料編1-12 関西広域連合と九都県市との災害時の相互応援に関する協定>
- <資料編1-12 震災時等の相互応援に関する協定>
- <資料編1-12 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定>

3 千葉県大規模災害時応援受援計画（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、警察本部、市町村）  
大規模な自然災害時における県外からの救援部隊（自衛隊等）、医療救護活動（DMAT等）、救援物資、ボランティアの受入れに当たっては、平成28年3月に策定した千葉県大規模災害時応援受援計画に基づき、円滑に受入れ、柔軟かつ迅速に広域応援体制を確立する。

(1) 救援部隊

被災状況等に応じて、広域防災拠点に指定している施設から、救援部隊の受入れ施設を選定する。

広域防災拠点（広域活動拠点等） 35施設

支援ゾーン	施設名	備考（用途）
東葛・葛南ゾーン	陸上自衛隊松戸駐屯地 海上自衛隊下総航空基地 鎌ヶ谷市営陸上競技場 大堀川防災レクリエーション公園 県立柏の葉公園	自衛隊 自衛隊 消防、警察 消防 警察
千葉中央ゾーン	陸上自衛隊習志野駐屯地及び演習場 陸上自衛隊下志津駐屯地 岩名運動公園 県総合スポーツセンター 四街道運動公園 道の駅やちよ	自衛隊 自衛隊 自衛隊 消防 消防、警察 警察
市原・木更津ゾーン	陸上自衛隊木更津駐屯地 航空自衛隊木更津基地 海上自衛隊木更津基地 市原文化の森 かずさアカデミアパーク	自衛隊 自衛隊 自衛隊 消防、警察 消防、警察
海匝・山武ゾーン	県総合スポーツセンター東総運動場 昭和の森 旭文化の杜公園 松尾運動公園	自衛隊 自衛隊 消防、警察 消防、警察
長生・夷隅ゾーン	いすみ市文化とスポーツの森公園 県立長生の森公園 大多喜町B&G海洋センター 睦沢町総合運動公園 長南町陸上競技場 道の駅たけゆらの里おおたき 尼ヶ台総合公園	自衛隊、消防、警察 自衛隊、消防、警察 自衛隊 自衛隊 自衛隊 警察 消防、警察
館山・鴨川・勝浦ゾーン	海上自衛隊館山航空基地 航空自衛隊峯岡山分屯基地 鴨川市総合運動施設 道の駅ふれあいパークきみつ 県立館山運動公園 道の駅とみうら	自衛隊 自衛隊 自衛隊、消防、警察 自衛隊 自衛隊、消防、警察 警察

成田・印西ゾーン	牧の原公園 北羽鳥多目的広場	消防、警察 消防、警察
----------	-------------------	----------------

(2) 医療救護

被災状況に応じて、災害医療本部が中心となり、広域防災拠点（災害拠点病院等）と連携し、県外からのDMATの受入れや重症傷病者の航空搬送等について調整する。

広域防災拠点（災害拠点病院等） 28施設

支援ゾーン	施設名	備考（用途等）
東葛・葛南ゾーン	船橋市立医療センター 東京歯科大学市川総合病院 順天堂大学医学部附属浦安病院 松戸市立総合医療センター 東京慈恵会医科大学附属柏病院 東京女子医科大学附属八千代医療センター 東京ベイ・浦安市川医療センター 千葉県済生会習志野病院 千葉西総合病院 海上自衛隊下総航空基地	航空搬送拠点
千葉中央ゾーン	千葉県総合救急災害医療センター 千葉大学医学部附属病院 千葉市立海浜病院 国立病院機構千葉医療センター 千葉市立青葉病院	
市原・木更津ゾーン	県循環器病センター 帝京大学ちば総合医療センター 千葉労災病院 君津中央病院	
長生・夷隅ゾーン	近隣の災害拠点病院が対応	
海匝・山武ゾーン	総合病院国保旭中央病院 東千葉メディカルセンター	
館山・鴨川・勝浦ゾーン	安房地域医療センター 亀田総合病院	
成田・印西ゾーン	成田赤十字病院 日本医科大学千葉北総病院 県立佐原病院 東邦大学医療センター佐倉病院 国際医療福祉大学成田病院	広域災害医療拠点

### (3) 救援物資

平成25年1月に締結した「災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」に基づき、民間物流事業者と連携のうえ、被災状況に応じて救援物資の受入れ先を選定し、物資の管理、市町村物資拠点への輸送を行う。

#### 広域防災拠点（広域物資拠点） 民間営業倉庫及び2施設

支援ゾーン	施設名	備考（用途等）
東葛・葛南ゾーン	民間営業倉庫	
千葉中央ゾーン	民間営業倉庫 幕張メッセ 県総合スポーツセンター	予備 予備
市原・木更津ゾーン	民間営業倉庫	
長生・夷隅ゾーン	民間営業倉庫	
海匝・山武ゾーン	民間営業倉庫	
館山・鴨川・勝浦ゾーン	近隣の民間営業倉庫を活用	
成田・印西ゾーン	民間営業倉庫	

※ 民間営業倉庫については、「災害発生時等の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定書実施細目」に基づき、毎年4月に情報を更新する。

### (4) 災害ボランティア

被害状況に応じて、県は広域災害ボランティアセンターを被災地域の近隣に設置する。当センターの運営は千葉県災害ボランティアセンター連絡会が行う。

#### 広域防災拠点（広域災害ボランティアセンター） 5施設

支援対象地域 （おもな支援対象）	名称	備考（施設名）
東葛・葛南地域 （浦安市～船橋市）	東葛飾広域災害ボランティアセンター	西部防災センター
千葉地域 （習志野市～市原市）	千葉広域災害ボランティアセンター	県総合スポーツセンター
君津地域 （袖ヶ浦市～富津市）	かずさ広域災害ボランティアセンター	かずさアカデミアパーク
安房地域 （館山市、南房総市、鴨川市）		
海匝・山武・長生地域 （銚子市～一宮町）	九十九里広域災害ボランティアセンター	さんぶの森公園
夷隅地域 （勝浦市、いすみ市、御宿町）	いすみ広域災害ボランティアセンター	大多喜町B&G海洋センター

### (5) 運用

県は、広域防災拠点の選定手順、広域防災拠点の運営、関係機関との調整等災害応急対策を実行するための具体的な手続については、千葉県大規模災害時応援受援計画に基づき、広域防災拠点の運用を図る。

広域防災拠点の施設管理者である市町は、「千葉県広域防災拠点施設の利用に関する協定」に基づき、施設の開錠等、拠点施設の利用に必要な協力を行うものとする。

#### (6) 人的応援・受援

県は、市町村から職員派遣の要請がある場合、又は、情報連絡員が市町村の支援ニーズを把握した場合、災害対策本部の運営支援、物資の仕分け等の支援、避難所運営支援及び罹災証明書の交付支援等について、以下のとおり調整等を行い、人的支援措置を速やかに講ずるものとする。

ア 県応援職員の派遣調整

イ 「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づく、市町村応援職員の派遣調整

ウ ア及びイでは、十分な対応ができないと見込まれる場合には、総務省の「応急対策職員派遣制度に関する要綱」等に基づく、国への応援要請

### 4 県の市町村への応援（防災危機管理部）

#### (1) 情報連絡員の派遣について

県は、災害即応体制時から、あらかじめ選定した職員を、対象市町村に情報連絡員として派遣し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。

その他、必要な事項については、千葉県情報連絡員運用要綱の定めによるものとする。

<資料編 1-22 千葉県情報連絡員運用要綱>

#### (2) 物的支援について

県は、市町村が甚大な被害を受け、物資の提供や調達が困難になった場合には、市町村からの要請や情報連絡員が把握した支援ニーズに基づき、食料及び燃料等の生活必需物資を確保し、迅速な供給に努めることを原則とするが、壊滅的な被害を受けたことにより行政機能が低下したと推測される市町村に対しては、要請を待たずに、需要を推計の上、必要最低限の水、食料、生活必需物資等を送り込む「プッシュ型」による物資の供給を行う。

### 5 県による応急措置の代行（防災危機管理部）

県は、県内で災害が発生した場合において、被災により市町村がその全部または大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、災害対策基本法第73条により、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、または土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行うものとする。

### 6 市町村間の相互応援（防災危機管理部）

(1) 被災市町村長は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県内市町村間で締結した「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」に基づき、他の市町村長に応援要請を行う。

(2) 知事は、上記(1)の応援が迅速かつ確に行われるよう、その総合調整を行うとともに、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示する。

この場合において知事は、応援を指示した市町村長に対し、次のことを示さなければならない。

ア 応援をすべき市町村名

イ 応援の範囲又は区域

ウ 担当業務

エ 応援の方法

(3) 市町村長は、被災市町村からの応援要請又は知事からの応援要請がない場合においても、被害の状況等に応じ、自主的に応援を行う。

<資料編 1-12 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定>

## 7 市町村の受援体制の整備（防災危機管理部、市町村）

市町村は、災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるよう、市町村地域防災計画等に受援計画を位置付けるよう努めるものとし、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

県は、市町村に対し、受援体制の実効性を確保するために、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。

特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

また、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。

## 8 消防機関の応援（防災危機管理部）

- (1) 被災市町村長（消防の一部事務組合、消防を含む一部事務組合を含む。）は、県内消防機関による広域的な応援を必要と認めるときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」に基づき、他市町村に消防機関による応援を要請する。

＜資料編 1-12 千葉県広域消防相互応援協定書＞

- (2) 知事は、緊急の必要があると判断したときは、「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、千葉県消防広域応援隊の出動を被災市町村以外の市町村長及び消防機関の長に指示するとともに、県内の消防力を結集しても消防力に不足が生じると認められるときは、消防組織法第44条の3の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣等を要請し、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に基づき策定された受援計画により、応援活動を受け入れる。

＜資料編 1-17 消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱＞

＜資料編 1-16 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱＞

＜ 〃 緊急消防援助隊の運用に関する要綱＞

- (3) 被災市町村以外の市町村は、被災市町村からの応援要請を受けたとき及び千葉県消防広域応援隊の出動に関して知事の指示があったときは、「千葉県広域消防相互応援協定」及びその具体的な活動マニュアルである「千葉県消防広域応援基本計画」並びに「消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

## 9 国土交通省所管の公共施設に係る相互応援（県土整備部）

県土整備部長は、県及び市町村の管理する公共施設に係わる応急措置を実施するため必要があると認めるときには、関東地方整備局及び1都8県5政令市の間で締結した「災害時相互協力に関する申合せ」に基づき、応援要請を行う。

＜資料編 1-12 災害時相互協力に関する申し合わせ＞

## 10 水道事業体等の相互応援（総合企画部、企業局）

水道事業体等の管理者は、応急措置を実施するため他の事業体等の応援を求めようとするときは、県内水道事業体等の間で締結した「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき、県に必要な措置を要請する。

県は水道事業体等の要請に基づいて応援の調整を行い、他の事業体等に応援要請を行うとともに、水道業者への応援要請の必要があるときは一般社団法人千葉県上下水道インフラ整備協会と県が締結

した「災害時等における水道復旧活動に関する協定」等に基づき復旧活動の要請を行う。

＜資料編 1-12 千葉県水道災害相互応援協定＞

＜資料編 1-12 災害時等における水道復旧活動に関する協定＞

#### 11 下水道施設に係る災害時支援（県土整備部）

下水道管理者は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部長と下水道課長が締結した「災害時等における応急対策の協力に関する協定書」及び千葉県環境整備協同組合と締結した「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」により応急対策を行うとともに、県単独で対応できない下水道被害が発生した場合には、東京都など1都7県等との「関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づき、応急措置の支援を要請する。

＜資料編 1-12 災害時等における応急対策の協力に関する協定書＞

＜資料編 1-12 地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定＞

＜資料編 1-12 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール＞

#### 12 資料の提供及び交換（総務部、防災危機管理部、企業局）

(1) 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。

(2) 知事及び指定地方行政機関の長は、災害応急対策に必要な職員の派遣措置が講じられるよう、あらかじめ関係資料を整備しておく。

#### 13 経費の負担（総務部、総合企画部、防災危機管理部、企業局）

(1) 国又は他都県、市町村から県又は市町村に職員派遣を受けた場合

国から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法、並びに他都県、他市町村から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による。  
(災害対策基本法施行令第18条)

(2) 指定公共機関等から協力を受けた場合

指定公共機関等が県に協力した場合の経費負担については、各計画に定めるもののほか、その都度、又は事前に相互に協議して定めた方法による。

#### 14 民間団体等との協定等の活用（全庁）

県は、大規模災害時における迅速な応急・復旧体制を図るため、必要と認めるときは、すでに協定等を締結している各民間団体等に対し協力を要請する。

＜資料編 1-12 応援協定等一覧表＞

#### 15 海外からの支援受入れ（防災危機管理部）

(1) 知事は、国の緊急災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合、市町村及び消防機関との調整を行い、その受入れと活動の支援に努める。

(2) 知事は、海外のNGO（非政府組織）団体等から直接支援の申し出があった場合、次のことを確認したうえで、受入れを判断する。

ア 協力の内容、期間、人員

イ 入国上の問題点

ウ 市町村、消防機関の意向

#### 16 県外被災県等への支援（総務部、総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、県土整備部、企業局、教育庁）

過去の災害で被災地に以下の支援を行った経験を踏まえ、県外被災地への支援の枠組みを整備し、今後、大規模な災害が県外で発生した場合についても、県として体制を整備し、被災地における円滑な支援を行う。

(1) 人材支援

- ア 医療チームの派遣（DMAT、医療救護班、JDAT、DPAT等）
- イ 保健師等チームの派遣
- ウ 福祉チームの派遣（DWAT）
- エ 災害時健康危機管理支援チームの派遣（DHEAT）
- オ 被災地学び支援派遣等枠組み（D-E-S-T）を活用した災害時学校支援チームの派遣
- カ 被災地危険度判定士の派遣
- キ 上水道に関する応急給水隊、応急復旧隊等  
企業局は「社団法人日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定（平成10年5月18日締結）」に基づき応援隊を派遣する。
- ク 職員の派遣  
上記のほか、既存の応援調整の仕組みによるもの以外の職員の派遣については、「千葉県大規模災害時応援受援計画」によるものとする。

(2) 物資支援

- ア 医薬品等
- イ 救援・義援物資

(3) その他

- ア 被災者の移送
- イ 災害に係る広域的な火葬受入
- ウ 県所有入浴システムによる入浴支援

17 広域避難（総務部、防災危機管理部、県土整備部、市町村）

県は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続を円滑に行うものとする。

(1) 広域避難の調整手続等

- ア 市町村は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- イ 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。
- ウ 県は、国に対し、受入先の候補となる地方公共団体及びその地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）、広域避難について助言を求めるものとする。  
県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。
- エ 市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- オ 県、市町村及び運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。
- カ 県、市町村、指定行政機関、公共機関及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

(2) 広域避難者への支援

県は、東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等をもとに、支援を行うものとする。

ア 避難者情報の提供

住所地（避難前住所地）の市町村や都道府県では、避難者の所在地等の情報把握が重要となっている。

避難者を受け入れた県及び市町村は、避難者から、避難先の市町村へ避難先等に関する情報を任意にいただき、その情報を避難前の都道府県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

イ 住宅等の滞在施設の提供

受入れ先市町村における公共施設等の受入体制を補完するため、県及び市町村は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

ウ 被災者への情報提供等

市町村は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないように配慮する。

18 広域一時滞在

(1) 広域一時滞在の調整手続等

ア 市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し他の都道府県との協議を求めることができる。

イ 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市町村の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。

ウ 県は、国に対し、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を求めるものとする。

また、都道府県は、市町村から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。

エ 市町村は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

オ 被災市町村は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

## 第10節 自衛隊への災害派遣要請

大規模な災害が発生し、住民の生命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、知事は、災害派遣の要請を行う。

### 1 災害派遣の要請（防災危機管理部）

知事は、災害が発生し、人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、もしくは市町村長から災害派遣の要請の要求があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

### 2 災害派遣の方法（防災危機管理部、市町村）

災害派遣については、災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

#### (1) 知事の要請による災害派遣

ア 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

イ 災害に際して被害がまさに発生しようとしている場合、知事が予防のため自衛隊に災害派遣を要請し、事情やむを得ないと認められるときに実施される。

ウ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市町村長が応急措置を実施するため必要があると認め、知事に対し災害派遣を要請するように求めた場合、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣を要請し、必要と判断される場合に実施される。

市町村長は、知事に対して自衛隊に災害派遣の要請の要求を行った旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができるものとし、自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

#### (2) 知事が要請するいとまがない場合等における災害派遣

ア 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、市町村長から自衛隊が通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要が認められる場合、災害派遣が実施される。市町村長が自衛隊に通知したときは、速やかにその旨を知事に通知する。

イ 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能で、自衛隊自ら収集した情報及びその他の情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

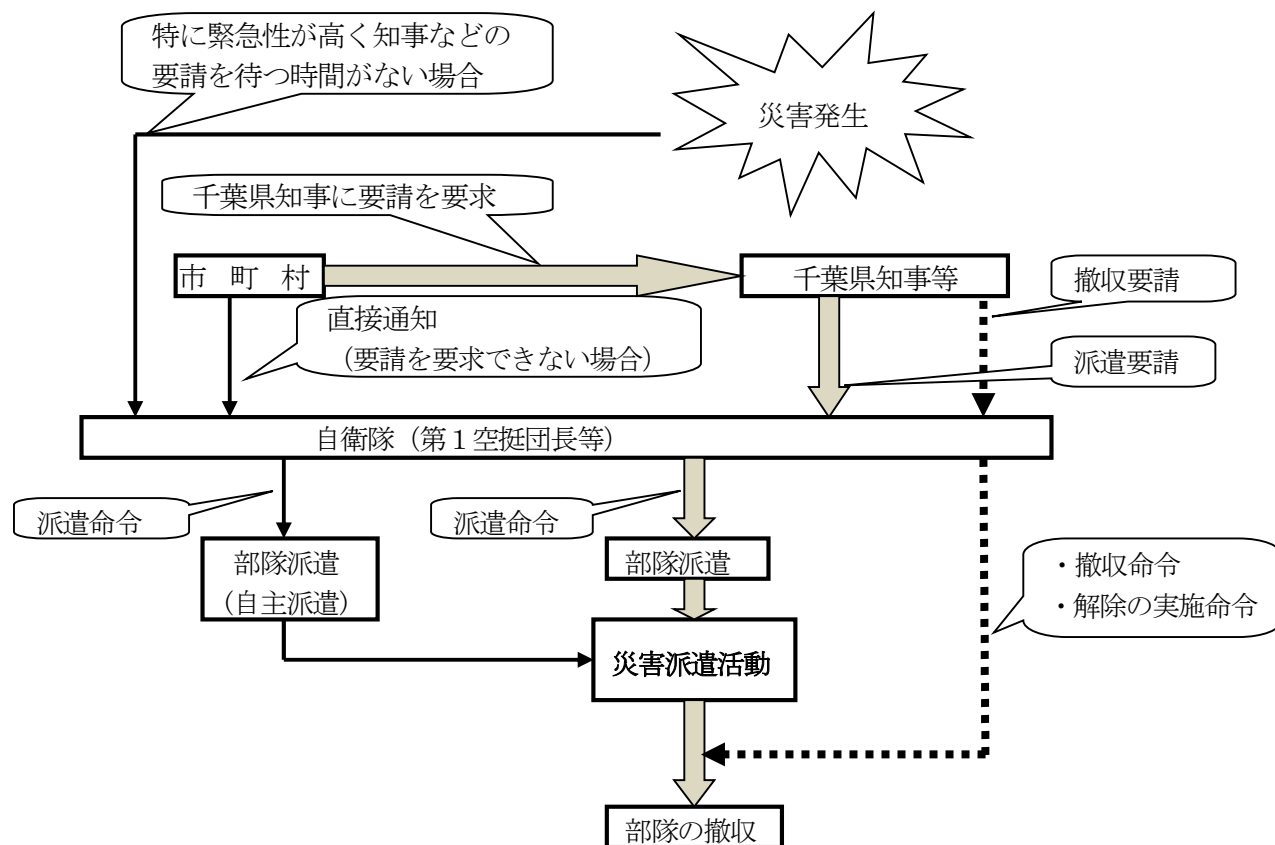
ウ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に関する情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

エ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確で、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合、自衛隊が自主的に派遣する。

オ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生した場合、自衛隊が自主的に派遣する。

カ 大規模な災害が発生した際には、自衛隊は、その活動が円滑に進むよう「提案型」の支援を行い、支援ニーズを早期に把握・整理する。

(3) 要請から派遣、撤収までの流れ



<資料編 5-2 自衛隊の災害派遣要請の様式>

3 災害派遣要請の手続等 (防災危機管理部)

(1) 要請者

千葉県知事

(2) 要請手続

- ア 知事が自衛隊の派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書をもって要請する。  
 ただし、緊急を要する場合にあっては、口頭、電信又は電話で要請し、事後速やかに文書を送達する。
- (ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由
  - (イ) 派遣を希望する期間
  - (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
  - (エ) その他参考となるべき事項
- イ 災害派遣の要請は、原則として陸上自衛隊は千葉隊区担当部隊長である第1空挺団長を、海上自衛隊は横須賀地方総監を、航空自衛隊は中部航空方面隊司令官を、それぞれ窓口として実施する。
- ただし、突発災害等において、時間的余裕がなく緊急に自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、直接最寄りの駐屯地司令等の職にある部隊等の長に対し要請する。この場合、事後速やかに通常窓口となる部隊長に通知する。

ウ 要請文書のあて先

区 分	あ て 先	所 在
陸上自衛隊に 対するもの	第 1 空 挺 団 長	〒274-8577 船橋市薬田台3-20-1
	高 射 学 校 長	〒264-8501 千葉市若葉区若松町902
	第 1 ヘリコプター団長	〒292-8510 木更津市吾妻地先
	需 品 学 校 長	〒270-2288 松戸市五香六実17
海上自衛隊に 対するもの	横 須 賀 地 方 総 監	〒238-0046 横須賀市西逸見町 1
	下総教育航空群司令	〒277-8661 柏市藤ヶ谷1614-1
	第 2 1 航 空 群 司 令	〒294-8501 館山市宮城無番地
航空自衛隊に 対するもの	中部航空方面隊司令官	〒350-1394 狭山市稻荷山2-3

(3) 自衛隊が災害派遣する場合の知事への通知

知事の派遣の要請又は自衛隊自らの判断により、部隊を派遣した場合は、速やかに知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知する。

4 知事への災害派遣の要請の要求（防災危機管理部、市町村）

(1) 知事に対する自衛隊災害派遣の要請の要求は、原則として市町村長が行う。

(2) 市町村長が知事に対して災害派遣要請を要求するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要する場合において、電話等で依頼し、事後速やかに文書を送達する。

ア 提出（連絡）先 防災危機管理部防災対策課

イ 提出部数 1部

ウ 記載事項

(ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域、活動内容

(エ) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況等参考となるべき事項

5 自衛隊との連絡（防災危機管理部）

(1) 情報の交換

県防災危機管理部及び自衛隊は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、相互に情報を交換する。

(2) 連絡班の派遣

知事は、災害発生し、また発生のおそれがある場合は、関係部隊に連絡班の派遣を依頼する。

### (3) 連絡所の設置

県防災危機管理部は、災害派遣業務を調整し、その迅速化を図るため、通常は県庁内中庁舎10階に、状況等により指揮連絡上最も適切などころに、自衛隊連絡班による連絡所を設置する。

### (4) 連絡所における調整組織の構築

県防災危機管理部は、自衛隊に対する市町村からの支援要望について、その態勢、要領及び他の機関等との役割区分を明確にするため、必要に応じ、県、市町村、自衛隊等による調整組織を構築する。

この際、各市町村は、自らの消防力等の活用、自衛隊による教育支援を含めた対応要領の普及等、共助体制の早期確立に努める。

## 6 災害派遣部隊の受入体制（防災危機管理部、市町村）

### (1) 他の災害救助・復旧機関との競合又は重複の排除

知事及び市町村長は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に活動を分担するよう配慮する。

### (2) 作業計画及び資材等の準備

知事及び市町村長は、自衛隊に対する救援活動の要請に当たっては、どのような分野（搜索、救助、救急、緊急輸送等）についてどの程度要請するのか、具体的に実効性のある計画を作成するとともに、必要な資材等を準備する。また、施設土地等の使用に関して管理者の了解を得るとともに、活動間を含め住民との連絡調整を実施する。

### (3) 活動拠点及びヘリポート等使用の通知

知事及び市町村長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動が実施できるように自衛隊の活動拠点、ヘリポート及び宿舎等必要な設備について、関係機関等と協議のうえ、使用調整を実施し部隊に通知する。

### (4) 自衛隊装備品の主要性能等

<資料編5-4 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧表>

<資料編5-5 県有施設ヘリサイン設置場所一覧表>

<資料編6-5 自衛隊の航空機、施設機材等主要性能一覧表>

### (5) 災害派遣時に実施する自衛隊の救援活動内容

#### ア 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって、情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。

#### イ 避難の援助

避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

#### ウ 遭難者等の搜索救助

行方不明者、傷者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して、搜索救助を行う。

#### エ 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。

#### オ 消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常県又は市町村等が提供するものを使用する。

#### カ 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去に当たる。

#### キ 応急医療、救護及び防疫

被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常県又は市町村等の提供するものを使用するものとする。

ク 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

ケ 給食及び給水

被災者に対し、給食及び給水を実施する。

コ 入浴支援

被災者に対し、入浴支援を実施する。

サ 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸与し、又は救じゅつ品を譲与する。

シ 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

ス その他

その他の臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

7 災害派遣部隊の撤収要請（防災危機管理部）

知事は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう、当該市町村長及び派遣部隊の長と協議を行う。

8 経費負担区分（市町村）

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町村が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- (4) 天幕等の管理換に伴う修理費
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市町村が協議する。

9 自衛隊の即応態勢

(1) 情報収集

千葉県内で気象警報（大雨、洪水及び津波）が発表され被害が予想又は情報入手が必要な場合、利根川、江戸川水域での避難判断水位到達時、千葉県内で突発的災害発生時、情報収集が必要と判断される事態が生じた場合、情報収集態勢を強化する。

(2) 初動対処態勢

ア 陸上自衛隊

各駐（分）屯地は、一部の勢力により、命令受領後、1時間を基準に出動できる態勢を維持している。

イ 緊急時の人命救助

救難用航空機として中型ヘリコプター各1機が待機している。

(ア) 陸上自衛隊 第1師団第1飛行隊（東京都立川市）

(イ) 海上自衛隊 第21航空群（千葉県館山市）

## 第11節 学校等の安全対策・文化財の保護

災害時は学校等における児童生徒の安全の確保に努めるとともに、学校等が被災した場合でも早期授業再開を目指す。

また、学用品がなくなり就学に支障をきたした児童生徒に対しての支援を行う。

文化財が被災した場合は、早急に被害状況を確認の上、保護し、文化財的価値を損なわないよう被害の拡大を防ぐ。

### 1 防災体制の確立（総務部、教育庁、市町村）

#### (1) 公立学校

##### ア 防災教育の一層の充実

学校は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の高揚に努めるものとする。

##### イ 事前準備

(ア) 校長は、学校の立地条件などを考慮した上、学校安全計画を策定し、実施するとともに、危険等発生時対処要領を作成し、周知する。

(イ) 校長は、災害の発生に備えて次のような対策及び措置を講じなければならない。

- a 計画的に防災にかかわる施設、設備の点検整備を図る。
- b 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後措置、保護者との連絡方法を検討する。
- c 当該教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡体制を確立する。
- d 勤務時間外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員に周知させておく。
- e 通学が広範囲となる県立学校等においては、交通網の遮断により帰宅できなくなる場合を想定し、学校・地域の実情に応じて、必要な防災備蓄を推進するよう努める。

##### ウ 災害時の体制

(ア) 校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。

(イ) 校長は、災害の規模並びに児童生徒、職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握するとともに、当該教育委員会へ報告しなければならない。

(ウ) 校長は、状況に応じ、臨時休校等適切な措置をとり、当該教育委員会に報告する。

(エ) 校長は、避難所の開設等災害対策に協力するため、学校の管理業務の一環として、職員の配備、役割分担計画を策定するなど、避難所運営等に必要な職員を確保して万全の体制を確立する。

(オ) 校長は、準備した学校安全計画に基づき、臨時の学級編成を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。

(カ) 応急復旧計画については、当該教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

##### エ 災害復旧時の体制

(ア) 校長は、教職員を掌握するとともに校舎の準備を行い、児童生徒等に対しては被災状況を調査し、当該教育委員会と連絡し、教科書及び教材の給与に協力する体制に努める。

(イ) 被災地区の市町村教育委員会は、被災学校の校長に対し、情報及び指令の伝達に万全を期する。

(ウ) 校長は、学校が災害により校舎等の一部損壊や、避難所等に学校を提供することなどにより、児童生徒の一部又は全部が学校を使用できなくなる場合には、応急復旧計画に基づき、当該教育委員会と緊密に連絡の上、出来る限り早い段階での授業再開に努める。

- (エ) 当該教育委員会は、被災学校に対して、授業再開に向けての必要な指導をするとともに、学校が使用できない場合には、他の公共施設等の使用を確保することなど、早期の授業再開を支援する。
- (2) 私立学校（総務部）
- ア 防災教育の一層の充実
- 県は、東日本大震災の教訓を生かし、学校と地域が連携した防災訓練などの体験活動を通じて、自ら安全な行動がとれること（自助）や、他者や地域の防災に貢献できること（共助）など、発達段階に応じた防災意識の向上に努めるものとする。
- イ 事前準備
- 校長は、公立学校に準じて災害時の学校安全計画を策定し、保護者及び児童生徒等に周知徹底を図るなど、災害の発生に備えて適切な対策及び措置を講じる。
- また、避難所に指定されている学校は、市町村と運営方法について、あらかじめ協議しておく。
- 県は、私立学校に学校安全計画の策定を指導する。
- ウ 災害時の体制
- 校長は、学校安全計画を基に、災害の状況に応じた適切な対策及び措置をとるとともに、被害状況等を市町村及び県総務部学事課に報告する。
- エ 災害復旧時の体制
- 校長は、施設・設備並びに教職員及び児童生徒の状況を把握し、早期の授業再開及び平常授業への復帰に努める。

## 2 学用品の調達及び支給（総務部、防災危機管理部、教育庁、市町村）

災害により、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒に対して、教科書、文房具や通学用品等の学用品を給与する。

### (1) 実施機関

教材・学用品の給与は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。

### (2) 学用品の給与

#### ア 学用品の給与を受ける者

(ア) 災害によって住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水の被害を受けた児童生徒等であること。

(イ) 小学校児童（義務教育学校及び特別支援学校の小学部児童を含む。）、中学校生徒（義務教育学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒）

(ウ) 学用品を喪失又は損傷し、就学に支障を生じている者であること。

#### イ 学用品給与の方法

(ア) 学校及び教育委員会の協力を受けて行う。

(イ) 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を立てて行う。

(ウ) 実際に必要なものに限り支給する。

(エ) 文房具、通学用品はできるだけ同一規格、同一価格のもので行う。

#### ウ 学用品の品目

##### (ア) 教科書及び教材

小学校児童及び中学校生徒が「教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出、又はその承認を

受けて使用している教材であること。高等学校等生徒が正規の授業で使用する教材であること。

(イ) 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷、定規等

(ウ) 通学用品

運動靴、傘、カバン、長靴等

3 授業料等の減免・育英補助の措置（総務部、教育庁、市町村）

(1) 県

ア 授業料の減免

生徒の保護者等の住家等に災害を受けた場合は、その被災の程度に応じて、千葉県立高等学校授業料の減免に関する規程の措置をとり減免することができる。

また、私立高等学校が定めるところにより、被災した生徒の授業料の減免措置を行った学校法人に対し、千葉県私立高等学校授業料減免事業補助金交付要綱に基づき助成する。

イ 育英補助の措置

被災したことにより千葉県奨学金貸付条例の奨学生の資格を有するようになった場合は、予算の範囲内で貸付をし、また、現に奨学生であった者で、被災したことにより返還が著しく困難になった場合は、返還猶予をすることができる。

(2) 市町村

市町村は、被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について必要な計画を樹立しておく。

4 学校給食の実施（教育庁）

県は、学校の再開後、学校給食を再開するに当たっては、市町村等の要請に応じ、指導、助言を行う。

また、市町村等からの物資等の調達に関する要請を受けた場合に（公財）千葉県学校給食会等に応援を要請する。

5 文化財の応急対策（教育庁、市町村）

(1) 災害時の状況把握及び報告

ア 県は、市町村及び文化財所有者等からの報告・連絡により文化財の被害状況把握に努める。

また、国指定等文化財については、状況を把握した後、速やかに文化庁に報告する。

イ 市町村は、文化財の被害状況を把握し、速やかに県に報告する。

ウ 文化財所有者等は、安全を確保した上で、文化財の被害状況を確認し、市町村を経由し県に報告する。

(2) 災害時の応急措置

ア 県は、必要に応じて文化財担当職員を現地に派遣して状況を確認し、応急措置等の指導・助言を行うとともに、その復旧計画の策定に際して必要な指導・助言及び支援を行う。

イ 市町村は、文化財所有者等や地域住民等と協力し、必要に応じて、応急的修理等の救済措置を講ずる。

ウ 文化財所有者等は、危険のない範囲で、応急的措置や災害の拡大防止に努める。

建造物については、市町村等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化財的価値が失われないよう措置をとる。

建造物以外の有形文化財について、収蔵・展示施設が被災した場合は、県・市町村及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護を図る。

記念物については、市町村等の協力を得て、二次的倒壊・崩落を極力防止するため応急的措置を講ずる。

## 第12節 帰宅困難者等対策

台風等による風水害発生時に鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止したことにより、帰宅困難者等の発生が見込まれる場合には、帰宅困難者等に対し、地震発生時に準じた支援を行うものとする。

### 1 一斉帰宅抑制の呼びかけ（防災危機管理部）

風水害の場合は、一定の予測が可能である。このため、交通機関の停止などにより大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、県民、企業、学校など関係機関に対し、国、周辺都県、市町村と連携して、テレビやラジオ放送などを通じてむやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内に留まるよう呼びかけを行う。

また、呼びかけの効果を高めるため、エリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、SNSなどの媒体を活用した一斉帰宅抑制の呼びかけについても検討・実施していく。

### 2 企業、学校など関係機関における施設内待機（総務部、教育庁）

企業及び学校など関係機関は、従業員、顧客、児童生徒及び施設の被害状況を確認するとともに、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で、従業員、顧客、児童生徒を施設内又は安全な場所へ待機させるよう努める。

### 3 大規模集客施設や駅等における利用者保護

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、管理する施設の安全及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、周辺の安全を確認した上で利用者を施設内の安全な場所へ保護する。

### 4 帰宅困難者等への情報提供（防災危機管理部、警察本部、市町村）

県及び市町村は、気象情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、駅周辺帰宅困難者等対策協議会において確立された情報連絡体制を活用していくとともに、市町村や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、防災情報メール、防災ポータルサイト、SNS、駅周辺の大型ビジョンやデジタルサイネージなどを活用した情報提供についても検討する。

### 5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導（全庁、市町村）

#### (1) 一時滞在施設の開設

県及び市町村は、交通機関が一定期間停止することが見込まれ、大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、あらかじめ一時滞在施設として指定した所管の施設について、被災状況や安全性を確認した後、一時滞在施設として開設する。

また、市町村は、必要な場合に区域内の民間施設管理者に対して、一時滞在施設開設の要請を行う。

市町村は、一時滞在施設の開設状況を集約し、県へ報告するとともに、駅、大規模集客施設、帰宅困難者、企業等へ情報提供を行う。

併せて、県からも県内の一時滞在施設の開設状況をホームページなどに掲載するなどして提供する。

#### (2) 一時滞在施設への案内又は誘導

大規模集客施設や駅で保護された利用者については、原則、各事業者が市町村や警察等関係機関と連携して一時滞在施設へ案内又は誘導する。

#### (3) 一時滞在施設の運営

施設管理者は、震災発生時に準じ、あらかじめ定めた手順により帰宅困難者等を受け入れることとし、運営に当たっては、必要に応じて帰宅困難者に協力を求めることとする。その際、県や市町村は関係機関と連携し、施設管理者に対して、災害関連情報や公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を提供する。

## 第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

災害により多数の傷病者が発生し、また、医療機関が被害を受け混乱する等、住民生活に著しい影響があるとき又は感染症等が流行するおそれがある場合、関係機関と連携をとりながら、被災者に対して保健衛生及び防疫活動を行う。

また、災害により、家屋の倒壊や多量のごみ等が排出されるなど、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民の生活に支障がないよう、環境の保全を図る。

### 1 保健活動（健康福祉部、市町村）

#### (1) 要配慮者の健康状態等の把握

保健所（健康福祉センター）及び市町村は、災害時、把握している要配慮者の安否・健康状態を把握し、要配慮者等に関する情報の共有・交換を行う。

#### (2) 避難所等巡回による被災者の健康管理

市町村は、避難所及び避難所以外の被災地において、巡回や健康相談等により被災者の健康状態や、保健医療福祉のニーズを把握し、保健医療福祉活動チーム、介護・福祉の関係機関と連携し要配慮者に対する支援及び調整を行う。

保健所（健康福祉センター）は、保健活動チームを編成し、市町村が行う避難所等における健康状態の把握、保健指導、栄養指導、衛生状態の保持等の健康管理を支援する。

#### (3) 二次健康被害の予防

保健所（健康福祉センター）及び市町村は、災害発生後早い時期から、避難所における特異的な健康課題となる環境整備と併せ、食中毒や感染症の発生予防、熱中症予防、深部静脈血栓症（いわゆるエコノミークラス症候群）、こころのケア等について、積極的な予防活動を継続的に行う。

特に高齢者は、生活不活発病になりやすいため、適度に体を動かせる場の提供や他者等とコミュニケーションが図れるよう配慮し、心身機能の低下を予防する。

気象情報等により事前に予測が可能であるため、発災前から避難所等において二次健康被害予防のための周知啓発等を行う。

#### (4) 活動体制の整備

保健所（健康福祉センター）及び市町村は、平時から、要配慮者等の把握、避難所等における予防活動や保健活動の連携等について協議を行う。

発災後、市町村は上記（1）から（3）を実施する保健師・管理栄養士等の応援派遣の必要性について検討し保健活動計画を立て、必要な支援を保健所（健康福祉センター）に報告する。

保健所（健康福祉センター）は、積極的に市町村の保健活動を把握・支援し、保健活動計画を立て保健師・管理栄養士等を派遣するとともに、市町村の要請を保健医療福祉調整本部に報告する。

保健医療福祉調整本部は保健活動計画を立て、必要に応じて段階的に、管轄外保健所等の応援調整、県内市町村への応援要請、厚生労働省へ広域応援派遣調整を依頼し、受援調整を行う。

### 2 飲料水の安全確保（健康福祉部）

保健所（健康福祉センター）は、災害により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、飲料水健康危機管理対策活動要領に基づき対応するとともに、市町村と協力して被災者に対し適切な広報及び指導を行う。

### 3 防疫（健康福祉部、市町村）

災害時における感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確に防疫措置を推進する。

#### (1) 防疫体制の確立

県及び市町村は、発生した災害に即応した対策を樹立するとともに、体制の確立を図り、適切な措置を講ずるものとする。

## (2) 実施主体

災害の際の防疫活動は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）」（平成10年10月2日法律第114号）に基づき、市町村及び県が実施する。

## (3) 災害防疫の実施方法

### ア 県の業務

#### (ア) 予防及びまん延防止

保健所（健康福祉センター）は、避難所等における感染症の発生予防を啓発するとともに、感染症の流行の兆候を早期に把握するため、サーベイランス情報の収集に努める。また、感染症発生時には、積極的疫学調査を速やかに行う他、必要に応じて市町村や関係機関等に対し感染拡大防止の指導をする。市町村や関係機関等が感染拡大防止策を講じることが困難と判断される場合には、保健所等、県が実施する。

#### (イ) 汚染された場所の消毒命令

保健所（健康福祉センター）は、感染症予防上必要と認めるときは、感染症法第27条に基づき必要な命令を行うものとする。

#### (ウ) 市町村に対する指示

上記命令によっては、感染症の発生及びまん延を防止することが困難であると認めるときは、感染症法第27条第2項の規定により、市町村に対し、消毒指示をする。市町村が消毒することが困難と判断される場合には、保健所等が実施する。

#### (エ) 防疫活動に必要な資材の供給

人員・資材（主に薬剤、ワクチン）の輸送は、必要に応じ、全保健所（健康福祉センター）、県等の車輛を動員するものとする。

#### (オ) 感染症法第31条の規定により、必要があると認めるときは、生活の用に供される水の使用制限等の命令を行うものとする

#### (カ) 被害状況の国への報告

#### (キ) 新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む）に関する情報共有

保健所（健康福祉センター）は新型インフルエンザ等感染症等（指定感染症及び新感染症を含む）の感染者や濃厚接触者等が在宅中である場合、その者の避難場所が確保されるよう、市町村等と連携し情報共有を図る。

#### (ク) 専門家の派遣要請

避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣要請を検討する。

### イ 市町村の業務

#### (ア) 防疫措置の強化

災害の規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進を図る。

#### (イ) 広報活動の実施

地区住民の社会不安の防止を図るため、広報活動の強化に努める。

#### (ウ) 消毒の実施

感染症法第27条の規定により消毒を行うものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図る。

#### (エ) 県への支援の要請

避難所等で感染症等の発生が危惧される場合において、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、速やかに、県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。

#### (オ) 専門家の派遣要請

避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣要請を検討する。

#### (4) 防疫用薬剤の確保

市町村からの要請に応じて直ちに供給できるよう、保健所（健康福祉センター）等を利用して整備する地域保健医療救護拠点に初期防疫に必要な医薬品を備蓄し、防疫活動の円滑化を図るものとする。

#### (5) 報告

市町村は、患者の発生状況や防疫活動の状況等を随時保健所（健康福祉センター）に報告する。

### 4 死体の搜索処理等（防災危機管理部、健康福祉部、病院局、警察本部、市町村）

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して速やかに搜索を実施し、災害の際に死亡した者を一時的に收容するための收容場所、搬送手段及びドライアイス等死体の処理に必要な物資を確保し、死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬等を実施する。

#### (1) 実施機関

ア 死体の搜索、收容、処理及び埋葬等は、市町村長が行う。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。

イ 遺体保存用の資機材の確保及び埋葬等について、当該市町村限りで対応不可能な場合は、「千葉県広域火葬計画」に基づき、近隣市町村、県、国その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

また、県は、「千葉県広域火葬計画」に基づく遺体の火葬実施体制を構築するために、市町村、火葬場及び応援協定締結団体との間で、ファクシミリ等による応援要請、協力依頼等の連絡調整訓練を随時実施する。

ウ 知事が行う死体の処理は、日赤県支部の長と締結した委託契約に基づき、日赤県支部が組織する救護班、検案医師等により実施する。

エ 警察が行う死体の処理に伴う死体処理施設（遺体收容所、検視・死体調査場所、死体安置所）の確保は、県・市町村が場所の選定を行う。

#### (2) 検案医師等の出動要請

ア 市町村長は、検案医師等について、必要に応じて市町村立病院に出動を命じ、地区医師会長、地区歯科医師会長、日赤県支部地区・分区長にそれぞれ出動を要請し、知事、他の市町村長等に応援を求めるほか、必要な措置を講ずるものとする。

イ 知事は、検案医師等について、必要に応じて県立病院に出動を命じ、日赤県支部長、県医師会長及び県歯科医師会長に出動を要請し、その他の関係機関に応援を要請するほか連絡調整その他必要な措置を講ずるものとする。

ウ 具体的な現場指揮は、災害の様態、現場の状況等に応じて関係各機関で協議の上、統一を図るものとする。

#### (3) 災害救助法による救助の基準等

ア 死体の搜索

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ各般の事情により既に死亡していると推定される者を搜索するもの。なお、搜索を受ける者の死亡した原因、居住地等については問わない。

イ 死体の処理

災害の際に死亡した者について、その遺族等が混乱期のため処理ができない場合等に死体の処理を実施するもの。

(ア) 死体を処理する場合

a 災害による社会混乱のため死体の処理を行うことができない場合

b 居住する市町村以外の市町村に漂着した場合

漂着した死体が当該災害によるものであると推定できる場合、漂着した地域の市町村長は、

直ちに被災者の居住していた市町村の長に連絡して、遺族等の関係者に遺体を引き取らせること。

ただし、引き取る暇のない場合においては市町村を統括する知事に遺体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、漂着した地域の市町村長が死体の処理を行う。

- c 警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律、死体取扱規則、刑事訴訟法第229条（検視）、検視規則に基づき、警察官の死体の検視・死体調査等終了後、警察から遺族等又は市町村長に引渡された後の必要な死体の処理をする場合

(イ) 死体の処理内容

- a 死体の洗浄、縫合及び消毒等の処理
- b 死体の一時保存
- c 検案

ウ 埋葬等

災害の際に死亡した者に対して、資力の有無にかかわらず、遺族等が埋葬等を行うことが困難な場合又は死亡した者に遺族等がない場合に応急的に埋葬等を行うもの。

(ア) 埋葬等を行う場合

災害時の混乱の際に死亡した者であって、災害のため埋葬等を行うことが困難な場合（死因及び場所の如何を問わない。）

(イ) 埋葬等の方法

- a 埋葬等は、原則として死体を火葬に付すことにより実施する。
- b 埋葬等は、原則として棺、骨つぼ等の現物給付及び火葬、納骨等の役務の提供による。

<資料編6-2 火葬場一覧表>

(4) その他

ア 県警察における計画

(ア) 検視・死体調査、身元確認体制の確立

警察本部長は、県、市町村その他の団体の協力を得て、検視・死体調査の立会い及び死体の身元を明らかにするための措置を行う医師等の確保に努めるものとする。また、必要に応じて他の都道府県警察の応援を得て、死体発見時の検視・死体調査等を行う職員の確保に努めるものとする。

(イ) 死体の検視・死体調査等

警察本部長は、死体を発見し、又は死体発見の届出を受けたときは、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律等に基づき、死体の検視・死体調査等を行い、身元が明らかになったときは、所定の手続を経て遺族等に引き渡すものとし、遺族等に引き渡すことができないとき、又はその身元を明らかにすることができないと認めるときは、所定の手続を経て市町村長に引き渡すものとする。

(ウ) 身元を明らかにするための措置

警察本部長は、身元不明死体について、警察署長から報告される身元確認に資する資料又は情報を収集し、及び整理し、必要に応じ、当該身元不明死体の人相、着衣、所持品、特徴等の資料を関係機関に手配し、又は当該身元不明死体に関する資料を掲示することにより、市町村が行う身元不明死体の身元確認に協力するものとする。

(エ) 死体の搜索及び収容に対する協力

警察本部長は、災害時において救出活動とあわせて関係機関の行う死体及び行方不明者の搜索及び収容等に対し、必要な協力を行うものとする。

イ 海上保安部（署）における計画

(ア) 災害により千葉港、木更津港、銚子漁港、勝浦漁港その他千葉県周辺海域に行方不明者が漂流する事態が発生した場合は、実施機関と協力し、所属巡視船艇により搜索を実施する。

(イ) 必要に応じて他の海上保安部から巡視船艇又は航空機の応援派遣を得て、搜索に当たる。

(ウ) 収容した死体は、知事又は市町村長と連絡を密にし、身元が明らかになったときは、所定の

手続を経て遺族等に引渡し、身元不明者については、警察とともにその身元確認に努め、知事又は市町村長の行う措置に協力する。

## 5 動物対策（健康福祉部）

保健所（健康福祉センター）及び動物愛護センターは、飼い主の被災等により家庭動物が遺棄されたり逃げ出した場合には、（公社）千葉県獣医師会等関係団体及びボランティアとの連携により、これら動物を保護収容する。

また、特定動物（「動物の愛護及び管理に関する法律」で人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物）が施設から逸走した場合は、人への危害を防止するため、飼養者、警察官その他関係機関の連携の下に状況を把握し、必要な措置を講じる。

県は、「災害時動物救護活動マニュアル」に基づき、獣医師会等関係団体と協同で千葉県動物救護本部及び動物救護センターを設置し、飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望への対応等動物救護活動を実施する。

## 6 清掃及び障害物の除去（防災危機管理部、環境生活部、農林水産部、県土整備部、市町村）

災害時には、家屋の倒壊、火災、水害等により多量の障害物やごみが排出される等、生活上いろいろな面で不都合が生じてくるため、被災地の住民が当分の間の生活に支障のないよう、生活環境の保全を図る。

### （1）災害廃棄物処理

県は、平時には災害廃棄物対策指針（環境省）（以下「対策指針」という。）、千葉県災害廃棄物処理計画（以下「県計画」という。）に基づき、市町村災害廃棄物処理計画策定モデル（千葉県内用）等を活用し、市町村における災害廃棄物処理計画の適宜見直しを促し、迅速かつ適正な処理体制の確立を図る。

災害時には、県内の市町村、近接する都県、国及び関係団体との間で支援及び協力体制を整えるなど、災害廃棄物処理に関する一連の業務についての連絡調整を行うとともに、市町村や関係機関と連携し、県内における処理全体の進捗管理を行う。

#### ア 実施機関

（ア）災害時における被害地帯の清掃は、市町村長が実施するものとする。

（イ）市町村は、災害等による大量の廃棄物が発生し、当該市町村等で処理が困難な場合は「災害時における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき相互に援助協力を行う。

また、建築物の解体に伴うがれき等の大量発生が予想されることから、「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を求める。

さらに、市町村が損壊家屋の解体を行う場合には、必要に応じ「地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定」及び「災害時における復旧・復興等事業の支援業務の実施に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を求める。

＜資料編 1-12 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定＞

＜資料編 1-12 地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定＞

＜資料編 1-12 災害時における復旧・復興等事業の支援業務の実施に関する協定＞

（ウ）県は、市町村災害廃棄物処理計画策定に関する助言、災害廃棄物処理に関する技術的な助言、情報提供を行う。なお、甚大な被害を受けた市町村が、自ら災害廃棄物の処理を行うことが困難な場合や、県が一括して処理を行ったほうが円滑かつ迅速に災害廃棄物の処理が行えると判断される場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14の規定に基づき、被災市町村が県に災害廃棄物の処理に関する事務の全部または一部を委託し、県が被災市町村に代わって災害廃棄物の処理を行う。

#### イ 廃棄物の収集、処理

（ア）市町村における組織体制

災害廃棄物対策組織として、必要に応じ総務、し尿処理、ごみ処理及びがれき処理に関する各担当を置き、被害状況を把握する。また、国、県、他の市町村、関係団体等と連携を図りな

がら、必要に応じ広域処理を行う等により災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に当たる。

(イ) 災害廃棄物の処理方針

a がれき

がれきは、膨大な量が発生することから、いったん仮置場に保管し、可能な限り効率的な分別・選別、性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減したのち、各市町村の最終処分場で適正に処分することとする。

b 片付けごみ

住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみが多量に発生することから、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

c 生活ごみ

生活ごみ（避難所のものを含む）は、衛生、防疫に十分配慮するとともに、災害時の混乱を想定して特例的な排出、収集、処理方法を検討しておくこととする。

d 適正処理が困難な廃棄物に関する処理方針

産業廃棄物に該当するものは、平時と同様に事業者の責任において処理するものとする。一般家庭から排出されるものは、適正な処理方法を住民に広報するとともに相談窓口を設置するものとする。

e し尿に関する処理方針

災害により水洗便所が使用できなくなる可能性があること等から、発生量を適正に予測するとともに、衛生、防疫に十分配慮して処理する。

また、必要に応じ「災害時における一般廃棄物の収集運搬に関する協定」に基づき、県を通じて民間事業者の協力を求める。

＜資料編 1-12 災害時における一般廃棄物の収集運搬に関する協定＞

(ウ) 発生量の推計方法

各市町村において、対策指針で定めた推計方法等によって発生量を推計し、処理体制の確立を図る。

(エ) 仮置場の確保

膨大な量が発生する災害廃棄物を適正に処理するためには仮置場を使用することが有効であることから、各市町村において対策指針又は県計画で定めた推計方法等によって必要面積を推計し、設置場所について調整を行う。

(オ) 仮設トイレの確保

断水や下水道の損壊等により、水洗トイレが使用できなくなるほか、避難所の開設等により、大量の仮設トイレの設置が必要となることから、県では、あらかじめその備蓄状況を把握するとともに、広域での相互応援体制のあり方も検討しておくこととする。

(カ) 災害廃棄物に関する啓発・広報

各市町村において、住民やNPO・ボランティア等に対して、災害廃棄物の分別や収集、仮置場の利用方法等を効果的な広報手段により周知する。

ウ 環境大臣による廃棄物の処理の代行

市町村長は、環境大臣に廃棄物処理特例地域として指定された場合には、災害廃棄物の処理の代行を国に要請することができる。

(2) 障害物の除去

ア 道路関係障害物の除去計画

道路上の障害物の除去は自動車・死体等の特殊なものを除き、道路法第3章第1節「道路管理者」に規定する道路管理者が行う。この場合において、災害の規模・障害の内容等により、関係者及び関係機関と密接な連絡を取り、協力して交通の確保を図るものとする。

特に「緊急輸送道路一次路線」については最優先に実施する。

イ 河川・海岸・港湾・漁港関係障害物除去計画

(ア) 河川・海岸

河川・海岸の機能を確保するため、河川・海岸における障害物を除去、しゅんせつする。

(イ) 港湾・漁港

- a 港湾区域内に流入してきた塵芥、流木については、千葉清港会等に運営を委託している清掃船（千葉港3隻、木更津港1隻）等により除去する。
- b 臨港道路上の塵芥等については、千葉清港会等が必要な機械・器具を用いて除去し、海塵と同様に焼却する。
- c 漁港区域内に流入してきた塵芥、流木及び臨港道路上の塵芥等の除去は、漁港管理者が行う。
- d 海上保安部は、海難船舶又は漂流物・沈没物等により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じることを命じ、又は勧告する。

ウ 住宅関連障害物除去計画

災害により障害物が住居又はその周辺に運びこまれ、日常生活が営み得ない状態にあり、かつ自らの資力により障害物を除去できない住民に対し、応急的な障害物の除去を実施する。

(ア) 実施機関

住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、その除去は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。

当該市町村限りで処理不可能な場合は、隣接市町村、県、国、その他の関係機関の応援を得て実施するものとする。

(イ) 障害物の除去の対象となる者

- a 当面の日常生活が営み得ない状態にある者であること
- b 住家の被害程度は、半壊又は床上浸水した者であること
- c 自らの資力をもってしては、障害の除去ができない者であること

(ウ) 障害物の除去の方法

- a 救助の実施機関が、作業員あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施
- b 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれた障害物の除去に限ること（応急的救助に限ること）

(エ) NPOや民間ボランティア団体等による重機を活用した障害物の除去

コミュニティ確保の一環として行われるNPOやボランティア団体等による重機を活用した障害物の除去については、県または市町村が重機を調達し、社会福祉協議会などを通じてNPOやボランティア団体等に貸与するなど連携強化を図る。

(3) 環境汚染の防止対策

倒壊建築物の解体・撤去等に伴うアスベストの飛散や、危険物の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に環境汚染防止体制の強化を図る。

ア 県は、被災した建築物に吹付けアスベスト等が使用されている場合、解体・撤去に伴うアスベストの飛散を防止するため、必要に応じ事業者に対し大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

イ 市町村は、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民やボランティアに対し注意喚起や被害防止のための指導を行う。

(4) 健康被害の防止対策（千葉労働局）

平時において、建築物の解体作業における作業員の健康被害を防止するため、アスベストばく露防止措置の徹底を図るよう事業者へ指導している。震災後においても、平時に準じた対応を行うよう事業者への指導に努めることとする。

## 第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理

災害による住宅の全壊等により、住家を滅失し又は自己資力では住宅の確保や修理ができない被災者に対し、応急仮設住宅の供与や日常生活に欠くことのできない部分の修理を行う。

また、被災宅地による二次災害を防止するため、被災宅地危険度判定を実施するとともに、日頃から判定士等の養成を行う。

### 1 応急仮設住宅の供与等（防災危機管理部、農林水産部、県土整備部、市町村）

災害により住家に被害を受けた被災者の居住の安定を図るため、応急仮設住宅や公営住宅の空き家の活用を図るとともに、民間の賃貸住宅を借上げる。

#### (1) 応急仮設住宅の供与

災害により、住家を滅失し、自己の資力では住家を確保できない者を收容するため、応急仮設住宅を供与する。

##### ア 実施機関

(ア) 応急仮設住宅の供与は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。

(イ) 当該市町村限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

##### イ 供与の方法

(ア) 民間賃貸住宅の借り上げ

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、被災規模や被害状況及び民間賃貸住宅の空き戸数の状況等を勘案した上で、関係団体と協力し賃貸型応急住宅を提供する。

(イ) 建設

地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、あらかじめ検討している建設適地の選定や建設体制、必要資材の確保方法等に基づき建設型応急住宅を建設する。

<資料編1-12 災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定>

#### (2) 被災した住宅の応急修理計画

災害のため、住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない被災者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した被災者に対し、居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する。

##### ア 実施機関

(ア) 被災した住宅の応急修理は、市町村長が行うものとする。

ただし、災害救助法が適用された場合は知事又は救助実施市の長が行い、市町村長（救助実施市の長を除く。）は知事を補助するものとする。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、市町村長（救助実施市の長を除く。）が行うこととすることができる。

(イ) 当該市町村限りで処理不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

##### イ 住宅事業者の団体との連携

住宅の応急修理の実施に当たっては、協定に基づき、一般社団法人全国木造建設事業協会等と連携して実施する。

### (3) 建設資材の確保

ア 県が行う応急仮設住宅の建設資材及び建設工事労務は、協定に基づき、①一般社団法人プレハブ建築協会②一般社団法人千葉県建設業協会③一般社団法人全国木造建設事業協会④一般社団法人日本ログハウス協会⑤一般社団法人日本ムービングハウス協会のあっせんする業者を通じて確保する。

＜資料編 1-12 災害時の応急仮設住宅の建設に関する協定＞

イ 災害応急復旧用材（国有林材）の供給及び県有林材の使用

(ア) 国有林材の供給

a 農林水産省（林野庁）は、被災者の救助、災害の復旧及び木材需給の安定のため、国有林材の供給を行うこととしている。

関東森林管理局では、上記により国有林材の供給を行うこととしている。

b 災害復旧用材の供給は、知事、市町村長等からの要請に基づいて行う。

(イ) 県有林材の使用

災害時に木材の供給販売等が困難となり、応急的に木材を必要とする場合は、県有林材を提供する。

＜資料編 6-10 災害復旧用材供給の特例措置＞

## 2 被災宅地危険度判定支援体制の整備（県土整備部、市町村）

豪雨等により、宅地が大規模又は広範囲に被災した場合、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することによって、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減及び防止並びに被災宅地の円滑な復旧に資するため、以下の施策を推進する。

### (1) 被災宅地危険度判定体制の整備

県は、被災宅地危険度判定連絡協議会（全国協議会）の定める「被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、国、都道府県等との広域的な支援体制の整備に努めるとともに、千葉県被災宅地危険度判定地域連絡協議会（地域協議会）の定める「千葉県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、県内における被災宅地危険度判定に関する実施体制の整備に努める。

被災時においては、全国協議会及び地域協議会の協力体制のもと、迅速かつ的確な災害対応を図る。

### (2) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

県は、千葉県被災宅地危険度判定士認定登録要綱（平成15年3月6日決定）に基づき、土木・建築又は宅地開発の技術に関する経験を有する者を対象に、被災宅地危険度判定に必要な技術を習得させるため講習会を開催し、被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）の養成に努めるとともに、宅地判定士名簿の管理に当たる。

被災時においては、県は、判定を実施する市町村の要請に基づき、速やかに宅地判定士に協力を依頼する等の派遣措置を行う。

### 3 罹災証明書の交付体制の確立（防災危機管理部、市町村）

市町村は、遅滞なく被災者に罹災証明書を交付できるよう、住家等被害調査の担当者の育成、他の市町村等や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との協定の締結など罹災証明書の交付に必要な実施体制の整備に努める。

県は、市町村の被害認定担当者のための研修会を開催するなど、市町村における実施体制の整備に必要な支援を行う。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

被災時には、市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

市町村は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムやWEB会議等を活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をする。また、被害の規模や被災市町村からの要請に応じ、職員の派遣による人的支援や他自治体からの応援調整を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じないように、被災市町村間の調整を図る。

## 第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧

災害により被害を受けた、ライフライン施設の応急復旧を迅速に行うことにより、住民の安定した生活の確保を図る。

### 1 水道施設（総合企画部、企業局）

災害時において、水道事業者は、飲料水及び生活用水の確保を図るとともに、二次災害の防止に努める。このため、事前に被害を想定し、応急復旧計画を定め、迅速な応急復旧を行う。

なお、被災事業者のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」等に基づき県内水道事業者等の応援を得て、復旧を行うとともに、水道業者への応援要請については「災害時等における水道復旧活動に関する協定」等に基づき実施する。

#### (1) 活動体制

災害時においては、応急活動体制を速やかに確立する。

#### (2) 応急復旧

応急復旧に当たっては、的確に被害状況を把握し、速やかに応急復旧対策を確立する。

##### ア 復旧の優先順位

(ア) 取水、導水、浄水施設の復旧を優先する。

(イ) 主要な送・配水管及び応急給水拠点に至るまでの管路の復旧を優先する。

(ウ) 宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。

##### イ 資機材の確保

応急復旧に必要な管類等の資機材を備蓄するとともに、資機材の供給団体に速やかに必要な材料を要請する。

##### ウ 人員の確保

応急復旧に必要な人員の確保及び配置を行う。

##### エ 被害発生の把握及び緊急措置

浄・給水場施設や管路の点検により、被害情報を迅速に把握するとともに、火災の発生状況を確認のうえ、漏水箇所の切り離し等の緊急措置を講じて、被害の拡大及び二次災害の防止を図る。

##### オ 上下水道一体の対応

上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。

#### (3) 県営水道の応急復旧

施設の被害状況を的確に把握して、早期復旧を図り、一日も早く管路による平常給水を回復するための対策を定める。

なお、県営水道のみで対応できない場合は、「千葉県水道災害相互応援協定」及び東京都水道局等との「災害相互応援に関する協定」等に基づき応援を得て、復旧を行う。

<資料編 1-12 千葉県水道災害相互応援協定>

##### ア 被害発生の把握及び緊急措置

発災後の緊急措置体制、被害状況の把握方法、被害の拡大防止等について定める。

##### イ 応急復旧

復旧期間の目標をたて、次の方針に基づく復旧計画を立案し実施する。

(ア) 復旧体制を整備し、住民への広報、保安対策に万全を期する。

(イ) 応急復旧は、本復旧を原則とし、困難な場合は、仮配管等による仮復旧とする。

(ウ) 施工に当たっては、作業の難易、能力及び復旧資材の有無等を検討し、最も早期復旧の可能な方法を選定する。

(エ) 施設の機能に重大な影響を及ぼす被害の復旧を優先して行い、通水に支障のない軽微な被害は二次的に扱う。

(オ) 復旧完了後、直ちに充水・洗浄を行い、水質確認のうえ速やかに通水する。

ウ 応急復旧資機材の確保

県企業局の保有資機材で対処する。

なお、不足する場合は、製造会社、水道用資機材供給会社及び他の水道事業体から調達する。

県企業局で備蓄する配管材料は、浄水場等へ分散して備蓄する。

(4) 広報対策

水道施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。

## 2 電気施設

東京電力パワーグリッド(株)は、災害時における電力施設の応急対策が社会一般に及ぼす影響の大なることに鑑み、電力施設災害対策計画を次のとおり定める。

(1) 応急対策方法

災害時における応急対策は、次のとおりとする。

ア 目的

台風、雪害、洪水、地震、塩害その他非常災害に際し、各施設の被害を最小にとどめるとともに、被害の早期復旧を図るものとする。

イ 非常態勢の組織

総支社非常災害対策本部（以下「本部」という。）を千葉総支社内に置く。また、非常災害対策支部（以下「支部」という。）を各支社に設置する。

ウ 組織の運営

(ア) 発令

a 本（支）部長は、非常災害が予想される場合又は発生した場合は、情勢に応じ適用すべき態勢区分にしたがい、非常態勢を発令する。

b 上部機関が非常態勢に入った場合は、その旨下部機関に連絡する。

c 支社において非常態勢を発令した場合は、総支社長へその旨報告する。

(イ) 運営

非常態勢が発令された場合は、本部及び支部を設け、非常災害に対処する各業務を実施する。

(ウ) 縮小・解除

本（支）部長は、受け持ち区域内の災害復旧が進行し全部門の対応は不要と判断した場合は、関係部門のみ対応とするなど、非常態勢を縮小する。

また、非常災害対策本（支）部を設置しておく必要がなくなった場合は非常態勢を解除する。

エ 非常対策前の対策

非常災害の発生するおそれのある場合は、非常態勢の発令以前においては職制を通じ、発令以後は組織を通じて各設備に有効適切な予防対策を講じ、万全を期するものとする。

オ 非常災害発生時の対策

非常災害の発生した場合は、有効適切な処置を講じ万全を期するものとする。

カ 被害復旧対策

(ア) 復旧計画

本部及び支部は、各設備の被害状況を速やかに掌握し、次の事項につき復旧計画を立てる。

a 復旧応援隊の必要の有無

b 復旧作業隊の配置状況

c 復旧資機材の調達

d 電力系統の復旧方法の検討

e 復旧作業の日程

f 仮復旧の完了見込み

g 宿泊施設、食料、衛生対策等の手配

h その他必要対策

(イ) 復旧順位

各設備の復旧順位は、原則として下記によるものとするが、災害状況及び各設備の被害復旧の難易度を勘案し、供給上復旧効果の最も大きいものより行う。

a 送電設備

- ① 全回線送電不能の主要線路
- ② 全回線送電不能のその他の線路
- ③ 一部回線送電不能の重要線路
- ④ 一部回線送電不能のその他の線路

b 変電設備

- ① 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- ② 都心部に送電する系統の送電用変電所
- ③ 重要施設に供給する配電用変電所

c 通信設備

- ① 給電指令用回線並びに制御・保護及び監視回線
- ② 保守用回線
- ③ 業務用回線

d 配電設備

- ① この場合は、水道、新聞、放送、ガス、電鉄、排水設備、県地域振興事務所、官公署、警察消防、NTT、広域避難場所、その他重要施設に対しては、優先的に送電するなど、各所ごとに具体的に復旧順位を定めておく。
- ② 長期浸水地区における重要施設への供給に対しては、負荷切替、応急ケーブルの新設等により仮送電する。
- ③ 停電が長期にわたる場合は、被害地市民の治安確保の面から、道路上に投光器などの仮施設を行う。

キ 復旧応援隊の組織及び運営

被害が多で、当該非常災害対策本（支）部のみの工事力では早期復旧が困難な場合には、復旧隊を組織し、復旧作業にあたる。

ク 復旧用資機材等の調達及び輸送

- (ア) 非常災害対策支部は、予備品、貯蔵品等の在庫量を再調査し、調達を必要とする資機材は、可及的速やかに本部に要請し、復旧体制を整える。
- (イ) 連絡不能等で、かつ早期復旧を要するためやむを得ず資機材を現地調達した場合は、事後速やかに所定の手続を行う。
- (ウ) 非常災害対策本（支）部は、復旧用資機材の陸上輸送が不可能な場合は、船舶及び航空機等による輸送を行う。

ケ 災害速報

災害及び復旧状況の連絡は、情報班が迅速に行い、概況の把握に努める。

(2) 復旧作業上の留意事項

- ア 復旧作業者には、あらかじめ準備された所定の腕章を、また連絡車、作業車には所定の標識を掲示して東京電力復旧作業隊であることを明示する。
- イ 河川、海岸及び急傾斜地に近接している箇所では復旧作業を行う場合は、事前に避難方法等を確認しておく。
- ウ 幹線道路は、復旧資機材、救援物資等の輸送及び消防活動の確保を図るため、道路上の倒壊、折損電柱等は早期に取り除く。

(3) 非常災害前の対策

ア 情報連絡等

- (ア) 給電所、テレビ、ラジオ等を通じて台風の接近、風速、降雨量その他の情報入手に努め、「天気図」を作成する等動静の把握に万全を期するとともに、これらを各組織相互で緊密に連絡す

る。

- (イ) 災害発生前の情報交換、その他連絡を兼ねて、一定時間ごとに関係各所との電話連絡を行い、疎通を確認しておく。
- (ウ) 保安電話回線が通話不能となった場合は、保線用、営配用、非常用などの無線機を活用し、さらにNTT電話などの利用を図る方法を事前に確立しておく。
- (エ) 大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認のうえリスト化するよう努めるものとする。

#### イ 各設備の予防強化

##### (ア) 業務設備

既設の設備並びに建設中の設備の応急防災は、総支社並びに第一線機関等の総務担当グループが他グループの応援を得て行うこととし、下記事項についてあらかじめ措置を講じておく。

###### a 要員の確保

非常災害の発生するおそれのある場合は、総務班員による社屋防護班を編成しておく。

###### b 防火、防水、救命用器などの点検整備

###### c 非常持出物品の搬出準備

###### d 防火扉の開閉点検

###### e 建物の補強

###### f 建設中の設備及び資材等の補強並びに損害防止

###### g 排水設備の点検整備

##### (イ) その他の設備（配電、給電、変電、送電、電子通信設備等）

業務設備以外の応急防災対策については、前項に準じることとするが、特に下記事項について措置を講じておく。

a 洪水、高潮等の被害を受けるおそれのある事業所については、諸施設の災害予防について応急対策を強化する。なお、利根川及び荒川の洪水予報については、別途「利根川、荒川洪水予報伝達系統」の定めにより運用する。

b 配電、変電、送電、電子通信等の設備で工事中あるいは仮工事のものは、速やかに本工事を完成するか補強処置を講ずる。

c その他設備ごとに状況に応じて対策を立て強化を図る。

d 上記の対策を実施する場合は、請負会社を特命して応急工事を実施することができる。

##### (ウ) 要員の動員、連絡の徹底

a 総支社及び各第一線機関等は、非常災害対策構成表による個人別担当業務表を作成標示し、変更の都度、訂正するとともに、いつでも出動できる体制を確立しておく。

b 総支社及び第一線機関等は、社外者に応援を求める場合の連絡体制を確立しておく。

c 各構成員は、常に気象情報その他の情報に留意し、非常態勢が発令された場合は速やかに担当業務を実施する。

d 所定勤務時間外における構成員の連絡方法については、あらかじめ定めておく。また構成員が交通途絶により動員に応じられないときは、その旨を速やかに連絡し指示を受けるか、あるいは最寄りの事業所に出動し、その長の指揮下に入る。

e 他事業所又は社外者に応援を求める場合、あるいは他事業所から応援を要請される場合に備え、応援隊動員などの諸計画を作成しておくとともに、動員対象者が円滑に各種態勢に入り得るよう受入態勢に配慮する。

##### (エ) 工具、機動力、資機材等の整備確認

あらかじめ工具、車両等を整備して応急出動に備えるとともに、手持資材の数量を調査し復旧工事に支障のないよう手配するものとする。

##### (オ) 公衆感電障害事故防止

新聞、有線放送、テレビ、ラジオ、PR車、ビラ、その他適切な方法をもって一般公衆に対し、次の事項を周知徹底し、事故防止に努める。

a 無断昇柱、無断工事を禁止すること。

- b 電柱の倒壊・折損、電線の断線・垂下等の異常を発見した場合は、速やかにカスタマーセンターへ連絡すること。
- c 断線垂下している電線には絶対に触らないこと。
- d 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気機器等は、危険なため使用しないこと。また、使用する場合は絶縁検査を受けた上で使用すること。
- e 屋外へ避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- f その他事故防止のための留意すべき事項。

#### (4) 災害時の対策

##### ア 各設備の運転保守について

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

なお、浸水により運転することがかえって危険であり、事故を誘発するおそれがある場合、又は運転不能の予想がされる場合は、運転を停止し、各関係機関に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

##### イ 被害状況の収集、周知

全般的な災害状況把握の遅速は、復旧計画樹立に大いに影響するので、あらゆる方法をもって被害の早期把握に努める。

##### (ア) 被害状況の収集

###### a 本部

- ① 電話連絡可能な場合は、各支部より状況報告を受け、速やかに被害全般を掌握する。
- ② 電話連絡不可能の場合は、あらかじめ定められた方法によるほか、必要に応じて舟艇、航空機等を利用して連絡に努めるとともに、自衛隊、警察、報道機関等による情報収集などあらゆる方法を講じて速やかに被害の全般を掌握する。

###### b 支部

- ① 各支部は、災害発生後速やかに各設備の巡視を行い、被害状況の把握に努める。
- ② 被害が広範囲にわたり巡視困難な場合は、重要施設のみ巡視して適宜な方法により被害状況の把握に努める。

##### (イ) 被害状況の周知

- a 本部の情報班は、速やかに被害状況の全般を掌握し、新聞、テレビ、ラジオ、有線放送、広報車等を利用し、その状況（被害数、復旧見込み等）の周知に努める。
- b 監督官公庁に報告あるいは連絡し、復旧作業に対する協力方を要請する。

### 3 下水道施設

#### (1) 応急活動体制

管轄する下水道施設に災害の発生するおそれのある場合には、即時に応急対策活動を実施する。また、応急対策活動が円滑に遂行できるように、流域下水道業務継続計画の維持改善等に努める。

#### (2) 緊急活動

災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、下水道機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについては緊急防止活動を行い、必要があるときは、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部長と下水道課長が締結した「災害時等における応急対策の協力に関する協定書」により応急対策を行う。なお、活動体制の確立並びに関係機関等の連携による応援体制の確立を図る。

＜資料編 1-12 災害時等における応急対策の協力に関する協定書＞

#### (3) 応急復旧対策

施設の重要度、危険度を考慮し、被害調査の優先順位を定め、点検マニュアルに基づき調査を行うとともに、応急復旧対応の内容を決定（専門技術を持つ人材の活用等）し、復旧工事を実施する。復旧に当たっては、道路管理者等及び関係するライフライン事業者と工程調整のうえ作業を行う。なお、県のみで対応できない場合は、東京都など1都7県等との「関東ブロック下水道事業にお

ける災害時支援に関するルール」に基づき、応援を得て復旧を行う。

＜資料編 1-12 関東ブロック下水道事業における災害時支援に関するルール＞

#### (4) 防災用資機材の整備・備蓄対策

災害時において、下水道施設の処理機能を保持するため、応急防災用資機材について可能な限り備蓄する。また、民間業者との協力協定の締結等により連携を密にし、必要な資機材の種類と数量を確保するよう努める。

#### (5) 広報対策

下水道施設の被害及び復旧の状況等について、地域住民への適切な広報に努める。

### 4 ガス施設

#### (1) 東京ガス(株)・東京ガスネットワーク(株)

##### ア 供給区域及び供給戸数

＜資料編 7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(1)＞

##### イ 主要施設の状況

＜資料編 7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(1)＞

##### ウ 応急対策

###### (ア) 動員、配備体制

災害の発生が予想され又は発生した場合は、災害に対する迅速かつ適切な措置を図るため、社内規程に基づき非常災害体制を確立する。

非常災害体制は、災害の種類、規模等に応じて第一次から第二次までの体制を速やかにとるものとし、災害の未然防止及び拡大防止を図る。

###### (イ) 情報収集、連絡体制

a 風水害等の警報発令は、気象協会より入手し、あらかじめ定めた方法で各事業所へ一斉通報を行う。

b 各行政、消防、警察等の防災機関との連絡は、あらかじめ定められた方法で行い、必要に応じて連絡員の派遣を行う。

c 災害に際しては、本社、各事業所とも有線、無線等の通信設備により、情報の収集、連絡を行う。

###### (ウ) 災害時における広報

災害発生時には、その直後、ガスの被害状況、ガス供給停止状況、復旧作業の見通しなど、必要に応じて広報活動を行う。広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。

また、千葉県等の関係機関と必要に応じて連携を図る。

#### (2) 京葉瓦斯(株)

##### ア 供給地域及び供給戸数

＜資料編 7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(2)＞

##### イ 主要施設の状況

＜資料編 7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(2)＞

##### ウ 応急対策

###### (ア) 動員、配備体制

非常災害発生時におけるガス施設の応急対策は、住民一般に及ぼす影響が大であり、迅速かつ適切に実施する必要がある。当社では、社内規程に基づき日常保安の確保を基本に、非常災害対策を次のとおり行う。

a 日常は、ガスの製造に関しては、24時間勤務体制、供給に関しては、24時間監視、出動体制を取っている。非常災害発生時には、本体制で遠方監視制御システムや緊急連絡網による初動措置及び緊急動員が可能である。

b 非常災害発生時には、その種類、規模等に応じて第1次より第3次までの非常災害組織を編成し、ガス供給に万全を期し、二次災害の防止や消費者の安全確保に努める。

(イ) 情報収集、連絡体制

非常災害時には、本社、各事業所、製造・受入所、供給所等が被害情報収集の拠点となる。

これらの拠点は、有線、移動無線、固定無線等の通信設備により、本社を中心とした通信連絡体制をとっている。

外部防災関係機関との通信連絡は、本社を中心としてあらかじめ定めた方法で行う。

また、ラジオ、テレビ等の報道にも充分注意を払い、通信網、交通網、電力、水道等の被害状況や復旧状況についても把握に努める。

(ウ) 消費者に対する広報

非常災害時における広報は、その種類、規模等に応じて、広報車により広報を行うとともに、防災関係機関にも広報を依頼する。さらに、広範囲の広報が必要な場合には、ラジオ、テレビ等の報道機関に協力を要請する。また、関係官庁及び防災関係機関に対しては、ガス設備の被害状況、ガスの供給状況、災害復旧の現状と見通しについて逐一報告連絡を行う。

エ 復旧活動拠点の確保

復旧要員の集合場所、宿泊場所、車輛の駐車スペース、資機材置場等の候補地のリストアップ、連絡先の確認等をあらかじめ実施し、これらを確保しておく。また、残土、廃材、資機材等の仮置きについて、県、市町村等が指定する臨時場所がある場合、その使用についてあらかじめ協議し、用地等の確保に努める。

(3) 大多喜ガス株

ア 供給区域及び供給戸数

<資料編7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(3)>

イ 主要施設の状況

<資料編7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(3)>

ウ 予防対策

(ア) 台風襲来時にあつては、予想最接近時の24時間前より緊急配備につくことを目安とする。

(イ) 過去に冠水した地区、ガス管の添架された橋梁の河川増水、崖崩れ危険地区にある特定施設を重点的に警戒監視する。特に満潮時刻は警戒を強める。

(ウ) 遠隔供給地点については、その付近に居住する社員又は特定協力者よりの情報を求め、対策をとる。

エ 応急対策

(ア) 動員配備体制

非常災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、社内規程により非常災害本部が設置される。一方、当社は基本方針として保安体制の強化を挙げており、宿日直制による24時間勤務体制をとっており、必要に応じて初動措置及び緊急動員が可能である。

特別編成を必要とする非常災害時には、災害の種類、規模等に応じて第1次から第3次の非常配備体制をとり、二次災害の防止と事故処理にあたる。

(イ) 情報収集、連絡体制

災害に際して無線・有線などの通信設備を使用し、情報の収集連絡にあたりとともに、自動呼び出し体制を取る。外部関係機関と連絡をとり、あるいはラジオ・テレビ等の報道関係の情報から、通信、電力、水道等の被災状況を収集する。

(ウ) 消費者に対する広報

経済産業省、県、市町村、消防署、警察署などの官公庁及び報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害復旧の現状と見通し等について適切に報告及び連絡を行い、周知に努める。また、災害時には、住民の不安除去、波及的災害事故を防止するため、広報車による巡回のほか、消防署、警察署、報道関係機関に協力を要請し、あらゆる手段を尽くしてガス施設復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

(エ) 復旧活動拠点の確保

対策本部の設置場所、復旧要員の集合場所、宿泊場所、復旧資機材の搬入場所、備蓄場所等、

復旧活動を行ううえで必要な拠点を確保する。

(4) 房州瓦斯㈱

ア 供給区域及び供給戸数

<資料編 7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(4)>

イ 主要施設の状況

<資料編 7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(4)>

ウ 応急対策

(ア) 動員、配備体制

非常災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、社内規程により非常災害対策本部が設置される。一方会社は、基本方針のひとつに導管の保安体制の強化を挙げており、日直、宿直を採用し24時間勤務を実施し、常に事故処理体制をとる。

特別編成を必要とする災害時には、災害の種類、規模等に応じて第1次から第3次までの非常配備体制をとり、二次災害の防止と事故処理にあたる。

(イ) 情報収集、連絡体制

災害に対して有線などの通信設備を使用し、情報の収集、連絡にあたる。また消防署等の防災機関との通信体制は、各関係機関の指導を得て引続き検討する。

非常災害本部は、社内各部との連絡体制を確立し情報の収集及び連絡にあたる。

また、外部関係機関と連絡をとるとともに、ラジオ・テレビ等の報道関係の情報から、通信、交通、電力水道等の被災状況を収集する。

a 震度

b 有線及び無線の状況

c 周囲の状況

d 主要導管の状況

(ウ) 消費者に対する広報

経済産業省、県、市、消防署、警察等の官公庁及び報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害復旧の現状と見通し等について、適切に広報、連絡を行い周知に努める。

また、災害時には、市民の不安除去、波及的災害事故の防止を行うため、サービス巡回車による巡回のほか、消防署、警察署、報道関係機関に協力を要請し、あらゆる手段を尽くしてガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

(5) 京和ガス㈱

ア 供給区域及び供給戸数

<資料編 7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(5)>

イ 主要施設の状況

<資料編 7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(5)>

ウ 応急対策

(ア) 動員、配備体制

非常災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、社内規程により非常災害本部が設置される。一方当社は、基本方針のひとつに導管の保安体制の強化を挙げており、緊急勤務員による24時間勤務を実施し、待機工事会社を選定して常時緊急、工作車の稼働待機体制をとっている。また、宿直、日直制を採用し処理に当たっている。

特別編成を必要とする非常災害時には、災害の規模に応じて第1次から第3次の非常配備体制をとり、二次災害の防止と事故処理に当たる。

(イ) 情報収集、連絡体制

災害に際して無線、有線などの通信設備を使用し、情報の収集連絡にあたる。また、外部関係機関と連絡をとるとともに、ラジオ・テレビ等の報道関係の情報から通信、電力、水道等の被災状況を収集する。

(ウ) 消費者に対する広報

経済産業省、県、市、消防署、警察署等の官公庁及び報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害復旧の現状と見通し等について適切に広報連絡を行い、周知に努める。また、災害時には、市民の不安除去、波及的災害事故の防止を図るため、広報車による巡回のほか消防署、警察署、報道関係機関に協力を要請し、あらゆる手段を尽くしてガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

(6) 銚子瓦斯㈱

ア 供給区域及び供給戸数

<資料編 7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(6)>

イ 主要施設の状況

<資料編 7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(6)>

ウ 応急対策

(ア) 動員、配備体制

日常は日直、宿直及び保安待機要員制を実施し、常に事故処理体制を強化しているが、台風の接近、大雨、地震、高潮等非常災害が予想される場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、あらかじめ定められた災害状況に対応した動員、配備体制を発令し、次の対策を講ずるものとする。

a 工場設備の補強防護

b ガス導管及び整圧器の要注意箇所の見回り強化

c 建造物、排水設備の補強・点検

以上を実施し、被害を最小限に止どめる体制をとるとともに、被害発生に備え緊急要員の確保、復旧資材及び工具等の点検を行う。

非常災害発生時には、災害の種類、規模等に応じて第1次から第3次特別出動体制をとり、二次災害の防止と事故処理にあたる。

(イ) 情報収集、連絡体制

災害に際しては、有線などの通信設備を使用して、情報の収集、連絡にあたり、また外部関係機関と連絡をとるとともに、ラジオ・テレビ等の報道関係の情報から通信、電力、水道等の被害状況を収集する。

営業所は、テレビ、ラジオ、その他の報道機関等の緊急情報及び社内無線通信設備による巡回員からの情報報告により状況判断に努め、設備及びガス導管の全般的な被害状況を把握して本社に連絡するとともに、バルブ操作などの指示を受ける。

(ウ) 消費者に対する広報

経済産業省、県、市、消防署、警察署等の官公庁及び報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害復旧の現状と見通し等について適切に広報連絡を行い周知に努める。

また、災害時には、市民の不安除去、波及的災害事故の防止を図るため、サービス巡回車による巡回のほか消防署、警察署、報道関係機関に協力を要請し、あらゆる手段を尽くしてガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

(7) 野田ガス㈱

ア 供給区域及び供給戸数

<資料編 7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(7)>

イ 主要施設の状況

<資料編 7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(7)>

ウ 応急対策

風水害及び緊急事故発生時の緊急対策並びに復旧対策について即応体制を確立し、二次災害の防止に適切な措置がとれる組織及び復旧に際しては可能な限り速やかにガスの供給を再開することとする。

(ア) 動員体制

対策本部長は非常災害が予想され、又は発生した場合は、次の各号により動員体制を指示する。

- a 第1次動員体制・・・被害又は被害予想が軽度又は局部的の場合。
- b 第2次動員体制・・・被害又は被害予想が中以上の場合。
- c 地震時の動員体制・・・震度4のとき保安要員。震度5弱以上のときは全社員が自動出動する。

(イ) 配備体制

- a 対策本部長は、前項各号の体制に応じて各班の役割を遂行するよう指示する。
- b 本部設置以前の緊急措置は、積極的に災害の応急対策活動を行い、本部長へは、事後報告により承認を求めるものとする。

(ウ) 情報収集、連絡体制

災害に際して、本社工場は、無線及び有線等の通信設備を使用し、情報の収集、連絡にあたる。

なお、消防署等の防災機関との連絡体制は、各関係機関の指導を得て行う。

また、ラジオ、テレビ等の報道関係の情報から、通信、交通、電力、水道等の被害状況を収集する。

(エ) 消費者に対する広報

経済産業省、県、市、消防署、警察署などの官公庁並びに報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害復旧の現状と見通し等について適切に広報、連絡を行い周知に努める。また、災害時には市民の不安除去、波及的災害事故の防止を図るため、サービス巡回車による巡回のほか消防署、警察署、報道関係機関に協力を要請し、あらゆる手段を尽してガス施設の復旧の見通し、被害地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

(8) 角栄ガス(株)

ア 供給区域及び供給戸数

<資料編7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(8)>

イ 主要施設の状況

<資料編7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(8)>

ウ 応急対策

(ア) 動員、配備体制

非常災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、社内規程により通報に対する受付体制の万全を期し、通報の内容により一般出動、緊急出動、特別出動等を行う。

出動区分の判断は事務局長が行うものとし、緊急出動に備え事業所では保安責任者、受付担当者、通信担当者、処理要員等常時稼働体制をとっている。

(イ) 情報収集、連絡体制

災害に際して、無線などの通信設備を使用し、情報の収集、連絡にあたる。

また、関係の消防機関、警察機関などの防災機関との通信設備を整備し、通信内容についてはテープレコーダーにより録音しておく。

a 本社部門の情報収集、連絡

災害対策本部は本社に設置し、各事業所及び社内各部との連絡体制を確立し、情報の収集及び連絡にあたる。また、外部関係機関と連絡をとるとともに、ラジオ・テレビ等の報道関係の情報から通信、交通、電力、水道等の被災状況を収集する。

事業所からは次の情報を収集する。

- ① 震度
- ② 有線及び無線の状況
- ③ 周囲の状況
- ④ 主要導管の状況
- ⑤ その後は状況の判明次第連絡を受ける。

b 事業所の情報収集、連絡

地震が発生した場合事業所は、テレビ、ラジオ、その他公共報道機関等の緊急情報によりその状況判断に努める。

事業所は、本社に連絡するとともにガス導管の全般的な被害状況を知り、必要に応じてバルブ操作などの指示を受ける。ただし、連絡不可能の場合は本部長指示とする。

(ウ) 消費者に対する広報

経済産業省、県、市、消防署、警察署などの官公庁及び報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害復旧の現状と見通し等について適切に広報、連絡を行い、周知に努める。

また、災害時には、市民の不安除去、波及的災害事故の防止を図るため、サービス巡回車による巡回のほか消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

(9) ㈱エナジー宇宙

ア 供給区域及び供給戸数

<資料編 7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(9)>

イ 主要施設の状況

<資料編 7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(9)>

ウ 応急対策

(ア) 動員、配備体制

非常災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、社内規程により非常災害本部が設置される。一方、当社は、基本方針とのひとつに導管の保安体制の強化を挙げており、本社事業場においては、緊急要員の24時間体制をとり、また、休日には待機工事会社を選定し緊急事態に備えている。

特別編成を必要とする非常災害時には、災害の種類、規模等に応じて第1次から第3次の非常配備体制をとり、二次災害の防止と事故処理にあたる。

(イ) 情報収集、連絡体制

災害に際して無線・有線などの通信設備を使用し情報の収集及び連絡にあたる。外部関係機関と連絡をとるとともに、ラジオ・テレビ等の報道関係の情報から通信、電力、水道等の被災状況を収集する。

(ウ) 消費者に対する広報

経済産業省、県、市、消防署、警察署などの官公庁並びに報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害、復旧の現状と見通し等について、適切に広報、連絡を行い周知に努める。また、災害時には、市民の不安除去、波及的災害事故の防止を図るため、広報車による巡回のほか、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段を尽してガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

(10) 総武ガス㈱

ア 供給区域及び供給個数

<資料編 7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(10)>

イ 主要施設の状況

<資料編 7-1 各ガス会社の施設及び供給状況の(10)>

ウ 応急対策

(ア) 動員、配備体制

非常災害が発生した場合は、災害対策の迅速かつ適切な実施を図るため、社内規程により非常災害本部が設置される。一方、当社は緊急要員の24時間体制を取り、また、休日・夜間の緊急事態にも備えている。

特別編成を必要とする非常災害時には、災害の種類、規模等に応じて非常配備体制をとり、また、関係グループ会社等と応援体制をとりながら、二次災害の防止と事故処理にあたる。

(イ) 情報収集、連絡体制

災害に際して有線・携帯電話等のあらゆる通信設備を駆使し、情報の収集及び連絡に当たる。  
外部関係機関と連絡をとるとともに、ラジオ・テレビ等の報道関係の情報から通信、電力、水道等の被災状況を収集する。

(ウ) 消費者に対する広報

経済産業省、県、市、消防署、警察署等の官公庁並びに報道機関に対し、ガス設備の被害状況、供給支障の状況、災害、復旧の現状と見通し等について、適切に広報、連絡を行い周知に努める。

また、災害時には市民の不安除去、波及的災害事故の防止を図るため、広報車による巡回のほか、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段を尽くしてガス施設の復旧の見通し、被災地区におけるガス施設、ガス消費機器の使用上の注意事項等について広報に努める。

## 5 通信施設

(1) NTT東日本(株)千葉事業部

ア 災害時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、その状況により、千葉事業部に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県、市町村及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

(イ) 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

なお、気象業務法に基づき気象庁から伝達される利根川水系等の洪水予報について速やかに関係市町村へ通報する。

イ 災害時の応急措置

(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

災害の発生とともに、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 電源の確保
- b 災害対策用無線機装置類の発動準備
- c 非常用電話局装置等の発動準備
- d 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- e 局舎建築物の防災設備の点検
- f 工事用車両、工具等の点検
- g 保有資材、物資の点検
- h 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 災害時優先電話、警察・消防緊急通報回線の確保
- c 無線設備の使用
- d 特設公衆電話の設置
- e 非常用可搬型電話局装置の設置
- f 臨時電報、電話受付所の開設
- g 回線の応急復旧
- h 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言版「web171」の運用

(ウ) 災害時の広報

災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ等によって次の事項を利用者に周知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言版「web171」の提供開始

ウ 応急復旧対策

災害により被災した通信回線の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがって実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。

- (ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- (イ) 原状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(2) ㈱NTTドコモ

ア 災害時の活動体制

(ア) 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、その状況により、千葉支店に災害対策本部を設置し、情報の収集伝達及び応急対策が実施できる体制をとる。

この場合、県、市町村及び各防災機関と緊密な連絡を図る。

(イ) 情報連絡体制

災害の発生に伴い情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。

イ 災害時の応急措置

(ア) 設備、資機材の点検及び発動準備

災害時には、次のとおり設備、資機材の点検等を行う。

- a 可搬型無線基地局装置、移動基地局車等の発動準備
- b 移動電源車、発動発電機等の発動準備
- c 局舎建築物の防災設備等の点検
- d 工事用車両、工具等の点検
- e 保有資材、物資の点検
- f 局内、局外施設の巡回、点検による被害状況の把握

(イ) 応急措置

災害により、通信設備に被害が生じた場合又は異常輻輳等の事態の発生により、通信の疎通が困難になったり、通信が途絶するような場合においても、最小限度の通信を確保するため、次のとおり応急措置を行う。

- a 通信の利用制限
- b 非常通話、緊急通話の優先、確保
- c 可搬型無線基地局装置、移動基地局車等の設置
- d 携帯電話、衛星携帯電話による臨時電話の運用
- e 回線の応急復旧

(ウ) 災害時の広報

災害のため通信が途絶、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、インターネット等によって次の事項を利用者に周知する。

- a 通信途絶、利用制限の理由と内容
- b 災害復旧措置と復旧見込時期
- c 通信利用者に協力を要請する事項
- d 「災害用伝言板」の提供開始

ウ 応急復旧対策

災害により被災した通信設備の復旧に当たっては、あらかじめ定められた復旧順位にしたがっ

て実施する。災害復旧工事については、次により工事を実施する。

(ア) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事

(イ) 復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

(3) KDDI(株)

KDDI(株)では、災害時において東京本社に災害対策本部及び現地対策室等を設置し、現地と緊密に連絡を取りながら各組織の機能を最大限に発揮して通信の疎通確保と施設の早期復旧に努める。

また、局舎の点検をするとともに、基地局の停電対策のため、移動電源車の出動準備をする。

通信に輻輳が発生した場合には輻輳制御を行い、必要な通信を確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板サービスによる安否情報の伝達に協力する。

(4) ソフトバンク(株)

ソフトバンク(株)では、災害時には、その状況に応じた対策組織を設置し、各対策組織が緊密に連絡を取りながら機能を最大限に発揮して通信の確保と設備の早期復旧に努める。

また、通信設備の点検をするとともに、通信の確保と早期復旧に必要な緊急保全車両の出動準備を行い、通信に輻輳が発生した場合には通信の利用制限を行い必要な通信を確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板による安否情報の伝達に努める。

(5) 楽天モバイル(株)

楽天モバイル(株)では、災害が発生した場合は、防災業務計画に基づく対策組織を設置して被災の回復措置を講じ、基地局の損傷等が生じた場合は、移動基地局車や可搬型基地局を出動させ、被災地域での携帯電話やメールなどの通信手段を確保する。

また、携帯電話の通信・通話が集中し、輻輳が発生した場合は、電気通信サービスを一時的に規制することで一定の電気通信サービスを維持・確保するとともに、一般県民を対象に災害用伝言板による安否情報の伝達に努める。

(6) 日本郵便(株)

日本郵便(株)においては、災害が発生した場合において、災害の態様及び公衆の被害状況等被災地の実情に応じ、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策等を実施する。

ア 災害時における窓口業務の維持を行う。

イ (株)ゆうちょ銀行の非常払及びかんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合、取扱う。

ウ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、通常郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付局は日本郵便(株)が指定した郵便局とする。

エ 被災者が差し出す通常郵便物の料金免除

被災者が差し出す通常郵便物(速達郵便物及び電子郵便を含む)の料金免除を実施する。

なお、取扱局は日本郵便(株)が指定した郵便局とする。

オ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

日本郵便(株)が公示して、被災者の救助等を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受局は全ての郵便局とする。

カ 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の取扱いを確保するため必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

6 放送機関

災害時において、放送機関は放送機能を確保した後、気象情報、災害の状況、防災活動等を迅速・正確・適切に伝え、被災者の不安と混乱の防止、防災対策の促進等に努める。

また、法律に基づいて、県及び市町村の要請による防災情報の伝達に当たる。

## 7 工業用水道（企業局）

工業用水は、市民生活に欠かすことのできない食料品、生活関連物資等の生産を行う工場にとっても必要不可欠なものであることから、早期復旧が求められる。

また、工水管は比較的大口径であることから、鉄道、幹線道路等への二次災害の防止にも重点を置くこととし、迅速なパトロール体制を構築し、被害状況把握のうえ、応急復旧計画を定めた確に対応する。

### （1）風水害時の初動体制

職員、巡視点検委託事業者によりパトロールを実施し、被害状況の把握に努める。

### （2）応急復旧対策

応急復旧に当たっては、「千葉県工業用水道事業 業務継続計画（Ver. 2）」に基づき、迅速かつ円滑な応急復旧対応を図る。

ア 施設の被害状況を的確に把握して早期復旧を図り、発災から概ね1か月以内を目途に受水企業への給水を行えるよう、応急復旧体制を確立する。

イ 被害箇所は必要に応じ、被害の拡大や二次災害防止の措置を講じるとともに、機能維持に努める。

ウ 被害状況を把握し、応急復旧計画を作成し、速やかに施工業者や資機材を手配し、早期に応急復旧を行い、施設の機能回復に努める。

エ 迅速かつ円滑に応急復旧を進めるため、あらかじめ補修用資機材の備蓄や他事業体との協力体制を構築するとともに、応急復旧を依頼する施工業者との連絡体制を確立する。

オ 応急復旧に携わる人員が不足する場合は、「関東地域における工業用水道災害相互応援に関する協定書」に基づき、他の工業用水道事業体へ応援を要請する。

### （3）情報伝達

工業用水道施設の被害及び復旧状況等について、必要に応じ受水企業への適切な情報提供に努める。

## 第16節 ボランティアの協力

県及び市町村は、大規模災害時において、災害応急対策の実施には多くの人員を必要とするため、ボランティア活動の協力を申し入れる団体や個人の協力を得て、効果的な応急対策を実施するものとする。県災害ボランティアセンターは千葉県災害ボランティアセンター連絡会が運営することとする。

また、県及び市町村は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図るものとする。また、復旧・復興期も含めた多様な被災者ニーズを踏まえ、各団体の多様性と継続性を活かしたボランティア活動が円滑に行われるよう、国は、被災者援護協力団体の登録及びそのデータベースの整備を進めるとともに、県及び市町村は、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図るものとする。

県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域で活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、災害中間支援組織や千葉県災害ボランティアセンターとの役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

その際、県及び市町村は、行政、NPO、ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

### 1 災害ボランティアセンターの設置（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、市町村）

県及び市町村は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握、ボランティアの受付、調整等の受入体制を確保するよう努めるとともに、必要に応じて、ボランティアの活動拠点となる災害ボランティアセンターを設置する。

なお、県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

#### (1) 市町村災害ボランティアセンター

災害が起こった場合、ボランティアの受入登録・派遣等を行うため、市町村は被災の状況を踏まえ、必要に応じて市町村災害ボランティアセンターを設置する。

なお、当センターの運営は、市町村社会福祉協議会が行うことができる。

#### (2) 県災害ボランティアセンター

大規模災害時に、県は県災害ボランティアセンターを設置する。当該センターは、先遣隊・支援隊の被災地への派遣、県内全体の情報収集及び提供、被災地ニーズに合わせたボランティア派遣の全体調整、ボランティア活動希望者への電話相談等を実施するとともに、被災地に設置される市町村災害ボランティアセンターの活動が円滑に行われるよう後方支援を行う。

また、当該センターは千葉県災害ボランティアセンター連絡会が運営し、原則、千葉県社会福祉センター内に設置することとし、設置できない場合は、千葉県庁内に設置するものとする。

（県災害ボランティアセンター連絡会）

構成団体は、千葉県社会福祉協議会〔事務局〕、日本赤十字社千葉県支部〔事務局〕、千葉県共同募金会など16団体

#### (3) 広域災害ボランティアセンター

複数の市町村が、市町村災害ボランティアセンターを設置できない等の場合に、それを代替するために、県は広域災害ボランティアセンターを被災地域の近隣に設置する。

なお、当センターの運営は、千葉県災害ボランティアセンター連絡会が行う。

当該センターの設置場所は、次の表とする。

○広域災害ボランティアセンター（VC）の設置場所

名 称	支援対象地域	設置場所
東葛飾広域災害VC	東葛・葛南	西部防災センター（松戸市）
千葉広域災害VC	千葉	県総合スポーツセンター（千葉市）
かずさ広域災害VC	木更津・安房	かずさアカデミアパーク（木更津市）
九十九里広域災害VC	海匝・山武・長生	さんぶの森公園（山武市）
いすみ広域災害VC	夷隅	大多喜町B&G海洋センター（大多喜町）

※印旛、香取地域については、千葉広域災害ボランティアセンター又は近隣市ボランティアセンター等を拠点に支援する。

2 ボランティアの活動分野（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、県土整備部、市町村）

ボランティアの協力を得て実施する活動内容は次のとおりとする。

(1) 専門分野

- ア 救護所での医療救護活動
- イ 被災宅地危険度判定
- ウ 外国語の通訳、情報提供
- エ 災害情報や安否情報、生活情報の収集整理、広報
- オ 被災者への心理治療
- カ 高齢者や障害者等要配慮者の看護、情報提供
- キ その他専門的知識、技能を要する活動等

(2) 一般分野

- ア 避難所の運営補助
- イ 炊き出し、食料等の配布
- ウ 救援物資や義援品の仕分け、輸送
- エ 高齢者や障害者等要配慮者の支援
- オ 被災地の清掃、がれきの片づけなど
- カ 避難所や仮設住宅における生活支援（心理面での支援を含む。）
- キ その他被災地における軽作業等

3 ボランティアとして協力を求める個人、団体（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、県土整備部、市町村）

災害時にボランティアとして活動が期待される個人、団体は次のとおりとし、これらに積極的に協力を求めることとする。

(1) 個人

- ア 被災地周辺の住民
- イ 被災宅地危険度判定士
- ウ ボランティア活動の一般分野を担う個人
- エ その他

(2) 団体

- ア 日本赤十字社千葉県支部
- イ 千葉県社会福祉協議会及び各市町村社会福祉協議会
- ウ （公財）ちば国際コンベンションビューロー
- エ （一社）日本アマチュア無線連盟千葉県支部
- オ その他ボランティア団体・NPO法人等

#### 4 ボランティア意識の啓発、参加の呼びかけ（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、市町村）

広報活動、啓発活動等を通じて、ボランティアによる防災活動に関する県民等の関心と理解を深めるとともに休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への県民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

##### (1) 平時におけるボランティア意識の啓発

毎年1月17日の「防災とボランティアの日」及び1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」を中心に実施する講演会やシンポジウムなどの諸行事を通じ、県民等にボランティア意識の醸成を図る。

また、毎年9月1日の「防災の日」及び8月30日から9月5日までの「防災週間」を中心に実施する防災訓練や各種啓発行事に積極的にボランティア団体等の参加を求めることにより、その重要性を広報する。あわせて、住民やボランティア団体等の参加を得た実践的な防災訓練を実施し、災害時におけるボランティアの協力が円滑に得られるよう日ごろから連携の強化を図る。

「千葉県県民活動推進計画」に基づき、様々な機会を通じて、防災分野を含め「共助」の精神に基づく住民相互の助け合いや地域におけるボランティア活動の重要性についての県民等の理解と活動への参加の促進を図る。

##### (2) 災害時における参加の呼びかけ

大規模な災害が発生した際には、インターネットやテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や県及び県内市町村に加え、社会福祉協議会ボランティアセンターや市町村市民活動支援センター、ボランティア団体やNPO法人並びに近隣都県の社会福祉協議会、日本赤十字社各支部等の関係団体を通じて、広くボランティアの参加を呼びかける。

なお、東日本大震災においては、特にホームページやブログなどでの情報公開により電話などによる問合せを少なくできたことから、インターネットを利用した参加の呼びかけを推進する。

5 災害時におけるボランティアの登録、派遣（総合企画部、防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、県土整備部、市町村）

災害の状況に応じた、より実地的なボランティア活動体制を立ち上げるため、ボランティアの受付、登録は原則として発災後に実施することとし、県、市町村及び関係機関が十分な連携を図りながら迅速に対応するものとする。

(1) 県担当部局による登録

専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心となって対応する。

県の担当部局は、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村等と調整の上、派遣する。

活動分野	個人・団体	県受付窓口
医療救護、地域保健	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士等	健康福祉部健康づくり支援課 健康福祉部医療整備課 健康福祉部薬務課
被災宅地危険度判定※	被災宅地危険度判定士	県土整備部宅地安全課
高齢者支援	支援団体	健康福祉部高齢者福祉課
障害者支援	支援団体	健康福祉部障害者福祉推進課
外国語通訳、翻訳、情報提供	(公財)ちば国際コンベンション ビューロー語学ボランティア・災害時外国人サポーター	総合企画部国際課
通信、情報連絡	(一社)日本アマチュア無線連盟 千葉県支部	防災危機管理部防災対策課

※平時に登録を行っている。

(2) 災害ボランティアセンターによる登録・派遣

県災害ボランティアセンターでは、県内全体のボランティアに関する情報の収集や提供等を行い、市町村災害ボランティアセンター又は広域災害ボランティアセンターでは、一般分野での活動を希望する個人及び団体について受入、登録する。

市町村災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、市町村内のボランティアの需要状況をもとに派遣する。また、広域災害ボランティアセンターで受け入れたボランティアについては、被災地におけるボランティアの需要状況をもとに、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整のうえ、派遣する。

さらに、活動希望者が全国規模で予想される場合には、近隣都県の社会福祉協議会等の協力を得て受付、登録事務を進めるものとする。

(3) ボランティアニーズの把握

被災市町村は被災現地における体制を整備し、被災地市町村災害ボランティアセンターと連携のうえ、ボランティアの需要状況の的確な把握に努める。

県災害ボランティアセンターは、被災市町村災害ボランティアセンターとの連絡を密にし情報収集するとともに、各種ボランティア団体との情報交換等により、県全域のボランティアの需要状況の把握に努める。

(4) 各種ボランティア団体との連携

県災害ボランティアセンターは、市町村災害ボランティアセンター、災害中間支援組織、ボランティア団体・NPO法人等と十分な情報交換を行うとともに必要な支援策を実施し、密接な連携の下に災害支援活動を進める。

(5) 感染症対策について

市町村災害ボランティアセンターは、感染症が懸念される状況においては、ボランティアの募集範囲は市町村域を基本とし、募集範囲を拡大する場合は被災地域の住民のニーズや意見などを踏まえ、関係団体と協議する。

6 ボランティア受入体制（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、市町村）

(1) 食事、宿泊場所の提供

ボランティアについての食事や宿泊場所については、自己調達を基本とする。

(2) 市町村災害ボランティアセンターの活動拠点の提供

市町村災害ボランティアセンターの活動拠点については、市町村が用意する。

また、広域災害ボランティアセンターの活動拠点については、県が用意する。

(3) 活動費用の負担

ボランティアの活動に伴う経費は、その必要性に応じてボランティアを受け入れる市町村が負担する。ボランティアが活動に必要とする資機材については、県社会福祉協議会や市町村社会福祉協議会においても、あらかじめ用意を行うことが望ましい。

(4) 保険の付与

ボランティア活動に伴う事故の発生に対処するため、県災害ボランティアセンターは県内で活動するボランティアの把握に努め、被災地市町村災害ボランティアセンターにおいては、ボランティア保険の加入を活動の条件とする。

7 災害ボランティアセンター運営スタッフ等の養成等（防災危機管理部、健康福祉部、環境生活部、教育庁、市町村）

一般分野でのボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動を支援する災害ボランティアセンターの運営スタッフ等には、調整能力など高い専門性が必要である。

そこで、各種研修会や講習会を通じて、普段から災害ボランティアセンターの運営スタッフ等の養成を進める。

また、災害時に迅速な受入ができるよう災害ボランティアセンターの開設・受入・調整についてのマニュアル作成や訓練の実施等により体制を整備するとともに、被災者の多様なニーズに応えられるよう、多様な立場の者の能力が活用され、意見が反映されるよう、常日頃から連携体制の強化に努める。

8 日本赤十字社千葉県支部防災ボランティア養成・研修計画

日本赤十字社千葉県支部は、災害時の救援活動に参加・協力するボランティアを養成するため、次の計画に基づき研修・訓練を実施する。

また、大規模災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアの受付、連絡調整等を行う防災ボランティアリーダー（コーディネーター）の養成を進める。

項 目	対 象	実 施 内 容
防災ボランティア登録説明会	新規登録者	防災ボランティアの概要等
防災ボランティア研修会	登録者全員	グループワーク、講演等
防災ボランティアリーダー養成講習会（本社）	候補者	ボランティアセンターの運営方法等
防災ボランティア地区リーダー養成講習会	候補者	地区におけるボランティアセンターの運営方法等
防災ボランティアリーダー研修会	リーダー	グループワーク、研修会の運営等
防災ボランティアリーダー・地区リーダーフォローアップ研修会	リーダー・地区リーダー	グループワーク、地区研修会の運営等

その他に次の9奉仕団が個別に研修・訓練を実施する。

奉 仕 団 名	災 害 時 に お け る 活 動 （ 役 割 ）
千葉県赤十字地域奉仕団	非常食の炊き出し、給食、義援金の募集、避難所の運営補助（受付、清掃、案内等）、献血の呼びかけ・受付等
千葉県青年赤十字奉仕団	避難所の運営補助（清掃・案内・乳幼児の世話、障害を持つ人の介助等）、救援物資の収納管理・配布等
千葉県赤十字安全奉仕団	災害現場又は傷病者の救護所での搬送補助・応急手当、救援物資の搬送及び配布等
千葉県赤十字看護奉仕団	災害現場又は救護所での医療スタッフの補助・応急手当、巡回診療補助、避難所での運営補助（健康相談・血圧測定等）
千葉県赤十字語学奉仕団	通訳（診療の補助、各種案内等）、外国人被災者の安否調査等
成田赤十字病院ボランティア会	外来患者の補助、入院患者の生活介助、院内の案内、清掃等
千葉県赤十字特殊救護奉仕団	災害現場又は救護所での傷病者の搬送補助・応急手当、無線通信による情報収集、広報、救援物資の搬送及び配布等
千葉県赤十字安全水泳奉仕団	避難所での運営補助（救援物資の搬送及び配布等）
千葉県青少年赤十字賛助奉仕団	避難所の子どもたちに対する遊びや学習の支援等

## 第4章 災害復旧計画

### 第1節 被災者生活安定のための支援

- |                    |          |
|--------------------|----------|
| 1 被災者に関する支援の情報の提供等 | (風-4-2)  |
| 2 被災者生活再建支援金       | (風-4-2)  |
| 3 公営住宅の建設等         | (風-4-3)  |
| 4 災害援護資金           | (風-4-3)  |
| 5 生活福祉資金           | (風-4-4)  |
| 6 県税の減免等           | (風-4-5)  |
| 7 生活相談             | (風-4-6)  |
| 8 雇用の維持に向けた事業主への支援 | (風-4-6)  |
| 9 義援金              | (風-4-6)  |
| 10 その他の生活確保        | (風-4-9)  |
| 11 中小企業への融資        | (風-4-9)  |
| 12 農林漁業者への融資       | (風-4-11) |

### 第2節 ライフライン関連施設等の復旧計画

- |            |          |
|------------|----------|
| 1 水道施設     | (風-4-13) |
| 2 下水道施設    | (風-4-13) |
| 3 電気施設     | (風-4-13) |
| 4 ガス施設     | (風-4-14) |
| 5 通信施設     | (風-4-15) |
| 6 工業用水道施設  | (風-4-15) |
| 7 農林・水産業施設 | (風-4-15) |
| 8 公共土木施設   | (風-4-16) |

### 第3節 激甚災害の指定

- |                 |          |
|-----------------|----------|
| 1 激甚災害に関する調査    | (風-4-18) |
| 2 特別財政援助額の交付手続等 | (風-4-18) |

### 第4節 災害復興

- |                      |          |
|----------------------|----------|
| 1 体制の整備              | (風-4-19) |
| 2 災害からの復興に関する基本的な考え方 | (風-4-19) |
| 3 想定される復興準備計画        | (風-4-19) |
| 4 復興対策の研究・検討         | (風-4-20) |

## 第1節 被災者生活安定のための支援

災害により被害を受けた県民が、安心した生活を取り戻せるように、経済的支援をはじめ、医療や雇用面における支援、さらに心のケア等を行うことによって、県民に自力復興心をもたせ、もって生活安定の早期回復を図る。

### 1 被災者に関する支援の情報の提供等（全庁、市町村）

市町村は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者に罹災証明書を交付するとともに、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成等被災者支援の総合的かつ効率的な実施に努める。

県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムやWEB会議等を活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるとともに、被災者台帳を作成する市町村からの要請により、被災者に対して実施した支援に関する情報を提供する。

併せて、市町村が作成する被災者台帳のデジタル化が促進されるよう、被災者支援システムの導入を進める。

また、県は国及び市町村と連携し、被災者に対してブルーシートの設置や住宅修理を行う事業者を迅速に紹介するよう努める。

### 2 被災者生活再建支援金（防災危機管理部、市町村）

#### (1) 目的

自然災害により生活基盤に著しい被害を受け、自立して生活再建することが困難な被災者に対し、その生活の再建を支援し、もって県民生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること。

#### (2) 対象となる自然災害

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ 上記ア又はイに規定する被害が発生した市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満）における自然災害

オ 上記ウ又はエに規定する都道府県に隣接する都道府県内の市町村（人口10万人未満）で、ア～ウに規定する被害が発生した市町村に隣接し、かつ、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

カ 上記ウ又はエに規定する都道府県が2以上ある場合において、その自然災害により5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満。ただし、人口5万人未満の市町村にあっては2世帯以上）における自然災害

#### (3) 対象となる被災世帯

対象世帯は次のいずれかに該当する世帯とする。

ア 住宅が「全壊」した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ 住宅が半壊し、相当規模の補修をしなければ居住が困難な世帯（中規模半壊世帯）

(4) 支援金の支給額

支給額は、住宅の被害程度と再建方法に応じた渡し切りとし、以下の2つの支援金の合計額となる。ただし、世帯人数が1人の場合は各該当欄の金額の3/4の額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額 (全壊・解体・ 長期避難・ 大規模半壊))	200万円	100万円	50万円
支給額 (中規模半壊)	100万円	50万円	25万円

(5) 支援金支給手続

支給申請は市町村に行い、提出を受けた市町村は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県へ提出する。

県は当該書類を委託先である（公財）都道府県センターへ提出し、申請書を受理した（公財）都道府県センターは支給決定等を行う。

（被災者生活支援法人として、（公財）都道府県センターが指定されている。）

(6) 千葉県被災者生活再建支援事業

ア 県は、自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず、上記（2）の対象とならない世帯に、一定の要件のもと支援金を支給する。

イ 本事業の実施主体は、市町村とする。（県から市への補助方式：補助率8/10）

ウ 支援金の支給額は上記（4）と同等とする。

3 公営住宅の建設等（県土整備部、市町村）

災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設又は公営住宅の空き家の活用を図る。

(1) 公営住宅の建設等

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転貸するために借上げる。

知事は、災害公営住宅の建設等を行う市町村に対し、適切に指導・支援を実施する。

(2) 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

県は、関係機関や市町村と協議し、円滑な入居に努める。

4 災害援護資金（防災危機管理部、市町村）

自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害資金の貸付けを行う。

(1) 貸付対象

ア 貸付の対象となる被害

(ア) 世帯主が療養に要する期間がおおむね1月以上である負傷を負った場合

(イ) 住居又は家財の被害金額が当該住居又は家財の価格のおおむね3分の1以上の損害であると認められる場合

イ 世帯の所得制限

上記アに掲げる被害を受けた世帯であって、当該世帯に属する者（以下「同一世帯員」という。）の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が、同一世帯員が1人であるときは220万円、2人であるときは430万円、3人であるときは620万円、4人であるときは730万円、5人以上であるときは730万円にその世帯に属する者のうち4人を除いた者1人につき30万円を加えた額に満たないものの世帯主

ただし、当該世帯の住居が滅失した場合にあっては、同一世帯員の当該被害を受けた年の前年の所得の合計額が1,270万円に満たない世帯の世帯主

(2) 貸付限度額

ア 世帯主の1ヶ月以上の負傷のある場合

- |                 |       |
|-----------------|-------|
| (ア) 家財等の損害がない場合 | 150万円 |
| (イ) 家財の1/3以上の損害 | 250万円 |
| (ウ) 住居の半壊       | 270万円 |

ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を  
取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合

- |           |       |
|-----------|-------|
| (エ) 住居の全壊 | 350万円 |
|-----------|-------|

イ 世帯主の1ヶ月以上の負傷のない場合

- |                 |       |
|-----------------|-------|
| (ア) 家財の1/3以上の損害 | 150万円 |
| (イ) 住居の半壊       | 170万円 |

ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を  
取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合

- |                   |       |
|-------------------|-------|
| (ウ) 住居の全壊（(エ)を除く） | 250万円 |
|-------------------|-------|

ただし、被災した住宅を建て直す際にその住居の残存部分を  
取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合

- |                    |       |
|--------------------|-------|
| (エ) 住居の全体が滅失若しくは流失 | 350万円 |
|--------------------|-------|

(3) 貸付条件

ア 貸付期間 10年（据置期間を含む）

イ 据置期間 3年（特別な場合5年）

ウ 利子 年3%以内で市町村等が条例で定める率（据置期間中は無利子）

(4) 償還方法 年賦償還、半年賦償還又は月賦償還

(5) 申込方法 各市町村

5 生活福祉資金（健康福祉部）

(1) 貸付対象

低所得世帯のうち、他から融資を受けることができない者で、この資金（災害援護費）の貸付けを受けることによって災害による困窮から自立更生のできる世帯

(2) 貸付金額 一世帯150万円以内

(3) 貸付条件

ア 据置期間 6月以内

イ 償還期間 据置期間経過後7年以内

ウ 利子

保証人あり 無利子

保証人なし 年1.5%

エ 保証人

(ア) 連帯保証人となること

- (イ) 原則として借受人と同一都道府県に居住し、その生活の安定に熱意を有する者
- (ウ) 生活福祉資金の借受人又は借入申込者となっていない者
- (4) 償還方法 年賦、半年賦又は月賦
- (5) 申込方法 官公署が発行する被災証明書添付し、民生委員を通じ市町村社会福祉協議会へ申し込む。

## 6 県税の減免等（総務部）

被災した納税義務者又は特別徴収義務者（以下「納税義務者等」という。）に対し、地方税法又は千葉県県税条例の規定により、県税の申請等の期限の延長、徴収猶予及び減免等個々の事態に対応した適時・適切な措置を講じるものとする。

### (1) 申告等の期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告、その他の書類の提出又は県税を納付若しくは納入することができないと認めるときは、次により当該期限を延長するものとする。

#### ア 災害が広範囲にわたる場合

知事が職権により適用の地域及び期日を指定するものとする。

#### イ その他の場合

納税義務者等の申請により、県税事務局長が、災害のやんだ日から2月以内において期日を指定するものとする。

### (2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が県税を一時に納付し又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予するものとする。なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行うものとする。

### (3) 減免及び納入義務の免除等

被災した納税義務者等に対し、次により減免及び納入義務の免除等を行うものとする。

#### ア 個人の県民税

個人の県民税については、市町村民税と同じ取扱いで減免するものとする。

#### イ 個人の事業税

納期未到来分については、被災の状況に応じ減免するものとする。

#### ウ 不動産取得税

災害により滅失若しくは損壊した不動産に代わるものとしての不動産の取得、又は取得した不動産がその取得直後に災害により滅失若しくは損壊した場合における当該不動産の取得については、不動産取得税を減免するものとする。

#### エ 自動車税

災害により自動車に損害を受けた場合、運行の用に供することができない期間に応じ減免するものとする。

#### オ 軽油引取税

災害により、軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を受けとることができなくなったことについて正当な理由があると認められる場合、又は徴収した軽油引取税を失った場合、特別徴収義務者の申請により、その軽油引取税が既に納入されているときは還付し、納入されていないときは納入義務を免除するものとする。

#### カ 固定資産税

災害により被害を受けた大規模償却資産について、その被害の程度に応じ、減免するものとする。

## 7 生活相談（全庁、市町村）

機 関 名	相 談 の 取 扱 い
県	1 県庁内に被災者総合相談窓口を設置するとともに、税務、福祉・医療、商工・労働、農林・水産、土木・都市、教育、女性のための相談等の個別相談窓口を設置する。 2 被災者への相談事業等の展開 災害によるショック及び避難生活の長期化へ対応するため避難所等において専門家等による相談等の事業を行う。 (1) 要介護者等への巡回相談事業の実施 (2) 被災児童生徒及び親への相談事業の実施 3 住宅被災者に対する相談等の実施 被災した住宅の復興を支援するため、住宅相談窓口を開設し、住宅金融支援機構職員による住宅再建に関する相談を行う。 <資料編 1-12 災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書> 4 被災者への迅速かつ適切な相談業務を行うため、市町村と緊密な連携を図る。
市 町 村	市町村においては、被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡し、広聴活動を実施する。
県 警 察	1 警察署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置する。 2 相談活動を通じて把握した問題については、組織的対応により迅速な処理をするとともに、必要により関係機関へ連絡して、その活動を促す。

## 8 雇用の維持に向けた事業主への支援（商工労働部）

- (1) 雇用の維持と失業の予防を図るため、事業主に対して各種雇用関係の助成金制度の周知・啓発に努める。
- (2) 雇用調整助成金等の特例的な運用について、厚生労働省への要請を行う。

## 9 義援金（防災危機管理部、出納局、市町村）

県は、大規模な地震災害や風水害等による被災者に対し、県が募集する義援金及び義援金募集团体（日本赤十字社千葉県支部等）に寄託された義援金を、災害義援金配分委員会での決定に基づき、義援金募集团体、市町村と連携しながら、确实・迅速に配分する。

また、市町村は、必要に応じ自ら募集し被災者に配分するため、義援金の募集、受付、配分等についての計画を策定する。

なお、義援物資については「第3章 災害応急対策計画 第8節 救援物資供給活動 2 食料・生活必需物資等の供給体制」による。

(1) 募集の決定及び周知並びに受付

ア 県が募集する義援金

機 関 名	内 容
県	<p>1 募集の決定及び周知 災害救助法の適用状況等を勘案し義援金の募集を決定し、義援金募集团体等と連携を図りながら、次の事項をホームページ及び報道機関等を通じ公表し、広報を行う。</p> <p>(1) 振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等） (2) 受付窓口 (3) 募集期間 (4) 振込手数料の取扱い (5) 税制上の取扱い (6) 配分方法</p> <p>2 受付 義援金は出納局で受け付ける。 (※寄附金（見舞金）は防災危機管理部で受け付ける。)</p>

イ 義援金募集团体が募集する義援金

機 関 名	内 容
義 援 金 募 集 団 体	<p>1 募集の決定及び周知 県や市町村等と連携を図りながら、募集を決定し周知を行う。</p> <p>2 受付 関係団体（市町村、社会福祉協議会等）と連携を図りながら、受け付ける。 寄託された義援金は、災害義援金配分委員会の指定する口座に速やかに送金することとする。</p>

(2) 配分

機 関 名	内 容																	
県	<p>県及び義援金募集团体に寄託された義援金の配分に必要な事項（対象・基準・時期・方法等）については、義援金募集团体、被災市町村、報道機関、福祉団体、県等で構成する災害義援金配分委員会を開催し、決定する。</p> <p>配分基準は、原則として下表のとおりとするが、義援金配分委員会が特に必要と認めた場合は、この基準によらないことができる。</p> <p>(表) 配分基準</p> <table border="1" data-bbox="491 524 1273 1088"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="491 524 1106 577">配 分 対 象</th> <th data-bbox="1106 524 1273 577">配 分 比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="491 577 620 835" rowspan="3">人的被害 (配分対象者)</td> <td data-bbox="620 577 1106 660">死者</td> <td data-bbox="1106 577 1273 660">10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="620 660 1106 743">行方不明者（死亡と推定される者）</td> <td data-bbox="1106 660 1273 743">10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="620 743 1106 835">重傷者</td> <td data-bbox="1106 743 1273 835">5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="491 835 620 1088" rowspan="3">住家被害 (配分対象世帯)</td> <td data-bbox="620 835 1106 916">全壊（半壊解体、敷地被害解体を含む。）</td> <td data-bbox="1106 835 1273 916">10</td> </tr> <tr> <td data-bbox="620 916 1106 999">半壊</td> <td data-bbox="1106 916 1273 999">5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="620 999 1106 1088">床上浸水</td> <td data-bbox="1106 999 1273 1088">1</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="970 1106 1273 1137">（※ 床上浸水世帯を1とする）</p>	配 分 対 象		配 分 比	人的被害 (配分対象者)	死者	10	行方不明者（死亡と推定される者）	10	重傷者	5	住家被害 (配分対象世帯)	全壊（半壊解体、敷地被害解体を含む。）	10	半壊	5	床上浸水	1
配 分 対 象		配 分 比																
人的被害 (配分対象者)	死者	10																
	行方不明者（死亡と推定される者）	10																
	重傷者	5																
住家被害 (配分対象世帯)	全壊（半壊解体、敷地被害解体を含む。）	10																
	半壊	5																
	床上浸水	1																
市 町 村	県又は義援金募集团体から送付された義援金を、被災者に配分する。																	

(3) 義援金の処理に関する監査及び配分状況の公表

機 関 名	内 容
県	義援金が公正かつ適正に配分されたことを示すため、義援金配分委員会の監事は義援金の処理に関する監査を行い、配分状況を公表する。

## 10 その他の生活確保

機 関 名	生 活 確 保 の 取 扱 い
日本郵便(株)	<p>災害救助法が発動された場合、日本郵便(株)は、災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、次のとおり、郵政事業に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施する。</p> <p>(1) 災害時における窓口業務の維持</p> <p>(2) (株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い</p> <p>(3) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 災害時には、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。</p> <p>(4) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 災害時には、被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除を実施するものとする。</p>
労 働 局	<p>1 災害による離職者の把握に努めるとともに、その就職については、市町村の被災状況等を勘案の上、県内各公共職業安定所及び隣接都県の公共職業安定機関等との緊密な連携をとり、公共職業安定所を通じ速やかにそのあっせんを図る。</p> <p>2 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所長を通じ、次の措置を講じる。</p> <p>(1) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置</p> <p>(2) 巡回職業相談の実施</p> <p>3 雇用保険の失業給付に関する特例措置 災害により失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。</p>
N H K	<p>災害救助法に基づく被災者の受信料免除について検討し、総務大臣の承認を得て実施する。</p>

## 11 中小企業への融資（商工労働部）

経営安定資金の融資対策を講じる。

### (1) 市町村認定枠

#### ア 融資対象者

- ・激甚災害により被害を受けた者
- ・中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けた者

#### イ 融資使途

設備資金、運転資金

#### ウ 融資限度額

1 中小企業者 8,000万円以内

#### エ 融資期間

設備資金 10年以内、運転資金 7年以内

#### オ 融資利率

年1.0%～1.4%（融資期間により異なる。）

### (2) 一般枠

#### ア 融資対象者

知事が指定する災害により被害を受けた者

- イ 融資使途  
設備資金、運転資金
  - ウ 融資限度額  
1 中小企業者 8,000万円以内
  - エ 融資期間  
設備資金 10年以内、運転資金 7年以内
  - オ 融資利率  
年1.1%~1.7% (融資期間により異なる。)
- (3) 激甚災害枠
- ア 融資対象者  
激甚災害法の対象地域において直接被害を受けた方
  - イ 融資使途  
設備資金、運転資金
  - ウ 融資限度額  
1 中小企業者 8,000万円以内
  - エ 融資期間  
設備資金 10年以内、運転資金 7年以内
  - オ 融資利率  
年1.0%~1.4% (融資期間により異なる。)
- (4) 高度化融資 (災害復旧貸付)
- 既往の高度化事業の貸付を受けた事業用施設が災害による被害を受けた場合、または、災害による被害を受けた施設を復旧するに当たって新たに高度化事業を実施する場合に、優遇された貸付条件を適用
- ア 貸付期間  
最長20年 (うち据置期間3年以内)
  - イ 貸付金利  
無利子
  - ウ 貸付割合  
貸付対象事業費の90%以内

12 農林漁業者への融資（農林水産部）

令和6年8月1日現在

貸付金の種類	貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間	
天 災 資 金	3.0%以内資金	〈個人〉 ・果樹栽培、家畜・家 さんの購入等 500万円 (600万円) ・漁具の購入 5,000万円 ・上記以外 200万円 (250万円)  〈法人〉 ・農事組合法人 2,000万円 ・上記法人等の果樹栽 培、家畜・家さんの 購入等 2,500万円 ・漁業を営む法人 2,000万円 ・漁具の購入 5,000万円 ※カッコ内は、激甚災 害法による特例措置	3.0%以内 (平成10年の適 用例0.6%)	原則6年以内 (果樹栽培、家 畜・家さんの購 入等 原則5年 以内)	
	5.5%以内資金	〃	〃	5.5%以内 (平成10年の適 用例0.6%)	原則5年以内
	6.5%以内資金	〃	〃	6.5%以内 (平成10年の適 用例0.6%)	原則3年以内 (果樹栽培、家 畜・家さんの購 入等 原則5年 以内)
県 単 農 業 災 害 対 策 資 金	経営安定資金	種苗、肥料、飼料、労 賃、水利費、薬剤、農 機具、家畜又は家さ ん、薪炭原木、しいた けほだ木、菌床、農業 共済掛金、簡易施設復 旧資材等	災害の都度決定 (標準的な例：被害認 定額の80%以内で300 万円以下)	災害の都度決定 (令和4年の適 用例0%)	災害の都度決定 (標準的な例：5 年以内)
	施設復旧資金	農業用施設の復旧に 要する経費	災害の都度決定 (標準的な例：被害認 定額の80%以内で500 万円以下)	災害の都度決定 (令和4年の適 用例0%)	災害の都度決定 (標準的な例：6 年以内(据置2 年以内))

貸付金の種類		貸付対象	貸付限度額	利率	償還期間 据置期間
県単 漁業 災害 対策 資金	経営安定資金	漁具、稚魚、稚貝、飼料、燃料、労賃、漁業共済掛金、簡易施設復旧資材等	災害の都度決定 (標準的な例:被害認定額の80%以内で300万円以下)	災害の都度決定 (令和元年の適用例0%)	災害の都度決定 (標準的な例:5年以内)
	施設復旧資金	漁船、漁業用施設の復旧に要する経費	災害の都度決定 (標準的な例:被害認定額の80%以内で500万円以下)	災害の都度決定 (令和元年の適用例0%)	災害の都度決定 (標準的な例:6年以内(据置2年以内))
(株) 日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	農業基盤整備資金	農地又は牧野の保全又は利用上必要な施設の復旧	当該年度に負担する額	固定金利 (適用される融資時の金利は毎月見直し)	25年 (据置10年以内)
	農林漁業セーフティネット資金	災害により必要とする経営再建費、収入減補填費等	600万円 (特認年間経営費等の6/12以内)		15年 (据置3年以内)
	林業基盤整備資金	災害による造林地の復旧	80~90%以内		30年 (据置20年以内) 20年 (据置3年以内) 15年 (据置5年以内)
		災害による林道の復旧	80%以内		
		災害による樹苗養成施設の復旧	80%以内		
漁業基盤整備資金	漁港に係る防波堤岸壁等施設、漁場、水産種苗生産施設の復旧	80%以内	20年 (据置3年以内)		
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設)  (共同利用施設)	農業施設、林業施設、水産施設の復旧、果樹の改植又は補植	1施設当たり300万円 (特認600万円、漁船1,000万円~11億円)又は負担する額の80%のいずれか低い額	変動 (毎月見直し)	15年 (据置3年以内) 果樹の改植補償は25年 (据置10年)	
	農業施設、林業施設、水産施設、等共同利用施設の復旧	80%以内		20年 (据置3年以内)	

## 第2節 ライフライン関連施設等の復旧計画

上下水道・電気・ガス・通信等の施設、工業用水道及び農林業用施設また道路・河川・港湾等の公共土木施設は、それぞれ都市生活及び生産の基盤であり、社会経済活動の基幹となるものである。

これらの施設については、災害直後の応急復旧の後、社会全般が落ち着いた段階で将来計画も踏まえた施設等の復旧を行うものとする。

### 1 水道施設（総合企画部、企業局）

応急復旧が一段落し給水が確保された段階で、水道事業の正常化を図るため総合的に施設の復旧を行う。

#### (1) 復旧対策

復旧工事は、特に次の点に留意して進めるものとする。

- ア 取水・導水・浄水施設及び管路等の重要施設について最優先で復旧を行う。
- イ 施設の耐震化を図る。
- ウ 管路は多系統化、ブロック化及びループ化を基本とする。
- エ 市町村の計画的復興に伴う施設の整備を図る。

#### (2) 漏水防止対策

配水の正常化を図るため、早急に漏水防止対策を行う。

- ア 漏水調査を実施する。
- イ 調査に基づき、漏水修理計画を作成し実施する。  
この場合は次の点に留意する。
  - (ア) 漏水の多発している管路は布設替えを行う。
  - (イ) 修理体制を整備し、断水時間の短縮、住民への広報、保安対策に万全を期する。

### 2 下水道施設（県土整備部）

災害の本復旧は、応急復旧終了後、本復旧のための調査を実施し、調査結果に基づいて復旧計画を策定し、工事を実施する。

### 3 電気施設

原則として復旧の順位は、人命にかかわる施設、対策の中核である官公署、県民生活の安定のために重要な報道機関、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害の状況、施設復旧の難易度を勘案し、電力供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

#### (1) 火力発電設備

- ア 系統に影響の大きい発電所
- イ 局配負荷供給上必要な発電所

#### (2) 送電設備

送電線路の復旧順位は次のとおりである。

- ア 全回線送電不能の主要線路
- イ         "         のその他の線路
- ウ 一部回線送電不能の重要線路
- エ         "         のその他の線路

#### (3) 変電設備

- ア 主要幹線の復旧に関する送電用変電所
- イ 都心部に送電する系統の送電用変電所
- ウ 重要施設に供給する配電用変電所

#### (4) 通信設備

- ア 給電指令回線並びに制御・保護及び監視回線
- イ 保守用回線
- ウ 業務用回線

#### (5) 配電設備

病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線を優先的に送電する。

### 4 ガス施設

ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、二次災害を防止するため、下記の手順により慎重に進める。

なお、復旧の順位として、人命にかかわる施設、対策の中核である官公庁、避難場所等の施設について優先的に復旧計画を立てるが、災害の状況、施設復旧の難易度を勘案し、ガスの供給上復旧効果の大きいものから復旧を行う。

#### (1) 被害状況の調査と復旧計画の作成

復旧計画の作成のため、次の設備について被害調査を行う。

- ア ガス製造設備
- イ 供給設備
- ウ 通信設備
- エ 需要家のガス施設

これらの調査結果に基づき、被災した製造・供給設備の修理復旧順位及び供給再開地区の優先順位を定め、復旧計画を作成する。

#### (2) 復旧措置に関する広報

復旧措置に関して安全確保のため、付近住民及び関係機関等への広報に努める。

#### (3) 復旧作業

##### ア 製造所における復旧作業

ガスの製造、供給を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、各種施設の点検を実施し、必要に応じ補修を行い各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて、ガスの製造、供給を再開する。

##### イ 整圧所における復旧作業

ガスの受入、送出を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、施設の点検、補修を行い、各設備の安全確認の後、標準作業に基づいて供給を再開する。

##### ウ 高・中圧導管の復旧作業

- (ア) 区間遮断
- (イ) 気密試験（漏えい箇所の発見）
- (ウ) 漏えい箇所の修理

##### エ 低圧導管と需要家設備の復旧作業

- (ア) 閉栓確認作業
- (イ) 被災地域の復旧ブロック化
- (ウ) 復旧ブロック内巡回点検作業
- (エ) 復旧ブロック内の漏えい検査
- (オ) 本支管・供内管漏えい箇所の修理
- (カ) 本支管混入空気除去
- (キ) 内管検査及び内管の修理
- (ク) 点火・燃焼試験

#### (4) 再供給時事故防止措置

##### ア 製造施設

ガスの製造、供給を一時若しくは一部停止した場合は、所定の点検計画に基づき、各種施設の点検を実施し、必要に応じ補修を行い各設備の安全性を確認した後、標準作業に基づいて、ガスの製造、供給を再開する。

##### イ 供給施設

ガス再供給時のガス漏えい等による二次災害を防止するための点検措置を行う。

#### ウ 需要家のガス施設

各需要家の内管検査及びガスメーターの個別点検試験を実施し、ガスの燃焼状態が正常であることを確認した後、使用再開する。

### 5 通信施設

#### (1) NTT東日本㈱における復旧の順位

災害により被災した通信回線の復旧については、あらかじめ定められた順位にしたがって実施する。

#### 重要通信を確保する機関の順位

順位	確保する機関（契約約款に基づく）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

\*上記機関において、復旧を優先する電気通信サービスは、各1回線以上とする。

電気通信サービスとは：電話サービス、総合デジタル通信サービス、専用サービス、パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）等

### 6 工業用水道施設（企業局）

工業用水を常時、安定的に供給するという役割を担う工業用水道の重要性から次の点に留意し復旧を行う。

#### (1) 復旧工程

復旧工事期間中においても受水企業の操業に支障が生じないように、平時と同様の給水量を確保することを前提として実施する。

#### (2) 浄水場等の単独施設

施設の被災状況を詳細に調査し、緊急度の高いものから更新、修繕を行う。

#### (3) 管路等施設

管路は道路占用等により布設されており、道路管理者の復旧計画、他占用事業者の復旧計画との調整、整合を図り実施する。

### 7 農林・水産業施設（農林水産部）

#### (1) 農業用施設

農業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により、被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に公共性を含めた農業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

##### ア 用水施設

(ア) 取水施設、用水路等の破壊、決壊で、これを放置すると農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

(イ) 用水路護岸の破壊で、決壊のおそれのあるもの

##### イ 貯水施設

(ア) ため池、ダム等の堤体の決壊又はそのおそれがあり、ため池、ダム等の下流の地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

(イ) 決壊したため池、ダム等を放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

##### ウ 道路施設

道路、橋梁等が被害を受けた場合、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの

## エ 排水施設

- (ア) 堤防の破壊、護岸の決壊で、地域住民及び農業生産基盤に重大な影響を与えるもの
- (イ) 護岸等の決壊で、破堤のおそれのあるもの。
- (ウ) 被害を受けた排水施設について、放置すると著しい被害を生じるおそれのあるもの

## オ 地すべり防止施設

地すべり防止施設の被災で、これを放置すると、人家、公共用及び農業用施設に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

## (2) 林業用施設

林業用施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧及び本復旧を行うものとする。特に緊急に復旧を行う必要のあるものは次のとおりである。

### ア 林道施設

林道施設の被災で、これを放置すると、林業生産基盤及び地域住民の生活用道路としての役割に重大な影響を与えるもの

### イ 林地荒廃防止施設、地すべり防止施設（治山施設）

林地荒廃防止施設、地すべり防止施設（治山施設）の被災で、これを放置すると、人家、公共用施設、道路等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

## (3) 漁港施設

漁港施設管理者は、管理する施設が災害により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。特に公共性があり漁業生産基盤上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

### ア 海岸保全施設

- (ア) 堤防の決壊又はそのおそれがあるもの
- (イ) 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- (ウ) 護岸の全壊等で、これを放置すると著しい被害が生じるおそれのあるもの

### イ 漁港施設

- (ア) 係留施設の破壊で、漁船の係留又は水揚げに重大な支障を与えているもの
- (イ) 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港交通施設による輸送不可能又は著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）
- (ウ) 漁港の埋そくで、漁船の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの
- (エ) 外かく施設の破壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

## 8 公共土木施設（県土整備部）

### (1) 道路施設

道路管理者は、道路、橋梁及び道路付属物が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うこととする。

復旧に当たっては、被害者の救命・救護活動や緊急物資の輸送に対処するため、「緊急輸送道路一次路線」を最優先に実施し、公益占用物件等の復旧計画と調整の上、行うものとする。

県は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

### (2) 河川、海岸、港湾、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

河川、海岸、港湾、砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設管理者は、管理する施設が異常な自然現象により被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、復旧を行うものとする。

特に公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある対象は次のとおりである。

ア 河川管理施設

- (ア) 堤防の決壊、護岸又は天然河岸の破壊で、住民の日常生活に重大な影響を与えているもの
- (イ) 堤防の決壊又はそのおそれのあるもの
- (ウ) 河川の堤防護岸等の脚部の深掘れで、根固めをする必要があるもの
- (エ) 河川の埋そくで、流水の疎通を著しく阻害するもの
- (オ) 護岸、床止、水門、ひ門、ひ管、排水機場又は天然の河岸の全壊等で、これを放置した場合に著しい被害を生じるおそれがあるもの

イ 海岸保全施設

- (ア) 堤防の決壊又はそのおそれがあるもの
- (イ) 堤防の前面の砂浜における土砂の流出で、根固めをする必要があるもの
- (ウ) 護岸、水門及び排水機場等の全壊等で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

ウ 港湾施設

- (ア) 係留施設の破壊で船舶の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの
- (イ) 臨港交通施設の破壊で、これによって当該臨港施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの（他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。）
- (ウ) 港湾の埋そくで、船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの
- (エ) 外かく施設の決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの

エ 砂防設備

- (ア) 砂防堰堤、床固工等の決壊又はそのおそれがあるもの
- (イ) 砂防堰堤、床固工、護岸工等の脚部の深掘れで、根固をする必要があるもの。
- (ウ) 護岸の決壊、天然河岸の著しい決壊で、これを放置すると著しい被害を生じるおそれがあるもの
- (エ) 天然河道の埋没で砂防堰堤等の築造を必要とするもので、放置すれば下流の埋そく土砂が流下し、新たな被害の生じるおそれのあるもの

オ 地すべり防止施設

地すべり防止施設の被災で、これを放置すると人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれがあるもの

カ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊危険区域内の急傾斜地崩壊防止施設の被災で、これを放置すると人家、公共施設等に被害を生じるおそれのあるもの、又はその他著しい被害を生じるおそれのあるもの

### 第3節 激甚災害の指定

県及び市町村は、大規模な災害が発生した場合には、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年9月6日法律第150号。以下「激甚法」という。）の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業及び復興計画に基づく復興事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

#### 1 激甚災害に関する調査（総務部、防災危機管理部、健康福祉部、商工労働部、農林水産部、県土整備部、教育庁）

##### （1）県

ア 県内に大規模な災害が発生した場合、知事は市町村の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係部局に必要な調査を行わせるものとする。

イ 前記アの各部局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額そのほか激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、防災危機管理部に提出するものとする。

ウ 防災危機管理部長は、前記各部局の調査を取りまとめる。

エ 関係部局は、激甚法に定められた事業を実施する。

##### （2）市町村

市町村長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

#### 2 特別財政援助額の交付手続等（総務部、農林水産部、県土整備部）

##### （1）県

激甚災害の指定を受けたときは、事業の種別ごとに激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき、関係部局は負担金を受けるための手続その他を実施するものとする。

##### （2）市町村

市町村長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部局に提出しなければならない。

## 第4節 災害復興

### 1 体制の整備(全庁)

県は、県民の生活や地域(都市)の機能、文化・産業の再建を計る災害復興事業を速やか、かつ、計画的に実施するための臨時組織として、災害復旧・復興本部を設置する。

＜資料編1-11 東日本大震災千葉県災害復旧・復興本部設置要綱＞

### 2 災害からの復興に関する基本的な考え方(全庁)

国、県、市町村などの行政の施策(公助)や自分の身は自ら守る(自助)も重要であるが、大規模災害が発生し地域の復興を目指すためには、人と人との支え合い、地域の全ての主体が復興に向けて連携する(共助)ことなど、地域住民・企業・団体等の相互の連携、「絆」が重要である。

平成23年3月に発生した東日本大震災は、被害が甚大であったことから、単なる原状回復である「復旧」にとどまらず、将来に向けて地域を活性化させる「復興」までを視野に取り組みこととし、復興に係る基本的な考え方や今後の施策の方向性を取りまとめた「千葉県震災復旧及び復興に係る指針」を作成した。

県は、今後起こりうる大規模災害に対応するため、この指針を参考に、災害復興の理念、事業内容に関する研究に努めるとともに、早期かつ的確な復興まちづくりに重要となる、市町村の事前復興まちづくり計画の策定を支援する。

また、大規模災害からの復興に関する法律が適用される大規模災害が発生したときは、国、県、市町村は、それぞれの役割分担の下、必要に応じて同法を活用し、被災者の生活再建、地域経済の復興及び将来にわたって安全な地域づくりを一体的に進め、迅速な復興を図るものとする。

### 3 想定される復興準備計画(全庁)

以下の復興計画を実効ある内容と住民の立場に立ったより効果的なものにするためには、被災後の各方面からの復興調査が重要になってくる。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、津波により太平洋岸の地域が、液状化により東京湾岸の埋立地や河川沿いの低地が大きな被害を受けるなど、地域の特性や被害の状況に応じた復興対策が重要となったことを踏まえ、事前に各方面からの復興に関する調査、研究、検討を行い、実災害に対応できるよう備えておく。

#### (1) くらしの復興

被災者の自立を尊重し、当面の生活資金の支援から生業支援、雇用対策などの被災者の生活再建支援を中心とした施策を盛り込む。

また、被災者の心身の健康の回復は、全ての基礎となることから医師・保健師等の巡回診断、心的外傷やPTSD(心的外傷後ストレス障害(PostTraumatic Stress Disorder))等、被災者、被害者に対する心のケアの重要性の認識など健康・福祉面でのきめ細かい支援を向上させる。

#### (2) 都市の復興

壊滅的な被害を受けた都市の復興については、生活の基礎地盤となる都市(地域)社会の継続の必要性和都市(地域)機能の回復の観点から、より質的向上を念頭に入れた、まちづくりを進める。

そのためには、迅速で将来を見越した被災地の建築制限、行政と県民とが協働した都市計画の策定を目指す。

都市(地域)の特性、それぞれの歴史、文化を途絶えることなく継承するとともに、さらに、その特性を考慮した対策をとり、より発展できるよう心がける。

#### (3) 住宅の復興

被災者が、生活の拠点となる住まいを確保すること、宅地及び住宅の復旧は、被災者の自立を促すこととなり、復興の礎となる。被災者が自力での住宅再建を支援することを中心に、民間住宅の斡旋・補助、公的住宅の建設など多岐にわたり検討し、被災者の将来設計に合致した住まいの

復興を支援する。

(4) 産業の復興

地域の産業は、基幹産業のみならず、すべてにおいて地域の中心であり、地域の活力の源である。その産業(事業者)が被災し、操業(営業)の停止を余儀なくされた場合、融資制度の活用などによる財政的な支援とともに、賃貸工場・店舗の提供などの措置を検討する。また、産業間を結ぶ流通、通信の復興については、できるだけ迅速な復旧・復興を支援する。

県の重要な産業である観光、農業、漁業などにおいても復興を支援する観点からの積極的な情報の発信、マイナスイメージを払拭するイベントの開催や宣伝など産業の復興を側面から支援する。

4 復興対策の研究、検討(全庁)

今後起こりうる大規模災害に対して、着実かつ円滑な復旧対策を実施するため、以下の東日本大震災に係る政策課題ごとの復興施策の方向性を参考にし、震災後の対策や活動内容について事前に検討し、定めておくものとする。また、その際、民間事業者等、関係機関の意見を聴取するよう、努める。

(1) 防災・危機管理体制の強化

- ア 防災対策の充実・強化
- イ 関係機関との連携強化
- ウ 地域コミュニティの活性化

(2) 災害に備えた保健医療福祉分野の体制の強化・充実

- ア 医療提供体制の整備
- イ 福祉サービス提供体制の整備
- ウ 健康の維持・増進、心のケア・地域支え合い体制の整備
- エ 子育て支援サービスの提供体制の整備

(3) 教育分野における防災体制の充実

- ア 教育施設の早期耐震化推進
- イ 防災教育の一層の充実
- ウ 学校における災害発生時の児童生徒等に対する支援の充実

(4) 農林水産業の再生と発展

- ア 農林水産業の生産力の強化と担い手づくりの推進
- イ 千葉県産農林水産物の魅力発信
- ウ 緑豊かで活力ある農山漁村づくりの推進
- エ 自然災害対策の推進

(5) 商工業・観光業等の再生と発展

- ア 商工業の再生及び成長支援
- イ 観光業の再生
- ウ 就労支援及び雇用創出の推進

(6) 地震・津波・液状化等の災害に強いまちづくり

- ア 安全なまちづくりの推進
- イ 公共土木施設の防災機能の強化
- ウ 交通ネットワークの機能強化
- エ 上下水道施設等ライフラインの機能強化

# 千葉県地域防災計画

## 第4編 放射性物質事故編

本編は、第1編総則で示された目的や基本的な考え方にに基づき、放射性物質事故の予防対策や応急対策等について定めたものである。

県（全庁）、市町村

## 第1章 基本方針

本県には、「原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号）」（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所のほか、核原料物質使用事業所や核燃料物質使用事業所が存在している。

また、本県は、「原子力災害対策指針（平成24年10月31日原子力規制委員会決定）」（以下、「対策指針」という。）上、県外の原子力事業所の「緊急的防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone）」には入っていない。

さらに、核原料物質、核燃料物質若しくはこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）又は放射性同位元素若しくはこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱いや原子力艦寄港の状況を把握することも、国の所掌事項となっており、本県及び県内市町村は、核燃料物質等又は放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、県民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだところである。さらに、局所的に放射線量の高い箇所が確認され、土壌等の除染等の措置が必要となったほか、汚染された廃棄物の処分方法などの問題が生じたところである。

これらを受け、千葉県地域防災計画に、放射性物質取扱事業所及び防災関係機関の予防対策、応急対策及び復旧対策について定めるものとする。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては別途定める放射性物質事故対応マニュアルによるものとする。

放射性物質事故対策については、現在、国等において各種の対策を検討しているため、今後もそれらの動向を踏まえ、本計画を修正するものとする。

- ※ 核原料物質：原子力基本法（昭和30年12月19日法律第186号）第3条第3号に規定する核原料物質をいう。
- ※ 核燃料物質：原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう。
- ※ 放射性同位元素：放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素をいう。
- ※ 原子力事業所：原災法第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう。
- ※ 核燃料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第52条の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所をいう。
- ※ 核原料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。
- ※ 放射性同位元素等使用事業所：放射性同位元素等の規制に関する法律第3条第1項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第3条の2第1項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。

※ 放射性物質取扱事業所：原災法に規定される原子力事業所をはじめ、放射性物質を取り扱う事業所全般をいう。

<資料編 9-1 県内の核燃料物質使用事業所の現状>

<資料編 9-2 県内の放射性同位元素等使用事業所の現状>

<資料編 9-3 近隣地域の原子力施設等（原子力艦含む）の現状>

## 第2章 放射性物質事故の想定

県内の放射性物質取扱事業所で取り扱っている核燃料物質の種類及び量から、これらの事業所において、大量の放射線が放出される事故の可能性はないことから、地震、津波、火災等の自然災害などに起因する事故を想定する。

また、核燃料物質の運搬に伴う事故については、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出されることなどを想定する。

さらに、茨城県等に立地している原災法に規定される原子力事業所については、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。

原子力艦については、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故などを想定する。

## 第3章 放射性物質事故予防対策

### 1 県内の放射性物質取扱事業所の把握

県及び市町村は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所の所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

### 2 情報の収集・連絡体制の整備

県及び市町村は、国、関係市町村、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制にするものとする。

### 3 通信手段の確保

県及び市町村は、放射性物質事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線等の通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携の確保を図るものとする。

また、電気通信事業者は、県、市町村等の防災関係機関の通信確保を優先的に行うものとする。

### 4 応急活動体制の整備

#### (1) 職員の活動体制

県及び市町村は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ災害対策本部又は応急対策本部を設置できるよう整備を行うものとする。

#### (2) 防災関係機関の連携体制

県及び市町村は、応急活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。また事故の状況によっては、消火活動等において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、県は必要に応じて専門家の助言が得られるよう、国その他の関係機関との連携を図るものとする。

また、県は、近隣及び県内関係市町村による消防相互応援体制の整備に努めるものとする。

#### (3) 広域応援体制の整備

放射性物質事故が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合があるため、県は、他都県との応援協定等により、広域応援体制を整備、充実するものとする。

#### (4) 防護資機材等の整備

県、市町村、警察、消防機関及び核燃料物質使用事業所の事業者は、核燃料物質事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスクなどの防護資機材、また、放射線測定器等の整備に努めるものとする。

また、核燃料物質による汚染の拡大防止と除染のための資機材及び体制の整備に努めるものとする。

### 5 環境放射線モニタリング体制の整備

#### (1) 平時における環境放射線モニタリングの実施

県は平時の空間放射線量率のデータを国と連携して収集し、緊急時における対策の基礎データとするものとする。また、モニタリングポスト等の測定データについては、ホームページ等で情報を公開するものとする。

#### (2) 放射線測定器等の整備

県は平時又は緊急時における県内の環境に対する放射性物質又は放射線による被害が発生又は発生するおそれがある場合に備え、放射線測定器、検出器等を整備するものとする。

## 6 緊急時被ばく医療体制の整備

### (1) 被ばく治療可能施設の事前把握

県は、あらかじめ県内の医療機関に対して、放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する施設・設備等の有無について把握するものとする。また、必要に応じて県外のこれらの施設・設備を備える医療機関との連携を図っておくものとする。

県及び市町村は、あらかじめ県、市町村（消防機関）と医療機関及び医療機関相互の連絡体制を整備するものとする。

### (2) 被ばく傷病者等搬送体制の整備

県は、放射性物質事故が発生し、被ばく傷病者等を早急に医療機関に搬送する必要がある場合や、県内の医療機関では対応しきれない被害が発生した場合等に備えて広域応援体制の整備に努めるものとする。

### (3) 緊急時被ばく医療資機材等の整備

県は、放射性物質事故発生時における円滑な医療活動を実施するため、必要な医療資機材等の整備に努めるものとする。

### (4) 航空による防災体制の確保

県は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所のヘリコプター離着陸場を活用し、防災体制の確保を行うとともに、既存のヘリコプター離着陸場適地を活用し、ヘリコプター離着陸場の確保を図るものとする。

## 7 退避誘導体制の整備

市町村は、県内外の放射性物質事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導体制の整備に努めるものとする。

また、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、平時より、要配慮者に関する情報の把握・共有、退避誘導体制の整備に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

警察又は海上保安庁は、市町村の職員が現場にいないとき、また、これらの者から要求があったときは、市町村の職権を行うものとする。この場合、警察又は海上保安庁は直ちにその旨を市町村へ通知するものとする。また、災害派遣を命ぜられた自衛隊の職務の執行についても、市町村が現場にいない場合に限り、市町村の職務の執行について準用する。この場合、自衛隊は直ちにその旨を市町村へ通知するものとする。

道路管理者は、警察及び他の道路管理者等との連絡調整を行い、退避経路上の交通障害となる物件を排除し、住民等の事故現場周辺からの退避について円滑化を図るものとする。

## 8 広報相談活動体制の整備

県は、放射性物質事故発生時に、教育施設、社会福祉施設等への連絡体制を確立するとともに県民等からの問い合わせに係る窓口の設置や市町村・報道機関を通じ、県民等に迅速かつ円滑に情報が伝達できるよう、平時から広報相談活動体制を整備するものとする。

## 9 防災教育・防災訓練の実施

### (1) 防災関係者への教育

県及び市町村は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質事故に関する教育を実施するものとする。

### (2) 県民に対する知識の普及

県及び市町村は、放射性物質事故の特殊性を考慮し、住民に対して平時から放射性物質事故に関する知識の普及を図るものとする。

### (3) 訓練の実施

県及び市町村は、専門家等を活用し、放射性物質事故を想定した訓練を実施するものとする。

## 10 県内事業所における事故予防対策

### (1) 核燃料物質使用事業所

#### ア 核燃料物質に関する事故対応計画の策定

核燃料物質使用事業所の事業者は、県地域防災計画及び各事業所の所在する市町村の地域防災計画との整合性を図りつつ、核燃料物質に関する事故対応計画を策定するよう努めるものとする。

#### イ 放射線監視体制の強化

核燃料物質使用事業所の事業者は、必要に応じ、放射線測定器の整備・充実を図るとともに、平時における放射線量等の把握に努めるものとする。

#### ウ 放射線防護に関する従業員教育

核燃料物質使用事業所の事業者は、従業員に対して、放射線防護に関する教育・訓練を積極的に行うものとする。

#### エ 通報体制の整備

核燃料物質使用事業所の事業者は、放射性物質事故が発生又は発生するおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、市町村、県及び国に対する通報連絡体制を整備するものとする。

### (2) 県内の核原料物質使用事業所及び放射性同位元素等使用事業所

核原料物質使用事業所及び放射性同位元素等使用事業所の事業者は、何らかの要因により、放射性物質の漏洩等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ消防機関、警察、市町村、県及び国に対する通報連絡体制の整備に努めるものとする。

## 第4章 放射性物質事故応急対策

### 1 情報の収集・連絡

#### (1) 県内の放射性物質取扱事業所における事故に係る情報の収集・連絡

放射性物質取扱事業所の事業者は、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には、速やかに以下の事項について、県、所在市町村、警察、消防機関及び国の関係機関に通報するものとする。

また、事故情報等については、随時、連絡を行うものとする。

- ア 事故発生の時刻
- イ 事故発生の場所及び施設
- ウ 事故の状況
- エ 放射性物質の放出に関する情報
- オ 予想される被害の範囲、程度等
- カ その他必要と認める事項

県は、放射性物質取扱事業所の事業者等から受けた情報を直ちに火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）に基づき総務省消防庁に報告するとともに、併せて文部科学省に連絡するものとし、必要に応じ、所在市町村など関係機関等と対応策を協議するものとする。

また、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構に対し、必要に応じ、環境放射線モニタリング等活動及び緊急時被ばく医療について、協力要請を行うものとする。

#### (2) 県内の放射性物質の事業所外運搬中の事故に係る情報の収集・連絡

原災法に規定される原子力防災管理者は、県内における核燃料物質の運搬中の事故による特定事象（原災法第10条第1項の規定により通報すべき事象）発見後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに県、事故発生場所を管轄する市町村、警察、消防機関及び国の関係機関に（1）ア～カの内容について通報するものとする。

県は火災・災害等即報要領や原災法に基づき、事故情報等を総務省消防庁に報告し、併せて、原災法第7条に規定する関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。

#### (3) 県外の原子力事業所及び原子力艦事故に係る情報の収集・連絡

原災法第15条の規定による原子力緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、又は、「原子力艦の原子力災害対策マニュアル（平成16年8月25日中央防災会議主事会議申合せ）」に基づく原子力艦緊急事態が国から発表された場合、県は、国や事故の所在都道府県などから情報収集を迅速に行うものとする。

#### (4) 未確認の放射性物質が発見された場合の連絡

未確認の放射性物質が発見された場合は、発見者は文部科学省に速やかに通報するものとする。

### 2 事業者による応急対策活動の実施

#### (1) 放射性物質取扱事業所における事故への応急対策活動

放射性物質取扱事業所の事業者は、汚染の広がり及び汚染の除去等、放射線障害を防止するために直ちに必要な措置を講ずるものとする。

#### (2) 放射性物質の事業所外運搬での応急対策活動

原子力事業所の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、緊急時モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速により行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者による要員の派遣及び資機材の提供に係る要請を行うものとする。また、上記以外の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、上記に準じて必要な対策を行うものとする。

### 3 緊急時における環境放射線モニタリング等活動の実施

県は、必要に応じて、関係部局による放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の専門家の指導又は助言を得て、以下の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時の環境放射線モニタリング活動を行うなど、放射性物質による環境等への影響について把握するものとする。

#### 【緊急時における環境放射線モニタリング等活動の実施項目】

- (1) 大気汚染調査（環境生活部）
- (2) 水質調査（総合企画部、健康福祉部、環境生活部、企業局）
- (3) 土壌調査（環境生活部、農林水産部）
- (4) 農林水産物への影響調査（農林水産部）
- (5) 食物の流通状況調査（健康福祉部、農林水産部）
- (6) 市場流通食品検査（健康福祉部）
- (7) 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査（農林水産部）
- (8) 廃棄物調査（総合企画部、環境生活部、県土整備部、企業局）

（注）この他、施設等の管理者は、必要に応じて、大気汚染調査、水質調査及び土壌調査を実施するものとする。

### 4 放射性物質事故応急対策本部・災害対策本部の設置

県は、必要に応じて放射性物質事故応急対策本部又は災害対策本部を設置するものとする。  
なお、県における配備基準は、別表のとおりとする。

### 5 情報の分析・整理

県は、収集した情報を的確に分析・評価するため、必要に応じて専門家の派遣要請ができるよう、国及び関係機関との連携を図るものとする。

### 6 避難等の防護対策

県は、緊急時における環境放射線モニタリング等活動の結果など必要な情報を関係市町村に提供する。また、環境放射線モニタリング結果などから、原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針「表3 O I L (Operational Intervention Level) と防護措置について」に該当すると認められる場合は、国の指示等に基づき、当該市町村に対し連絡又は必要に応じて退避・避難を要請するものとする。

市町村は、放射性物質の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、状況に応じて、住民に対して「屋内退避」又は「避難」の措置を講ずるものとする。

### 7 緊急輸送

県は、放射性物質事故による被害発生時における円滑な応急活動を実施するため、関係機関と相互に連携のうえ、種々の緊急を要する輸送需要に迅速かつ適切に対応するものとする。また、必要に応じ、航空応援の要請を行うものとする。

### 8 緊急時被ばく医療対策

県は、必要に応じ、国、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の協力を得て緊急時被ばく医療対策を行うものとする。

### 9 広報相談活動

県は、放射性物質事故が発生した場合、環境放射線モニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ県民等からの問い合わせに係る窓口を設置し、広報相談活動を行うものとする。

- (1) 情報の伝達は、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車、千葉県ホームページ（連動する各種インターネットサービスを含む）、県公式SNS、千葉県防災ポータルサイト等により行うものとする。
- (2) 県民等（外国人を含む）からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応するため、必要に応じ、健康相談に関する窓口や総合窓口を開設するものとする。

また、市町村は、地域住民が必要とする環境放射線モニタリング結果などの情報を迅速かつ的確に広報するとともに、相談活動に努めるものとする。

#### 10 飲料水及び飲食物の摂取制限、出荷制限等

県、市町村等は、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染され又は汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行うものとする。

参考 食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準

対 象	放射性セシウム（セシウム134及びセシウム137）
飲料水	10ベクレル/キログラム
牛乳	50ベクレル/キログラム
乳児用食品	50ベクレル/キログラム
一般食品	100ベクレル/キログラム

#### 11 消防活動

県内の放射性物質取扱事業所において火災が発生した場合においては、当該事業者は従事者の安全を確保するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

消防機関においては、当該事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに安全性の確保に努め迅速に消火活動を行うものとする。

#### 12 広域避難

県は、市町村や都道府県の区域を越える被災者の広域避難に関する支援要請又は受入れに係る手続を円滑に行うものとする。

##### (1) 広域避難の調整手続等

###### ア 県内市町村間における広域避難者の受入れ等

市町村の区域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、当該広域避難を要する被災者の受入れについて、他の市町村長に協議するものとし、協議を受けた市町村は同時被災など受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れるものとする。県は、被災市町村の要請があった場合には、受入れ先市町村の選定や紹介、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援するものとする。

###### イ 都道府県域を越える広域避難

県域を越えて広域的な避難をすることが必要となる場合には、県は被災市町村からの要請に応じ、他の都道府県に対して受入れを要請するなどの協議を行い、運送事業者の協力を得て被災者の運送を行う等被災市町村を支援するものとする。

協議先の都道府県の選定に際して必要な場合には、県は国を通じて、相手方都道府県の紹介を受けるものとする。

なお、他の被災都道府県から本県に対して広域避難者の受入れの協議等があった場合には、県内市町村との調整を行い、受入れ先を決定するとともに、広域避難者の受入れを行う市町村を支援するものとする。

(2) 広域避難者への支援

県は、東日本大震災での県外避難者の受入れの経験等をもとに、支援を行うものとする。

ア 避難者情報の提供

住所地（避難前住所地）の市町村や都道府県では、避難者の所在地等の情報把握が重要となっている。

避難者を受け入れた県及び市町村は、避難者から、避難先の市町村へ避難先等に関する情報を任意にいただき、その情報を避難前の都道府県や市町村へ提供し、避難者への支援を円滑かつ効果的に行う。

イ 住宅等の滞在施設の提供

受入れ先市町村における公共施設等の受入体制を補完するため、県及び市町村は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

ウ 被災者への情報提供等

市町村は、被災者台帳の活用等により、被災者の居所の把握等情報収集を行うとともに、地域外避難者に対し広報紙の送付やインターネット等による情報提供に努める。

所在が確認できる広域避難者については、受入先都道府県、市町村と連絡を密にし、情報、サービスの提供に支障が生じないよう配慮する。

参考 原子力災害対策指針「表3 OILと防護措置について」

	基準の種類	基準の概要	初期設定値※1			防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h			数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
			(地上1m で計測した場合の空間放射線量率※2)			
	OIL4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線: 40,000 cpm※3			避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
			(皮膚から数cm での検出器の計数率)			
			$\beta$ 線: 13,000cpm※4【1ヶ月後の値】			
			(皮膚から数cm での検出器の計数率)			
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※5 の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ Sv/h			1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。
			(地上1m で計測した場合の空間放射線量率※2)			
飲食物摂取制限※9	飲食物に係るスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ Sv/h※6			数日内を目途に飲食物中の放射性核種濃度を測定すべき区域を特定。
			(地上1m で計測した場合の空間放射線量率※2)			
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種※7	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、 魚、その他	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施。
			放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg※8	
			放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
			プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg		

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いる OIL の値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には OIL の初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

O I L 1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 1の基準値を超えた場合、O I L 2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がO I L 2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられているβ線の入射窓面積が20cm<sup>2</sup>の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm<sup>2</sup>相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm<sup>2</sup>相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※6 実効性を考慮して、計測場所の自然放射線によるバックグラウンドによる寄与も含めた値とする。
- ※7 その他の核種の設定の必要性も含めて今後検討する。その際、IAEAのGSG-2におけるO I L 6を参考として数値を設定する。
- ※8 根菜、芋類を除く野菜類が対象。
- ※9 IAEAでは、飲食物摂取制限が効果的かつ効率的に行われるよう、飲食物中の放射性核種濃度の測定が開始されるまでの間の暫定的な飲食物摂取制限の実施及び当該測定の対象の決定に係る基準であるO I L 3等を設定しているが、我が国では、放射性核種濃度を測定すべき区域を特定するための基準である「飲食物に係るスクリーニング基準」を定める。

【別表】

1 配備基準

		放射性物質事故
(情報収集体制・災害即応体制)	設置する本部	放射性物質事故応急対策本部（本部長：防災危機管理部長） ※防災危機管理部長が必要と認めたとき
	配備基準	放射性物質事故により被害が発生又は発生が予想される場合で、本部長（防災危機管理部長）が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本庁 防災対策課 危機管理政策課 消防課 産業保安課 学事課 水政課 健康福祉政策課 医療整備課 薬務課 環境政策課 大気保全課 水質保全課 農林水産政策課 販売輸出戦略課 環境農業推進課 畜産課 森林課 企業局水道部浄水課 病院局経営管理課 教育庁企画管理部教育総務課
		出先機関 (関係各部署等において必要と認めたとき) ※4
(災害対策本部第1(本部第3配備))	設置する本部	災害対策本部（本部長：知事） ※知事が必要と認めたとき
	配備基準	放射性物質事故により重大な被害が発生し、本部長（知事）が必要と認めたとき。
	配備を要する課等	本庁 災害即応体制に加えて 秘書課 総務課 政策企画課 報道広報課 健康づくり支援課 疾病対策課 衛生指導課 循環型社会推進課 廃棄物指導課 経済政策課 生産振興課 耕地課 水産課 漁業資源課 県土整備政策課 道路環境課 河川整備課 河川環境課 港湾課 公園緑地課 下水道課 住宅課 出納局 企業局管理部総務企画課 企業局工業用水部施設設備課 企業局土地管理部土地事業調整課 出先機関 災害即応体制と同じ。必要に応じて関係機関で増強する。
<p>※配備の特例措置</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」以外の課等の配備を指示するものとする。</li> <li>2 知事（防災危機管理部長）は、状況に応じて「配備を要する課等」であっても当該課等の配備の内容を変更し、又は解くことができる。</li> <li>3 配備体制を強化する必要があると知事が認めたときは、より上位の配備体制を指示することができる。</li> <li>4 出先機関においては、管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。</li> </ol> <p>※議会事務局には連絡のみ行う。</p>		

2 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害の現地における応急対策を推進する上で必要があると認めたときは、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、災害の現地を所管する県災害対策本部支部と連携し、災害の状況に応じた応急対策を迅速・機動的に実施する。

3 災害対策本部と市町村及び防災関係機関との連携

市町村又は県は、災害の現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、合同調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

## 第5章 放射性物質事故復旧対策

### 1 汚染された土壌等の除染等の措置

県及び市町村は、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等の除染等の措置を行うものとする。

放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、関係市町村及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染等の措置を行うものとする。

### 2 各種制限措置等の解除

県、市町村等は、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除するものとする。

### 3 被災住民の健康管理

県及び市町村は、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施するものとする。

### 4 風評被害対策

県は、国、市町村等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより風評被害の発生を抑制するものとする。

### 5 廃棄物等の適正な処理

県は、国、市町村等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずるものとする。